

平成25年 12 月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成25年12月 9日 開会

平成25年12月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成25年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年12月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 第 3号議案 飯島町町民カード条例等の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 平成25年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第 8 第 5号議案 平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 第 6号議案 平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 第 7号議案 平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8号議案 平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9号議案 平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 平成25年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 北沢正文  | 2番 坂本紀子  |
| 3番 本多昇   | 4番 中村明美  |
| 5番 浜田稔   | 6番 久保島巖  |
| 7番 橋場みどり | 8番 竹沢秀幸  |
| 9番 三浦寿美子 | 10番 折山誠  |
| 11番 堀内克美 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議開会

開 議 議 長	平成25年12月9日 午前9時10分 おはようございます。 町当局、並びに議員各位におかれましては大変ご苦勞様です。これから平成25年12月飯島町議会定例会を開会いたします。 議員各位におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 開会にあたり、町長からごあいさつをいただきます。
町 長	おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成25年11月12日付飯島町告示第93号をもって平成25年12月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 今年も余すところ20日余りとなりました。この一年、議員並びに町民の皆様には町の行政運営に対しましてご理解ご協力を賜り、計画いたしました事務事業がほぼ順調に遂行されておりますことに対しまして厚くお礼を申し上げる次第であります。この一年を振り返ってみますと、多くの尊い命が失われた東日本大震災から復興、立ち直りもまだまだ道半ばまでも行かず、未だ行方不明となっている方が約2,600人、原発事故等による放射能汚染問題の中、不便な避難生活を余儀なくされている方も依然270,000人を超えたまま3度目の厳しい冬を迎えようとしています。 国政におきましては昨年12月の衆議院選挙において政権が交代となり、安倍政権が誕生をして早1年が経過しようとしているとともに、7月に参議院選挙におきましても同様の結果となり安定多数の下に衆参ねじれ現象が解消はされましたが、その一方で今回の特定秘密保護法案の審議、採決や国会議員要人の不穏当な発言など、一部に拙速、独善的な面もあり今後の政局運営に不安を感じているところでもございます。 さて、内閣府が発表いたしました11月の月例報告によりますと、輸出はこのところ弱含んではいるものの生産は緩やかに増加し、設備投資は非製造業を中心に持ち直しが進み、企業収益では大企業を中心に更に改善し、景気は緩やかに回復をしつつあるというふうにされております。更に雇用情勢の改善とともに個人消費も持ち直し傾向にあり、物価の動向を総合してみますとデフレ状況ではなくなりつつあるというふうにされております。先行きにつきましては輸出が持ち直しに向い、各種政策の効果が発現する中で家計所得や投資の増加傾向が続く、景気回復の動きが確かなものになることが期待をされ、また来年4月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要等の面もありますが、反面で発展途上国を中心とした海外景気の下ぶれが引き続き日本の景気を下押しするリスクともなっております。 一方、10月の上伊那地域の月間有効求人倍率であります、0.88倍となっております。

ます。本年6月頃までは0.6倍前後に推移をしておりましたが、7月頃より改善傾向が見えてきたところでもあります。全国の平均は0.98倍、長野県の平均は0.91倍を若干下回っておりますが、昨年同時期の0.2倍の状況からは大きく改善しつつあります。今後も雇用関係がより改善することに大いに期待をしておるところでございます。このような内外の経済情勢を踏まえて、政府は去る5日、総額5兆5,000億円、事業費ベースで18兆円に上る経済対策補正予算の方針を決定をいたしました。これらの着実な執行により景気が下ぶれすることなく、一日も早く地方にも実感として波及し経済がより一層好転することを期待するとともに、町といたしましても懸案の事務事業がこれらの有効な経済対策を活用した取り組みを行うよう、極力まあ行うように職員にも指示をしておるところであります。また、政府は農業の日本型直接支払い制度や経営所得安定対策の見直しを含む平成26年度以降の水田農業政策を明らかにいたしました。経営所得安定対策の見直しについて農業農村の多面的機能に着目した新たな直接支払い制度が具体化され、法制化に向けた取り組みがされることは持続可能な農業農村の実現に向けた第一歩とも思われます。米の直接支払い交付金の減額と日本型直接支払い制度の措置に併せて、飼料用米、米粉用米対策等が強化されますが、これには需要と供給、また10アール当たり最大105,000円の交付金の多寡、多い少ないのことや、将来的にこのことが果たして持続可能であるかどうかというようなことの議論もありまして、今後現場の取り組み状況や定着状況を踏まえて新たな政策が機能するためには、水田フル活用として誘導していくことから多収性の品種の選定など、産地づくり交付金を含めて国の万全な予算の確保が必要と思われます。また半世紀近くに亘って続いてまいりましたいわゆる減反制度の見直しであります、5年後を目途に現在行っております農家への生産数量割り当てを廃止するとともに、メリットとしても考えられてまいりました個別所得補償制度も廃止をするということとされております。当面、米の直接支払い交付金は2014年度産米から7,500円と従来の約半額となりまして、主食米生産の抑制に対するメリットも少なくなることから、生産過剰により価格が下がることも考えられます。このようにならないためにも国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産調整にあたって国が引き続き関与するとともに、必要に応じた生産が行える状態になるよう行政、営農センター、JA、生産者団体、農家等が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠であります。また、この取り組みの前提となります水田フル活用や地域の担い手づくりの充実など、現場において円滑な対応ができるよう国での取り組みを切に願うところでもあります。このように日本の米を中心とした農業においてはTPP問題とともに一大変革期を迎えつつあるように感じておりますとともに、今後の動向について重大な関心を持って注視をし、町といたしましても必要な対応をしていかなければならないというふうと考えておる次第でございます。

若干長くなりましたけれども、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が2件、条例案件1件、予算案件7件、計10件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、11番 堀内克美議員、1番 北沢正文議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保島議会運営委員長。

議会運営委員長 議会運営委員会から委員長報告を申し上げます。平成25年11月12日飯島町告示第93号により本日12月9日召集されました12月定例会につきまして、去る11月22日午後1時30分より議長、副議長、並びに町側から町長、副町長、総務課長のご出席をいただき、議会運営委員会を開催し協議いたしました。初めに会期について申し上げます。本定例会に提出された議案はただいま町長がご報告ありましたように、人事案件2件、条例案件1件、補正予算等予算案件7件、計10件であります。陳情・請願は5件ございました。案件の内容からいたしまして、会期は本日から12月17日までの9日間が適当であると協議いたしました。なお、審議方法につきましては10件の案件とも本日即決が適当であると決しました。陳情・請願につきましては1件を文書配布にし、4件を所管の常任委員会で審査するというにいたしました。以上、議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。議員各位におかれましてはご賛同とご協力をお願いいたしましてご報告といたします。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月17日までの9日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から12月17日までの9日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。久保島委員長、自席へお戻りください。

議長 会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に請願・陳情等の受理について報告いたします。本日まで受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条および第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託しました。

次に監査委員からお手元に配布のとおり、平成25年度定期監査の報告がなされております。

次に例月出納検査の結果について報告いたします。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

[山田教育長 退席]

議長 会議を再開いたします。

議長 日程第4 第1号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては現在委員として、また教育長としてお務めをいただいております山田敏郎氏が、この12月25日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として現下の山積する多くの教育課題に対処をいただくため、経験のある、また人格識見とも適任と考えまして、山田敏郎氏を引き続き委員として任命をいたしたく議会の同意をお願いするものであります。なお任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により平成25年12月26日から平成29年の12月25日までの4年間でございます。よろしくご審議をいただきまして全員のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 本案は討論を省略し、これから第1号議案教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。

議長 起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 暫時休憩といたします。

[山田教育長 入場 右側最後列の席へ着席]

議長 会議を再開いたします。

議長 ここで、ただいま教育委員会委員に選任同意されました、山田敏郎さんからご挨拶をいただきます。

[山田教育長 登壇あいさつ]

教育長 おはようございます。ただいまは私の教育委員としての任命をご同意いただきましてありがとうございます。身の引き締まる思いでございます。これまで6年半飯島町の教育行政を務めさせていただきました。この間、教育や社会の環境は目まぐるしいほどに動いてまいりました。教育基本法の改正、学力実態調査、また、いじめ問題に端を発した教育委員会のあり方そのものも問われているこの頃でございます。こうした課題の多い教育にあつて私はこれからも子どもの最善の利益は何であるかを考え求めつつ、任されました飯島町の教育を推進してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。自席へお戻り下さい。

議長 日程第5 第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価審査委員は当該町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任をすることとされておりまして、任期は3年ということで地方税法の規定に定められております。現在町では堀越寿一氏、上原靖一氏、堀越利一氏の3名が在任中ではありますが、その内、上原靖一氏が平成25年12月20日に任期満了となります。満了後の委員として経験のある、また人格識見とも適任者と考えて、上原靖一氏を引き続き委員として選任をいたしたく議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、議員全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これから第2号議案飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。

起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第6 第3号議案飯島町町民カード条例等の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第3号議案飯島町町民カード条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は上伊那広域連合構成市町村がそれぞれ設置し、現在も稼働している伊那市高遠町総合支所、宮田村役場、そして飯島町役場の証明書自動交付機が平成26年3月31日をもって全部廃止され、翌4月1日からこれに代わりましてコンビニエンスストアに設置されている多機能端末機による住民票及び印鑑証明書の交付に移行するにあたりまして、使用する機器及びカード並びに費用に掛かる規程を整備するものでございます。このため関連する飯島町町民カード条例、飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例、飯島町手数料条例を一括改正するものでございます。細部につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番

中村議員

1つ確認と3点ほど質問をいたします。この内容を一応私も見たんですけども、ちょっと1点確認をさせていただきます。あの現在、町民カードといいますか住基カードが配布されているわけですけども、そのカードはまだ有効期限が来年以降もある人はそのままコンビニで使用できるという認識でよろしいのか確認したいと思います。また次に3点ほど質問をいたします。今あの課長の方から説明がありましたけれども、住民票と印鑑証明書以外は自動交付機でできていたものが取得証明書、納税、資産、軽自動車、戸籍謄本・抄本の証明書、この5点ほども自動支払い機で交付を受けることができたわけなんですけれども、この5点ができなくなるということになると大変住民の皆さんが不都合を生じるのではないかというふうに思います。それに対する対応等は町として考えているのか。またこのような同じことが各近隣のですね、市町村でも行われているのかどうか。対応として夜間とか休日の対応を考えているのか伺います。2点目としてはコンビニ交付によることによって費用対効果等はどのくらいあるのか試算しているのか伺います。最後の3点目はコンビニ交付はですね今後その今は住民票と印鑑証明書のみですけども、今後、他の廃止される5点もですねあの追加されてくるようになるのか、そのような見通しがあるのか、以上伺います。

住民税務課長

それではあのまず第1点目のご質問にお答えをいたします。有効期限の関係でございますけれども、住基カード一応10年というふうに決まっております。で、シール対応したのについては町民カードの方になりますので町民カードの機能についてはずっと使えるということでございます。ただ住基カード10年でございますので身分証明書、顔写真付きのものは身分証明書としての機能がございますけれども、10年経過した段階からその機能はシール対応では使えないと、更新をしていただくということになります。それから公的個人認証がございます。公的個人認証については期限が3年でございます。ですから10年の内に3回更新をするということになりますけれども、3回目の更新以降10年とズレが出てきます。で、そのズレた部分については10年経過してもその機能は使えるということになります。まず機能の方はそんなふうに有効期限の方はそんなふうにご理解をいただきたいと思います。

それから出来なくなる機能でございますが、ご指摘された戸籍抄本、課税証明書、納税証明書、資産税証明書、軽自動車税の証明書でございますけれども、一応電話で予約をいただきまして時間中に来れない方いますので夜間宿直の方で交付をしますと、現在もそんなサービスをしてございますけれども、現在行っているサービスにこの機能、出来なくなるものも付け加えてそんなサービスをして対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、出来なくなる機能の近隣の状況でございますけれども、上伊那広域連合としてやってございますので上伊那は全部の町村が同じ状況でございます。ただコンビニ交付出来ない部分についてのどういうサービスをしているかについては町村ごとばらつきがあるかというふうに思っております。

それから費用対効果の関係でございますけれども、まず1つは、あの飯島町は平成20年10月から自動交付機をスタートしてございます。それでこの自動交付機を設置することについて当然、住民基本台帳カードを配布をして、そのカードで自動交付をしていただく利便性を高めるということで設置をしたものでございます。カードにつきましては平成17年からカードを交付してございまして、その時に平成23年度を目標に3、8

85枚という計画を立ててスタートした事業でございます。現在25年の12月でございますけれども、カードについては4,064枚発行をしてございます。カードの発行という面からはまあ計画通りかなというふうに理解をしてございます。それから費用の関係でございますけれども、あの自動交付機を使ってどれだけの方がいろんなものを出されたかということでございますけれども、平成20年から平成24年までの数字でございますけれども、16,757枚発行をしてございます。5年間で平均をしますと1年間当たり3,351枚の交付をしているということになります。費用の関係につきましては自動交付機の設置について約14,700,000ほど掛かっております。1年間の費用につきましては維持費用等々で年によってシステムの更新等ばらつきがございますけれども、今までのもの合計で27,000,000ほど費用が掛かってございます。それで5年間で1,600枚出してございますのでまああのこれが費用対効果の数字として適正かどうかはちょっとわかりませんが、1枚当たりの単価というものを算出してみますと1,343円ということになります。まあ1枚400円ずつ、まあばらつきはございますけれども、350円とかいう費用をいただいておりますので、まあそんな点ではこんな数字になるということをご理解をいただきたい。それからコンビニ交付の関係でございますけれども、来年度からスタートするわけでまだはっきりした数字が把握をできておりませんが、機械の導入費用については必要がないと、すでに各コンビニ設置があるということで、ただ維持費用については払う必要がございますので現在の試算では概ね近い約1,400円位の費用が掛かるのかなというのは、今までの自動交付機で1年間平均で3,300枚、で、26年約3,000枚位使っていただけるだろうということを考えて、3,000枚というのは出来ない機能がございまして少し少なめな数字として、約1枚1,400円位というふうに試算をしてございます。ですから費用についてはまあ若干割高になるという予想をしてございますけれども、サービスの拡大ができるということでそんなふうに考えているところでございます。あのコンビニ交付そのものは住民の皆さん方は日本全国のコンビニで交付をすることが可能になると、で行政のメリットとしては自動交付機の設置にかかる費用だとか維持メンテナンスにかかる費用がその部分がなくなるということで、あのそういう面ではまあそんなに大きくプラスになることはないけれども、今よりもそんなに大きく費用がかさむということもないというふうに今のところは理解をしておるところでございます。

それから今後の機能の拡大でございますけれども、あの聞くところによりますと諏訪広域連合辺りは来年の4月から新たな機能を加えて交付できるようにということをお聞きをしております。上伊那につきましては広域連合でございますので広域連合の方でそういうふうに新たなものが交付できるようにシステムを作るということになれば可能かなというふうに思っておりますが、まあ来年の4月からは現状どおりというふうにお聞きをしております。以上でございます。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案飯島町町民カード条例等の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第7 第4号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第4号議案平成25年度一般会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ26,004,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,586,907,000円とするものでございます。主な内容であります。住民税それから固定資産税につきまして賦課の確定による収入増を見込んで補正計上をいたしました。次に地域の元気臨時交付金の対応として追引南田切幹1号線改良工事の財源として充当をし、町債の発行を抑制をすることといたしました。次に国からの要請により今年7月から実施をしております地方公共団体の給与・報酬の削減支給措置に伴う議員報酬、職員給与等の減額補正を計上をいたしました。職員給与減額分11,000,000円は財政調整基金に一旦積み立てをして来年度活用するように計画をしておるところであります。併せて、職員の人事異動に伴う科目間の人件費の調整、並びに臨時職員に係る経費などの補正を行いました。農政関係といたしましては今年の春に発生をいたしました凍霜害被害の対策として、果樹経営の農家の継続支援緊急対策事業に取り組むことといたしまして必要な補正の対応をさせていただきます。また民生関係としましては児童養護施設「たかずやの里」の建設負担金につきまして、10年間の分割納入とはせずに有利な一括納入による方法を選択をし、財源として地域福祉基金を繰り入れるよう補正計上をいたしました。次に寄付金をいただきました5,000,000円につきまして、寄付者の意向でもあります人材育成に使用することといたしまして奨学基金の原資とするよう計画をいたしました。その他、地域子育て支援拠点補助事業の変更による財源振り替え、緊急を要する施設の補修等を補正をさせていただくわけでございます。細部につきましてそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長

(補足説明)

住民税務課長

(補足説明)

健康福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議会事務局長

(補足説明)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番

折山議員

教育委員会関係での補正なんですが、あの5,000,000円の基金化、あのちょっと次長の方で医学生分というような事をちょっとお聞きしたもので、もうちょっと詳しい説明を求めます。

町 長 私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、まあこれはあの町内の企業で5,000,000の寄付をいただきまして、その使途目的を是非教育のひとつの振興に関わる費用に充当をしていただければという希望がございました。でまああの年度内でまあいろいろ考えたわけでありまして、すでにあの既決予算の中でいろいろやっております、一方であの来年度予算にまあなるわけでありまして、今あのいろいろ要望もございましたし、あの議会の方のご意向も承っておりますわけでありまして、医学生に対する奨学制度あるいは医療に対する補助といったようなものを新年度で制度的に考えてまいりたいという1つの考え方が今現在ございます。またあの細部につきましては固めてございませんけれども、いずれまた予算審議の中で新年度審議の中でお願いいたしますけれども、とりあえずそこへ基金化をして新年度事業の展開の中でまあ活用させていただくという趣旨でございますので、まだ確定的なことは申し上げられませんが、そんなふうにお含みいただきたいというふうに思います。

議 長 はい他に。

5番 浜田議員 土木費、28ページの社会資本整備総合交付金事業ですけれども、あの工事請負費とそれから立木等の補償を減額して土地購入費に充てるという金額的な説明があったんですけども、その背景についてももう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

建設水道課長 あの道路改良費の関係でございます。北街道縦3号につきまして、県との協議の中で用地のストックを先に先行するというので、工事費を減額をして用地購入費の方に回すということでございます。それと上ノ原幹線の落石防止の関係でございます。こちらの減額でございますが、工事用地の関係につきまして国土調査の実施をしましてところ工事用地が町有地になったということで、こちらの費用が必要なくなったということでこれに対する減額ということでございます。

議 長 他にございませんか。

2番 坂本議員 教育委員会関係ですけれども、先程の教育資金の人数なんですけれども、あのもう1つ別にありました。27ページの4221の除雪用機械補助なんですけれども、どこの自治会に補助を出して何台なのかということと、あと32ページの方の飯島小学校と七久保小学校の就学援助費の確定で、人数はおっしゃらなかったのものでその人数が何人になったのかという、よろしくお願ひします。

建設水道課長 除雪関係でございます。耕地の関係でございますが11耕地を見込んでおるということでございます。詳しい自治会名はいりますでしょうか。よろしいですか。以上です。

教育次長 飯島小学校準要保護児童でございます。当初見込みが20人でしたが26人でございます。それから七久保小学校の方でございます。準要保護児童、当初見込み15人でしたが14人。特別支援児童でございます。当初の見込みが8人でしたが3人ということになっております。以上です。

議 長 はい他に。

6番 久保島議員 2点お願ひします。1点は20ページ、児童福祉費総務費の関係なんですけど「たかざやの里」、これ一括にするということで有利だというお話ございました。分割払いと一括と

どういうふうにより有利なのかその辺のご説明をいただきたいというふうに思います。もう1点24ページ農業振興費の補助金の欄ですが、いわゆる凍霜害の遭われた方々に対する特別支援という形なんですけど、あまりにも少ないなあというふうに感じております。これで本当に継続支援ができるのかというふうに心配するところがございます。この辺の細かいことはですね1軒当たりどの位の補助をされて、農家の方が本当にまた続けてやっていくぞというふうに思われるような金額なのかということについて町長等のご見解をいただきたいというふうに思います。

健康福祉課長 それではまず1点目の「たかざやの里」の後年度負担の軽減の具体的な部分でございますけれども、10年償還を一括償還することによりまして、金額あの利息が今大変低うございますので大きな金額ではございませんけれども、こちらの計算でいきますと258,000円の減額が期待されるということでもあります。ただこの一括償還にはまあ2つの理由がありまして、1点は今言った後年度負担の軽減でございますけれども、もう1点はまあ一般財源を使わず後年度負担を軽減するという意味で基金の有効活用をしていきたいということがございます。地域福祉基金を有効に活用する中で後年度負担を軽減していきたいということでございますのでご理解いただきたいというふうに思います。

産業振興課長 それでは24ページの凍霜害に関わります支援の事業の関係でございます。こちらにつきましては県の支援の基礎になっておりますのが5月31日現在の被害に遭われた皆さんに対する支援ということでございまして、あのこの時には8ヘクタールということで町の被害を報告してございます。であの支援の対象になる方につきましては被害程度が面積でまあ50%以上被害を受けた果樹園を営業者ということでございます。また来年平成26年度以降も引き続き果樹経営をされていかれる方ということが条件になっております。で、県でまああの予算を9月の県議会で補正したかと思っておりますけれども、その時点での補正額が約32,000,000円程ということになっております。ということですのでこれをあの各市町村に被害別に配分することになりますと、まあ1反歩当たりまあ6,000円弱ということになります。で当初あの県が要綱を定めたときには助成単価まあ品目によって違いますけれども、10アール当たり5,000円からまあ10,000円という範囲内で支援をしていきたいということで要綱の整備を行ってきた経過がございまして、まあ若干あの6,000円ということでもありますので上乗せになっているところでもあります。ただあのご質問にありますように、これでその果樹を継続していける支援になるのかということでございますけれども、やはり6,000円では厳しいものがあるかと思いますが、県の予算の配分もありますので範囲内ということでご理解いただければと思います。特にあの果樹の今後の継続に対するまあ経費の関係につきましては、それぞれあのこれからの対策費のそれぞれ資材の購入費ですとか、あるいはあのまあ未然に防止をしていくようなそういったあの対応をする経費、それから品質低下に合った果物等の加工に提供するような時の経費と、そういったものに充てられるということになっておりますけれども、今後町で実施計画を作りながら県の方にも申請をしてまいる予定でございますけれども、その中で具体的にどういったものに充てていただくかというのを検討しながら計画を申請していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 他にありませんか。

11番

堀内議員 今も出ましたけど、まずそのこの補助の対象者が何人おるかということ、このことについてはまだ説明がないのでそれをお伺いしたいのと、もう一つその下にあります防災意識向上推進緊急対策事業この内容はどのようなものなのか、この2点についてお伺いします。

産業振興課長 実際にあの5月31日時点の被害の報告でございますので、その時点ではあの被害に遭われた方8ヘクタールということでございますので、それぞれあのリンゴ、梨、併せて80件程ということで聞いておりますけれども、その後の研修等の調査を行いましたし、聞き取り調査等を行う中では若干あの減ってきておるという状況でございます。それから具体的な人数については今計画書を策定中ですので、その中で確定していくという形になるかと思えます。それから災害防止緊急対策事業の関係ですけれども、これにつきましてはJ Aが事業主体になりまして、防災意識の向上に関わります資料の作成ですとか、農業者に郵送する際の郵便代、それから説明会を行う費用、それからあの飯島町では対象になりませんが機械の購入等に充てていくという形になりますが、それらを合わせて事業費ベースで42,000円ということで、先程県からその内の2分の1、21,000円が補助されるということでございます。

11番 堀内議員 そうすると何故この果樹営農継続支援緊急対策事業、予算枠はこれだけとったんですが、対象者とまだ実際に対象面積は決まっていないというふうに、今の説明では私は聞いたんですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

産業振興課長 あの一応県の方ではあの予算の範囲内で調整するというところでありますが、大枠はそういったことで32,000,000しかとられておりませんので、あの具体的にはそれを被害に遭われた農家で配分していくという形になるかと思えます。で、人数については今後、先程申しましたように、計画書の中で確定しながら今年度中に実施をしまっているという予定でございます。

8番 竹沢議員 予算書では15ページになりますかあの「まちなか活性化協議会」の報酬ですか予算化してありますが、あの申し上げたいのはこれは既に立ち上がって同僚議員もこの会議に傍聴しておりますけれど、あの広小路の中の要するに商工会の支会がありますけれども、ああいうところからの委員が出ておられるかどうか。またあの私も個人的にあの広小路へ下りていくところの国道の交差点の両サイドのお店にもちょっと聞いて、そういうお声は掛かっていましたかって言ったら、無いというお話でございましたが、あの要するにコンクリートされた協議会としてスタートしているのでもあいいと思いますが、あの身近な現場の方の参画がなくてよろしいのかどうかについて1点お伺いします。それからもう一つは地域介護関係のあの補助金のことですけれども、過去は建物に30,000,000円、それから備品に3,000,000円の補助があったわけですが、厚生労働省のまあ予算の状況が全国的にこの事業が多いのかどうかわかりませんが、やすらぎの関係それから新屋敷の自治会の分を含めてそれぞれ減額になっておるわけでありまして、過去とのバランスの問題もあるもんでやむを得ないといえはやむを得ないわけですが、こちら辺はあの国の動向というかそういう実状が町長お分かりかと思えますのでご答弁をいただきたい。以上。

町長 まあこのあの地域介護福祉空間の補助金につきましては、まあ一定額ではありますけれども多額があの補助制度にのって過去3年ほど町も鋭意取り組んでまいりまして、かなり

の施設が整備されたというふうに思っております。42カ所くらいになるかと思えますけれども、それでいま最終段階だと思えますけれども、今度の高齢者障がい者交流センターと、それから新屋敷耕地は備品だけ申請がしてまいりまして、同じようにまあ交流センターについては30,000,000円の施設整備と3,000,000の備品購入、それから新屋敷についても3,000,000の備品購入の申請をして、私も直接担当と厚労省へ出かけてまして予算のお願いを再三に亘ってやってまいりました。最盛時、一番あの私どもまあ3年位前に取り組んだ時と比べて今、国の予算枠が3分の1位というふうになっております。非常にあの厳しい予算枠の中でまあやったということでありまして、30,000,000の施設整備の方は予定通り認められて今もおるわけですが、全体がまあ枠が少ないというようなことで、それもまあ採択になるかどうかということは非常にあの他の町村も苦慮しておるわけですが、備品についてはもう一律1,000,000カットの2,000,000円で内示ということでやむを得ないという判断をしております。従ってあの申請時はそういうことで過去のバランスのお話もありましたけれども、これもまあその時点でのひとつの交付基準の考え方をまあ踏襲していかざるを得ないという考え方でございますので、残念ながらそういうことで予算計上して地元へは説明させていただいておるということでございます。

総務課長 まちなか活性化協議会の関係であります、議員おっしゃられる通り、近くの方あの周辺の方の商工会に加盟されている方ははっきり言って入っておられません。ただあの今回あの協議会を立ち上げた時から、それから今まで協議してきた中でありまして、あの各組織のまあ代表の方というような形で出てきていただいております。であのまあこれから活性化に向けていろいろまあハード的なことソフト的なことをいろいろやっていく段階になってくるといえるか、まあこれから意見的なことも聴取しながらやっていくわけですが、やっていく時において各団体の代表者がおられるんですが、内容によっては各団体で取り組んでいただく事業もあつたりするということで、当然あの商工会の方もこの組織には入っていただいておりますし、その中で組織の中で協議されることも出てくると思えますので、その分でカバーできたりしていくんではないかというように考えております。

議 長 他に。

1番 北沢議員 何点かお伺いしたいんですが、最初にあの今の「まちなか」の関係でありますけれども、まああの委員の構成からしてですね、町のあらゆる組織っていうか全般から委員さんをお願いしているというような状況があると思えますけれども、この「まちなか」の中の「まち」という部分は、まあ地域でもし指名されるとしたら概ねどの地域を指してこの「まちなか」という解釈をされているのか、町全体が「まちなか」ということなのか、まあそこら辺についてあのまあ特定をしにくい部分があるかと思えますが、もし主にこういった部分を指してこの委員会の立ち上げをしているんだと、そういった部分について併せてお願いをしたいと思えます。それから続いて歳入の関係の8ページ、税収の関係でございますけれども、今回の補正については年間の調整の中での補正なのか、増額について何か特別な要件があつてこの増額に至ったのか、まああの景気の影響があるかもしれませんが、まあそういったような内容がこの中に含まれているかどうか。それからページ15ページの防犯灯の修繕30,000円でございますので、まあ金額的には低いわけですが、まあ修繕費だ



とか電気料だというのが効果的にまあなるという説明を今までいただいているわけですが、これについてはあのLED化されていない防犯灯等があって修繕等が必要になっているのかそういった点についてお伺いしたいと思います。それからページ24、ため池の対策の関係でございますけれども、過日新聞報道によりますとまあ震災等に対する防災対策の中でため池の整備がまだ相当数長野県内では進んでいないと、こういった報道がされているところでもありますけれども、当町の状況について現在把握されておりましたら説明をお願いしたいと思います。

総務課長 「まちなか活性化協議会」のまあこれから活性化に向けて取り組んでいく地域は何処かということだと思うんですが、基本的には飯島駅を中心としたその周辺地域というまあ大きな括りの中ではそういうふうに言っておりますけれど、あの話の中で出てくる時には当然活性化には今回開通したバイパス、開通っていうか一部開通したバイパス、それから国道周辺、それからコスモ、旧コスモの付近等々も含まれてくると思いますので、あのその関係についてもコスモの関係についても今回生協の方からも一緒に協議会に入っていたいで、まあ全体的に捉えると大枠ではその周辺かなというふうに考えております。それから補正予算書の方で先、一緒でございますので総務課関係で防犯灯の30,000円の関係ですが、これはあのLEDの修繕ではなくて、倒木がそれに倒れていったということの修繕でございますのでLEDとは関係ございません。以上です。

住民税務課長 それでは税の関係についてご説明申し上げます。あのいずれも町民税あるいは固定資産税につきましては現年分で今年度賦課確定に伴います増額ということでございます。

産業振興課長 ご質問のありましたため池対策でございますけれども、町には5つのため池がございます。そのうちあの町谷についてはあの平成23年から3年間かけてそれぞれ改修を行っているところであります。で、あと本郷の堤につきましては既に改修が終えております。また針ヶ平の堤でございますけれども、来年以降防災対策ということで堤の改修を行っていく予定でございます。その他あの千人塚につきましては以前、波除護岸等の改修をしているところでありますけれども漏水等が見られるということでもありますので、今後地元と協議しながら対策を進めてまいりたいと思います。もう1つあの上ノ原地籍にもありますけれどもそちらはまあ新しいということでございますので、防災対策については今のところ考えておりません。以上でございます。

議 長 はい他にありませんか。

9番 三浦議員 20ページの認可保育園の運営費の中の工事請負費、厨房の搬入の改修工事ということで先程保健所からの指導があったというふうにお聞きしましたが、内容をもう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

教育次長 この件につきましてはあの以前からあのご指摘があったわけですが、ここ数年の暑さ対策ということで強く指導があったものでございます。というのは今まではあの生もの、特にあの魚関係でございましたが、あのスチールの箱へ入れてそこへ水でやっていたわけですが、まあそれでは不適切ということで、東部保育園にはあの冷蔵庫最初からあったわけですが、飯島保育園、七久保保育園につきましてはそういった当初からそういう施設がなかったものですから、今回そういうご指摘を受けて改修するというところでお願いをしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

5番 浜田議員 質問ではなくて討論という形でこの補正予算に全体としては認定すべきという立場から討論を行いたいと思います。あのまあ細かい話に属するんですけども、この中にもいくつかIT機器、プリンター等の購入の補正が入っております。以前も文化館の小ホールのプロジェクター等も修理したと思うんですけども、非常に率直に申し上げてですね、古い技術の方に引つ張られているんじゃないかなという気が非常にいたします。新しいパソコンには繋がらないという例が見受けられます。でこのプリンターもそうなんですけども実は今はプリンターって4,000円とか5,000円とか位から複合機がございましてですね、多分ここで想定されているのはレーザー型のプリンターじゃないかと思うんですけども、実際にはあのレーザープリンターメーカーもビジネス用の方に今シフトしてまして、今のようにこうヘッドを動かすのではなくて、1列に全部インクジェットを吹き出して、それで毎秒1枚位印刷できるという、間もなく発売されると思います。でインクもですねあの年間固定買い取り制度と、値段も一桁違います。ですのであのもう少し研究いただいてですねそういったものも積み重ねで長い間の保守費用に響いてきますので、あの是非その辺りの節約を願いたいということをちょっと付け加えて賛成意見とさせていただきます。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから第4号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩いたします。再開時刻は午前11時20分といたします。休憩。

午前11時03分 休憩  
午前11時20分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第8 第5号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは続いて第5号議案平成25年度国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,593,000円を追加して、歳入歳出それぞれ956,372,000円とするものでございます。今回の補正につきましては一般会計とも連動しておりますけれども、人件費の変更調整、

それから保険給付費のうち、ここにきて高額医療費の伸びが少し大きくなってまいりましたのでその対応、それから国県の補助金対象となる特定検診未受診者対策、疾病予防対策などの保健事業の更なるまあ推進を図るといったような内容等々から、国県支出金それから医療給付費の交付金、繰入金、総務費、保険給付費、保健事業費、予備費、それぞれのついでに項目について必要な補正をするものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長

議 長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第5号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第9 第6号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは6号議案平成25年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出の予算の総額にそれぞれ109,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113,150,000円とするものでございます。今回の補正は同様に人件費の変更により繰入金、総務費の補正を行うものでございます。歳入面では人件費分として繰入金109,000円を増額するものでございます。歳出では同じく人件費分として総務費を109,000円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第6号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第10 第7号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第7号議案平成25年度介護保険特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ797,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,015,044,000円とするものでございます。歳入につきましては地域支援事業における職員人件費増にかかる国庫支出金が459,000円、県の支出金で229,000円、一般会計繰入金109,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳出につきましては総務費、一般管理費の人件費を120,000円減額し、地域支援事業にかかる保健師分の人件費を1,164,000円増額し、予備費を247,000円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第11 第8号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

8号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ7,000,000円減額し、総額で364,442,000円とするものでございます。歳入につきましては繰入金を7,000,000円減額いたします。歳出につきましては職員の異動に伴う人件費等を含めて8,046,000円の減額と、受益者負担金還付金で480,000円を増額して公債費と予備費で調整を行うものでございます。細部につきましてはご質問によってお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第8号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 第9号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第9号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては財源組み換えによりまして総額の281,809,000円に変更はございません。歳出のみでございまして農業集落排水事業費での人件費で139,000円の減額と、田切南部地区の修繕料を200,000円増額して、予備費で調整をさせていただくものでございます。細部につきましてご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第9号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第10号議案平成25年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは最後の議案であります第10号議案平成25年度水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正でございまして、収益的収支では収入として8月に発生をいたしました浄水場のまあ落雷事故によりまして、計装機器類の損害に対する全国町村会に加入をしております建物・装置の共済料として4,095,000円を充当し、収益的収入の総額を210,995,000円とし、支出としては営業費用として4,830,000円増額し、収益的支出総額を203,930,000円とするものでございます。資本的収支では財源組み換えによりまして支出のみでありまして、建設改良費の配水施設費を1,000,000円増額し、浄水施設費を1,000,000円減額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか  
（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから第10号議案平成25年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日の会議を閉じこれで散会とします。ご苦勞様でした。

午前11時37分 散会

平成25年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖  
竹沢 秀幸  
橋場みどり  
北沢 正文  
坂本 紀子  
本多 昇

○出席議員（12名）

1番 北沢 正文	2番 坂本 紀子
3番 本多 昇	4番 中村 明美
5番 浜田 稔	6番 久保島 巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢 秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山 誠
11番 堀内 克美	12番 松下 寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦 税夫 総務課長 鎌倉 清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川 秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢 範子
飯島町教育委員会	教育長 山田 敏郎 教育次長 北原 英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢 卓美  
議会事務局書記 市村 晶子

## 本会議再開

開 議 平成25年12月11日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。

6番 久保島 巖 議員

久保島議員 はじめに山田教育長におかれましては、任期満了前に教育委員を引き続きお務めいただくということになりまして、誠に御同慶に耐えられません。より一層のご活躍を記念申し上げますところでございます。今回、私からも山田教育長にご答弁いただくように通告しております。ご挨拶にもありましたように子どもの利益第一にお考えいただきお答えいただきますようお願いを申し上げます。

さて、それでは通告に従いまして一般質問始めてまいりたいと思います。今回私は2点について大きくお伺いしてご質問いたします。第1点は後期基本計画の策定に住民参加をということでございます。第2点目は何回も同じことを申し上げるようですけども、議会の住民懇談会の折にもお話が出てまいりました。防災訓練、防災教育についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。まず最初の基本計画の策定に住民参加をという点でございます。基本構想の下に前期計画、後期基本計画というふうに立てられて、その実施のために3年間のローリングの実施計画というのが立てられてまいるというふうに承知しております。さて、来年度平成26年度の実施計画ということになりますと、26、27、28ということになりまして、3年目が後期の計画の部分に入ってくるのではないかなというふうに私の中では認識しているわけでございます。ということは28年度からの後期計画のある程度のビジョンなり考え方がないと、今年の実施計画は3年目が出来ないというふうなことを考えているわけなんです。さて、この26、27の計画の延長上に位置付けた形で今回策定されているのかなというふうにも考えられるということでございます。そこで28年度からの後期基本計画の策定、どのような手順で工程で、また陣容、スタッフその感じでいかれるのか、まずその点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

町 長 それでは、最初の質問者であります久保島議員のご質問に順次お答えをしてみたいと思います。まず後期の基本計画に住民参加という考え方の中で、平成28年度からの次の後期基本計画の策定作業の工程でございます。お話にございましたように今年度は平成23年度から始まりました5年間の第5次総合計画の前期計画、この中間年ということになるわけございまして、次のステップとしていよいよ3年後にスタートをしてみたいです。この後期計画の策定の準備の時期を迎えつつあるというふうになります。第5次総合計画では多くの住民の皆様方に参加をいただきまして懇談会を開催をし、基本構想審議会では

回数を重ねて会議が開催され、この計画書が最終的に策定をされました。今後の日程でありますけれども、後期計画策定に向けては来年度、平成26年度になりますけれども、まず最初の基本構想審議会にこの策定作業の工程、あるいは策定の枠組み等全般的なことについてお諮りをいたしまして、その下にまあ住民アンケートを実施をしてみたいと、これが最初のまあステップになろうかと思えます。それから次に多くの住民の皆さんの参加により策定をいたしました第5次総合計画を基本にいたしまして、このアンケート結果と前期計画の進捗状況とも併せて、再来年の平成27年度におきましては基本構想審議会です十分練っていただきまして、その年の9月議会には後期計画の素案が提案出来ますように計画を進めてまいりたいというふうに考えております。まだまだ細部はこれからでございますけれども、この間に多くの住民の皆様方とあるいは機関・団体からのご意見をいただくような住民懇談会を各地で開催をし、住民の皆さんのご意見も後期計画に反映できますよう計画を策定をしてみたいというふうに考えております。ただこれはあの10年間の基本構想の中の前期と後期の中で後期という形になりますので、まあ特別大きな経済社会状況の変更が10年間で見直していかなくやならないというようなことがあれば並行してやってみますけれども、基本的なフレーム・枠組みについては10年間の後期ということで前期の実績・進捗等を総合的に判断して後期計画は策定をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

久保島議員

大体の日程分かってまいりました。それでですね前期、まあ23、24、25ということで先程も町長お話しありましたように、ちょうど中間年ということでございますので、まだこの段階で総括するということにはちょっと早いかなと思いますけれども、まあ前期の目標であるところのゴールがですね、おおよそ推測できるまあ第3コーナーの付近にまできているのかなあというふうに思いますので、その辺はどうかということでございます。1つ例を挙げさせていただきますと、基本構想の人口目標10、500というのはですね大変厳しい状況になってきているというふうに思います。町長は人口目標は何としても成し遂げると強い意志の表れだということをおっしゃって、様々な施策を打ってきたわけでございます。ですが、どうもこの状況では無理だというふうなことは出てきます。そこでじゃあこれを挽回するためには後期でですね更にもっと強力な推進政策をしなければならぬということになるだろうというふうに思うんですね。もっとなりふり構わずお金を使うとかですね、補助金や助成金をバンバン撒くとか、その上に税金や公共料金は値下げして減免するとかということをしなければ無理だろうと、そんなことは出来ないと思うんですね。無理。とすれば、この計画には多少ですね無謀なところもあったなということだろうというふうに思うんです。で、後期計画を策定するにあたってですね反省点とか課題とか、それから前期計画で先程町長がおっしゃいました進捗状況によって後期を見直していくんだというお話がありました。進捗状況をどういうふうに捉えていらっしゃるのか、またどう評価していらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

町 長

前期計画のまあ進捗状況をどう捉えて今後の展望をしていくかという関連かと思えますけれども、この第5次総合計画全体では8本の柱と48の分野別の基本施策、それから4つの重点プロジェクトで成り立っておるわけでございます。でこの柱の下に現在事務事業を執行しておるわけですが、進捗状況につきましてはこのうち47の施策について、

目標の指標それから数値目標がございまして、現段階で目標の達成したものもございまして、なかなか目標値まで達しないもう少しのものもいろいろあるわけでございますが、平成24年度から行政評価の全事務事業の評価を実施をしましてまいりました。事業についてそれぞれの内容を精査して翌年以降の実施計画へ反映させるべく事務事業のグレードアップを図るように現在努めておまして、その内容につきましても議会でもお示しをしたりしておるわけでございますけれども、このうち4つの重点プロジェクトにつきましてはプロジェクトごとに詳細な計画を立てまして、年度当初には班長会等を開催して、その当該年度の実施事業の確認を行いながら年度末には事業の進捗状況について確認をして、それぞれのプロジェクトで目標達成をするように検討会議を行って実践にも努力をしておるということでございますが、この実施計画との兼ね合いで次年度以降の業務に反映できるもの、それから財源見通しを立てながら少し引き伸ばすもの、等々まあいろいろメリハリをつけたいいわゆるローリング作業という作業の中でこのことをやっておるわけでございますけれども、中間年である今年の平成25年度の中では全体としてまあ半分少し過ぎた位かなという印象は持っておりますけれども、これからまた年度末に向けてこれで3年間が経過するわけでございますので、総括的にその評価をして次のステップに向けてまいりたいというふうに考えております。で、人口の問題が出ました。これはあの大きくは10年間の10,500人の考え方の中で前期の計画が成り立っておるわけございまして、お話のように大変苦慮しております。様々な施策を講じながら少子高齢化、少子化、特にこの人口減社会の進行ということの中で、ご他聞に漏れずまあ苦慮しておるわけございまして、1つの目標として掲げた以上何としてもこれを目標ということでございまして、向かって施策をやって、ただこれを達成のためになりふり構わずこの後のことも考えない財政措置を講じるということもなかなかこれはどうかと思います。今お話のあったとおりでございますので、着実にしかもなお且つ様々な施策を組み合わせ定住促進、若者定住等も含めて、それから結婚の問題あるいは子どもを産んで子育てしやすいような施策も講じながら行ってこの目標にどうなのかということの議論はもういっぺんしてみなきゃならないというふうに考えております。そんな状況でこの進捗状況というものは現在捉えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

久保島議員

人口目標はですね、あくまでも目標であってということなので達成しなくてもいいよということではないというふうに思いますので、是非とも頑張っていかなきゃいけないと。でもですねちょっとあまり無理な目標っていうのはですね負担がありますし、町民の間からも不信感が出てくると思いますので、その辺のところはですね率直に修正する必要もあるだろうというふうに思います。まあそこで住民の感情の中にですね、どうもその行政サイドで作った基本構想という形がどうしても拭いされないというふうなことが出てまいります。町長も先程おっしゃったんですが住民の皆さんに多くに参加いただいてという話がありましたが、果たして本当にそうだったのかということでございます。この後期計画を策定するにあたって第6次の今度は基本構想の準備段階というふうに位置付けることができるだろうと、その段階で少し住民の参加をですね大幅に取り入れたらどうかというふうに思うわけです。私が先進地の話をしますとですね、よく町長は行政規模が違うとかですね、環境が違うよという話をされます。全くその通りだと思います。今回私がお話するのは島根県に海士町という2,400人の人口の日本海に浮かぶ小さな島の離島ですね、

町がでございます。まあ250人以上のですね移住者が来てですね、更にUターン者も帰ってくるということですね、町としては比較的まあ活発な活動している。まあしかしそうはいっても自然減というのがありますので社会増減も含めてもやっぱり人口はやっぱりどうしても下り坂減少にあるということでございます。なだらかに減少していると。飯島町とは人口規模で約4分の1程度なんです、この取り組みが非常に全国的に注目されている。ここの第4次総合振興計画というのがございまして、「島の幸福度」というですね基本計画を作りました。これがまあ全国から注目されているわけです。まあしかしこういうふうなふうになっていくにはですね、まあ課題もいろいろあったそうです。1つはですねIターン者、Uターン者それから地元継続居住している方との間にですねコミュニケーションがやっぱりうまく取れないということもあったそうです。で、その中で関心のある事項、例えば産業ですとか環境ですとか教育ですとかっていうまあそんなようなものにひとつのコミュニティを作ってですねそこに参加してもらおうと。地域コミュニティとは別にそういったものを作っていったと。そこでいくつかのコミュニティがありますので、住民は必ず複数のコミュニティに属してくるということになります。で、それらの混合チームをですね総合計画の素案作りの段階で参加させたということでございます。人チーム、産業チーム、暮らしチーム、環境チームの4チームで約60人で構成されております。で、一番下は中学2年生、上は60代後半までと、役場の若手職員も町民の1人としてその中の60人の中に入ります。ちなみに環境チームのリーダーはですね中学2年生の田口君っていう男子生徒、この人が環境チームのリーダーということ。でそれぞれでワークショップを行って、それから違うチームとの交流勉強会もやってですね、で提言書をまとめて策定委員会に提出すると。で、策定委員はチームの代表のまあ60人の中ですけれども各チームから4人から5人が出ていくと。それに各課の課長が入って、議会からも1人だけ入ります。で、策定委員は31名で構成されていると、で、策定委員会の委員長はIターンで来たダイビングスクールを営業している若い経営者ということでございます。でその上に審議会があってこれはまあ各種団体の長と、医師会長、区長会長、議長、それからJAの組合長、漁業組合長、森林組合長、婦人会長、中学校長、社協の会長さん、それから商工会長、それで1人、会社の社長ということで町長からの指名で入っているそうですけれども、であと保育園の園長さんという12名ですね、で策定委員のメンバーは入っていません。要するに策定委員から上げられたものを審議するわけですからそこに入っていないと。ちょっとね飯島町とは形が違うかなというふうに思うんですが、例えばこの策定委員のメンバーを公募したところ1人だけでしたよね飯島町では。ここがちょっと違うなど。まあそれにはですね何故かって言うと、この先程ちょっと言いましたコミュニティを作って、まあ「海士町の未来をつくる会」というのを作ったんですがそういうことがないですね飯島町の場合。直接アンケートと審議委員会のメンバーでということになっちゃうとその間が抜けちゃってると、要するにワークショップをやったり各チームとの懇談をやったりということ提言をしていくっていうことが出来ていない。少なくともですね地域コミュニティの確立だけでも進めていかないと、どうもその、これから後でもお話ししますが、防災訓練等にも参加が少ないということもありまして自分の命は自分で守ると、自分の地域は自分で守ると、そして自分の町はですね自分たちが支えていくんだという、こういう意識がですねどうも薄いんじゃないかというふうに思うわけです。多少

です。強制するって言うんですかね、でもいいので「飯島町の未来をつくる会」というものを作って後期計画に参加していただくと、住民から公募して募っていくと、これが第6次総合計画を作るだけの土壌になっていくんじゃないかなと思うんです。町長のご所見をお伺いいたします。

町長

後期計画の策定にあたって出来るだけまあ町民の広い層からの意見を集約して、参加をいただいて、作り上げていくということは大変あの大切なことであると思いますし、それと今あの久保島議員おっしゃったこの素案作りの段階から住民参加を得ていくということにつきましては、実は飯島町でもこの前の前の第4次総合計画の時に50名からなる素案策定委員会を組織をいたしまして、公募やまあいろんな団体にもまあお願いしたりして発足を、基本構想審議会のまよりの審議会とは別に前段階でのその大変まあ時間をかけて回数を重ねていただいて素案作りをした経過がございます。これをまあ審議会に諮問するという形になってやっておりました。なかなかあの思ったようにその組織としてはまあ出来て第4次は出来たわけでございますけれども、反省事項として、なかなかあのこちらで思っておったようなひとつの自発的に参加をいただいて、またあのコミュニティというような母体を中心に背景に参加をいただくというようなことがなかなかあの出来なくて、最終的にはまあかなりこちらからお願いをして組織したという印象があるわけでございますけれども、そうした反省からの前回の第5次につきましては素案は行政サイドで本当の荒素案を作って、そしていろんな懇談会の意見を聞いたりして基本構想審議会にまあ素案として案としてまあお示しをして、それからまあ現在の計画が出来ておるとこのことでございますので、あの地元とのコミュニティからのこう上がってくるというものは大変大切なことだろうというふうに思います。それと同時にあのまあ次は第6次の10年間になるわけでありまして、まだ5年後期があるということでありまして、第6次の前半の5年間と今度策定をする第5次の後半の5年間というのは1つのセットの中でやっぱり10年として捉える時代ではないかなというふうにも思っております。というのはあの大変大きく社会も変革しておりますし、身近なところではニアのものも現実として14年後にはその課題として出てくる、地域づくりの面で大変インパクトのある部分でもございますので、そうした考え方を今から第6次の前半位のところまで入れていかないと、単なる第5次の後期だけで計画でありますというそのスタンスではいけないだろうというふうに思っておりますので、そうした幅でひとつ考えてまいりたいという、そのことのためにもまあ広く参加をいただいた方がこれからの時代を担う若者も入っていただきたいというふうに思いますので、で今後どうするかあのこれから検討してまいりますけれども、町にはあのその後誕生をした地域づくり委員会、いわゆるこれもコミュニティ組織の1つだろうというふうに考えておりますけれども、そうしたことも含めながら段階を経ていろいろ考えていくことがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、ちょっとまだまとまりが出来ておりませんが、またご意見を参考にさせていただいて考えてまいりたいと思います。

久保島議員

今お話にありました地域づくり委員会のコミュニティというものも非常に活発な活動をしているというふうに聞いております。ちなみに飯島区のコミュニティ、地域づくり委員会でもですね各分科会を作ってそれぞれに活発な活動をしていると、その中でのワークショップともやって事業もしているということを知っておりますので、是非ともその辺をご利用

用いただくということがよろしいかなというふうに思います。住民の皆さんの意見をですね、聞いたものをやっぱり反映しているということが重要かというふうに思いますのでよろしくお伺いしたいと思います。

それではですねで2番目の項目に行きたいと思います。10月、11月とですね飯島町議会では町内の4箇所に住民懇談会を開催をいたしました。その折にもですね町の防災訓練の話が出てまいりました。町がですね、この訓練をどのような意図でやっているのかよく分からないと、ハザードマップだけ配布すればこれで行政の役目は終わりだよと、そんなふうに見えているとお話ございました。不満とですね不安というのが渦巻いているというような状況でございます。で今回の訓練は実際どうだったのか。まあ区や自治会、耕地からですね反省また指摘事項とかですね苦情とかいうようなことが出ていますと、反省が出ていますので、その辺をまとめられているかいうところがちょっと気になることでございます。まず今年度の訓練の結果について、そろそろまとまっていますので実施状況や参加状況等につきましてどうだったのかお伺いいたします。

町長

次のご質問は防災に関しまして防災教育の継続実施ということの中で、今年度実施をいたしました防災訓練のこの参加状況等でございます。今年の防災訓練につきましては9月1日の防災の日に町の地震総合防災訓練という位置付けの中で全町的なこの地区分散型で実施をしたということでございます。形は従来通りの考え方で実施をいたしましたけれども、中身はかなりいろんなものを組み合わせながら実のある訓練ができたというふうに思っておりますが、その他にまた企業や学校、保育園、それから一部の自治会につきましては防災週間やその前後の日程で単独に訓練をいただいたというところもかなりあるようでございます。そこであの訓練の内容につきましては情報収集伝達、それから初期消火、避難誘導、給食給水、危険箇所の把握、救護や災害時応援、要援護者の対策など、いわゆるまあ防災の直面したときの基本的な部分については取り入れて、それから様々なメニューの選択の中で地域に自主判断でやっていただいたことでもありますけれども、あくまでもこれは自主的な自主防災としての訓練で取り組んでいただきました。それから町の方からではございますけれども、全耕地・自治会にこの防災のしおり、ハザードマップを作成いたしましたので、まあこの読み合わせといいますか説明会、浸透をしていくためのこの説明をさせていただいたということでございます。参加状況でございますけれども9月1日を中心にしたそれぞれの区や耕地や自治会での訓練参加者2,698名、前年よりかなり多くの方の参加をいただいて報告をいただいております。また8月30日から9月5日の防災週間1週間の中では、特にあの事業所等や各組織で実施した訓練社36事業所になっておりまして2,115名という報告をいただいて参加をいただきました。でまああの防災訓練につきましては1人でも多くの町民の皆さんに参加をいただくこと、そして継続してこの地域のこの実情に合った訓練を行っていくということが何よりも大切であるわけでございますけれども、少しあの今お話にもあったように、一部にはまた今年も同じ時期が来て町からこう定期的にこう呼びかけて押しつけて、押しつけという言葉はどうか分かりませんが、義務的にまたやるんだなというようなこの考えであることは事実でありまして、それが今、久保島議員のお言葉にもあったことに一部耳に入るんじゃないかというふうに思います。決してあのそういうことでなくてですね、これはあの時期とかそういう取りまとめは行政主体でいかなければいけませんけれども、やはりこれはあの自主的

に自ら考えて参加して対応していくんだと、自ら自分の身は自分で守ることがない  
どうしてもそういう考え方になってしまうと残念でありますけれども、その辺のところ  
を行政として、あるいはまた地域のリーダーの皆さんにお願いをしたりして、少しでもそ  
ういう自分たちの受け止め方というものをひとつ真剣に捉えていくというような努力もし  
ていかなきゃならんだろうと、こういうふうと考えておるところでございます。

久保島議員

ありがとうございます。2, 698人というご参加ということでございます。町民の  
約4分の1ですかね、がご参加したということでございます。特に今町長のお話の中にも  
ありましたようにですね、各耕地・自治会ではまあ1戸1名の参加をお願いしますという  
ような通達をしていると、これはまあ町長おっしゃったように義務的参加の要請に基づい  
て参加するんだということだと思います。まあ例の3. 11まではですね飯島町は非常に  
安全な町ということで、まあ意識の中にそんなことがあったのかもしれない。しかしま  
ああの時から地震の怖さとか水の怖さとか自然災害の怖さっていうものも脅威に感じてい  
るっていう人も増えてきているということは確かだと思います。その辺が少し参加状況も  
良くなったのかなというふうに思います。まあそこでですね災害が起きたらどうしようか、  
どうしたらいいんだと、適切に誘導してほしいとかね、適切に指導してほしいというよう  
などうもその声が出ているんじゃないかと。それはちょっとなというふうに思うんですね。  
町長もおっしゃったように3. 11の時に分かったんですが、行政が出来ることっていう  
のはその時には限界があります。想定された避難路や避難所これは使えないっていうこと  
も十分出てくる、それに対応した指示や誘導を待っていたんでは間に合わない、これは確  
かです。住民の一人一人が自分の命は自分で守るという意識をですね自己判断で避難行動  
をすると、これはもったもなことです。町長も何度もおっしゃっているようにその通りだ  
と思います。私もそう思います。しかしそれを町長やですねまあ総務課長や危機管理係の  
係長が言うと、区や耕地・自治会に丸投げしているんじゃないかと、責任逃れをしている  
というような捉え方をされてしまう。住民の皆さんが避難指示がなくても自己判断で危険  
を察知して適切な場所に避難するという考えにはなっていないということです。これはま  
あ防災訓練に1戸1名の参加をというので招集をされますよね。足の悪いおじいさんや寝  
たきりのおじいさん、おばあさんを放っておくんですか。その方々の避難訓練をしてみな  
いと本当に避難が出来るのか、本当に皆の命が救えるのかというのが分からないはずで  
す。それをしていない。訓練をしてみて本当に大丈夫か、困難なところとか問題点はないのか、  
そこを直に検証していくっていうことがしていないと。自分の命は自分で守る、家族の命  
は家族で守る、近所で助け合う、ここだけでいいんですけれどもその意識を浸透させるこ  
とができていない。ここが私は行政の役目だというふうに思うんですね。多少強権的でも  
いいので防災自治会、耕地・自治会ですかね、防災講習会をおじいさん、おばあさん、当  
日は休日ですので子どもも住民の皆さんは全員参加して、年に一度は防災教育を受けるん  
だと、それを義務付けるようなこともしてもらいたい。それから耕地の中に防災リーダ  
ーをですね必ず毎年1人ずつ作っていく、そうするとだんだん増えていきますのでそれに対  
する補助なり助成なりを出してやる。こういうことをですね徹底的にすべきじゃないかな  
と思うんです。私はですね、町長もそう思っていらっしゃると思いますが、災害なんかで  
ね一人の犠牲者も出したくないんです。これは出したくない。そのためにはね、多少恨ま  
れてもいい、きつくていい、徹底した防災教育を行っていくべきだというふうに思いま

町長

すが、町長の所見をお伺いします。

まあこのいざ災害、規模にもよりますけれども、非常にあの全町的あるいはこの地域全  
体が混乱するような大災害の時に、いくらこのシナリオ通りに絵に描いたハザードマップ  
であろうが、備蓄がどうであろうが、避難誘導経路がどうであろうがっていうようなこと  
をやってもなかなかその想定通りにいかない、いわゆるまあ想定外のことがほとんどまあ  
混乱に生じるという結果になります。ただあの日常の防災訓練を通じた心構えというもの  
だけは繰り返し繰り返しこれはやっていく、そこが一番基本だろうというふうに思ってお  
りますので、これはあの従来の取り組んできた1つの考え方の中で、更に内容的にはいろ  
いろ研究していく必要があるかと思えますけれども、続けていく必要があると。同時に  
あのハザードマップというのが1つのこれは共通仕様でありますので、地域地域でそのこ  
とをやっぱり受け止めて、いざという時には自分はどういう行動をしていくのかということ  
と、これはまず自らの命を自ら守るというそこからまあ発想していただかないと、行政が  
言われた、あるいは行政頼みではいざという時には用をなさないという結果になるわけ  
でございますので、そんなことであの今まではそのハード的なまあ備蓄品がどうであろうと  
か、避難誘導経路をどうするか、それからその地域の支え合いをどうするかということ  
のことはもうほぼ絵に出来ておるわけでありましてけれども、今お話のその町民を全部網羅  
したまあ出来るだけ1人でも災害犠牲者を出さないようなということの中が少し欠けてお  
るようには思います。1戸1名の訓練参加ではとてもそのことは出来ないわけでありまし  
て、また家へ帰ってそのことが浸透をしておるというふうにも思えませんので、そのこ  
ところの仕掛けをどうするかということはこれからの課題であり、その防災教育の一番の  
いざというとき、しかも大災害になればなるほどそのことが大切だろうというふうに私も  
思いますので、ただあのそうしたことを常にお年寄りもそれから若い子どもたちも共通の認  
識を持っていただくためには、行政としてはやはり出前講座やなんかの防災講座をやっぱ  
り頻繁に開いて地域に出かけて行くというような問題とか、それから県の防災指導員を指  
定しておりますのでそれらの活動によってやっぱり地域へ浸透していくことも可能でござ  
います。従ってそれをご活用いただきたいということと、それからなかなか訓練に出てこ  
れないようなお年寄りの、いわゆる防災弱者と言いますかそういう方たちにどうするかっ  
ていうことはまた地域の全体の問題として、あるいはまた民生児童委員あるいはボランテ  
ィア等も含めてですね総体的に考えていく必要があるんじゃないかと思えます。今後の課  
題はまさにそういう部分であろうというふうに思っておりますので、またいろいろと研究  
をしてまいりたいというふうに思っております。

久保島議員

防災リーダーの研修に行くとも多少費用がかかるんですが、その辺の補助金等は考えてい  
らっしゃいませんか。

総務課長

防災リーダーの研修会ということでありますので、あの現状は県の主催のものに町も含  
めて各区をお願いいたしまして行っていただいております。費用的な面は掛かりません。  
またそれからあの出前講座、先程町長が申し上げましたように、各地区へ出掛けて、リー  
ダーが現在おりますリーダー等含めて出前講座もあります。まあこれについても県のもの  
から町でも行くことも出来ますし、これはあの費用全く掛かりません。現在で掛かるもの  
は自分たちで分かっている範囲ではございません。

久保島議員

是非ですね、防災リーダーも増やすように費用を掛けてでもやっていただきたいという



ふうと思うところでございます。さてですね9月の29日でしたか中川村の文化館で、伊那建設事務所の主催というふうに私ちょっと理解していたんですが、防災講演会がございました。町長も参加されておりましたけれども、群馬大学の片田教授のお話でございました。釜石の奇跡でしたね、その話をお聞きになったと思います。まああかしですね釜石ではあの鶴住居小学校と釜石東中のことだけではなくて、多くのですね奇跡があったというふうに承知をしております。一例を挙げていきますと、まあ甘えん坊でお母さんがいなくては何も出来ないような小学3年生の男の子、講演会で講習会でもし地震が来た、津波が来るとしてお母さんがいなかったらどうするんだい？と先生は聞いたと、そうしたらその子は散々考えた挙句、近くの高台の公園に逃げると言ったんだそうです。で先生はそうかと。じゃあそのことをちゃんとお母さんに伝えておくんだぞと、約束しておくんだよと、いうふうに伝えたそうです。で、その夜その子はお母さんに、僕は大きな地震があって津波が心配があると、だったら高台の何とか公園、あの公園の名前ちょっと忘れちゃったんですが、に逃げるからねと、約束するよと、絶対に逃げるからとお母さんに言ったと。でお母さんは、分かった、そうだねあそこに逃げれば安心だよねと、後から必ず迎えに行くからねと伝えた。しばらく経って3.11の地震が起きました。津波警報が出されました。勤め先にいたお母さんは甘えん坊の3年生の男の子、家に迎えに行こうと車で必死になって向かいました。自宅は海岸の傍にある。しかし車は渋滞して行けません。その時お母さんは思い出しました。僕は津波が来たら高台の公園に逃げるからねと、絶対に逃げるからねと言った言葉を思い出した。でお母さんは本当に逃げているかなと思った、でも信じようと思ったんですね。で、自宅とは反対の山側の方に車を向け直して遠回りをして高台の方へ行った。もしそのままお母さんは子どもを迎えに行こうとして自宅の方へ進んでいたら津波に巻き込まれました。その夜遅くなりましたけれども公園でお母さんと子どもは会えることができました。またこんな話もあります。両親が共働きなので学校の帰りは必ずおじいさんおばあさんの家に寄ると、でその子はそのおじいさんの家には津波が来たら裏山に逃げると決めたと。で学校から帰ったその日も家にいたんですね。で大きな地震がありました。その時彼はこれは絶対津波が来ると考えて、おじいさんとおばあさんに裏山へ逃げると言った。だけどおじいさんは、なあに大丈夫よと、ここまで波が来たことはねえと、それにどうも速報じゃ3メートル位だと言っておる、ここまで絶対来ん、と逃げようとしな。男の子はね、そんなことは当てにならないと、今回は大きいかもしらん、一緒に逃げようよと泣きながら何度も叫んだ。でそれを見かねたおばあさんが、おじいさん無駄でもいいじゃん、僕がこれほど言うんだから一緒に逃げましょうよと言っておじいさんを促した。おじいさんもしょうがないもんでブツブツ言いながら、おばあさんに言われりゃ怖いからブツブツ言いながら重い腰を上げた。3人がやっと裏山へ辿り着いた時、後ろを振り返ったら津波がおじいさんの家を飲み込んでいた。するとおじいさんは後から私は孫に助けられたと、こう言った。大人がだめなら子どもしかないんですよ。子どもをリーダーにしましょう。釜石では10年計画で防災教育を小中学生に徹底的にやってきました。まあその8年目だったんですね、この3.11は。でもその成果が出たと。でも釜石で1人も亡くならなかったわけではないんですよ、亡くなっている。でこれを先生も誠に残念だったというふうにおっしゃっている。これだけやってもまあそこはまあ津波が来ちゃったんだでちょっと違うといえば違うんですが、犠牲者が出てしまうという

町長

ことでございます。片田先生が最後に結んでいましたよね、行政の皆さんにお願いしたいと。10年間継続して根気よく防災教育を続けていただきたいと、きっと成果が出るはずだとおっしゃられました。町長も確かお聞きになったはずですよ。防災教育を単なる避難訓練だけではなくて自己判断で率先避難者となれというこのですね教育を小中学生を中心にならず10年間というスパンで継続して行うべきだというふうに思うんです。まず町長の所見をお伺いしてから教育長にもご意見をお伺いしたいと思います。

今、大震災のあの釜石の例をとられてまたお話をお聞きしました。そのことをまあ本当にあの生々しく現場的に語って教えて講演をいただいたのが9月の今お話の、これはあの県の建設事務所ではなくて国交省のあの天竜のダム主催であったわけでありすけれども、天ダムと呼んでおりますけれども、大変あの有意義な講演でありました。群馬大学の片田先生、この方はあの前々から釜石の子どもたちに、もう前のあのチリ地震の津波辺りのところからの資料のもとに、いつかまたこれが来るだろうというような危機感を持って、特にあの釜石の入り江の湾の状況を危惧して、子どもたちに繰り返し繰り返しそのそうした災害勉強というものを植え付けてこられたということの体験の中から語っていただいて、そのことがしかも現実になったという大変あの貴重なお話が、今お話があったとおりであります。それであの話をお聞きして私もあのよく釜石の奇跡というふうに言われるわけでありすけれども、これは決してあの奇跡でも何でもなかったんだと、釜石の教訓だというふうに受け止め、今後はそういうふうにつえた方がいいんじゃないかというふうに思いますけれども、やはりその下地が教育のこの原点があったからこそむしろ子どもたちが親をリードしてああいう形で高台へ逃げて犠牲者がほとんどなかったということに結びついたという大変あのこれは大きな教訓であり、常日頃の防災思想に対する、いざ自分の身は自分で守るにはどう常時は身を置けばいいかと、考えたらいいかということの教訓だと思います。いずれこれは子どもたちのことは勿論また教育長の方から申し上げますけれども、あの先程のご質問のいわゆる弱者のお年寄りや子どもの、幼児これはまあ親がついておりますのでちょっとあのお年寄りとは違いますけれども、同じことだというふうに思います。で子どもはまだ走ってあの高台へ逃げれますけれども、大人の弱者はそういうわけにはまいりません。その仕組みをどうするかということもやはりこれは訓練と、ひとつの自分の身は自ら守るという家庭内との問題も相談もあると思いますので、その辺のところをこれから真剣にやっていく必要があるだろうと、防災教育はまさに防災の原点であるというふうに思っております。

教育長

それではあの学校の取り組みというについて一部お話をしながら考えを述べたいと思いますが、あの私もですねあの片田教授の講演は直接中川の方の会場へ出向きましてお話をお聞きしました。とても感動的といいますか、学ぶべきことが多かったなというふうに思っております。あの東日本大震災が起きてですね、釜石の多くの鶴住居小学校それから中学校の子どもたちがですね率先して逃げたという、そして自らの命を守ったということとその年に私も情報等で知りまして、その考えに立ってですねその年に町内の校長会でもう一度安全教育を見直すきっかけということで、子どもたちが自ら自分の命を守るあの教訓からどういうふうに関島でできないかということを経長会を通して協議をいたしました。その考えに立ちまして一昨年からの取り組みだことでもありますけれども、隣接する飯島小学校と飯島中学校合同の避難訓練ということ、これは今までなかったことでもありますけれども、

ども取り組みました。残念ながら今年も計画したんですが雨のために一緒に逃げるということはできませんでしたが、そこで合同訓練の中で一昨年はですね校内放送が流れて中学生が小学校の庭へ駆けつける、そしてですね耕地ごとにですね整列をして中学生が先頭に立って小学校の低学年の子どもを手を引いて、そして安全な場所で逃げていったという訓練を行いました。この狙いはですね今のお話がありました釜石の奇跡に学ぶと同時にですね、中学生がやはり弱者を自分たちが守れる弱者といいますか手を差し伸べられる範囲の自分たちで出来ることは何かということ自ら考えさせる機会というふうにも考えて実施したところであります。なおあの七久保小学校はそういう条件がありませんので、これについては抜き打ち的な避難訓練を実施して緊急時の自分のあり方をどうするかというようなことは行っているわけでありまして、まあしかしながらあの下校後とか休日についてはまあこうした訓練は難しいのでこれは課題というふうに捉えておりますけれども、先程来お話がありますように地域の防災訓練にはですね、進んで小学生も中学生も参加して地域の一員として大人と一緒に防災訓練あるいは自分の命を守るといふそういう意識付けをしていくということは大事ではないかと考えておりますので、地域の例年行っておられる取り組んでいます防災訓練には進んで参加するよう学校を通じて促していきたいというふうに思っております。なおあのこれは避難訓練とか防災訓練ではありませんけれども、来年度からですね飯島中学校では緊急時にAEDをどういうふうに活用したらいいのかということでAEDの使用法をはじめとした救急救命講習会、全生徒が受けるように計画を進めているということでありまして、まあこうしたこともですね、中学生の発達段階、まあ責任を負わせることは出来ませんが、中学生が自ら出来ることは何かということ地域においても、中学生のもしもの場合力を発揮してくれるのではないかなどということを考えまして防災教育に一層取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

久保島議員

終わります。

議長  
8番

8番 竹沢秀幸 議員。

竹沢議員

早速であります。通告に基づき具体的な質問に入っております。飯島町米俵保存会の取り組みを行政が支援をし、飯島米のブランド化、米俵マラソンの参加拡大、米俵文化による新たな創造事業の展開、ふるさと納税で米俵贈呈などによる町や町民が元気になる政策を全国に先駆けて飯島町が先導して実践すべきであるということにつきまして、何項目かに亘りまして質問を行ってまいります。まず飯島町米俵保存会ですが、町内の農業に携わっていない20代から30代の若者10名程で組織しております。この米俵保存会は米俵の文化継承、それから飯島米のブランド化を目指し、マラソンなど個性的なイベントで情報発信するとともに、普段農業をしていない人も米作りを支えられる仕組みを作ること、そして町の活性化を目指しておるものであります。去る11月17日開催されました第1回米俵マラソン大会におきましては、力自慢を競うマッショマラソンに遠くは横浜、山梨などから参加がございまして、50名程の参加があったところであります。近くは駒ヶ根警察署のマラソン愛好会からも5名程参加していただいております。一般マラソン5キロもございましてこれも50名程参加があったところであります。米俵マラソンの

参加者アンケートの中では38名の回答をいただきましたが、38名全員がこの回答の中で「参加して満足した」ということで、満足度100%であったところであります。理由の中では沿道における応援、それから「おもてなし」の料理、おにぎりですとか豚汁、漬物の評価が高かったわけでありまして、これがあのお代わりが出来たことがあります。他のこうした大会の中ではおにぎり1個、豚汁1個などの制限があるわけでありまして。なお当日は濃い霧のため眺望が良くなかったこと、それから事前の地元七久保や本郷地区などへのPRが不十分だったための応援者が少なかったことなどの反省点がございまして、今後の課題ということになるわけでありまして。来年も参加するか否かの問いに對しまして38名の方の中で26名が参加、4名が検討中であります。それから目玉景品で何が欲しいかという問いに對しまして、一番多かったのが米1年分21名、米の消費というのは皆さんご案内か現在大体全国平均では60キロ位が1年間に食べる量であります。今それも少し減ってきている状況にありますけれども、それから2つ目に多かったあの景品では飯島の特産品が欲しいということで、具体的には馬刺しですとか栗菓子などが14名ということでございました。この米俵マラソンに初めて参加して飯島町に来たという方が38名のうち25名おったわけでありまして。要するに新たに飯島町をその日に訪れた方がそれだけ大勢おるということであります。米俵保存会の会長で今回の米俵マラソンの実行委員長をやったある町民は、今後の米俵マラソンの企画ですとかそれから運営の仕方次第では飯島町の米の認知度やイメージアップの絶好の機会となるということで、今後多くの方に意見を聞いて戦略的なマラソン大会を実施していきたいというふうに語っておるところであります。そこで第1回目の米俵マラソンの結果を、どう町長受け止めておいでになるのかお尋ねいたします。

町長

それでは竹沢議員からは米俵イベントから派生した様々な取り組みを通して、更にこれを拡大して飯島から全国に発信すべく積極的な取り組みというご提案を含めて、まずこの第1回開催をされました米俵マラソンの結果をどう受け止めておるかというご質問でございます。お話のように11月17日に行われました第1回の米俵マラソン、これはいいちゃんまちづくり協議会が主催によりまして盛大に開催をされました。全国各地から応募された晩秋の飯島町七久保地区での5キロのマラソンコースでマラソン大会が実施されたわけでありまして。いいちゃんまちづくり連絡協議会ではこのイベントを更に拡大をさせ、来年も是非開催したいというふうに意気込んでおられるわけでありまして。この飯島町の美しい風景や特に2つのアルプスの見える風景と米俵にまあ着目をされまして、米俵の継承ということも含めて美味しいこの飯島の米どころ、飯島の米を大いに飯島町「飯の島」の由来を宣伝すべく大変あのユニークでありがたい、しかもまあお話のあったいろんな面でこの強烈的なインパクトがあったんだということでも有意義なイベントであったというふうに捉えておるところでございます。

竹沢議員

次に、米俵マラソン2回目以降も継続して行っていくことができますように、米俵保存会もいろいろと計画しておるわけでありましてけれども、人的、財政的な後方支援をしていただけるかどうかについてお尋ねをいたします。今回の開催であたりまして、米俵保存会を核としていいちゃんまちづくり連絡協議会を主催者として取り組んできたわけでありまして、現実の参加者の募集ですとか参加申し込みの事前受付は実行委員長が1人で対応をしてきたところであります。またあのパフォーマンスで前段で行われました諏訪湖マラソンの

ンに実行委員長が米俵を担いで参加しましてPRをしたりしたことによる参加者の増ということも現実に効果があったところでもあります。将来を展望しますとあのマラソンのいろんな大会がハーフから含めまして全国あちこちであるわけでありましてけれども、マラソンランナーを受付っているのは現在ではあの規模が大きくなりますと代行業者を委託してまあやっているというようなことが通例になってきているところでもあります。当日の運営につきましては、いいちゃんまちづくり連絡協議会の皆さん、それから米俵保存会の皆さん、それから我々ボランティアの総勢43名で運営をいたしまして、本部の機能それから救護、給水、それから警備、おもてなしの準備、それから伴走、などを含めて分担したところでもあります。実行委員会が主体的に関わるのは当然のことではありますが、まあ将来この大会が大きくなった場合、例えば大会参加者の受付ですとか当日の運営スタッフの人的な後方支援をいただけるのかどうかということ。それからあの大会の費用ですけれどもエントリーしていただく方には2,000円の参加料をいただいて運営しておるわけではありますが、米の支援では飯島町農業再生協議会あるいはJA上伊那、そして同僚議員を含めて私など幾人かの米の生産者の協力、それから藁（わら）の確保、糠（ぬか）の確保、などを行ったわけでありまして、まあ費用的には多額ではありませんけれどもまあ費用が必要なわけでありまして、こうした部分財政的にも今後においてですね後方支援していただけるかどうかについてお尋ねいたします。

町 長

まあこのイベントに対しまして今後のこの人的、財政的な後方支援が出来るのかどうかというご質問でございます。まずあの財政面でありますけれども、今回の第1回飯島米俵マラソンという位置付けの中で、新たなまあ地域あるいはこの団体組織する1つの取り組みということの位置付けの中で、今回につきましては飯島町の協働のまちづくり推進事業の補助金の交付、事業採択という形でさせていただきました。今回も含めてまあ一応あの要綱内容では3年間がこの事業の支援対象という形で位置付けておりますので、当然今後継続していくということになりますとあと2年は同じような財政支援は可能という形になります。同時にまたそれ以降の継続といいますか今後のイベントの取り組み、それから拡大の部分、それから更に地域のこの参加というようないろんなあの方向付けの中で、可能であればまた更に上の1つの支援措置も一緒になって考えていくことも必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺のところも行政、また私としても期待をしておるところでございます。それから人的支援の部分でございますけれども、これはあの今回あくまでも発想はそれぞれの立場の町民の中から立ち上がってきた1つの計画でございますので、こういうことがまさにこの地域づくり、協働のまちづくりの1つの根幹的な考え方であろうというふうに歓迎しております。最初から行政が入ってどうのこうのということではなくてですね、自主的な運営の中に必要な支援は町が側面からやっていくという基本的な考え方がいいんではないかというふうに思いますが、今後、今と同じようにあのどういうひとつの町の位置付けとしてあれしていくかということについては、更にまた人的な部分も考えていく必要もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、あくまでも今後の取り組み方次第ということで人的な方はまた考えていくものがあればひとつのということでございますし、またこれはあのPR、宣伝あるいは発信については町も一緒になってサポートしていくことが必要で、いろんなメディア・媒体を使ってですねやっていくことはやぶさかではないというふうに考えております。

竹沢議員

財政的なものにつきましては町の補助事業の活用、また今後においては上からの上部機関の支援措置も検討、またPRについては町としても一緒にやっていただけるということでもありますので是非お願いをしたいと思っております。それでは次にちょっとあの視点を変えまして、同僚議員の一般質問もまた今後ありますのであれですが、あの米の問題について我が町の現状、歴史も含めてちょっと考えてみたいと思っております。米の減反政策廃止が5年後、2018年行われるわけでありまして、5年先に向けて何をするかについてちょっと考えてみたいと思っております。我が国の米の文化の歴史というのは一般的には米作りを始めまして今から2,300年位前の弥生時代というふうに言われておるわけですが、最も古い水田の遺跡につきましては宮崎県で見つかっておりまして、約2,400年前というふうに言われておるところであります。飯島町の米の歴史ですけれども、山久にお住まいの歴史学者にお尋ねしたところ、今から大体まあ1,000年位前ということで、平安時代の終わりから鎌倉時代に盛んにこの地に米が入ってきたというふうに言われておるようであります。我が飯島町はご案内のように南駒ヶ岳、それから代表される中央アルプスから流出する花こう岩に洗われた水によりまして大地を潤し、この飯島の地が米の適地として今日まで長い歴史を重ね、この地の繁栄をもたらしてきたところでもあります。先人が費用と労力を費やしてきました農地への開墾、開発、水路の開設やため池など設置など行ってきたわけで改めて感謝する次第であります。現在飯島町の米の栽培でありますけれども、JA系統の出荷でコシヒカリが大体21,000俵、アキタやミヤマニシキなど酒米等含めまして4,000俵位、それから米の種子がございましてこれが255トン位、ということでございます。これ以外にもあの系統外で出荷されておるかと思っておりますのであれですけれども、要は沢山のお米がまたお米の種子がこの町から出ていっておるということでありまして。ところで我が国が戦後復興をいたしまして今日的な経済大国になるため加工立国といたしまして今日までまあ歴史的必然性、経済的必然性もあったのか農産物を含めた自由貿易を良とする国際的な政策をとらなければならなくなり、そういう実状に今日きておまして、TPP交渉もなかなかございまして我が国の農業政策もいわゆる「猫の目政策」ということでころころ変わってきたということでありましたが、いよいよこの我が国の農業政策を切り替える時代にいよいよ入ってきたというふうに思うところでもあります。政府の農林水産業地域の活力創造本部、本部長安倍晋三氏、11月26日の日に首相官邸で会合を開きまして、米の生産調整を5年後の2018年を目途に廃止する方針を正式に決定したところでございます。国が各農家の生産力の目標を配分する制度を廃止いたしまして、生産者や農業団体が需要に応じた生産量を判断する仕組みに移行するものであります。1970年の減反政策の本格導入以来、ほぼ半世紀ぶりに米政策の転換、米生産はいよいよ自由競争時代に入るわけでありまして、具体的には現在、米生産農家10アール当たり15,000円の個別所得補償制度があるわけでありまして、これ2018年に0円になるわけでありまして。約50年に亘ったこの米の減反政策がなくなるわけで、米は自由にこれから作れるようになるわけでありまして、このことは歴史的な変革、対応する5年後を想定して今からいろんなことを準備せよということ警鐘を鳴らしているんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、5年先を見据えたいろんな取り組み、考え方というものを今から考えていく必要があるのではないかなと思うところでもあります。政府ではまあその目先の政策といたしまして日本型直接支払制度によります数千円の補助、飼料用米すなわち

餌米の補助などを考えております。減反政策を廃止し米が自由に売れることとし、生産コスト比較論で10ヘクタールを1つの基準として、10ヘクタールより多い農家や法人に対して農地を集積することを目論んでおるわけであります。何故かと言うと10ヘクタール以上の10アール当たりの米の生産コストが10,000円、1ヘクタール以下の農家の10アール当たりの米の生産コストが10,000円、アメリカの米のコストが6,000円、こういうことですので、そのコスト論を比較して要はこの期に小規模な農業の方にはお米を作るのを我慢していただいて、土地利用型でできる担い手農家あるいは法人、会社へ移行していくこういう政策であるわけであります。しかしあの現実にはあの飯島町そうですが、長野県もそうですが、特に飯島で考えると10ヘクタール以上の土地利用型の担い手や法人が更に増えるということは考えにくいわけであります。ネックは20%以上の畦畔率の問題だとかいろんな問題が有害鳥獣とかいろんな問題があるわけであります。そこで高坂町長、この情勢を考えての先般の9日の町長冒頭あいさつの中で次のように述べております。

「減反政策廃止に対応する国の責任として米の価格下落への国への関与、餌米の予算確保など本日時点でまだ不明瞭な国の政策なので、重大な関心を持って町として取り組んでいく」というふうに述べておるところであります。私は米俵と米文化を伝承する立場で質問をしておるところではありますけれども、5年後を想定して今から国内へ飯島米を販売することは元よりでありますけれども、世界へ販売先を今から開拓していく位の気構えがですぬ町長にあってほしいんだと思うところであります。先月、秋田では農業法人や農家の集まりにより株式会社を立ち上げて、農機具や農薬メーカーと連携しコストダウンを図って外食産業などへの販売を開始しております。また大手商社が国内の農業法人を組織して米を輸出する取り組みも始まっているところでもあります。長野県下でも77市町村ありますが、果樹などを中心にして農産物を海外に輸出を取り組んでいるところも既にあるところでもあります。減反廃止政策を農業の再生の折り返し地点と考えて反撃を飯島町が開始したらどうかと思うわけであります。具体的な諸々の政策につきましてまた同僚議員からお2人からまたありますのでその内容についてはあの譲るところであります、総論として町長としてこれらの課題、飯島町としてどう取り組んでいくかについてお尋ねいたします。

町長

今、国の方から出されておりますこの米政策、減反政策の廃止を見据えて5年後にまあ全面廃止ということの前提の中で、町の農業、米作りとしてどう対応していくかということとございまして、このことにつきましてはあの今お話のように開会の冒頭でもちょっと触れて申し上げましたし、それからこのことに絞ったあの今回の質問でも何人かご質問をいただいております。かなりまああの深めたお話をしていかなきゃならないというふうに思っておりますが、今お話ございましたように竹沢議員のご質問はこの米俵のイベントに派生してのまあ農業、この米の問題として捉えておりますので、あのまたその折には申し上げてまいりますけれども、ごく要約してちょっと申し上げてご理解をいただきたいというふうに思いますが、お話にございましたようにあの政府は国の生産調整廃止に向けて需要が減少をしておりますこの主食用の米以外の品目へ誘導を行いながら、その一方で農地の維持や農村環境整備などに充てるこの日本型の直接支払い、これを創設するというところでトータルとして農家所得を維持する方針、こういうまあ考え方でやっておるわけでありますが、ただあの国や県からまだ正式な行政としての通達、連絡はきておりません。あく

までも報道で知りうる限りということとございまして、概ねまあそういうことだろうというふうにあの受け止めてはおりますけれども、実はあの本日、地方事務所の方で招集されておりました担当が出席をいたしますけれども、かなりあの詳しい具体的な説明がなされるということで、そこからまあスタートしていくという全国的にはそういう流れかと思っておりますが、まあいずれにいたしましてもですね、このあの要約して当町ではこの農業、特にあの土地利用型のお米を中心にした作物が基幹産業で歴史が刻んでまいりました。これをまあ米の生産は勿論でありますけれども、農地、農家の果たす多目的なこの役割というものをもう一辺これはあの肝を命じてきちんと位置付けて、これを産業の基幹として維持していかなきゃならんと、当然様々な価格の問題や後継者の問題や遊休農地の問題あるわけでありまして、そうしたことをどうまあ今後のこの米政策に乗っかって、あるいはまた遅れずにですぬ町のこの産業としての維持をしていくかということが大変大きな問題であるわけとございまして、従ってあの現在営農センターやJAや農業委員会やそれぞれ各集落別の1つの組織が出来ておりますので、こうしたことを基本としながらですぬ十分協議をして何としてもこれを守っていくという形の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

竹沢議員

それでは次の質問であります、ふるさと納税で飯島米と米俵を納税者に贈呈したらどうかということと提案申し上げたいと思います。2008年に導入されましたこの5年経過したふるさと納税であります、今では全国の半数程の自治体が米や肉、海産物などの豪華な特典を納税のお礼に贈るなど、獲得競争に熱が入ってきておるとい状況にございます。本県においても阿南町などが相当頑張っておりまして、新聞報道でも報じられているところでもあります。またこの納税方法につきましても現在はクレジットによる決済すとかコンビニ納付も出来るようになってきておりまして、そうした煩わしさを軽減する自治体も出てきているところでもあります。そのことについては今日は触れません。でこのどんな特典かということいろいろ調べたら面白いのもございましたが、参考に申し上げますと北海道のある町では「十勝ハープ牛ロースステーキセット」と、鳥取県のあるところでは「松葉蟹」、宮崎県のある町では「完熟のマンゴー2個入り」、岩手県のある市では「蜂蜜セット」、神奈川県のある市では「メロン」、兵庫県のある市では「ビール6本セット」、高知県のある町では「金目鯛」などがございまして、ひょうきんだと思ったのは北海道の門別市ですけれども「オホーツク海の流氷」、これを送られてもどうかと思いますがこういうのがあります。駒ヶ根市と姉妹提携の磐田市では「ウナギの蒲焼き」または「白焼き3本セット」、などいろいろあのあるようございまして。そこであの具体的提案に入る前に現状ですぬ飯島町へまあふるさと納税していただいておりますけれども、ふるさと納税の最近の現状またあの飯島町は確か「ふるさと味」だか何かをお礼をしておるような気がしましたけれども現状はどうかちょっと最初にお答えをいただきたいと思っております。

町長

あのふるさと納税に関して、またあの米俵、米俵というあのご質問はあるわけとございまして、ふるさと納税の現況だけちょっとまあ最初お答えをしておきますが、あの今年度になりまして対前年よりかなりあのいろんなあのお集まりの機会に私も直接お願いしたりしてきた経過がございまして、その反響もあるわけとございまして、ただいままでに23名の方から申し込みをいただきまして、総額で1,200,000円を超えるふるさと

竹沢議員

応援寄付金が納税をされておるという状況でございます。

現状大勢の方から納税していただいておりますということで感謝を申し上げるところであります。それでは具体的な提案ということで申し上げますが、具体的に飯島米と米俵を納税者に贈呈したらどうかということでございまして、ふるさと納税を例えばの例ですけれども下限 10,000 円ということで、10,000 円以上納税していただいた方、例えば 10,000 円ということで考えていただきたいと思いますが、場合にですね5キログラムの飯島米と5キロ入りの米俵を入れて宅配する方法を取り入れたらどうかということで提案いたします。具体的なコストの試算をしてありますので申し上げますが、この米俵保存会にですね発送まで委託した場合の費用を試算してございます。米俵を制作するのに大体2時間30分程掛かるわけでありまして現在長野県の最低賃金が時間 700 円でありますけれども、これをまあ 750 円位としますと、賃金が 1,875 円、藁の材料が 100 円位です。精米料が5キロですと実際はあの 100 円入れないと出来ませんが 100 円位、それから梱包などの費用が 425 円位、都心部への宅配料金が 1,160 円位、それから米の代金ですけれどもキロ 200 円といたしましても 1,000 円位と、いうことでやりますと必要経費で 4,660 円掛かります。で現在あのこの俵の価値なんですけれども、国内のネット販売による米俵の取引価格ですけれども5キロの俵で 7,900 円程することになっております。で、総務省の10月発表の消費者米価は5キロ 2,532 円であります。足しますと 7,900 円+2,532 円で 10,432 円になります。それだけの価値があるということでありまして、従って 10,000 円の納税をしていただいた場合はそれだけの価値があるかどうかという若干の疑義もありますが 432 円位、価値が増えるということであります。で一方町では 10,000 円いただいて 4,660 円の経費を掛けますと 5,340 円町のために基金として積み立ててまあいろんな町の振興政策に使えるとこういうことになるわけでありまして。先程も触れましたが阿南町も似たような形でふるさと納税で米を配っております、職員が東京へ出ていっていろいろPRもしたようでありまして、飯島町が阿南の方針とは別に飯島町独自で考えて、飯島町を全国にPRするための飯島米と米俵文化を届けたらどうかということで、これを是非あの平成26年度から新規事業として取り組んでいただけたらということで提案いたしますがいかがでしょうか。

町 長

このふるさと納税で町のまあ特産のお米とそれからまあ付随して米俵、これはあのお礼として贈ったらどうかというご質問でございます。そのことについて今新年度予算を含めて検討しておりますところでございますが、現在あの町ではふるさと納税をいただいた皆様には町の特産品として12種類位の中から選んでいただいて、希望でその贈呈をさせていただいております。先程申し上げたような数字に今なっておりますわけでございます、ただあの少し多くの寄付をいただいた方につきましては、その中の2種類くらい少しグレードを上げて選択をいただいておりますということで若干あのこうバランスをとらせていただいております。でお話のようにあのこの12種類の中には飯島産のお米は入っておりませんので、少しまあ今までどうしてそのことに気が付かなかんだのかなあ位の思いもしておりますけれども、是非これはあの飯島産米のお米をこれに加えてですね贈呈をするような仕組みを考えてまいりたいと、同時にあの俵の問題も含めて検討させていただきたいということで、今後その仕組み、そのどういう手段を講じればいいのかってことはまた営農センターやJAさんや、それからあの米俵を作成いただく保存会の方もおられますので、そうした方たちと相談をして是非ひとつこれを定着するような形の中で、ただま

竹沢議員

ああの阿南町のようにこれはあの大変新聞等にも出ておまして、お米を贈っておるわけでございますが、もう品切れというようなこともあります、これはあのほとんどいただいた額をむしろ上乗せして町がお返しして米を贈っておる、まあここまでは出来ないと思えますし、それからあのいただいた方に額にもよりますけれども1年分のお米というようなわけにもなかなかまいりませんので、まあふるさと納税という1つの趣旨とのバランスをとりながら、今後このお米の問題も含めて引き続いてこのお返しをしたお礼をしていくということを考えていきたいというふうに思っております。

改めて取り入れていただけるということでありまして、よろしく願いをいたしたいと思えます。次に、米や飯に繋がるサミットを飯島町が主催して開催出来ないかという提案であります。米俵保存会からいろんな提案をいただいておりますけれども、飯島の「飯」が付くですね市町村、長野県では例えば飯山市、飯田市、飯綱町などがありまして、全国にもあるわけですが、これもあのやはり早く手をつけないとダメなので、飯島町が呼び掛けて米消費拡大のイベントとしてサミットを開催したらどうかということ提案するわけでありまして。またあの米俵保存会の方ではですねこうしたことが実現すれば将来的には3. 11原発で被災を受けた福島県の飯館村、ここでですね米俵マラソンを開催したいとそういう将来的な展望をお持ちのようでありまして。そうしたことでまあ後方支援をしていきたいということでございまして、そこら辺はいかがかということと、それからあの米の消費拡大にはですね、あの「おかず」すなわちご飯のお供が必要でございまして、おかず作りを競い合いますところの、通常今は全国にあるB1は有名ですが、ご飯のおかずという意味で「G1グランプリ」と名付けましてこれをやったらどうかという提案もいただいております。あの飯島は飯島のまたあのさくら井とかいろいろ含めた個性的な料理もあるわけでありまして、こういうものを含めた連携というのはどうかということかと思えます。こうしたことを通じてですねあのいわゆる米連合みたいなもののネットワークをね作ったらどうかという、米の連合です。美し村連合というやつをどこかで聞いたことがあります、あのそういうんじゃなくて米連合というのを構築したらどうかというご提案をいただいております。米俵保存会の熱い思いがございまして申し上げておるところでございますが町長いかがでしょうか。

町 長

まああのこれは飯島は勿論でありますけれども、国のまあひとつの基幹食糧である米というものを減少しておる消費に対応するためにもそうしたことで盛り上げていくことは非常に大変結構なことだと、必要なことだというふうに思っております。その発信を今この機会に町からどうだということでも私もそのように思っています。ただあの米をそれじゃどういう位置付けで全国サミットに結び付けていくという、いろいろまあ手法があるんだろうというふうに思いますが、あのお米というのはご承知のようにあの他の園芸作物なんかとは違っていて、まさにこれはあの土地利用型のその地域地域の多面的な役割を果たしておる部分もありますし、それから組織営農、集落営農という1つのまとまりの中で成り立っておる部分が非常に要素が強いのが米作りというふうにも思っておりますので、まあ米を中心にしたどういうこのまあ連合といいますか全国に呼びかけて、あるいは打って出るその考え方にしたいってことはもうちょっとあのいろんな関係団体と詰める必要があると思えますし、それからあのJAさん全国組織、それから国の農水省、関東農政局辺りも抱き込んでですね、全国にそのノウハウを広げてもらうようなこともやっぱり考え

竹沢議員

てみるのも必要なというふうに思っておりますので、是非これはあのいろいろ課題も多いと思いますけれども、大変意義あることだと思いますので前向きに検討させていただくということで考えておりますのでよろしくひとつお願いいたします。

それではあの夢と希望を持ってですね、関係団体また関東農政局というお話も出ましたが、前向きに是非取り組んでいただきたいと思います。それでは米俵関係最後の質問であります、米俵保存会の活動目標を理解していただいて俵を福俵として正月の飾りにするとかですね、また近く開催されるワールドラグビー大会の参加などについて後方支援出来ないかということでもあります。あの米俵保存会まだ発足してまだ間もない小さい組織でありますけれども、活動目標には大きな夢もありまして、町活性化に協働して取り組んでいけるものと思うところであります。今後の取り組みの中でマラソン大会の参加者を増やすための方法につきましては、各マラソン大会に保存会の男性会員が米俵を担いでPRするとかですね、それから女性会員の方のお嬢さん方がおいでになるんですけれども「米俵小町」ということで看板娘になっていただいて飯島の町のPRをする計画を目論んでおるところであります。またあの定期的な米俵を編む講習会もやっていきたいということでもあります、少し先になりますけれどもW杯ラグビーが2019年日本で初めて開催されるわけでありまして、長野市が試合開催地の1つとして候補地として立候補しておるところであります。これから保存会ではこれが実現したらですね米俵の作り方を応用してラグビーボール、あのラグビーボールの形の、あの要するに俵でなくてボールですねボールを藁で作るわけです。でこれをですねあの競技会場周辺で飾って飯島米のPRをしたらどうかということでありまして、あのご覧になったかどうかあの今回のマラソンの時に文化館で約1週間ほど米俵を積み重ねたものがエントランスホールに飾ってあったと思いますし、またあのマラソン大会当日にはあのB&Gの玄関のところに米俵をこの三角にピラミッド形に積み重ねたものをご覧になったと思いますが、このようにですね10段積みで大体高さ2メートル位になります。ですので8メートル位のそのラグビーのピラミッド形のをすれば結構インパクトがあるんじゃないかなということ、まあそういうのをやったらどうかということが1つです。ちなみにあの来年の飯島町産業祭りにJAの広場で米俵ピラミッドを飾る計画を保存会では持っておるようであります。まあこの他にあの正月に飾る米俵、福俵の製作ですとか、道の駅での通年販売の米俵、それからあの昔はありましたが力比べとしての俵差し競技、あるいはあの団体対抗俵リレーとかですねまあそういうのもこれからやってみると面白いかなということもあるわけであります。まあいろいろのアイデアはあるようではありますが、要はこうしたことを今後支援していただけるかどうか、またあの保存会の会長さんもですねあの熱い思いを持っておりますので、出来たらあの町に対してまあプレゼンテーションを行いたいというようなことを思っておるようでありますので、まあそういう機会を是非取っていただきたいということで以上のことについてお尋ねとします。

町 長

まああの今度の米俵マラソンと連携して発足した米俵保存会、こうした活動も今後ひとつの町のもう一辺あの埋もれたというか忘れ去ろうとしておる文化の1つとして甦らせて、それからそれをまたひとつの町の起爆剤に繋げていったらというようなご質問だと思います。非常にあのこの間の米担ぎ俵担ぎのマラソンなんかでも大きなまあ内外に関心を持っていただいた米俵、従来はまあ米の輸送手段としてのまあ包装器具としての役割を果たし

ておったわけでございますが、その他にあの縁起物でありますとかいろんな面で米俵というのは重宝されておった時代もあったわけですが、ほとんどは今それが廃れてしまったと、もう一度この飯の島、飯島であるからこそ、これをいろんな面で復活して発信していったらどうかというのは大変あの賛成、私もそういうふうに思いますしそれから第一にあの保存会がまた新たに結成をしてこの作る技術が絶えることなく将来に繋げていっていただけることは非常にあの大切なことだろうというふうに思っております。そうしたこともまた子どもたちにも植え付けていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、町もあの今度の米俵作りにはマラソンとは別な形であの町の支援の対象とさせていただきまして、またあの2年目、3年目というふうに必要に応じてまた財政支援もしてまいりませけれども、今まあいろいろあのラグビー大会やまあその他いろいろなイベントにということもありますけれども、どういうまあ活用の仕方でこれが更に伸びていくかということも期待しながら必要な支援は、米作りの部分と併せてですね考えてまいりたいと協力していきたいと思っております。

竹沢議員

それでは通告2つ目の項目に入っております。これから申し上げる2つの項目、細かいことで恐縮であります、インクカートリッジ再資源化の回収箱設置をお願いしたいなと。インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加して同事業を町でやったらどうかということで、具体的にはまあ公共施設まあせめて役場位には回収箱を置いたらどうかということでございます。あのこれはまあ皆さんあらかじめご承知で、現在はいろんなあのプリンターメーカーがあのお自分の会社へ元へ戻ってくるようにする仕組みとして、まあ里帰りインクカートリッジということで会社には行われておまして、先日長野日報によりまして12月の9日の長野日報新聞では伊那市で設置しているのが報道されたところあります。これからあの今月は年賀状を書く時期に入ってきてまして、各家庭でも最近はそのプリンターを使ったりしたカラーの年賀状の作成とかいうことでインクも相当使うんじゃないかと思うわけでありまして、ちょうど時期的にはいいんじゃないかと思いますが、この点について町としてどう取り組んでいかお答えをいただきたいと思っております。

町 長

それでは次のご質問はあのインクカートリッジの再資源化に向けての回収箱に関する質問でございます。この里帰りプロジェクトに参加をして事業を行っていったらということでございます。お話にございましたようにあの家庭で使用するプリンターのインクカートリッジは資源として再利用できるものとして町内でも回収の取り組みが現在行われておるところでございます。ご指摘の里帰りプロジェクトはプリンターメーカー6社の取り組みとして回収ボックスの設置によるもので、町内では飯島町商工会で行っております。またあの町内の小学校ではプリンターメーカー2社による環境保全と教育支援事業としてリンクカートリッジの回収に取り組んでおります。学校への持ち込みは随時行っておりまして、地域の協力により実施しています資源回収時には事前にチラシで回収できるメーカーを記載して空き缶等と一緒に回収に取り組んでいただいております。伊那市の例が新聞にもこの間出ておりましたけれども、大体あの上伊那の各自治体もこのような取り組みが中心というふうに聞いております。飯島町の環境衛生自治会がございませが、ここで配布しております資源物、それからゴミの分別ガイドブックでは家庭からの出し方としては店頭回収として記載をさせていただいておりますので、で使用済みとなったインクカートリッジを新たなものを購入されるときにお持ちをいただいて

店頭にある回収ボックスに入れていただくことが最も効率が良い方法ではないかというふうに思っております。これから年末の年賀状作成の時期ともなっておりましてインクカートリッジを廃棄物で処理するのではなくて、地域の回収ボックスか小学校での回収による方法での再資源化対応を是非お願いしたいと。それから役場への設置というようなこともございましたけれども、役場へは全て再資源化のルートの中で処理をさせていただいておりますので時必要はないのではないかというふうに思っております。

竹沢議員

最後に役場には必要ないということですが、まあ他の市町村でもやっておりますのでそういうことを言わずに是非設置していただくようにもう1回検討を求めますがいかがですか。

住民税務課長

所管の考えとしましては今年の当初に地域の皆さん方にはゴミの分別ガイドブックで店頭回収を是非お願いしますというお願いをしているところでございます。やはりあのどこで回収してもきちんとリサイクル、再利用されるということが一番でございます、里帰りプロジェクトにつきましてもそのことを目的にプリンター6社のメーカーがスタートしたところでございます。ですから基本はやはり町内で消費するプリンターのカートリッジについては100%回収をして資源利用に行くことの最善の方法が一番良いというふうに考えます。で、出来れば所管としましてはまあプリンター6社全部というわけにはいきませんが、2社については学校で資源回収の折に回収をしております。で、その2社のものにつきましてはベルマークが付与されますので一回回収箱へ入れていただいて業者の方へ行きまして、確か1個5点付与されます。で非常に年間トータルすると大きな数字になりますし、それからあの里帰りプロジェクトのリサイクルする会社については1プリンターメーカーの100%出資の会社で県内にある会社です。障がい者雇用をしている。ですからあの障がい者の雇用にも繋がりますし、そういう面でも出来ればまあ学校の方へ資源回収の折、集中していただくような配慮をしていただければ一番かなというふうに考えております。

竹沢議員

それではあの最後の質問に入ります。今、ベルマークの話題も出ましたが、我々の議会は先般、先程同僚議員からも報告がありましたように10月から11月にかけて4会場において議会主催の住民懇談会を開催してきたところでありまして、議会の主体的な取り組みとしてまた議会改選後の第一歩として、議会基本条例に基づいて取り組んできたところであります。まあこの中で出された意見につきましてはまた後刻、理事者の皆様へはまた議長から報告いたしますし、また各区へも報告して、また議会のホームページへも掲載をするところであります。まあ諸々の政策課題につきましてもまた私を含め一般質問で申し上げたり、また2つの常任委員会でも検討していくとまあこんな取り組みになるかと思いますが、些細なことかもしれませんが、冒頭申し上げたベルマーク、グリーンスタンプなど現状はどうか、またあの公民館の活動なんかでも備品を増やすために有効活用できるので是非推進してほしいという声がありましたので、ここら辺を含めて教育長から現状と課題についてお答えをいただいて質問を終わります。

教育長

それではあのベルマーク、グリーンスタンプなどの学校現場ではどういうふうな取り組みをしているかということですが、現在のところ児童会・生徒会で取り組んでいるところ、それからPTAの母親委員会を中心になって収集整理しているなど、学校によって取り組みがそれぞれであります。まあ以前ほど積極的な収集はありません。まあそ

れについてはですねまあベルマークの整理に大変時間と労力が掛かるというそういう側面がありますし、また単年度で物品にあるいは教材教具に交換出来るだけの点数が集まらない、まあそのために集めた成果が児童・生徒の中に見にくいというまあそんな理由がありますが、しかしながらベルマークの収集がですね学校設備の充実ばかりではなくて、僻地教育の振興にも繋がっているということから、まあ町内の3校では大切な活動として、地味ではありますがけれどもこれからも継続していくという考えでおります。先程あの担当課長の方からも話がありましたが、インクカートリッジがですねベルマークのポイントにもなるということで、昨年小学校ではですねプロジェクターを投影するスクリーンをこのインクカートリッジのベルマークポイントとしてスクリーンを購入したという報告を受けております。なおグリーンスタンプにつきましてはベルマークと両方集めていくということにはかなり煩瑣になるということで、また手間取るということからグリーンスタンプについては現在は収集は行っておりません。以上ご承知をいただきたいというふうに思います。以上です。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 橋場みどり 議員

7番

橋場議員

通告に従いまして質問いたします。男女共同参画プランについての質問でございます。今年の春、伊那市合同庁舎で行われました婦人教育推進協議会の総会に副知事がお見えになりまして、今年は男女共同参画づくり条例見直しの年となるということで、男女共同参画社会に向けて意欲あるお話をされました。町においても「心をつなぐまちづくりⅢ」の見直しとなっております、11月の新聞報道にも懇話会で住民に分かりやすく行動を起こせる内容にしたい、と湯澤敏美委員長のコメントが載っておりました。町では男女共同参画プラン「心をつなぐまちづくり」の冊子を全戸に配布しているそうですが、残念なことにあまり読まれていないのではないかと、配られたことも記憶にないのが大半で浸透していないのではないかと思います。そして住民懇談会にも女性の参加は2名でした。今年町は20代から70代までの女性124人、男性85人から男女共同参画住民アンケートを取っていますが、アンケートからもジェンダー、社会的な性別役割という言葉を知っているかの問いに対し、知らないと答えた女性が52.1%、男性が59%です。また男女共同参画「心をつなぐまちづくり」を知っているかの問いにも、知らないと答えた女性が45%、男性が44%、ほぼ半数の人が知らないと答えています。そして飯島町の男女共同参画社会実現への取り組みについてどう感じるのかの問いには、「まあ重要」と答えた女性が38.8%、男性34.1%、満足度については「どちらとも言えない」と答えた人が女性71.4%、男性69.6%となっています。一生懸命啓発運動をされていると思いますが、この結果と現状をみると浸透しているようには見えません。なかなか一速飛びに成果

町長

を出すというのは大変難しいということは承知しておりますけれども、男女共同参画プラン「心をつなぐまちづくりⅢ」の成果はどういうふうであったのかお尋ねいたします。

それでは橋場議員のご質問にお答えいたしますが、まず男女共同参画プランの現計画でありますパートⅢ、この成果でございます。飯島町の男女共同参画プランはその骨子として1つに、真の男女平等意識を育むということ、2つには多様な分野への共同参画を進めるとのこと、それから3つには生涯を通じて安心できる暮らしを実現する、と、この3点を掲げて計画を推進してまいりました。しかしまあ今もお話にございましたように依然としてこの男女の役割を固定的に捉える意識がかなり残っており、様々な場面での真の男女平等社会が全体的に実現しているということは程遠いという認識でございます、そうした結果に至っておりません。今もお話にございましたこのプランの計画書の浸透度の問題やら現状認識というものがまだまだ程遠いものがあるんだなあということかと思えます。ただその一方である今年度長野県が行いました市町村における男女共同参画の推進状況調査というのがありまして、その結果として飯島町は市町村議会における女性議員の割合が33.3%、ご承知の通りでございます。これは県下で第2位でございます。それから市町村の防災会議に占める女性の割合が20%でこれは第3位、市町村の農業委員に占める女性の割合が18.8%これは県下で第9位、それからまあ内々でございますけれども市町村の職員に課長以上に占める女性の割合も10%でこれはあの23番目ということで比較的高いところにあるわけでありまして、このように様々な要職での女性の活躍が見られて、飯島町は県内各町村の中でも、それでもまあ女性の登用という面では進んでおるんだというふうに思うわけでありまして、なかなかその意識となりますと今申し上げたように程遠いものがあると。今後一層この共同推進社会の構築に意を注いでいかなきゃならないというふうに考えております。具体的な取り組み、この成果の内容につきましても教育委員会としての見解もあると思っておりますので、教育長の方からお答えをさせていただきます。

教育長

男女共同参画社会の事務局が教育委員会でございますので、私の方から取り組み、それから今ご質問にありました点につきましてお答えをしたいと思っておりますが、あの教育委員会ではですね年3回男女共同参画社会推進懇話会というのを設けておりまして、本日も実は第3回目の会議を計画しているところでありますが、専門機関と位置付けて啓発活動に努めてまいりました。またあの今お話のありました男女共同参画プランⅢ、策定をしてきて今年度が最終年度ということになっておりますが、先程議員のお話にありましたように、このプランⅢがですねなかなか浸透していない、認識が深まっていないというお話でありましたが、私としましては大変残念に思っておりますし、この男女共同参画社会実現に向けてはまだまだあの道のりは長いなあというそういう印象を持っております。まあしかしながらその計画に基づきましてこれまでですね、成人者に対してアンケートを実施して若者のまあ男女共同参画における意識調査といいますか課題発掘のためにアンケート調査をしてまいりましたが、これはただあのアンケートに答えていただくというだけではなく、まあ男女共同参画社会づくりの大切さ、それから意義をこう理解していただき、まあその意識を育てるということも狙って、毎年成人式の折にですね行ってきたところでありまして、あのアンケート結果は毎年異なっておりますが、まあそれでもいくらかでもあの少しでも男女共同参画社会について考えていただけるきっかけになるよう、これからもこのアンケー

ト調査につきましては実施をしていきたいというふうに考えております。まあそうした中ではありますけれども男女がお互いを尊重し責任を分かち合い、それから性別に関わりなくお互いの個性と能力を發揮していくというまあそんな場面がですね、若い世代の中に少しずつではありますけれどもまあ私の捉えでは伺われるようになってきたように思っております。例えば、保育園や学校行事への父親の参加が多く見られるようになりました。先月行われた飯島小学校の音楽会にはですね、多数のあの保護者の中に父親の姿も多く見られましたし、またあのPTA役員として、これまでどちらかというPTAの役員は男性が中心というふうな場面が多かったわけでありまして、男性役員と一緒に活躍する仕事をしてくださる若い母親の姿も見られるようになったというふうに見ております。まあ共に子育てや教育に参加する機会やそういう場面がですね増えてきたのではないかなというふうに考えております。まああの男女共同参画社会いわゆる男女平等ということにつきましては、まあ人権意識を育てることと同じようにすぐには成果はでないまあ地味な活動ではありますけれども、各機関と連携して共同計画の推進を行うことにより少しでも男女共同参画プランに掲げてあります目標に近づくのではないかなと、まあそういう願いを持ってこれからも取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでお願いいたします。

橋場議員

町長がお答えになりました要職での登用というのはこれは私も認めるところでありますし、進んでいるなと思っておりますのでございます。そして成人式でのアンケートの実施ということで、これもあの若い方たちは能力に関係なく、男女に関係なく能力のある方がやればいいんじゃないかという考え方が多くなっているのも認めますし、しかしその反面ですね、あるテレビ局でちょっと名前は忘れてしまいましたけれども、調査によりますとまだまだ30代の男性は女性が家に居てほしいという、望むそういう声が49%でしたかねあつたように覚えております。であの先日ですね先頃新聞報道で飯田の竜峡中学校での社会科授業であのこういう男女共同参画についての授業が行われたという記事が載っておりますけれども、教育長もご覧になったのではないかと思いますけれども、その中で男性の育児休暇取得について考えた授業が行われたんですが、その中で育児休暇取得を考えたのは男性12人のうち3人が考えました。女子は19人全員だったという記事が載っております。であの生徒達はその低い要因は何かということを示したところ、育児教育は男性の制度と考える上司の無理解、そして会社に人員の余裕がないなどを挙げておりました。そして取得率を上げるには会社の意識改革、そして育児休業給付制度が必要、女性が子どもを育てるのが当然とする社会風潮が問題だというふうに捉えております。こういうふうにあの中学校でもこういう授業をしておりますけれども、飯島ではその辺の取り組みはやっておられるのでしょうか。

教育長

直接的ですね企業に対して男女共同参画推進あるいは育児休業の積極的な男性の取得について、教育委員会としては働きかけはありませんが、折々例えばあの飯島町の広報の中に男女共同参画についてのコーナーを設けて啓発をしておりますが、まあそういうところを中心にですね各企業の皆さんもこの意義を捉えていただきたいというふうに思っております。先程申し上げましたように直接的に企業への働きかけは今のところ行っておりません。

橋場議員

中学校の生徒たちにもこういう若いうちからですね、こういう意識付けをしていっていただけるのは大変大事なことだと思いますので、成人式のアンケートにもそうですね



も、中学校の教育の中でも授業の中でもこういったものも取り入れていただければいいなあと思っております。次に多文化共生社会の中で男女共同参画を推進をという質問でございますけれども、男女共同参画の背景は昭和50年の国際婦人年に始まる男女平等を求める世界的な流れから始まり、昭和50年にメキシコシティで第1回女性会議、昭和55年にコペンハーゲンで第2回女性会議、昭和60年にナイロビで第3回女性会議が行われ、そこで従来使用しておりました男女共同参加から男女共同参画へ改められました。平成7年に北京で第4回女性会議、そして17年第49回国連婦人地位委員会、平成22年の第54回国連婦人地位委員会が国連本部で開催され、完全実施に向けた取り組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。平成22年に第3次男女共同参画が閣議決定され、このように国際社会の取り組みと男女共同参画は深く関係しております。多文化共生社会と対応しながら男女共同参画を進めることも重要だと考えます。町内に住む外国籍住民に対する差別、偏見がまだまだあります。人口減少、少子高齢化の時代の中で活力あるまちづくりをしていくには外国籍住民も大切な町民であり、違いを理解し協力し合い一緒にまちづくりをしていかなければならないというふうに考えている中で、こういう推進というのも大切ではないかと考えるわけですが、いかがお考えでしょうか。

教育長

先程のご質問で私あの企業と授業と間違えまして、聞き間違えて大変申し訳ありませんでした。当然のことながら、学校教育の中では授業の中には男女共同参画といいますが、男女の平等、性差に超えた違いがあってはならない、差別はあってはならないというのは当然のことながら行っておりますのでちょっと申し添えます。多文化共生社会の中でいわゆるグローバル社会の中での男女共同参画社会の推進についてのご質問であります。プランの中にもですね地域における多文化共生社会に通ずる事柄として、国際的視野に立った地域活動の推進を掲げております。また同時にですね国際理解を深めるため、自ら学ぶ機会の充実と交流や機会の設定ということで取り組んでまいりましたし、橋場議員も国際交流会を通じて側面的な支援をしていただいておりますけれども、いろんな機会に行っております。一昨年になりますけれども男女共同参画社会それから人権教育の合同講演会ということで、在日韓国二世のイ・ジョンミさん、歌手の方でございますけれどもコンサートを開催いたしました。まあ、イさんの生い立ち、それからその後のご苦労のこと、それから音楽に出会ったことなどのお話を通じて、異文化に接し男女の性別に関係なくまあ人間らしく自分らしく生きていくことの素晴らしさといえますか、大切さということを出席いただいた多くの方、感じていただいたのではないかなというふうに思っております。あの町の中にもですね以前より外国籍の方が少なくなってきておりますけれども、多様な文化や習慣それから価値観を尊重し合うことによってまああの国籍や男女などの性差を超えた個性がですね発揮されて、お互いに共々ですね生き生きと暮らすことができるそんな多文化共生社会に実現を目指していきたいというふうに思っておりますし、大事にしていきたいというふうに思っております。まあこれからもですねこうした時代の流れは十分踏まえながら、国際関係もあるいはまた飯島に現在も住んでおられる外国籍の方共々ですねそれぞれの役割併せて男女共同参画の意味を踏まえながら教育委員会としても進めていきたいというふうに考えております。

橋場議員

非常に前向きにあの考えていただいておりますので本当に嬉しいことだと思います。ますますグローバル化が進んでまいりますので、そんな中でも遅れないような

対応を是非進めていっていただきたいと思います。次の質問でございますが、区会・耕地・自治会への女性登用実現に向けてどうお考えになっているのかお尋ねいたします。松川町において区長・自治会の役員はなし、副議長、育成会会長が女性登用となっております。そして今年度は自主防災会の中核に女性を登用するということです。飯島町におきましては山久耕地の女性部が自主防災訓練というのを今年初めて行いました。たまたま雨が降っておりまして、いつもはその晴れた空の下での訓練でございましたけれども、たまたま雨が降っておりまして雨の中の訓練というのもこれはまた勝手が違うもんだなあという中でいろいろまたあの教訓を得たわけでございますけれども、このように自分たちが出来ることを出来るだけやっという女性の意識も高くなっておりますので、そういう女性防災についてもまたあの前向きな方向でいけると思っております。箕輪町では区会・耕地・自治会への女性登用はありません。飯島町においては田切公民館の会計に女性が初めて登用されたということで、いずれも少ない。松川町、箕輪町、飯島町でも登用されない理由なんですけれども、これは世帯主が自治体に出向くという古い慣例が邪魔をしているという共通の課題です。その例がありました。ご主人が耕地の役員をしておりまして出ていかれなくなりましたので、その奥さんが代わりに私が出てきますけれどもという連絡をしたところ、ご主人の名前になっているので出て来なくてもいいということをお勧めされたそうです。このように性別、役割分担意識が根強いことが家庭、地域で男女共同参画を進むことを妨げております。地域社会で男女平等になっていますかのアンケートの問いにも、どちらかといえば男性の方が優遇されていると答えている人が女性50%男性39.3%です。地域で男女共同参画が進むためにはどうしていったらいいか、どう取り組んでいかれたらいいのかということをお尋ねいたします。

町長

女性がまあ区会や耕地あるいは自治会へのこの参加登用実現ということでございます。これもあの長野県の調査がございまして、自治会長さんやPTA会長さんそれから公民館長さんの女性が占める割合の実態調査によりますと、自治会長さんは0.7%、それから小・中学校のPTA会長が3.1%、公民館長さん8.8%となっております。身近なあの地域組織での活動は女性の占める役割、果たす役割というものは以上に大きいわけでありまして、その一方でこうした女性がそのリーダーとなるということになりますと大変まあ少ない。長野県は全国平均よりも低いという結果が出ておるようでございます。同様にあの飯島町でも現在それらの役職にも女性は就任していません。数年前にあの中央公民館の館長や本郷の公民館長さんに女性の館長さんが務められたことがありましたけれども、お話のように今は田切の公民館で会計職を女性が担当されておるということをお聞きしておりますけれども、その他にも若干あの来年度の女性の役職員を公民館等で登用したいという話もお聞きしておるわけでありまして、なかなか進んでいないというのが実態かと思えます。でまああのいずれにいたしましても区会や耕地や自治会というこの役員の選出、リーダーにつきましてはその地域地域のご判断で選出をされておるわけでございますけれども、やはりこの男女共同参画のひとつの推進の中では是非そうした面にも女性登用をお願いしてまいりたいというふうに、男女合わせて地域づくりをしていっていただきたいということでございますので、区や耕地・自治会、公民館だけでなくでですね、今、防災のお話もございましたけれども、努めてまあ女性参画を地元で考えていただきたい。町といたしましても事あるごとにそうしたことをひとつお願いをして地元にお願

いをしてまいりたいというふうにも思っております。であのその辺のところを如何にこの意識醸成をしていくかっていうことが大切なわけでございますので、そこには1つあの生涯学習のテーマの中で捉えていくことも大切かというふうに思いますので、その考え方を具体的にまあ実践しております教育委員会の方から、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

教育長

男女共同参画の理念といいますかその重要さって誰しも分かるところでありますし、その実現を願うところはあります。まあしかしながらいざとなるとですね、先程具体的にお話がありましたように、我が家では耕地・自治会の役員に出すときにやはり男性が出ていってしまつてというような場面は多くある、そうした壁といいますかその意識をどう乗り越えていくかっていうのはなかなか難しい。しかしながらそこからは避けてはならない、先程申しましたように長い道のりだけれども着実に進めていかなくてはならないなというふうには思っております。そこで先程もお答えしましたように、男女共同参画社会の総合的に推進するまあ事務局が教育委員会にありますので、いろんな機会にこうした啓発を行っているわけですが、まあお互いの能力を認め合つて十分に発揮できるそういう社会を目指す、まあそういった立場から生涯学習センターにあつてもですね課題講座として計画を位置付けております。出会いの機会の場合、それから人権教育の機会、それからそれぞれの委員会構成には女性も積極的に意見を述べていただくというようなそんなことを地味ではありますが行っているところでもあります。それから先程もお答えしましたように毎月の広報に男女参画コーナーを設けておりますし、併せて生涯学習センターの発足に合わせてまあ各地区の公民館活動を充実していただきたいということをお願いして進めてきたわけですが、地域の公民館の役割は重要となっておりますので、教育委員会といたしましても現在のところ田切公民館で一部会計で女性の方があの活躍しておられるということではありますが、もっともっと積極的に女性が公民館活動にも参画してほしい、役員として力を発揮してほしいという、そのようなことを館長会あるいは地域づくりの委員の皆さんが集まるそういう会議を通じてですね啓発活動を続けていくと、まあこれはあのその都度、声掛けをしてお願いをして少しでも皆さん共に進んでいくようお願いしたいという、そういう活動が遠回りのように見えても着実に進んでいくことかな、まあ1発1発のアドバランではなくて地味ではありますが着実な歩みをしていく、そういうことが教育委員会に問われている責任かなというふうに受け止めております。

橋場議員

啓発活動を積極的にやっついていかれるということでございますけれども、女性があのそういう役職になかなか手を挙げていかれないという中には、あのもう暗黙の了解といいますかね家庭の中にそういう壁があります。まず家庭の理解が難しいということ、そして何故お前がやらなければいけないのかというようなことを言われたりですかね、受けてくるなよという声をかけられたり、そういう雰囲気があつたりとかそういうのがありまして、そして、出ても男性役員の皆さんだけではその中に入って1人ではなかなか意見が言い出せないというようなこともあります。女性登用の場合にはやはり複数の登用が必要ではないかと思っております。11月30日に行われました飯島町の家・学校・地域交流集會に出られた方は聞いておられると思うんですが、覚えておいででしょうか、講師の先生がですね最後にとても素敵な詩を読まれました。そんな地域になつたらいいなあという素敵な詩でございました。ちょっと読んでみます。「楽しさってね、私が楽しいだけの一日では

なく、あなたが楽しいだけの一日ではなく、あの人が楽しいだけの一日ではなく、みんなが楽しい一日だといひね、私が100%楽しいとあなたが楽しくないかもしれない、あなたが100パーセント楽しいとあの人が楽しくないかもしれない、あの人が100%楽しいと誰かが楽しくないかもしれない、私がほんのちょっと我慢して、あなたがほんのちょっと我慢して、あの人がほんのちょっと我慢して、みんなでほんのちょっと我慢するとみんなが80%楽しいんじゃないかな、みんなで楽しいと120%楽しいよ、人と人が生きていくつてそういうことじゃないかなあ、一人でいてもきつと楽しくないよ、だからみんなでほんのちょっと頑張つて楽しく行こうよ」こういう詩でした。湯澤委員長が行動を起こせる内容にしたいと新聞紙面で述べておりますが、もう行動を起こす段階にきているのではないかなというふうには思っております。みんなでほんのちょっと我慢して男女が対等の立場で参画できる社会づくりのための行動を起こしていただきたい。町長、教育長の後押しを是非お願いしたいと思います。リーダーとは希望を配る人のことだとナポレオンも言っております。

それでは次に第5次総合計画に載っております、緑輝く癒しの大地をどう考えていくのかという質問でございます。エネルギーは自分で作る時代に入り自然エネルギーが推進され、設置する地域に制限がなく導入しやすいシステムとなつており、機器のメンテナンスもほとんど必要としないことから太陽光発電の設置が増えています。災害時などには大事な非常用電源として使えることもあり大変良いと思っておりますけれども、七久保のコメリの前辺りに太陽光発電を設置するというので、あそこに設置されるのは大変悲しいことだというお話がありました。何故ならあそこから見る南アルプスの景色は最高のものだ。他所から来た方たちも道の駅で買い物をし、あそこからの素晴らしい景観を見て飯島に住みたいと思つた方も多しと思うし、移住された方もいるとかお聞きします。そこに太陽電池を設置されたら視界、景観を壊し、見に来てくれた人のイメージも変わってしまう。飯島町のイメージが大きく変わってしまうのではないかと。現在移住されている方からもあの場所に設置すると飯島のイメージが壊れてしまうよと嘆きの声が聞かれます。休耕地や廃地に設置することは土地利用で安易に考えることでございますけれども、私たちは自然とともに自然に生きそして自然に触れることで感性豊かに毎日暮らしております。休耕地自体は大切な生態系の一部でもあります。ここに陽が当たらないようなパネルを置くと山の動物たちの餌もなくなつたりして生態系を壊していく恐れがあります。太陽光発電設置については景観、建設予定場所の調査をするとか、それから場所によっては太陽電池モジュールの取り換えがきくような部分の敷材を低くしたりとか、低反射で目立たないものを使用するとか、景観に影響のあるところには植栽などをするなどの指導を考慮しておられるのか、しておられるのかお聞きしたいと思います。

町長

次のご質問は長期構想にあります緑輝く癒しの大地という捉え方の中で、具体的に太陽光発電の設置場所の問題でございます。まあ一例を挙げてご質問をいただいておりますけれども、第3次の飯島町の環境基本計画、この飯島町地域新エネルギービジョンの中では自然環境や生活空間を大切にすまちづくりを目標に町に適したこの新エネルギーの活用として太陽光エネルギー、小水力エネルギー、それから木質バイオマスエネルギー等の利活用とそれからクリーンエネルギー自動車の普及促進というテーマで掲げてこれを推進していきたいという計画になつておるわけでございます。それで中でも太陽光

エネルギーの活用は町内で最も多く取り込まれておるようになりました。特色ある自然環境や景観それから生活文化などの地域資源を次代に受け継いでいくためにも、町民や事業者、町が協働して新エネルギーに取り組んでいく必要があるということをごさいます、こうした中で今お話のような町内外だと思えますけれども、かなりまあこの町内外の資本による太陽光発電を中心とした新エネルギーの活用の事業が展開されることが、まあ計画打診段階も含めて顕著になってきておまして、従ってこの太陽光等の事業取り組みについてやはりあの地元、町の考え方として一定の統一的な考え方を持つ必要があるという考え。そしてこれをガイドラインとして共通の指針目標として作っておく必要があり、また対応していく必要があるのではないかと今このガイドラインというものの作成を準備しておるところでございまして、これについてはあの事業者が太陽光あるいは小水力もそうでございますけれども、こうした発電施設の建設に際しまして事業の意義や利点、それからまた山地災害や自然景観などへの影響に関してこの対応策、あるいは考え方、それからそうしたことを早期に地域住民に説明して浸透させることによって事業化に向けた手順のモデルを示していくことにもなります。それから住民、地域住民の皆さんがこの計画に対して独自の判断手段として活用いただくというこの住民の意思が適切に反映されるかどうかということをおひとつ目的にして考えてまいりたいということでございます。従ってこのガイドラインでは対象事業の実施が景観等に著しい影響を及ぼす恐れがある地域として、この対象となる設備の設置を行わないような協力を求める地域が出てくることも想定をされますし、それから設置にあたっては地域住民の意見を聞く中で地域住民が望むこの新エネルギーの導入に持続可能な地域づくりを行える仕組みづくりというものを考えてまいりたいというふうに思えます。現在準備中でございますので細部まだ確定をいたしておりませんが、概ねまあこのような考え方に沿ってガイドラインの作成を進めてまいりたいというようなことでありますが、これはあの一部罰則を伴うような強制力というものはありませんけれども、1つの統一した協力要請として地域住民の合意、同意を必要として、地域との信頼関係の中で設置を計画をしていく必要があるという考え方の中からそのような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。いろいろとあの関係機関とも、それから他の法律規制との関係も調整が必要でございますので、来年の4月、新年度の始めることを目途に現在その作成を内部で進めておるということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

橋場議員 強制力はないけれどもそういう方向で考えていきたいというお答えでございますが、是非です飯島町の財産である田園風景そして山並み、清らかな水を守り自然と上手に共存していけるような指導をしていっていただきたいと思えます。以上終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 北沢正文 議員

1番  
北沢議員

それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思えます。今回は総合計画についてでございます。第5次総合計画まあ現在示されております「人と緑輝くふれあいのまち」、これにつきましては平成23年3月の議会の承認を得て策定されております。第5次でございますので第1次から第4次までの計画が策定されているわけでございますけれども、まあそれぞれの手法を用いて今までこの総合計画が策定をされてきております。まあそんな中であって当町の総合計画では第3次の計画、つまり今年から遡ること約23年前から、いわゆる今盛んに言われております「協働」の文字が示されております。この「協働」については大きなテーマでございまして、今日もお且つ課題になっております一長一短にはいかない大きな課題であること、今更のように感じるところであります。文字が示されても具体的な施策がそれに伴っていかないとなかなか実現難しい、機が熟しないと先行してもなかなか難しい、こんなようなことを今更ながらに感じるわけでございます。さて今基本計画、前期の5カ年計画を見ますと目標指標が数値化されるなど今までにない構想の策定にあたっての技術手法これに円熟味を感じるところであります。議会では昨年、議会基本条例を施行するにあたって、これまでの基本構想に加えましてこの5カ年計画も議決事項としたところであります。それはこの計画が行政のみの進むべく目標のみならず基本構想の言葉の定義に示されているとおり、町内の全ての営みの進むべく目標であるからであります。そこで今回はこの基本計画について町長の所信並びにこの構想が10年ということでありまして、今の小学校高学年が成人を迎えるのが10年後でありまして、まあその間の人を育むまちづくり、これにおける教育委員会の果たす役割が非常に大きなものがある、こういうことを思いましていくつかのテーマについて順次お伺いをいたします。

まず、最初の質問であります。この基本計画が実施に移されてから予算的には3年目、期間的には約半分の2年半が経過をいたしました。策定時の町長の挨拶にありまして、町民と一体となって進まなければこの達成はとても難しいと思えますが、計画期間の半分を経過した時点でどう総括をされているか伺います。なお次の計画が28年から始まるわけでございますけれども、この後期5カ年計画を策定するとすれば町民の皆さんに満足度を問う時期となる計画4年目となります新年度の平成26年度の予算は次期計画策定に向けた大きな意味を持つものと思えますので、そういった時期にあります今日この総括をどうされているかこれを伺いたいと思えます。

町 長 それでは北沢議員の質問にお答えしてまいりますが、まず前期基本計画に基づくまちづくりについて具体的成果やその方向性をもっと共有するべきではないかということに関しまして、前期5カ年計画の半分が経過した今、4年目の予算編成を迎えるにあたってどう総括しているかというご指摘でございます。先程久保島議員のご質問にも触れてお答えをいたしました、第5次総合計画前期基本計画においては4つの重点プロジェクトを設置して48施策、これとともにまちづくりの推進を図っているところでございます。重点プロジェクトでは細部に亘り5年間の計画を分野毎に作成をし、その計画に沿って現在実施をしておるところでございます。毎年作成をしております実施計画であります、この48施策を基本に各事務事業を選定し概ね順調に計画に沿って実施をしておる、またそのように受け止めておるところでございます。本年度も平成26年度から28年度の実施計画を策定し、今議会の全員協議会最終日にご報告をさせていただき予定であります。当然の

ことながらこれは新年度予算編成とも連携をしておる実施計画でございますので、よりまあ確実度の高い視点に立って実施計画を今最終調整をして予算編成に臨んでおるところでございます。ご承知のようにまあ全国的にも少子高齢化の波は押し寄せ、当町においてもそのことにつきましては同様でございます。人口目標もあるわけでありましてけれどもなかなかこの達成には難しい面もあるということでございますが、この少子化、人口減少に少しでも歯止めをかけるために厳しい財政状況ではありますけれども重点プロジェクトの1つであります定住促進プロジェクト、若者定住など重点施策として新たに事業も含めて新年度予算編成に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

北沢議員

総括については概ね順調であるところといった報告をいただいたわけでございます。あの今お話のありましたとおり実施計画が予算編成前に示されるというのは昨年度からでありまして、これは今までにないことでありまして評価をいたしたいと思えます。行政の予算というのは1年で完結するべく指定をされている予算でございますので、それを補完する意味で3年間の中でこの行政を進めるとこういったものについては分かりやすい行政を進める上では必要なことであるとそんなふうに感じるところであります。次の問題に移るわけでございますけれども、進行管理はどのように行われているかという質問でございます。先程協働のテーマも出したわけでございますけれども、具体的にこの進行管理が目に見える形で住民に知らせる、まあ周知されないと計画そのものが行政のみの政策課題となってしまう、住民一体となって進めるとこういう観点に欠けるんじゃないかというふうに考えているところでありまして、その意味ではまだまだ情報開示が少ないんじゃないかと、こんなことから伺うわけでございますが、平成21年6月の議会でございます、これは私があの最初の一般質問の機会でございます、ここで町長にこの関係の質問をいたしております。町長は評価や進行管理を分かりやすくするための工夫の検討は？という問いに対しまして、町民と行政がまちづくりの目標を理解してこれを共有していくことが欠かせない大事なこととして、次期の総合計画においては可能な限り数値目標を定めて、目指す目標を分かりやすくしていく、その上で進行管理では数値目標の達成度を毎年度算出する。同時に町民の皆さんに開示し評価を得ていく、そういう手法の導入を計画している。こういった答弁をいただいているところでもあります。で、現在そのところが見えないわけですが、まあ行政報告書や行政評価書まあそういったもので個々の内容については開示されている部分がございますけれども、最初に数値目標を定める部分では今回の計画には数値目標が47示されております。このうち10の住民満足度の指標、これについてはアンケート等の方法によって調査をしなければ数値目標の達成度は分からないわけでありまして、その他の37の数値目標についてはその進行管理上、数値を当然把握しながら次年度の予算等に反映をさせている、また3カ年計画に反映させている、こういったことをやられているとは思いますが、そのことが具体的に見えてこない、こういったように感じているところでもあります。従ってその進行管理の実態とそれから具体的に37の目標指標、これについての年度別の分かりやすい開示がされるべきではないかとこんなふうに感じるところでございますが、町長はどのように考えているか伺います。

町長

基本計画その他でまあ定めました目標管理について、出来るだけ分かりやすくまあ公開をしていくと、町民の皆さん方に知っておっていただくと、そしてまた具体的なその折々の1つの財政事情等にまたローリング作業を加えて変更もありうるという形で現在も従来

もやっけてまいりました。であの具体的にこの目標である指標でありますとか、それから数値目標といったもの、これはあの既に行政評価書等でもお示しをしておりますし、それからこの数値目標につきましては今あの前にお答えした考え方に基づいてですね、議会の最終日にお示しをする3年間の実施計画の中で具体的に37指標についてお示しをして、今度入れ込んでいくという形で現在準備をしておりますので、この行政評価と併せて今までのこの評価のもの、それから新しく目標として定めていくもの、この両方をお示しすることによってその進行状況が十分分かっていただけるんじゃないかと思っておりますので、そんなふうのひとつご了解をいただきたいというふうに思っております。

北沢議員

具体的にお示しをいただくということですが、あの調べれば分かると言えば一言で済んでしまうわけでございますけれども、せっかく37の指標というのが示されておりますので、それも過去の基準となる21年度ですか、この数字プラスこの計画が終わった時にどの位にするという目標が示されておる数字でございます。従って、その間に行われている経過こういったものがいわゆる町民が評価できると、こういった具体的な姿になってくるわけでありまして、そこを今町では一生懸命情報開示のために広報も出しておりますし、インターネットでも見れるようにしておりますのでそういったところに分かりやすく開示をしていただくと、まあそういったことによって現在進んでいる飯島町の方向を町民の皆さんと共有出来る、もしくは行政の評価をいただけたらこういうことがありますので、今お話のありました実施計画の中で示されているというだけではなくて、町民の皆さんに向けて是非お示しをいただきたいと思えます。それについては数字的にはお示しをいただけるということでもありますのでそういったことを期待しながら次の質問に移りたいと思えます。

次に、計画策定時の構想や背景あるいは基本数値は21年度もしくは21年度以前の統計数字を基準としておりまして、最低でも5年以上が経過しております。この間、想定や背景に大きな変化はなかったか、基本施策に対する主な基本数値は適切か、補完する数値の定めが必要ないか、常にその検証が行われるべきであります。こうした検証が行われているか、進行管理の中ではそういった視点はありますか、例えば太陽光発電等の数値が示されておりますけれども、非常に町民の皆さんの関心も高くこの補助事業の補助政策によって目標がどんどん進行しているんじゃないかと思えます。一方、そういった限られた予算の中ではその部分は進んでも進まない事業が中ではあるかと思えます。まあそういったもののバランスをとりながら予算編成が行われていると思えますけれども、まあ時節柄、太陽光発電については町民の皆さんの関心の高いうちにもっと普及をさせるべき、まあそういったことについては異論があるところではありませんけれども、是非その進行管理の数値を公表する時にそういったコメントを加えながら公表していただくのがいいんじゃないかと、それによってこの部分については目標数値を達しているけれども、なお且つ町民の皆さんの理解を得て数値を大きく伸ばしていきたいと、こんなようなことが分かりやすい行政を住民に知らせる手法ではないかというふうに考えるとありますが、その点について伺います。

町長

現在のまあ計画策定時に想定をした状況の変化があるわけでありまして、これに対してあの中身をどういうふうに対応していくのかということかと思えます。いわゆる目標指標の設定についての問題でございますけれども、第5次の総合計画には48施策がある、

再三申し上げておるとおりでございますけれども、その政策毎に目標指標それから数値目標というものが設定をされて現在まできております。まあ当時とあの社会情勢等大変状況が変わってきておまして、あくまでも当時の数値目標を、捉えうる時点での数値目標であったということでございますが、既に今も少しお話ございましたけれども、目標指標の数値目標に達成した施策、例えばまあ森林整備や町道整備なども入ってまいります。そうしたこと、それから一概に目標指標を達成したからこれで良いというわけにはいかない面が大変あるわけでございます。それから全事務事業の行政評価を行った上で更に実施計画の中でローリングして変更をかけていくもの様々にまああるわけございまして、これをどういうふうに次の施策に取り入れて変更をかけていくかということはその時々のお考え方でやっていかなきゃならないわけでございますけれども、いずれにしても数値目標、これはあの基本計画を策定時の時点で今変えておりませんが、実施計画の施策の取り組む段階あるいは予算編成の中で、町民にもこれをあの今十分説明をしてというお話がございましたけれども、その注釈説明というものは十分加えて時代に合ったこの施策というものを更にまたグレードアップしていかなきゃならないものもかなりあると思っております。メリハリのあるひとつの施策を進めていくということにしていきたいというふうに思っております。当然これはあの軌道修正もありうると、目標数値だけにこだわって5年間いくというものではございませんのでよろしく申し上げます。

北沢議員

まあ次回の計画から議会も基本計画の策定について、まあ今までも責任は持っているわけでございますけれども、より深く関わっていくということで議決事項にしてあるわけでございます。是非その趣旨を汲み取っていただいて、今からその計画の内容について講評を加えながら、またその計画したことについての変更を加える部分については丁寧に説明をいただきながら住民に開示をしていただく、まあこういったことが計画の住民参加の1つの大きな原点ではないかというふうに考えるところでありますので、是非今お話のありましたそういった講評の際にはそういった内容を理解いただけるようなコメントを加えながら、内容の理解を求めるようにしていただきたいというふうに思うところであります。まあそういった意味においてですねもう1つ申し上げますと、次の課題でございますが施策の総合性とでもいいますか1つの目標に向けて自分の係がどう絡んでいるのか、また組織規則に項目が示されている事項はその自分たちの仕事として比較的進展がありますけれども、担当がどの事務に属するか項目が示されていない事項についてはその進展が遅れていく傾向があるのではないかというふうに心配するところですが、まああのプロジェクト等ではその点をカバーする良い方法であると思っております。今回4つのプロジェクトが示されておりましてそれが計画の進展に大きな役割を果たしていく、こういった説明がされているところであります。プロジェクトの場合にはその実効性が乏しくなる、こういったことを心配するところでもあります。そこで職員によるプロジェクトが発足してこの計画と同じ2年半が経っているわけでございますが、よく私どもが視察に行きますと1つの事業に対して、例えばA3判1枚にですね全てのその行政が行っている1つのプロジェクトの目標に対して、こういう事業がこれに絡んでいるんだという要素が体系立ったこの資料が示されることが多々あるわけでございます。まあそういった資料が示されますと例えば食育であればその直轄している教育委員会だけの事業ではなくて、保健衛生から始まって農業政策まで全てのところが絡んでくるわけでありまして、そういったものが1枚の紙で分か

りやすく示されている、こういった内容があるわけでございますが、当町でもそういった手法を示しながら理解をいただくというような努力が必要ではないかというふうに考えるところであります。そういったいわゆる政策の開示の方法、それによって職員の皆さんも今この事業に向けて私共はこういう役割分担をしているんだと、もしくは住民の皆さんもそこでいろんな部分でまあ最近食育であれば食改の皆さんが保育園を訪問していただいているんな事業をやっているわけですが、このことはこのことに関してこういうふうに絡んで私どもも参加できるところでやっているんだという実感がもてる、そういったことがあると思っております。是非そういった手法取り入れていただけたらと思うんですが如何でしょうか。

町長

ちょっとあの議長さんにお許しをいただいて確認をさせていただきたいと思うんですが、最初に言われた、このプロジェクト毎の職務を職員が承知していないために遅れをとるというようなふうにお聞きをしたんですが、具体的にどういうことなんでしょうか。仕事に精通してないためにまだ所管であるけれども分からないといったそういう認識として捉えてよろしいんでしょうか。

北沢議員

あのいわゆるプロジェクトといいますのはあのまあいろんな係が集まって、先程言ったA3判になるような横の体系の連絡を取り合って1つのことに当たるといって、あの課とかそういったものを超えた手法だというふうに考えておまして、まあそういった状況でいくとですね、そういったものが話し合われて事の実行に移す部分でそれぞれの職員も末端まで浸透していないとなかなかそのことの実感が湧いてこないんじゃないかというふうに考えるところであります。従ってあの現在具体的にそのことがどういった部分で具体的にということではございませんけれども、総体的にそういう傾向がプロジェクトの場合には考えられるということでお話を申し上げたところであります。

町長

まああのプロジェクトの趣旨は現在4つあるわけでございますけれども、これはあの課の職務を超えた横断的な組織として内部組織としてまあ施策の実現のために構成しておるプロジェクトでありまして、当然それはあの関係する職員もそれに参画をして基本的にはあるわけでありまして、で、まとまったものを次の実施計画なりに、あるいは予算編成なりに持ち込む場合には、当然また各それぞれの担当所管にそうしたテーマが戻って財源確保の上で施策を実施をしていくと、実施計画に反映していくということでございますので、これがあの全然身について職務の中でこの取り組むことが出来ないということはありませんというふうには私は思っておるわけでございますけれども、もしそのあのご指摘の部分があるとすればまた庁舎内十分検討をして疎通ができるように、仕事の支障がないようにしていかなきゃならないというふうに思っております。それからこの重点プロジェクトの内容というものを町民に広くまあやっぱり理解をいただくということは大切なことでございますので、これはあの基本的には基本計画の中で4プロジェクト、それからそのテーマというものは何かというようなことと、それから48施策の細部に亘つてのものを公表してあります。それに基づいて様々な予算執行計画の中でもそうでございますし、それからいろんなあの仕事のメニューについても予算、決算の中で広報やインターネットや有線テレビ等でも報告を申し上げてご理解をいただくようにしておるわけでございますけれども、ただあの分かりやすくこれはあのなかなか受け止め方で難しい部分もあろうかと思っております。

けれども、こちらとしてはあらゆる媒体の中でそのことを広報発信して分かっていただく努力はしていかなきゃならんというふうに思っておりますので、今後とももしあの具体的にこういう部分、今ちょっとあの1ページにまとめてどうのこうのというようなお話もありましたけれども、十分あの中身をまた内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

北沢議員

実はあのプロジェクトの具体的な内容、進め方、まあそういったものにまあ私の勉強不足もあるかと思えますけれども、そのいわゆるはつきりまあ住民の皆さんが捉えられていないんじゃないかという部分がありますので、是非そういった部分を、こういうふうに進めている進んでいる、そういったものを開示をしていただく、こういったことが一番いいんじゃないかというふうに考えて今回提案を申し上げたわけでありますので、是非A3判位の中にそういった施策を一覧で出していただく、まあそういったことが一番分かりやすい行政を進める一歩ではないかというふうに考えるところでありますので、そういった検討をいただけるということでありますのでお願いをしたいと思います。はい、それじゃよろしくお願ひします。

総務課長

4つのプロジェクトの関係についてまあA3判1枚位にまとめてホームページ等々に公表して、進行管理的な形で公表してほしいということだと思んですが、あの実は4つのプロジェクト、まあ例えば1つのプロジェクトの中にもすごく計数的な形で進行管理しております。要するに例えばそれを4つの部分を1つの1枚のA3判の中にまとめるということとはちょっと大変なことのようにならざるを得ないというふうに今考えます。ただあの工夫した中でやれば可能かなというふうには思いますが、そうすると全ての形がそのプロジェクトで取り組んでいるものを載せるということとはちょっと難しいかなと思います。ただし、あの4つのプロジェクトで取り組んでいるそれぞれの事業的なことについては各所管、先程からも出ておりますけれども各所管ごとに事務事業をやっておることがほとんどであります。ですので、その分についてはそれぞれの所管の中でホームページに載っている部分があったりすると思います。ですのでダブる部分もあるかと思えますけれども、まあ総括的にプロジェクトのみをまとめたA3判ということですので、ちょっと今どういう形でできるかちょっと分かりませんが、ちょっと工夫した中で検討させていただきます。ただA3判を1枚にまとめるっていうのははっきり言って難しいと思います。

北沢議員

あのあまりボリュームが多くなるとですねまたその理解し難い部分がありますので、A3判を広げたらこの真ん中にプロジェクトの目標があってそれに対して横断的に絡んでいるその主要部分がですね分かると、これは一番分かりやすい行政ではないかと思うんですがね。そしたら是非そういった工夫をお願いをいたしたいと思えます。続いて最後の質問でございますが、人を育むまちづくりや町を担うまちづくりにおける教育委員会の役割は非常に大きい。将来を担う子どもたちへの具体的な施策及び生涯学習センターは支障なく運営されているか、こういった質問をお願いしているところでありますが、まあ今回の一般質問を見ますと、教育長に対する質問が多くございます。これはとりも直さず教育委員3期目の山田教育長の活躍に期待するところが大きいわけでありまして、その表れだと感じるところであります。人間は生まれ育ったところを故郷と思うことは一般的な意味でどなたでもできると思えます。しかし愛着をもった故郷ということになりますと少し違ってくるのではないのでしょうか。今日、こんな話を耳にすることがあります。それは「飯島の

衆は町の、まあこれはあの行政という意味ではなくていわゆる一般の町ですが、の悪いことばかり言う」と、「もっと前向きな話ができんものか」というような話をよく聞くわけであります。ところがあの調べてみますとこの第5次総合計画の中の町民アンケート等によりますと、住民満足度や何かは非常に高い数値を示されております。町を愛するまあそういったアンケートの結果が出ているわけでございますけれども、その中で具体的にまあそんなような話があるということでございます、もしこんな話が出ている環境で子どもたちが育ったらどうでしょう。飯島町の先人が築いてきた風土や生活の知恵、歴史といったまあ世の中が東京や大阪などの大都市とまあこの飯島町においても同時に情報の入手が可能な社会にあって、飯島に愛着の感じる事ができるまあそういった飯島の情報を掘り起こし、それに触れる機会を増やすことが今最も必要ではないかというふうに考えると、どうでしょうか。まあそういった観点から前期の基本計画も人を育むまちづくりを見ますと特に次世代を担う人づくり、学校教育などでは遠慮がちな記述が目立つところでありますが、基礎的な学力の習得に合わせてこの飯島ならではの教育施策についてこの際伺っておきたいと思えます。先程申し上げましたように、この計画の最初からその計画が目標年に達するには小学校の高学年が20歳になるわけでございます、まあそういった人たちが次代の、次期の飯島町を背負って立つわけでございます。そういった子どもたちにより良い環境の中で飯島の将来を担っていただく、こういったことが教育の中に課せられた大きな役割であるというふうに考えるとところであります。またあの生涯学習、社会教育の分野においても同じことが言えると思えますけれども、この分野では自主性が重んじられる目標指標となっている現在のものについてはそうとなっておりますが、今日の状況についてはむしろ教育の方から積極的に働きかけをする必要があるのではないかと、状況がそんなことを示しているというふうに私は考えるところであります。そこでお伺いしたいのは生涯学習センターの課題であります、これはあのいわゆる生涯学習センターの部分において組織改革がなされて新しい組織が発足したわけでございます。この生涯学習センターの役割も非常に大きなものがそういった意味においてはあるわけでございますけれども、この生涯学習センターが当初目指した目標に向かって現在支障なく運営されているかどうか、この点についても併せてお伺いをしたいと思います。教育長にお願ひいたします。

教育長

あのはじめに学校教育に関わる事柄については私からお答えをしたいと思います。あの生涯学習についてはセンター長である次長からも補足をさせて説明させていただきますのでお願ひいたします。あの教育の次世代を担う人づくりの項目、非常に遠慮がちに記載されているというお話でありますけれども、あの教育は常々申し上げておりますようにあんまり派手な部分だとかですね、あのあんまり大向こうをうならせるような記述はあまり教育としてはいかなものかというふうに思っておりますので、どうしても地味な、あるいはあの遠慮がちな記述になってしまうところは致し方ないのではないかなというふうに思っております。しかしながら、人を育むまちづくり、まあ次世代育成に係る学校教育の重要性というものは申すまでもありませんし、子どもたちが確かな学力を持って豊かな人間性、それから柔軟な発想力それから創造性を身につけ、何よりもですねこの飯島町で生まれ育ったという誇りを持って、町を離れても社会的な責任を果たせる大人になって欲しいなということはお話をするとところでありますし、皆さん方もそうそのように思って

おられるのではないかなというふうに思っております。あのこども議会ですね、こども議員もそれからこども町長もこのような意見を述べたように、皆さんご出席された議員の皆さんおったと思いますが、「この飯島町を大事に思っているんだ」と「好きだ」という子どもたちの願いがですね発言やあるいは質問の中にはあったように思っております。あの心理学では自己概念という言葉があるようでありましてけれども、それは自分が生まれ育って自分を形成されているその基本となる、あのまあ学問的な裏付け自己概念というようにありますけれども、それが適正な育て方がやっぱり一番の学力以前ですね教育の大事な部分だということが言われておりますし、私もそこには共感をすることがあります。ですからまず学力をつける、あるいはあのいろんな能力をつけるという前にですね、飯島町の子どもにとって飯島町の子どもであるというそういう気持ちをまず育てることが大事ではないかなというふうに、何よりも先行して指導すべきことではないかなというふうに思っております。そのために私はあのこのように考えております。まず飯島町に勤める学校の先生方がですね、飯島町の子どもを育てるという意識と気概を持って教育にあたっていただくことが重要ではないかなというふうに考えております。そこで保育園や小学校、中学校の連携が大事というふうに捉えておまして、その責任者である園長先生や校長先生を通してですね折々の機会に具体的な取り組みをお願いしているところであります。すなわち飯島町の子どもを育ててほしいんだという、まず飯島町の子どもを育ててほしい、そういうことでありますが、そこで具体的には夏休みに小学校の先生が保育園へ出向いて直接小学校の先生が保育園の活動、あるいは入学前の子どもたちの様子をまず掴んでいただいてその後の小学校教育に引き継いでいっていただくという、そして今年はまだ入学前の保護者に対してですね、とかくこう事務的な説明になってしまったことが反省としてですねあったわけですが、直接小学校の校長先生が保育園へ行って小学校教育の大切さとそれからそこに向かうまでの保護者としての役割・責任、それから入学前にどういふことをしてほしいかということ具体的に保育園の先生方、それから保護者の皆さんに話をさせていただく機会を作っていました。それからあの小・中の連携でありますけれども、中学校の今年中学校の数学科と体育の先生がですね小学校で出前授業をしていただきました。学校を超えて飯島町の子どもを考えていただくと、授業を通して飯島町の子どもが共通した理解で育ててほしいとまあそんなような願いでもありますけれども、その中で中学校の先生がですね、その小学校へ出向いていって子どもたちの様子をこのように捉えていると、今中学校からの学校便りということで家庭へ配られるものでありますけれども、数学と体育の授業をする中でですね、特にまあ小学校ですから算数ですがまあ計算が得意でない子どももですね、出来るだけ自分の力で最後まで粘り強く取り組む姿勢が見られたというまあ捉えもありますし、またグループ学習でもですね、まあ簡単に分かったというふうに言ってしまうと、粘り強く仲間達と取り組んでいたと、自分を飾らずに表現する姿はこれから中学校をはじめ社会に出て様々な人や物事に会いながら自分の力を伸ばしていくとても大切な力で、そういう姿が見られてとても感心したとまあ中学の先生が小学校の方へ出向いて授業をしたわけですが、いずれにしてもこのようにですね飯島の子どもを真正面から捉えて、そして飯島の子どもを育てていっていただくということを基本的においてですね、それに加えて例えば今年度飯島小学校で取り組んでいただく授業づくり研究、それから七久保小学校ではコミュニティスクール、それから飯島中学校で

教員次長

は1月には大学の先生をお招きして直接大学の先生に子どもたちに授業をしていただいて、その学びを全職員が小・中の職員がですね見合せて研究すると、そういうことに打ち立てていくという学校教育を目指していくと取り組んでいくというふうに考えております。生涯学習センターのことにつきましては、運営の中身につきましては教育次長よりお答えいたしますのでお願いいたします。

それでは生涯学習センターの運営の関係につきましてご説明させていただきたいと思っております。生涯学習センターが発足して2年半あまりが経過しました。これまで生涯学習センターを中心に公民館をはじめ各機関と連携し、それぞれの役割を認識して地域全体で生涯学習を推進する体制づくりを進めてまいりました。あのご存じの通り、センターでは住民の皆様へ生涯学習に関する情報を発信提供し、普及啓発を進め総合的な推進と支援を行っております。またそれぞれの公民館は地域住民の拠り所となる施設として公民館長や主事、地域づくり支援員が連携し、地域の課題に根ざした生涯学習事業を進め、その地域に合った講座等開催やまちづくりが進んでいるとそんなふうに思っております。生涯学習まちづくり計画には住民1人1人が学びや活動により自らの課題を自らの力で解決する力をつけ、その成果を人や地域に還元し、その関わりの中からまちづくりに繋げる生涯学習の推進を目指すかとあります。1つの例を申し上げますと、いいちゃん文化祭では昨年より参加団体自らによる実行委員会を組織し、まさに手作りによる企画運営を行っております。このような自らの実践活動が人材発掘や育成に繋がっていくものと考えております。今後とも支障をきたさないよう各機関と連携を強化しまちづくりに繋げる生涯学習を推進してまいりたいとそんなふうに思っております。以上であります。

北沢議員

まああのこの教育の成果っていうのはすぐには結果が見えないわけでありまして、まああの世界に広がりをもった今、国際社会であるからこそ世界に共通する自己主張が出来る人材と同時に、飯島に生きる自信ある人材を育てると、育つ機会を作ると、こういった教育委員会の役割が大きいというふうに感じているところでありまして、ただいま教育長の説明のとおりでよろしいかと思うんですが、今、インターネット等を開きますと飯島町のホームページの中で教育行政について示してあるわけでございますけれども、そういった中ではごく一般的な示され方しかされていなくてですね、今、教育長が熱く語っていただいたそういった思いがその画面上では読み取れないわけでありまして、是非、現在言われたことをですね一般の皆さんが知る機会、教育行政というのはこういうふうに進んでいるんだよと、このことが将来のまちづくりの人材を作っていくんだと、そういったことがですね分かりやすく示していただけたらというふうに考えるところであります。まあ生涯学習についてもそういった点が言えるわけでありまして、先般の町の議会報ですか、の中でしたか、いいちゃん文化祭に対して見に来る人が少ないと、映画を見たらさっと帰ってしまうというようなご意見をいただいているところでありまして、まだまだその広がりが少ないんじゃないかというふうに考えるところであります。まああの先程私が言いましたのはまあそういった部分においてですね、自主的な活動を促すという部分ではもう限界がきているのではないかと、飯島の場合には、もう少し積極的にそういったものの働き掛けが必要ではないかというふうに考えるところでありますので、まあそういった部分を是非進めていただきたいと思います。まあ1つ紹介をしますと、先程の第5次総合計画の策定のための意識調査の中で小中学生のアンケートを行政で行っておりますが、その中でですね小中

学生、飯島町についてあなたは飯島町が好きかという問いに対しまして、「とても好きである」これについては54%、「どちらかといえば好きである」というのが37%でありまして、合わせて91.5%の子どもたちが「飯島町が好きである」という表現をしておるわけでございます。是非大人になってもですねこのことが繋がっていけるようなそういった時間をかけた子どもの育成、こういったものを続けていただきたいというふうにと考えるところであります。先程同僚の議員の質問の中にもありましたが、ふるさと創生、じゃない失礼しました、ふるさと納税の関係においてもですね、ここで育ったという自信ある飯島人を育てていただければそういったものについても将来を末永く飯島を愛していただけるんじゃないかというふうにと考えるところであります。そういった人材の育成というのが非常に大切であるということが共有できましたのでこの部分の質問を終わりたいと思います。いずれにしてもこの総合計画の中にもありまして、飯島にここに住んでいる人だけではなくて、飯島に働きに来ていただいている人、または飯島出身の人も飯島町の住民とこの構想の中では捉えているわけでありまして、そういった大きな広がりを作っていただくことが人口が減っていく中でも必要な施策ではないかというふうにと考えるところでありますので、本日質問した内容を踏まえて是非住民の皆さんとともに手を携えてこの計画が達成できるようにお取り組みを願い、質問を終わりたいと思います。

議長  
2番  
坂本議員

2番 坂本紀子 議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。まず初めに町の借地契約は地価が下がっている中、実態に合った内容になっているかという質問であります。平成24年9月議会での23年度の決算審査にあたり、石楠花園の敷地料の契約金額はいつから現在の金額になったのかという質問が議員から出ました。その時、担当者は平成12年から現在の金額になっているという答えがありました。その後、議員から契約金額は定期的に時代の経済動向も加味した中で見直しを図るべきと意見が出されております。23年度、24年度の監査の中では隣り合った場所なのに借入単価が違うところも指摘され、実態より高いのではないかと見直しをするよう求められていると伺っております。そこで契約決定は誰が行うのか、2つ目の契約における条例あるいは基準のようなものはあるのか、また土地の賃貸借における単価基準はどのように決められているのか、以上3点をお尋ねしたいと思います。

町長

坂本議員からはまず町の借地契約に係るご質問、実態に合った内容になっているのかどうか。特にあの現在の単価設定の内容が、誰がいつどのようにまあ単価基準等があるのかないのかを対応しておるかということでございます。現在まあ町が多くの借り入れをしておる土地につきましては、借入が必要となった折にその時点での固定資産税、これはあの直接この固定資産税の評価額ということではなくてですね、この評価額から算出をされる具体的な土地所有者の固定資産税の負担額の基になります課税標準額というものを基礎といたしまして、近傍の賃貸借料金を勘案の上、土地所有者と協議をして借入契約の単価設定をさせていただいておるわけでございます。多くの自治体がまあそうした考え方に沿って行っておるというふう聞いております。なお、単価等の見直しにつきましては土地所有者の意向等も踏まえた上で、契約更新の際に個別に対応しておるところございま

すけれども、現在この賃貸借価格が課税水準とのバランスがとれているかどうかということにつきましては評価の時期、評価替えの時期に合わせて調査をしておるところでございます。必要な改定はしておるということでございます。この結果、適正水準との乖離が大きいというふうになった場合につきましては契約更新の際に賃貸借料について見直しの協議をさせていただいておるということになってございます。なおあの当然のことながら単価決定の最終決裁は当然町長にあるということでございます。

坂本議員  
町長

契約による条例に関しての話は、そのお話は、

あの基準的な考え方は今申し上げた内容でございますが、特にあの条例規則で定めてあるというようなことはございません。

坂本議員

今あのお話がありました、契約の誰が行うのかということは最終的には町長が決めるということでありまして、それから契約が終わった時点で再度考え直して借主と考え直しているということだったんですが、調べてみますと平成14年度にありました公共用地等賃貸借料審議会というのがありまして、それは平成14年度以前には開かれていて、それ以降はあの特には開かれていないということで、そういうものが町にあったということで、その中でまあ議員と固定資産評価審査委員の方の中5人以内で、公平かつ適正な賃貸料を定める調査審議するというそういうものがあつたと聞いております。それでそういう中ではあの今言った単価基準というものに関しては審査をされたりとかはしないのでしょうか。

町長

賃貸借料審議会というこの組織、審議会がかつてありました。10年程前だと思いますけれども、これはあのその委員会というものを設けた1つの事由というのが、ある土地につきまして地権者との賃貸借契約についていますか料金の折り合いがどうしても出来なくて、受け取り拒否、不自然な状態がしばらく続いたという経過があつたことを記憶をいたしております。であの弁護士さんがいろいろの相談をする中で第三者的な機関を設けて、それをどうしても折り合いがつかない場合には供託をしておく仕組みが1つあるよというようなことが指導として受けまして、それによって誕生したのが賃貸借料審議会というふう記憶をしております。その後ずっとあの年貢の改定等水準については審査会をお願いしてやってまいりましたけれども、いわゆるあの行財政改革の事務事業の見直し、組織の見直しということの中で、これはひとつのルールに拠っていけばその委員会の存在意義というものはないだろうという結果の中で廃止をした経過がございます。で今に至っておりますけれども、考え方としてはまあ水準バランスの問題でございますのでそう問題はないというふう理解しておりますけれども、従ってあの固定資産評価審査委員会、これは税法に基づいてあるわけでございますが、これとそのことは直接事務は関連するということはございません。あれはあの異議の申し立てに対する紛争処理ということの機関でございますのでそのようにご理解いただきたいと思います。

坂本議員

理解はそのようにいたしました。しかしですねあの紛争に関してこの審議会があるというお話だったと思いますが、しかしですねこれはあのとてもまああのその単価基準というものの決定においては確かに固定資産税との間の中で標準額というものがあつまして100分の6を乗じた額というのをかけた中で賃貸借の金額が決まるというのは松川、それから中川、駒ヶ根も聞いた中ではそういうあの同じ状況でありました。ありましたが、その書類というかそれがちょっとあの事務方に聞きましたら、町有財産の交換、譲与、貸付等に関する条例というのはありまして、まあこれは昭和39年に作られたもので、最後に見直



しをされていたのは書類から平成19年になっております。でまあこの条例の中には借受という記載はありません。譲与、交換、貸付でして借受の記載はありませんので、私はずねこれに借受の記載を入れまして、全体的にもっと分かりやすいような内容に整理して条例整備をした方がいいと思いますがいかがでしょうか。例えばですねこれは松川なんかは借受不動産にかかる事務取扱い基準という大変あの分かりやすいのが平成22年3月に作られたのがあります。でその中ではですね、不動産の借受というところで、公用または公共用に供するためには必要やむを得ない場合に限るものとするというまああの趣旨がはっきり書かれておりまして、その中に具体的に協議の事項の仕方とか、借受料の設定という今言いました100分の6というようなものが載っておりまして、なおかつ使用目的に合った場合の例えば土地としてのなにか建物なのか、又は耕作目的に借りるのか、駐車場として借りてまた貸付けるのか、というような内容が書かれております。ので現在町には借受に対してはありませんが、貸付等に関する条例というのがありますので、それにそれを付け加えた中で私は条例を整備してやはり明記して分かりやすいようにした方が良くかと思いがいかでしょうか。

副町長

ただいまあの議員の方からお話がありました町にある条例につきましては、根拠とするのは地方自治法の中にあるものでございまして、特に議会の議決を要する場合の財産処分のこと、それから長期貸付、占用等いろいろその条件については条例で定めるということになっておる関係上その条例があるということで、個々の賃貸に対するものまでの地方自治法の中では規制がございませぬので、これは相対の中でやることのみあどっちかっていうと私的契約の部分もございませぬので、その点については今申された条例の中へ入れ込むということにはちょっと馴染まないかと思いがいます。従ってあの先程町長が申し上げましたように、町の中の内規的なルールに基づきましてこちらで試算したものを相手に示し、相手と話し合いをして決めていくというのが今のルールになっていますのでよろしく願いたいします。

坂本議員

それはあの非常にあの条例とする場合は確かにその法的な権限がついてきますけれども、あのまあ中川みたいなもの取扱い基準ということで条例ではないものがあるわけですね。であの内部としてやはりあの私的な方との間の取り扱いであったとしても、やはりそれはある一定基準というか記載されている中でやっていった方が、例えばまあそういうあのいろいろ問題が発生したりしても明確な中でお互いの中で理解できていくと思うので、条例でなかったとしてもその基準のような書類的なものはやはり私は作った方が良くかと思いがいますので、是非その点を検討していただきたいと思いがいかでしょうか。

町長

あの1つのまあ基準を設けて共通の1つのテーブルの上で運用していくということは大切なことだというふうに思いがいますが、特にあの単価設定っていいですか賃借料の決定の部分だというふうに思いがいます。これはあのそれぞれの個々の内容によってその時の事情によっていろいろあるわけですが、概ねあの課税標準額の何%、今6%位が非常に市町村多いわけでありませぬけれども、飯島町では4%から6%位というようなことの中で過去の経過の中でいろいろ設定されておるようでありませぬけれども、あのそのことをもう1回あの見直しをしまして整理をしてですね、どういう1つの統一的な、代が代わっても誰が担当になっても1つの同じこの目線でやっぱり対応していくことが大事かと思いがいますので、ちょっと検討させて整理をさせていただきたいというふうに思っています。

坂本議員

今あの内容に関しても事務方の方も整理中ということでございましたので、是非あの基準として書類上の整理をしていただいて、まああの事務方どなたが使っても、また私たち一般市民が見ても分かりやすいような形のものを作っていただきたいと思いがいます。そして次の質問でありますけれども、その賃貸借料の中で、監査委員の方から指摘がありました今議会に出された定期監査報告書の中に、借入土地の借入単価について各契約を比較するとアンバランスが見受けられることから、その賃貸借料が適正価格であるかの検証を行い契約更新時には是正を図られたいとされております。で、まあその件に関して私も契約内容のまあ単価基準を見せていただいておりますと確かにまあ指摘の箇所があるかと思いがいますが、今後そういうところはどいういった形で是正されていくおつもりなのか、そこら辺は町長の考えとしてはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

町長

あの出来るだけバランスがとれた形でなければならないというふうに思いがいます。これはあの賃借料と税負担との問題が一番はっきりしておるわけでございます、課税標準額の何%というふうにびしりと決めればこれはあの負担の面では公平にいくのかなあということがございませぬけれども、今までの個々の経過の中で若干そういうばらつきもあるということでございますので、この契約更改いわゆる契約満期の時にはその辺のところを十分お話をしながら、併せて評価替えの時点で課税標準額にどう影響しておるかということも加えながら一整理していかなきゃならんということだろうと思いがいます。急にあの突然1月から変更というわけにはなかなかいかない事情もあるということもひとつお汲み取りいただきたいと思いがいます。

坂本議員

2つ目の質問であります。問題と今後の課題をどう捉えているかということになります、今までの話の中から課税単価の問題とそれから書類上の問題をまあ私が指摘はしてきたのですけれども、もう1つあのその契約内容の1つの欄の中に本郷の漬物屋さんの契約内容がありまして、まああの貸しているわけですがそれでもまあそこら辺の周辺の環境がまあ景観的に悪かったりとか、まあセメントの埋め込んだ桶に水が溜まって蓋がしてないので、もしかして子どもが落ちたら大変だということで地元からも意見が上がっておりますけれども、そういう早急に契約者と話をしてその解決の方法をしていただきたいと思います。これに関しては質問ではありませんので要望として捉えていただき、是非早急に対応していただきたいと思いがいます。それでこの借入に対する全体的な数値を見ますと、例えばですね駐車場としては約895,000円、そしてですね教員住宅、警察署、消防施設の土地代としては約1,736,000円、であと福祉施設、診療所の土地などに約2,470,000円、学校、保育園、文化館、スポーツ用地関係の土地として約12,620,000円、借入金から貸付金を引いた額として約14,478,000円という額が現在貸付の中で支払われているお金でございます。毎年これだけの金額が支払金として必要で10年で約150,000,000円です。飯島保育園、七久保保育園、それから文化館の一部建物と駐車場は財政が厳しいとはいえ、まあ私としては少しづつ町が取得していったほうが良いと考えておりますけれども、町長はその点どのように考えておられますでしょうか。ご意見を伺いたいと思いがいます。

町長

あの確かにお話にございますように賃貸方式で公有地っていいですか公共用地をその事業の用に供していくということは、一時的にはあの少ないお金で事業が開始できるというメリットもあるわけでありませぬけれども、これがあの施設なんかにつきましてはほぼ永代的に続いていくということになりますと、その時点で評価した土地の取得費を相当上回っ

てくるというようなデメリットも出てくると、財政全体の財源の問題として具体的に出てくると、かといってこれがあの相手様のあることでございますので、そう簡単にすぐというわけにはまいりませんし、またそうしたことが仮に成立したといたしましても、必要な公共施設を壊って原型復帰だなんて話になりますと、これはまた土地代以上の経費が掛かってしまうというようなことでございますので、お話し合いのこう成立した時点ではいろんな考え方の中でやっぱり買い取ってだんだんにいくことってというのが大切なことじゃないかと思えます。あの最近の話で新たに賃借でもって用地を取得していくということはほとんどございせん。厳しいけれどもその時点での財源手当をして公共用地を自らのものとして取得していくという方向に傾いておりますけれども、今まで何十年來の歴史の中でそういうものが積み上がってきておるということでございますので、契約更改の時にそうしたお話も出しながら個々の対応の中でまた考えていかなきゃならんということでございます。

坂本議員

もう1つですね、あの駐車場の件なんですけれども駐車場の用地の件なんです、各駅の近くとかに点々とまあ町の駐車場を借りている土地があります。でまあ台数もそれぞれ場所によって違いますけれども、駐車場に対するあの考え方っていうのはどういうふうに考えていらっしゃるか。まああの常時ねあの使われていて利用率とかも調べてみてですね、私は少し縮小して整理していった方がいいのではないかと思います、その点、町長お考えはいかがでしょう。

町長

あの確かに公共用地、公共施設に伴う併設しておる駐車場の面積というのもの、これはあのかなりの面積占めておると思いますが、いろんな各施設ごとに。であのこれは町で確保して賃貸しておる土地もございまして、所有権を持って町のものもいろいろあるわけでございますけれども、出来ればあの公民館等は地域とともにまあ使う駐車場でもございまして、一部その賃借料について補てんをいただいてまあお願いしておるといってもあっちこちほとんどまあそういうケースが多いわけでありまして、それはそれとしてまた区内とのお話し合いもございまして、全体的にちょっと大きすぎて無駄だなんていうものはやっぱり見直す必要もあろうかなというふうに思いますが、ただあのこれを定めてまた住民側のサイドに立って見た時に一方的にそれでいいのというような話もあるかもしれませんが、十分あの実態を把握しておく必要があると思えます。いろいろ調べられたようでございますので、またそんな情報を提供していただければまた併せて考えてまいりたいと思えます。

坂本議員

そうしましたらですね、駐車場に関しては少しまあ実態調査をしていただいて、あの縮小すべきところはしていただきたいと思えますし、まああの今度規則とかその基準の取扱い基準をペーパー化していただけたということなので早急にご検討願いたいと思えます。そうしましたら2つ目の質問の国の米の減反廃止に伴う当町への影響をどのように考えているかということでございます。先程同僚議員の方からお話がありました。現在あの現政権、今期国会において半世紀ぶりの農業政策の転換であります減反の廃止が提出されました。現在あの減反に参加している農家に支給している10アール当たり15,000円の補助金を平成26年度から4年間7,500円に引き下げ、5年後には廃止するというものです。米価下落による減収を金額補てんする制度は来年度に廃止し、生産者の抛出を前提に減収の9割を補てんする別の制度に移行すると国は言っております。各農家への生産量の

目標配分をやめる代わりに国は詳細な需給情報を公表すると言っております。生産者や農業団体がその情報を踏まえて独自に判断し、生産量を定めることとなります。また国は水田作付面積は維持してもらいたいため転作補助金を拡充すると言っておりますけれども、こうした飼料用米と加工米は収益量に応じ支給額を変えています。減反廃止により米の生産を自由競争にすることや米農家の規模拡大による生産性向上や外食向けなど需要に応じた多様な品種に移行させたいようですが、これでTPP参加が決定されれば中小農家はダブルパンチになると私は思っております。町はあの現在このことによって個人に係るものと農業法人に係るものの影響をどう捉えているのかお尋ねしたいと思います。

町長

2つ目のご質問は国のいわゆる米政策に関して減反廃止に伴う影響でございます、特にあの個人に係るものと農業法人等に係るものの影響でございます。まあ午前中あの竹沢議員の質問にもお答えいたしましたとおり、現段階ではまだ新聞報道が中心でございます、国の正式な国県からの情報が届いていないというのが現実でございます、今日辺りもその説明会が持たれておるといふふうに思っておりますけれども、そんなわけであのいずれにいたしましても、今回の米政策の見直しにつきましては認定農業者や集落営農への支援が強化されるために、当町で進めている集落営農の更なる強化が必要というふうに思うわけでございますけれども、具体的にこのご質問であります個人への影響、あるいは法人に係る具体的な影響というものは現在なかなかその具体的な影響が予測がつかないというふうに考えております。今後具体的な方向が明らかになり次第、町としてまた関係機関団体と対応を協議をしてみたいと思っておりますけれども、現在開示をされております報道内容等を含めて一応まあ見解を申し上げて、担当課長の方から申し上げて、具体的な正式な通知、対応等が示された段階で、これは危機感を持ってひとつ対応していかんやならんと大きな問題だというふうに認識をいたしておりますのでよろしく願います。

産業振興課長

それではあの詳細には影響はまだ計り知れないわけですが、現段階での状況を答弁をさせていただきたいと思えます。まずあの昨日ですね、先程あの議員さんからも出ましたように、農林水産部の活力創造本部の会議が行われまして、農政改革プランというのが出されました。まあ米政策の改革はその1つなんですけれども、まあ一番大きな問題としては今までの自給率向上という政策から生産力の向上という政策に転換したところが一番大きなところだと思います。その他あの農地の関係では農地の中間管理機構、こちらにまあ農地の8割を集めていきたいというような状況で進めているということ、またあの生産力を高めるという中では40歳以下の農業者を現行の18万人から40万人にしていく、それから農業法人を12,000から50,000にしていく、それからもう1つあの来年の6月までに決められるということですが農協改革も進めていくということで、非常にあの大きな農政の改革プランが示されているところであります。その中であのこの農業農村がどうなっていくかということでもありますけれども、まあこういったあの攻めの農林水産部の改革方向を示しているわけですが、なかなかその政府の思うような状況には進んでいかないだろうと思えます。特にこういった飯島の中山間地では非常にあの厳しい耕作条件でありますので、この美しくこの2つのアルプスの見えるような景観を今のこの改革の方向で守り抜けていけるかというのは非常にあの不安なところでございます。またそういう中で農業農村の所得を倍にしていくということも打ち出されておりますけれども、なかなか厳しい状況ではないかと思えます。まずあの生産調整の関係でございます

けれども、先程議員さんの言われましたようにあのそれぞれ様々な制度が変わっていくわけですが、あの非常にあの不透明な中ではありますけれども、やはりあの米の需給見通し、これによってあの生産者自ら主食用米の生産を行っていかということで打ち出されるわけですが、米のあの流通形態っていうのは非常に難しい形態をとっております。特にあの今民間のですね在庫、来年の6月にはもう46万トン上積みされて255万トン在庫が出てくるという状況の報道もあります。でこういったあの民間の需要や在庫それからそういったあの他の需要というのは非常にあの把握が困難ということでございまして、そういったまああの需要による生産の調整というのを生産者自ら判断するというのは非常に難しい状況であります。であの需要と供給のバランスが崩れて、あの先程議員さんの言われましたように、米価の下落を招いていくと思われましても、ここでやっぱり一番影響を受けるのは専業で米作りをしている皆さん、特に土地利用型で行っている皆さんが最も打撃を受けるのではないかとされます。もう既にですね先程申し上げましたように来年の民間の在庫が255万トンになることに加えまして、今回の政策の見直しでまあ国があのかの関与をしなくなるということの予測からですね、もう既にあの平成26年産米については暴落が懸念されているところであります。まあそういった状況で非常にあの米農家にとっては影響があるのではないかとされるところであります。それからあの飼料米の関係でございまして、飼料米の作付による交付金を増額するというので、まああの所得が増加して更にはあの日本型直接払いの制度で農地の維持支払いを加えていくということで、まあ農家の所得としてはそちらで補てんをされていくというような見通しでございまして、飼料米につきましてはあの手持ちの農機具が使えて、しかもあの耕作不適地、まあ大豆ですとか麦そういったものが作付出来ないところに飼料米を作付けるといことで、排水不良な水田でも作付可能になるということであの利点はあるわけですが、なかなかその販路が不明確だということ、それから国としては毎年8万トン位ずつを増やしていきたい、需要は460万トン位あるので大丈夫だということであの言われておりますけれども、なかなかそういったあの販路それからまあ多収でないとなかなかその105,000円という一番上限の交付金が得られないということであの言われておりますので、まあなかなかそういったあの多収、それからどうしても飼料用となると粗放栽培になりがちですので多収にはなかなか時間がかかるんじゃないかということ、それからそういったあの飼料米をですねまあ圧填化して潰してですね飼料用にしていかなきゃならないというそういう機械の導入もありますし、またそれを貯蔵しておく施設も必要になってくるということであの、まだまだあの課題は多いということで、まあ政府の試算しておりますまあ13%1反歩当り所得が増加するというような試算がありますけれども、なかなかあの難しい状況ではないかと思われまします。で、まああの今の情報の中ではなかなかあの個人それから法人に関わる影響というのはあの計り知れないところがありますけれども、いずれにしてもあの認定農業者それから集落営農への支援が強化されるということであの言われておりますので、町の進めている集落営農の取り組みを一層強めながら対応してまいりたいと思われましますのでよろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員

今、詳しくいろいろお話を伺いましたけれども、非常に大変な状況になっていくと思われまします。その中でまあ政府はまあ飼料米ということをよく言っておりますけれども、飼料米に関しては海外からですね、トウモロコシの輸入が入ってきております。でまあ私はこの

話を聞いたときにはやはり国としてはその飼料米を作れと言うんだしたら、その分を輸入しているトウモロコシを少なくしてその部分に飼料米を使うというようなことをはっきり言ってくれば非常にあの、まあこれは農協さんとお話をした中でなんですけれども、飼料米に対して安心して取り組めるんだけれどもそういう政府の姿が見えないので、まあ上伊那農協さんとお話をしたんですけれども、非常に飼料米に移行していくというのは怖いということをおっしゃられました。なので上伊那農協さんの方ではですね加工米に力を入れていきたいということをおっしゃっております。で加工米は何かと言うと、要するにあの外食産業のお米ということと、それからあのお米を炊いたご飯として売るといいうそういうルートもあるということで、上伊那農協さんの方ではとにかく26年度はですね、あの確実に買ってくれているところの中で数量を出してそれを農家に作付をしてもらうというような方向でいきたいということをおっしゃりました。それであのもう1つはあの海外にまあこういう話の中で国内はもう人口も減っていくし、現在も米をどんどん食べなくなってきている状況で、今政府としては反当りの収益を上げるような形でということをおっしゃりましたけれども、そういうことをしたとしても多分出来てしまうと思われましますよね米が。そうなった場合に海外にというような話も出てはおりますけれども、まあ上伊那さんとの話の中では海外への取り組みを何年かしてきたけれども利益が非常に出てこないし、あの実際日本で作った米を海外に持っていくということをしなくて現地であの日本のやり方でもって、現地の人たちを使って作った方がコストも安いしまあ安全な米が出来るし、あのそういう部分で商社や個人が向こうに生産指導をしに行くと現場で作るといいうような状況になってきていて、日本から輸出して送ればいいという簡単な問題では済まないということをおっしゃられました。そういう中であのまあ営農法人の方たちともお話を伺ったんですけれども、あの今後としてはやっぱりそういうふうにあの国も政策転換をしていくけれども、まあ先のことを考えていくとすごく不安なので、あのまあそれも見ていかなければいけないけれども、あのまあ先程課長が言いましたみたいに、あの何と言うのかな大きな農家として途中集約しながらも所得を上げていくというような形を政府は言っておりますが、それはなかなかそんなに簡単にはいかないと思われましますので、是非その集落営農といつか今あの飯島町には4地区あるんですけれども、その4地区がですねそれぞれ特徴のある生産形態とそれから流通、まあ農協に頼るといつか農協と契約的な中で作った米を必ず買い取っていただけるという部分と、それから直接あの消費者に売っているという部分がありまして、そういうところであの必ずその買っていかれるというそのパイプを太くしていきたいということは言われておりました。なのでまあ今後の対策としてはですね、その町もですねその販売といふところにあの現場の営農組合なんかとも協力して販売の方にもう少し力をシフトさせていく方がいいのではないかと思われまします、その点はいかがでしょう。それと共に町長にはですねその飼料米といふふうに政府が言っておりますが、そういう点ですねあの国の方に行っていただきまして、輸入に関するトウモロコシに対して国は必ずあの飼料米買っていただけるという確証をとっていただけるようなそういうようなことを国に訴えていただきたいと思われまします、その2点についてお伺ひしたいと思います。

町長

まあ確かにあの大変革期を迎えたこの米政策、農業政策であるわけであの言われても、あのまあ1つの中に飼料米にシフトをしていくと、それに対して数字では105,000円

というような引き上げた数字も言っておりますが、これとてあのいつまでこれが保証されるかということは全然分かっておりません。同時にあのトウモロコシを減らしてそっちへ回すというようなお話もありますけれども、これはまあ貿易がかかっておる問題でございますので、私のここの立場でその見通しもなかなか出来るわけでもございませんけれども、いずれにいたしましてもですねこれはあの町が中山間形態を有しておるわけでありまして、この町の基幹産業である農地、農村、これを何としてもまあその多面的な役割とともに維持をしていくんだという方向の中で、今度の米に関わる様々な施策も、集落営農、組織営農というものを中心にしていかなければこれが成り立たないというふうに思っておりますので、営農センターや関係農業団体・機関と十分これは、先程も申し上げましたように、1つの問題意識、危機意識を持ってですね対応していかなきゃならない重要な課題でございますので、今後はそのように進めてまいりたいというふうに思います。と同時にこの米をまあ外に売っていくというその飯島ブランドの部分はどう構築していくかということにつきましては、今までもあのいわゆるこだわり米、ブランド米ということでやっておりますけれども、それについては現場の担当課長の方からお答えさせていただきます。

産業振興課長

飼料米、まあ加工米につきましてはあの先般も町内の企業の方とお話をしまして、まあ是非、加工米としてですねいろいろな場面で活用していきたいと、で今、加工米で使っているのはミニマムアクセス米他を使っているんですけども、やはりあの飼料用米とかそういうものだとそれで作っている生産品についてはあまりこう売るときに強く売れないということですので、まあきちんと飯島のブランドの加工米という形で提供しながら、そういうもので作っているんだと、地元のもので作っているんだということでは是非あの提供していきたいと思っております。海外の売り込みについてはあの佐久地方でも個人的にやっているところがありますけれども、なかなか難しいということでもあります。ただあの先般、中京の会社の方とお話した時には台湾で8億円位儲けている業者もいるということでもありますので、またあのそういったところは市場開拓をしていくことも必要かなと思います。それから一番大切なその地元への、地元といえますか飯島米としての販売促進でございますけれども、本年度からあの小口につきましては担い手法人の方で精米をしてそれぞれ出荷していくというような体制が少し出来てきました。ですので大口の様々なあの商社等に販売をしていくところについてはJAの対応、それから小口のやはりあの美味しいお米を食べたいという方たちにつきましては、そういったあの担い手法人の対応で販売促進ができるような形態をこれから検討してまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

坂本議員

長期的な中でまあ、国には国に意見を言っておきたいと思っております。またあのJAとともにですね、あのまあ遠くに売るといことも大事ですけども、JAさんも言っていましたのは、上伊那郡内の学校給食には全部あの上伊那産の米を使っているというお話でしたので、是非それを拡大していただいて福祉施設や病院、あと商売関係から外食産業などに是非そういう地元の米を使ったものを届けるという形の中で頑張っておきたいと思っております。

次に3つ目の質問であります。住民に分かりやすい財政状況の公開を求めるということでございます。これはですね先日、月刊かみいなを読んでいましたら宮田村の住民有志が、村民が村に納めた税金の使い道が一目で分かるインターネットサービスを立ち上げたという記事が目にとまりました。これはイギリス発の「税金はどこへ行った」のウェブサイト

を活用した取り組みであります。日本では2012年から全国の市、区、町村で急速に開設の動きが広がっているという記事です。県内の自治体では第1号となるのが宮田版サイトでございます、どんな特徴があるかと言いますとですね、自分のですね単身世帯と扶養世帯というのがありまして、そこにですね自分のですね給与所得の年収をスライド方式で設定しますと年間納税額が出てきまして、そして自動的に村が予算配分している全11分野毎に1日当たり支払っている村税額の概算が表示される仕組みになっております。これはですね、今年9月の議会で議員からの一般質問の中で村の税金がどのように使われているのかもっと住民に分かるようにすべき、という中で、このサイトの存在を知った住民からの提案でこのサイトを使いデータ入力をしたんですけども、それがやっぱりあの海外のものだったので多少実態と違う部分があったということで、そこに村も協力し本当にお金をかけないでやっております。で、メンバーは情報化計画策定委員会のメンバー数人が10日間程の期間で作上げたという聞いております。それで私もこれにあの入力してやってみましたら非常に分かりやすく簡単に出来ました。ちょっと実際の、ちょっと小さいから分かりにくいんですけども、○の所に入力するようになっております。数値が出てくるわけです。でこれは結構あの職員の方たちも見ただけの方が多いと、あの面白いということだったんです。是非あのこのようなあのすぐ見て分かるというような形で自分の払った税金がどのように使われているかというのを見えるような形にしておきたいと思っておりますけれども、このシステムを使って更に分かりやすい情報公開を求めますけれども町長の考えはいかがでしょうか。

町長

最後のご質問は住民に分かりやすいまあ財政状況等の公表と公開という点について、当町でもこうした情報公開についてご質問のあるいはご提案のありましたウェブサイトでございます。町民の皆さんが1人1人が納めていただいております税金の額が計算をされて、その税金がどのようにまあ使われているかが概ね分かる1つの資料として分かりやすいものというふうにご考えておられるところではございますが、町の財政状況等につきましては再三まあお話をしてお申しておりますように、これまでも広報紙やホームページ、あるいは行政番組などの各種媒体を通して極力まあ分かりやすい工夫をしながら周知をさせていただいておることとございまして、今回ご提案いただきましたこのウェブサイトにあるような方法も踏まえて、今後とも町の財政状況につきましてはより親しみやすく分かりやすくお伝えできるような方法を考えてまいりたいというふうに思っております。具体的な点につきましてはあるいは中身について総務課長の方から考え方を申し上げますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

総務課長

それではあの今お話がございましたウェブサイトとの関連で、町としての考えをお願いしたいと思います。あのご提案いただきましたこのウェブサイト、英語で言うと「WHERE DOES MY MONEY GO」ということのように「税金はどこへ行った」という日本語名になっているようでございますが、そういうウェブのサービスということで公共のデータをオープン化して地域社会に貢献していこうというそういう思いを持った皆さんが集まったメンバーでこのサイトを運営しているということのようです。で宮田村の関係につきましては、先程議員の方からもお話がありましたように、宮田村の皆さん1人1人が納めていただいた税金の額が計算され、その税金が何にいくら使われたかを1日当たりの金額で表示できるようになっているというものでござ

ざいます。で村はこの情報を提供しているということで情報化の委員さんに一般の方がおられて、その方がこのサイトの方に登録されているというように聞いております。で町の財政状況の公表でございますが、現状先程町長が申しあげました広報、ホームページ、それからテレビの行政番組でそれぞれを通じましてお知らせをしているところでございます。それからあのたまたま直近の中でご覧をいただいたと思いますが10月の広報でございます。その中にも決算の状況を報告させていただいております。そこではあの宮田村とは若干視点を交えて、町の予算が町民1人当たりにならいくら使われたかをお示ししております。まあそんな中で4月号では予算も掲載をしているところでございます。ホームページでは予算、決算、財務諸表も示しておりますが、あの若干今回お話のございます関係は税金のみに絞った形だと思っております。まあその形で今回お話のありましたようなお示し方も含めて、新たなウェブサイトを立ち上げということではなくて、現状の広報紙それからホームページ等活用した中で財政状況等の公表をより親しみやすく分かりやすくお伝えするように今後とも努力をしていきたいというように思っておりますのでよろしくお願いたします。

坂本議員

終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は午後3時30分といたします。休憩。

午後 3時12分 休憩

午後 3時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

議長から申し上げます。一般質問において資料を提示する場合は議長にあらかじめ通告をお願いいたします。

それでは一般質問を続けます。

3番 本多 昇 議員

3番

本多議員

それでは一般質問の通告書に従い、平成26年度編成予算について、入札における予定価格について、広報等を保存するファイルを全世帯に配布しては、駒ヶ岳スマートインターチェンジ設置への協力について、以上4件を質問します。1番目の質問です。平成26年度編成予算について、来年4月より消費税率が引き上げとなります。予算編成に大きくすると思っております。消費税率5%から8%になる増税分を今年度の予算から継続事業等を考慮して試算していると思っております。予算編成の基本的な考え方を説明する前に、試算している歳入の消費税交付金の増額分算出の特別会計を含む消費税の増額分をお伺いします。

町 長

それでは本多議員の質問に順次お答えをさせていただきますが、まず平成26年度の予算編成に関連して4月からまあ引き上げが予定されております消費税問題、これがあの町の予算の歳入歳出にどのように関わってくるかということかと思っております。最初にちょっと数字を挙げて恐縮でありますけれどもお聞き取りいただきたいと思っておりますが、消費税とそれから自治体に関連するのが地方消費税という形になりまして、この2つにつきましては現行では国税である消費税4%と県税である地方消費税1%、合わせてご承知のように5%と

いう枠組みでございます。これが来年4月1日からは消費税が6.3%、地方消費税が1.7%、合わせて8%とこういうふうになります。国税の消費税につきましては4%のうち1.18%が地方交付税によって配分をされてまいりまして、増税後はこれが6.3%と1.4%が配分をされるという形になってまいります。ちょっとややこしいわけでありませうけれども、そしてまた県税である地方消費税は、その収入の2分の1が地方消費税交付金として市町村に配分をされてくるという仕組みであるわけでございます。さて、ご質問のこの消費税及び地方消費税の増税による町の予算に対する影響についてでありますけれども、地方交付税及び地方消費税の交付金、それから臨時財政対策債という起債でございますけれどもこれに町の財政にかかる分野で影響が出るというふうに見込んでおりますが、このうち、地方消費税の交付金は町の見込みでは今のところ約10,000,000程度、この歳入の増加要素というふうに見込んでおります。一方、地方交付税と臨時財政対策債につきましては交付税の減額要素になることが一応まあ見込まれる減額要素というふうに捉えておるわけでありませうけれども、ただこれら歳入に関する影響額につきましてはまだまだ不確定要素が非常に多いという段階でございます。これは年末というふうに思っておりますけれども、国の予算案と同時に示される地方財政計画これが示されるまではちょっと試算が困難であるというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。一方あの歳出に関わる消費税の影響額でございますが、こちらの方は平成25年度の当初予算ベースで試算をいたしますと、一般会計で約30,000,000程、特別会計を含めると合わせて37,000,000円ほどの支出の増を見込んでいるということでございまして、ただ消費税だけでなく法人税等につきましても税制改正が今検討をされておりますので、これとの関連もございまして今後の最終的な国の動向、制度改正の状況を情報収集を徹底しながら新年度予算編成をしてみたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

本多議員

分かりました。私もですね26年度の予算にはですね36,000,000から40,000,000、消費税の引き上げによる影響があると思っております。私はそう試算しております。

次にですね、平成26年度一般会計の編成予算の基本方針、それと今の消費税増税分の歳出をどこで補填するかお伺いします。

町 長

新年度予算の編成の基本的な考え方でございますが、と同時にこの消費税転嫁分をどのように対応するかということでございます。26年度の予算編成につきましては去る11月の22日に庁内の係長以上の出席を求めて予算編成会議を開催をいたしまして、その編成方針等を示達をいたしましたところでございまして、現在各課では予算編成作業に入っておるという状況でございます。平成26年度におきましても大変厳しい財政状況に変わりはなく、特に一般会計から特別会計への繰出金の問題や広域連合などへの負担金の増加、継続事業の実施などによりまして新規事業の取り組みは大変まあ難しい状況にはあるというふうにご認識をいたしておりますけれども、そんな中にも重点項目であります若者定住への施策、健康づくりと地域医療確保の施策、それから安全安心なまちづくりの取り組み、自然エネルギーへの取り組みの施策、等々に重点を置きまして予算編成を現在進めておるところでございます。なお消費税増税に関わる歳出の面での影響額を具体的にどう財源措置をするのかということにつきましては、具体的にこの財源をもってその増加分に充てるということではなくてですね、先程申しあげました地方消費税の増要素分あるいは交付税

や財源対策債の減少分等加味して、更にまた何よりも経費節減ということも主眼として、全体の財政調整をする中でこれを勘案して予算編成をすることとして今進めておりますので、場合によってはなかなか見込めなくて新年度予算の中でも補正が対応する必要があるのではないかと、財源状況によってはそういうことも、これはあの増加分と減少分もあるかと思えますけれども、やはり補正絡みもありうるということだけはお願いしておきたいと思えます。

本多議員

分かりました。基本方針は分かりました。それでですねあの消費税増税分についてはですね経常的な経費の削減、効率的な業務をして残業時間の短縮に努力し、時間外手当を削減し、庁舎内で 10,000,000 の消費税増額分を補てんして、不足分は基金の取り崩しで対応し、事業削減は行わないようにすべきだと私は思っております。町は決して強い財政基盤とは言えません。将来町の財政健全化に向けてバランスのよい財政運営をしていく必要がありますが、来年度は特別だと思えます。消費税増税がどのように財政に影響するかは未知数ですし試算通り出来るか疑問です。4月から消費税増税に買い控えて景気は一時的に落ち込むと考えられます。国も対応策は考えていますが町も考えなくてはなりません。消費税を受け入れ町を活性化させる26年度の予算編成は大変だと思えます。町が活性化するために行政からの積極的な予算配分も必要だと思えます。例えばスポーツ連絡協議会の大会委託料の増額、地域づくり委員会の交付金の増額、協働のまちづくり推進事業補助金制度の充実、元気づくり支援金の増額、プレミアム商品券の発行、与田切公園プールの改修、町を元気にする住民を元気にする事業は項目は沢山あります。町が活性化でき、素晴らしい予算になることを期待していますけれども町長はどう考えますか。

町 長

あの今、基本方針の中で申し上げた考え方と、今、本多議員のご質問あのその通りだというふうに大体あの同感に思えます。決してあの歳入歳出の辻褃合わせだけで予算編成というわけにはまいりませんし、ただあの経費の節減、事務事業の見直しというものも含めながら如何にあの継続的なことを優先させながら住民要望に添えていくかどうかということがまさに正念場であるわけでございまして、決してあの萎縮することなくでですね、まあ基金を取り崩してそれをやるかどうかというところはちょっとまだあの今の段階では出来ませんけれども、細かいことも含めてですね、あの実施計画の中でまた出てまいりますけれども、出来るだけ住民要望に沿って、今お話のあったことを全部出来るかどうかちょっと分かりませんが、精一杯努力をしまっている所存でございます。

本多議員

期待しています。それでは2番目の質問です。入札における予定価格についてです。予算にまた関係する質問となってしまいましたけれども、公共事業の工事は契約は入札により決定され、予定価格の制限の範囲内で最低価格で落札した業者が請負いますが、失格基準を定めた最低制限価格制度と低入札を調査する低入札価格制度があります。町の指名競争入札、一般競争入札はこれらの制度に基づき適正に実施していることは私は確認しております。公共工事の設計金額は国や県が定めた単価と歩掛りによって積算し管理費等を必要経費に加えて決定されます。入札予定価格は設計金額に基づき町の基準と予算等を勘案して決定すると思われまいます。お伺いしたいことは今年度入札した特殊な工事を除いた設計金額に対しての予定価格の金額は平均何%になっているか、まあ公表出来なければ結構です。それと入札の予定価格の決め方、これをお答えください。

町 長

入札制度について予定価格の問題についてのご質問でございます。まずこの設計金額に

対する予定価格の設定の方法、どの位の平均の%を占めるかということにつきましてでございますけれども、ご承知のようにこの設計価格というのは制度上公表をされておられません。従ってあの試算としてはまあ可能であるわけでございますけれども、分母になる部分が公表されておられませんのでお答えの方はひとつ差し控えさせていただきたいということをご理解いただきたいと思います。それから一方この入札における予定価格につきまして町の財務規則の、条文でいきますと107条の2項ということになりまして、入札に付する事項の取引の事例価格、需給の状況、履行の難易度の問題、数量の多い少ないの問題、それからこの工事等あるいは履行期間等をいろんな面で考慮しながら最終的にこれを客観的に公正に決定をしなければならないというふうに定められておりますので、これがあの何%の基準でというふうなことはあり得ないわけでありまして、あくまでも公正適正な予定価格の設定に努めておるということをご理解いただきたいと思いますというふうに思えます。

本多議員

私が調べた今年度11月までに実施した特殊な工事を除いた一般・指名競争入札の落札率は平均約21%の落札率となっております。中には73.3%の落札率の工事もあります。競争入札ですから当然この結果は同情はいたしません。予定価格の約平均90%で業者は競争しております。設計金額から見ればまあ恐らくですね80%位で競争していると思われまいます。法人、個人の商店も含め健全な経営を行っていくためには必要な利益は確保しなければなりません。設計金額からの差額この20%が経営を大きく左右すると思えます。私は設計金額が予定価格になるのが適正金額だと思っております。町が元気になるためには企業、商店が元気にならなくてはなりません。町が発注する公共工事、物品の購入については飯島町に本社・支店がある企業を指名し、入札制度を厳守して指名競争を入札し業者は適正な金額で入札し受注することが大事だと思えます。企業は町で儲けたお金で賃金や雇用を増やし家庭がそれを消費に使えば、町が元気になり町の成長にも繋がります。収入や利益が増えれば法人町民税や個人町民税が増えて町にお金が戻ってくると財政改善になります。企業、商店が元気になるためには予算の範囲内ですけれども予定価格を引き上げ、少しでも町の中にお金を落とすことも行政の施策ではないかと思っております。またこれは町の活性化にも繋がると思いますが町長はどう考えますか。

町 長

まあ入札に際してのこの予定価格の設定でありますけれども、今申し上げましたようにいろんな要素を判断する中でまあ適正な予定価格というものを設定するこれが大原則であります。一方であのやはりこの入札制度というのはあくまでもこれは最近とみに一般競争入札等にも表れておりますけれども、競争の原理を働かさなければならないという要素、それからこれがあの適正・公正でなければならないという要素、非常にこのことが強く打ち出されておるわけでございまして、町もそうしたことに沿っての対応をしておるわけがあります。それでまああの受注者の側からしてみれば少しでも高いところで応札をして還流していくことがいいというふうに思いますが、一方で町の立場に立ってみますと、一般的には最小の経費でいい仕事をしていただくというこの相反する、相反するというかまあひとつのそれぞれの立場があるわけでございますけれども、まあその辺の中で先程申し上げたいような要素の中で適正に予定価格をしていくと、ただあのまあこうした不景気な状況、その他経済状況なんかで意識的にこの活性化に繋げていく受注者のこの利益を増やすというようなわけにはなかなかいかないということを是非ひとつご理解いただきたいと思います、あくまでも公正な判断の中で、そう大きな違いがあってはまいりませんが、ぎ

りぎりの線で予定価格は設定させていただいておるといことをご理解いただきたいと思  
います。

本多議員 とにかく町が活性化になるようにですね、予算の範囲内で町の中にお金を落としていた  
だくことを期待して次の質問に入ります。3番目の質問です。飯島町未来飛行と議会だよ  
りは行政と住民を繋ぐ大切な媒体ですが、保存するファイルがないため直ちに古紙回収に  
回るような状態です。3年位保存できるファイルを全世帯に配布する必要があると思いま  
す。そのファイルの表紙には町の将来像、人と緑輝くふれあいのまち、町のキャッチフレ  
ーズ、信州飯島2つのアルプスが見えるまち、をタイトルにいいちゃんマークを入れ、基  
本計画、重点プロジェクトを描き、絶えず住民の皆さんが目にとまるファイルを作成すれ  
ば、広報の保存と重点プロジェクトが分かり一石二鳥となります。町長はどう考えますか。

町 長 町が毎月発行しております広報紙に対して、これを綴じるまあファイルを併せて支給  
したらどうかということをごさいます、町が毎月発行しておる広報、多くの人に読んで  
いただいて、出来ればいろいろとこの行政の流れの中で一定期間は保存をしていただいて  
大切にまあ読んでいただきたいなあということの思は、今、本多議員からお聞きして大  
変ありがたく思っておるそのためのご質問をいただいたというふうに思っておるわけでご  
さいますので、いろいろとあの方法はあるかと思いますが、かつてそうしたことを綴じ紐  
まで付けて支給をした経過がございますけれども、なかなかこちらとしてはあの思うよう  
な結果に至らなかったということで中止をした経過がございます。今はあの実際に穴は開  
けてないわけでございますけれども、文字等が傷ついてしまうというようなことの中で、  
綴っていただくことを前提として穴の位置を、綴っていただくという期待のもとに示して、  
あの見ていただいて分かると思はすけれども、そういうこう組んでおりますけれども、  
ちょっとこれについてはまあいろいろ考え方があるし、あの果たして配られてそれが全部  
実を結ぶかっていうと過去の苦い経験もありますので検討させていただきたいと思はす  
けれども、あの今お話があったようないろんなあのスローガンであるとか資料のものにつ  
いては、あのいろんな方法で広報そのものの中にも掲げてある事項でもございますし、こ  
のファイルでなくても十分その機能は果たせるんじゃないかというふうに思はす。あの  
少し大きなお金も掛かるというようなこともございますので、お気持ちは十分ありがたく  
頂戴しておりますけれども、1つの別の方法で対応させていただくことがいいんではない  
かと思っております。若干事務的なことにつきまして総務課長の方から補足してお願い  
したいと思っております。

総務課長 それではあの広報のファイルの関係でございますが、今あの町長が申し上げましたよう  
に平成4年の時であります250号というまあ記念的な、発行を記念して綴じるファイ  
ルを発行しました。これはあの厚紙を使いまして2枚で裏表に作ったわけですが、それは  
あの表紙が写真、それから中に先程当時の総合計画で示しております町の目指すこと、そ  
れから行政機構図、等々を入れたりそれから町の花、それから町の木、これの写真を入  
れたりしておりました。費用的には3,500組を作りまして803,400円という結構いい金  
額が掛かっておりました。で今年度500号っていうまあ記念的な広報紙が発行されたわ  
けですが、まあその時も若干検討いたしました。けれどもまあその時の状況、当時のこと  
をお聞きすると、翌月にそのファイルが古紙回収に出ていたということもお聞きしており  
ます。まあそれからあのその後綴じる形ができるように広報紙に直接の穴を開けてお配り

しておったんですが、その穴がちょうど写真のある方の顔がつぶれちゃったとか、文字が  
つぶれちゃうとかまあいろいろありまして、まああの穴は開けないようにして、今、印を  
つけて家庭で穴を開けるようにしております。ですのでそういう状況から現在あのファイ  
ルの的な形のを配布するというのは考えてはおりませんけれど、そのファイルできる形、  
それぞれ工夫していただいて各世帯で保存をしていただけるように是非お願いをしたいと  
思はす。まあこれはあの町としてはあの広報発行にあたりまして多くの方が見ていただ  
けるように、記事の内容等は当然あの工夫しなければならないとは考えておりますけれど  
も、あのファイルの配布については当面今までの経過等を考えて、費用的なことそれから  
当時の状況を考えて、配布するのは考えておりませんのでよろしくお願ひいたします。

本多議員 残念ですが私も納得、しょうがないです、納得します。それでは4番目の質問です。駒  
ヶ根市が計画している駒ヶ岳スマートインターチェンジが設置できれば、駒ヶ根市が効果  
を期待しているのと同じ効果が飯島町にも期待できます。それは高速道路へのアクセスが  
良くなります。物流事業者の進出、誘致への基盤が整備されます。上伊那広域との回遊型  
観光ルートの開発が可能となります。伊那中央病院までの緊急搬送時間が短縮されます。  
飯島町も設置に協力すべきだと思いますが町長の考え方は、お願ひします。

町 長 それでは最後の質問、駒ヶ岳スマートインターチェンジ設置への協力ということで、是  
非これは協力して前向きに実現すべきじゃないかということをごさいます、今あの各サ  
ービスエリア等を中心にしてスマートインターが国の施策としてもまあ増やしていこうと  
いう方向にありますけれども、なかなかあのその設置費用等については地元の負担あるい  
は直営工事的に多額なお金を要するというようなことでいろいろ議論のあるところでご  
さいます。それで具体的に今、駒ヶ根市へこの中央道駒ヶ岳サービスエリアにスマートイン  
ター、これ伊那市でもあるわけでありす。辰野にもまあそうした構想もあるということ  
で軒並みあるわけでございますけれども、出来ればまあ飯島町にもというふうに議論もし  
たり思ったりしておるわけでございますが、なかなか今言ったようなことでちょっと無理  
かなあというふうに思っておりますが、メリットはいろいろ近隣の駒ヶ根市の駒ヶ岳サ  
ービスエリアということになりますと町にとってもメリットは非常に大きいというふう  
に考えております。今それぞれお話があったとおりでございまして、それであの全体的なエ  
リアでどう活用するかということもございすので、この研究構成員、勉強会を立ち上げる  
中で国土交通省や長野県それから長野県警察、まあ駒ヶ根警察署になりますが、それ  
から中日本高速へも含めて飯島町もその一員として参加をしており、今まで4回程いろ  
んなあの作戦会議といはすかそんなことをやってきておるわけでありすけれども、な  
かなか思った以上にこの工事費用と維持費も掛かるというようなことございす  
が、まあ駒ヶ根市さんとしては何としても実現したいということで進んでおります  
ので、あのお隣近隣としても出来るだけご協力をしたいと、あのアクセス的にも  
これはあの中田切川を渡ってすぐから上へ登ると、西へ向かうというようなひとつ  
の構想でできておりますので、非常にあの飯島町にとっては特にあの飯島田切地区  
にとってはメリットが大きいなど、また南へ行く場合にはまた松川インターが  
ございすので、そんなことをやりながら引き続き、まああの財政的負担のことは  
ちょっと別でございすけれども、協力をしていくように実現に向けてご協力  
したいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

本多議員 私はあの伊南は1つだと思っております。それで駒ヶ根市が計画する是非スマートイン

ターチェンジの設置については協力をさせていただくようによろしくお願いいたします。町長の答弁が良かったために早く終わってしまいました。これで今日の質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時59分 散会



平成25年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年12月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

堀内克美  
中村明美  
折山 誠  
浜田 稔  
三浦寿美子

○出席議員（12名）

1番 北沢正文	2番 坂本紀子
3番 本多 昇	4番 中村明美
5番 浜田 稔	6番 久保島 巖
7番 橋場みどり	8番 竹沢秀幸
9番 三浦寿美子	10番 折山 誠
11番 堀内克美	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢 隆 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 宮沢卓美  
議会事務局書記 市村晶子

## 本会議再開

開 議 平成25年12月12日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1 一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。  
11番 堀内克美 議員

堀内議員 それでは通告に基づきまして2点についてお伺いをいたしてまいりたいと思います。はじめに、米の生産調整廃止に伴う町の農業振興策についてお伺いをいたします。昨日は同僚議員2名から同様の質問がありましたが、私も営農センターを預かっている立場でもあり、今後の飯島町農業の進むべき姿をどのように描いていくかは営農センターにも与えられた重要な課題と捉えております。そのような立場からこの問題を捉えて米の生産調整、減反政策廃止について町長のお考えを質してまいりたいと思います。11月26日に政府の農林水産業活力創造本部は5年後を目途に、昭和45年度から続く米の生産調整廃止をし、農村への新しい補助制度として日本型直接払い、これを創設することを正式に決定いたしました。昭和45年に米の減反政策の導入が発表された時と同様な衝撃が農村を襲ったところでございます。少し米のことについて振り返ってみますと、戦後の米は食糧管理法により主食ということで政府が全量を買入れる制度というものがございました。栽培面積に応じて出荷量が割り当てられまして、強制的に米を出荷する米の「供出」という名前で呼ばれておりましたが、そういうことでありまして、それに違反しますと当時は罰則もありました。農家では自分で食べる米を米選機下という規格外の、まあ俗にくず米と言いますが、この米を食べて品質の良い米は供出と言って全部出荷しておりました。またその頃は米の多収穫共進会というものが行われておりまして、1反歩当たりの収穫量を競い米の日本一を決めるというそういうことも行われておりました。昭和40年代に入りますと食糧事情が改善されまして、昭和45年には減反政策が発表され、米を基本としております農業には大きな打撃を受けたところでございます。ただ国ではこれに合わせまして農業の体質改善を進めてまいりました。小さな田んぼを圃場整備事業で現在の30アール区画、この圃場を作りまして水田農業の機械化省力化を進め、余った労力で特に飯島町では梨、リンゴなどの果樹園芸、花やキュウリなどの施設園芸が導入され集約的農業の振興が進めてまいりました。折りしも所得倍増政策、高度経済成長の時代でもありまして昭和50年代には伊那谷テクノバレーといわれる精密工業の発展がこの地域に進みまして、農業従事者の兼業化が進み農業従事者の減少を招きまして、農業を町の基幹産業としました飯島町の農業にも行く末に不安が漂ってきたところでございます。そんな中、昭和61年には町の機関として営農センターが設立されまして、農業者の兼業化と高齢化に対応した飯島町農業の今後への継承のために、地域複合営農への道、これを指針とした農業者の共同活動による集落営農の確立を図り、併せて米の生産調整も整然と実施されて全国にも誇れる現在の飯島町農業に発展してきたところでございます。このような中、今回突然、米

の生産調整廃止が打ち出されました。米が飯島町農業の中心的作物であり、今後の町農業の振興にもこの問題は大きな影響をもたらすことが懸念をされております。この今回の生産調整廃止という減反政策廃止ですが、これについて町長はどのように受け止められておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

町 長 それでは堀内議員のご質問にお答えをしてまいります。最初に米の生産調整廃止に伴う町の農業振興策ということで、まず米の生産調整廃止をどのように受け止めておるかというご質問でございます。米の生産調整いわゆるこの減反政策でございますが、お話にございましたように昭和45年から様々にまたそれぞれに毎年、頭を悩ませながらも続けてきた歴史のある政策であることは事実でございます。結果的に農業の弱体化を招いたとの批判があることも事実でありますけれども、40年以上続いたこの基本政策であり農業の現場の混乱を招かぬように慎重な議論と配慮が求められるというふうに思っております。主食の米は複雑かつ特別な流通形態にありまして、民間による需要や在庫の把握は極めて困難であるというふうに言われております。需要に応じた作付を生産者自らが判断することは大変難しく、需要と供給のバランスが崩れ、米価の下落を招いて、専門的に経営を行っている担い手がかつてもその経営に打撃を受けるというふうに思っておる次第でございます。更に今年の米の在庫も46万トン増えまして来年6月の民間在庫水準が225万トンにもまあ見込まれるとこういう中でございます。従って今回の政策の見直しは、国の関与が低下をしていくのではないかとこういう印象から26年産米は作付前から暴落が懸念をされるということでございまして、既に今年の25年産米もその米価下落の傾向が徐々に表れておるといふふうに見えます。食糧安全保障の観点からも安定的且つ計画的にやはり生産をされるように、生産調整にたつて国が引き続き必要な関与をしていってもらう必要があるというふうに思っておるところでございます。報道では食糧の自給率向上に向けた水田のフル活用や日本型直接支払い制度などの対策が打ち出されておりますけれども、具体的な内容が示されてから農業委員会や営農センター、堀内副議長さん会長さんをお務めいただいているわけでございますけれども、この営農センター、それから地区営農組合、担い手法人、JAさんなど関係団体の皆さん方の意見を聞きながら今後の対応はきちんとしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

堀内議員 お答えをいただきましたが、まあそれぞれ町にはまだ正式な通知等が来ていないという状況の中ですので、お伺いをして次に進みたいと思います。次に今後4年間、平成29年までは減反政策は継続するというところでございまして、この間当面する新制度というものが発表されております。それへの対応と影響について何点かお伺いをしてまいりたいと思います。この間はこの4年間は米の生産調整廃止後の飯島町農業の方向付けに重要な時期であります。営農センターを構成する農業者、町、農業委員会、JAなどのあらゆる機関が知恵を出し合い、将来のあるべき姿を作り上げる貴重な時間だというふうに思っております。それではまず日本型直接支払い制度、この中で農地維持支払と資源向上支払、この2つがありますが、農地維持支払につきましては農地や畦畔管理などの環境整備や農地の荒廃防止などの取り組みが中心の対応だと思っております。まあこの対応については私は集落営農組合あるいは地区営農組合が主体として取り組み、農村環境の整備などの事業を、例えば草刈りを定期的に行うとかそんなようなことを実施をして農地の荒廃

町 長 防止と景観維持を図ったらどうかとまあそんなように考えております。また資源向上支払は既に農地・水・環境保全管理協定委員会これが町にも設置されておりますが、この事業の中で実施されております水路の維持補修事業が移行するものと思います。この2つの制度につきましてまあ今やっておる団体もありますが、どの団体で取り組むのが適切かをお伺いをいたしていきたいと思います。

町 長 まあ今回のあの当面していく新制度これの対応策として、まずこの日本型直接支払い、これはどこのどういう所管で取り組んでいくのかということの中で、新たにまあ創設されますこの直接支払い制度、今お話にございましたように農家の経営支援が目的であるということになるわけですが、この中で農道の草刈りや水路の泥上げなど農業者の共同活動に補助金を出すいわゆる農地維持支払と、それから農村集落維持が目的とする現行の農地・水・環境保全の管理支払、これを衣替えして景観維持などの農村の幅広い共同活動を補助する資源向上支払というふうに組み替えた形でまあ進んでいくというふうに言われております。これまで農地・水・環境保全その他集落で取り組む様々なこの機能については、非常にあの飯島町は大変モデル的な模範的なまあ大変良い組織の運営の中でやって来ていただいたというふうに思っておりますので、今後、細目がまた方向付けがなされた段階でそれぞれ国・県、制度的なもの、それから地元のそれぞれの実施主体等をもう一度再構築を考える中で、それぞれ協議をして町も当然のことながら関わる中でこの組織というものをきちんと位置付けて役割分担していったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

堀内議員 まだ方向付けはこれからの出てきた状況を見ながらということでございますので、まあ現在実施している既に実施している団体もありますので、まあそこらとの調整も進めてお願ひしたいと思います。次に中山間地域等直接支払い制度につきましてをお伺ひしたいと思います。町内の農用地の13.4%に当たる138ヘクタールがこの中山間地域等直接支払いに対象となっております。この事業は10アール当たり最大で21,000円の交付金を交付されまして、その半分が、2分の1が個人に支給になるという制度でございます。ただ条件につきましては非常に厳しい所があって勾配が20分の1以上の農地が対象になるというふうにも言われております。現在それが中心でこの面積が指定されておるわけですが、指定地域の他にも町内には同様な条件のところがたくさんあります。範囲の拡大をしていただくことが飯島町の農業を安定的に進めるに重要な問題だと思っております。これにつきまして、近隣市町村と連携して国県に協議を行う考えはないかお伺ひをいたしたいと思います。

町 長 この点につきましても当然まああの国県とそれから地域のそれぞれの農業団体と協議をしながら進めていかなければならないというんですが、以下あの若干内容を深めたご返事を担当課長の方からさせていただきたいと思っております。

産業振興課長 中山間地等直接支払い制度につきましては平成12年から始まりまして、5年が1期ということで現在あの22年から3期目が取り組まれているところであります。21年の時にですわあの国への要望事項ということで現行改善されております高齢者に関わる部分、そういったところを改善してきております。で第3期が来年で終了しますので、来年度中に近隣市町村と歩調を合わせながら国の方に、中山間地の農業を守っていくために基準の緩和などの働きかけを行ってまいりたいと思っております。

堀内議員 是非あの対応していただきましてまあ高齢化が進んで農地の畦畔なんかの荒廃も心配されますので、対応をお願いしたいと思います。次にもう1つ、環境保全型農業というのが補助対象でもあるわけですが、これでの自然共生農場づくりについてをお伺ひしたいと思います。1,000ヘクタール自然共生農場づくりということで、町の農業の基本ということで進めてきております。町内の農用地は平成22年度の資料で農地面積が1,033ヘクタールというところがございます。この1,000ヘクタール自然共生農場づくりというのは、町内の全農用地が自然共生栽培を実施しなければ目的は達成出来ないというかなり厳しいものであります。そこで当面は減化学肥料、減農薬、まあ俗にJA等とも言われておりますレス50とかレス30と言われる、そういう環境に配慮した栽培への取り組み面積を増やしていく、こういう対策を粘り強く進めていかないと1,000ヘクタールというこの膨大な面積の自然共生というのは絵に描いた餅になってしまう恐れがあるんじゃないかなとそんなように思っております。環境保全型農業直接支払い補助というものもありますので、これらを活用してこれらの取り組みを進める中でこの自然共生農場づくりを進めたらどうかとそんなように思っておりますのでこの対応についてをお伺ひしたいと思います。

産業振興課長 町のあの進めております1,000ヘクタール自然共生農場づくり、これにつきましてあの営農センター、町を中心にあの進めて参っておるところでございますけれども、質問にもありましたようになかなか進んでいないのが現状でございます。これにつきましてはやはりあの当然飯島としてのブランドの確立はもちろんですけれども、販路の拡大というのがネックになっていると思います。今後はあの販売促進を含めましてブランドの確立とともに強力的にまあ取り組みを行っていきたくて考えているところであります。まあいずれにしてもあの米ばかりではなくて、粟も自然共生栽培始まっておりますし、いろいろな作物を自然共生栽培の名の下に栽培していく必要があるかと思っておりますので、今後営農センターの中で検討していく中で進めてまいりたいと思っております。

堀内議員 あのブランド名については過去にいろいろ取り組んだんですが、まあ自然共生栽培というこの言葉がもう商標登録されていて使えないというようなことで頓挫しておるところでございます。まあいろいろのことも取り組みも大事ですが、是非あの、このレス30とかレス50ということを化学肥料や減農薬この事業を入り口にして面積拡大等の取り組みを進めていただけたらと思っておりますのでお願いします。次に自然利活用直接支払いによる作物の誘導、これについてをお伺ひをいたします。飼料米につきましては10アール当たり55,000円から105,000円まで収穫量に応じて交付金が支給されます。またその他の作物については国の方針がまだ出ておりませんので不透明でございますが、話によるとソバについては現行10アール当たり20,000円の補助が出ておりますが、これがまあ引き下げられて地域ごとに指定される産地作物これに格下げをされて、それでいくとどうも5,000円というような交付金になるんじゃないかなと、大幅に引き下げが見込まれております。町としてもその作物の誘導をして農家の所得これの確保に取り組んでいただきたいと思っておりますが、そのことについてお伺ひをいたします。

産業振興課長 それぞれの制度を活用する中で作物を誘導していったらどうかということでございます。これにつきましてはあの昨日の質問でもお話ししましたように、国では飼料用米あるいは米粉用米、それから加工用米ということであの推進をして産地化を図っていくということ

で進めているわけですが、いずれにしましてもあの国で示しているような所得の向上13%という向上はなかなか計れないというのがこちらの試算でございます。主食用米がまああの暴落するとしましても現況では約150,000程10アール当たりの収益があります。で飼料用米ですと新しい制度になったとしても、まあマックス現行より、現行のあの標準の630キロ、プラス150キロですので780キロになりますけれども、それだけ獲れたとしても最高まあ137,000円程度ということで試算しております。また麦につきましては75,000円、大豆につきましては70,000円、ソバにつきましては産地交付金まあ5,000円になるかどうか分かりませんが、それを含めても35,000円ということで非常にあの農家にとっては減収をしていくんではないかというふうに試算をしております。まああの国の試算では総体的に先程申されましたあの日本型直接払い、そういったものを含めて13%という所得の確保を上げているようですけれども、こういった中山間地ではなかなか取り組みは難しいということでもあります。ですが、まあやはりあの制度にあります産地交付金制度これによりまして、産地の特色ある魅力的なまあ産品を是非あの作付を拡大していきたいというふうに考えております。何をどういうふうにしていくかということにつきましては、また営農センターを中心に地域の皆さんと相談しながら進めてまいりたいと思いますけれども、水田フル活用ビジョンということで国でも定めるようになっておりますので、そこできちんと定めながら推進を図ってまいりたいと思います。

堀内議員

まあこれの対応が農家所得に大きな影響があります。まあビジョンの策定の中でその方向付けをして農業者の皆さんの誘導を是非進めていただきたいと思います。それでは次に、担い手法人や担い手の所得につきましては国の試算で飼料米の取り組みが、まあ試算の条件として今もお話がありました、全国平均で13.4%所得増ということで試算がされております。立地条件の厳しい飯島町でも同様な所得増を見込めるのか、あるいはまあこういう条件でありますので、耕作面積等の制限もありますので、厳しいような気が私はして見ておりますが、果たして増になるのかそこも含めてお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長

まああの国で目指しておりますあの農業の担い手のは10ヘクタール以上の農家ということで、あの示されておまして、まあ町でもあの担い手法人は40ヘクタール、50ヘクタール以上の作付をそれぞれしながら営農活動をしているわけですが、まあ10ヘクタールというあの水田にまあ基準をしましてあの試算をしてみますと、なかなか非常に厳しい状況がございます。まあ先程あの単価を申し上げましたけれども、10ヘクタールで米、それから小麦、大麦、それから大豆、ソバ等を作ったとして試算をしたところでございますけれども、やはり現状よりは所得が下がるというような状況です。と言うのはあの昨日の会議の中でも面積配分がされましたけれども、来年度3.8%の転作の増加ということになりますので、まあ約4%ですけれども、現況40%ですので44%の転作という形の中で試算しますと、それぞれ収益については数%ずつ落ちてくるという形になります。ただあの飼料用米についてはマックス作った場合には5%位の所得の上昇という形になるかと思いますが、全体的には下がってくるという形の中で、担い手法人等についても今後経営がかなり厳しくなってくるんではないかというところでもあります。まあそんな中であの先程の誘導作物でもありましたように、きちんとまた地域での交付金を活用しながら誘導作物を定めて対応してまいりたいと思いますけれども、飼料用米については非常に厳しい状況もありますので、加工用米そういったものも含めながら誘導してまい

りたいと考えております。

堀内議員

あの国の試算でも、例えば北陸地域の試算ですと、これは水稲と大豆を設定してありまして、現在が11.4ヘクタール、見直し後は14.3ヘクタール、面積が約3ヘクタールくらい多くなってこれで4%の所得増加という試算であります。全国平均の13%の一番率の上がおろしているのは中国地方で25%増という、この数字があって押し上げていると思いますが、そんなような形であります。そんなことですので多分飯島町では今、課長の答弁のような形になろうかと思えます。また、今もお話がありました3.8%米の生産作付面積が減る、主食米の作付面積が減るということですので、転作率が42%位になるのかな。42~3%になりますので主食米の生産が少なくなることに対応したことについては是非配慮をすることが必要ではないかなと、そういうことで作物誘導についても是非お願いをいたしたいと思えます。

続きまして次に生産調整廃止後、平成30年以降の町の農業振興方策についてをお伺いしたいと思います。町の農業振興の柱は、現在進めている地域複合営農による集落営農をより推進し、地区営農組合と担い手法人等を中心とした現在の経営体系を発展させ、地区営農組合や担い手法人などの役割分担を明確にした、町ぐるみの集落農場的な地域が一体となった土地利用型農業の推進が重要であろうと考えます。この転作廃止後の町の農業振興策につきまして町長のお考えをお伺いします。

町長

今回のこの生産調整後の町の農業振興施策ということについて、特にあの今まで取り組んでまいりました地域複合営農あるいは集落営農の継続が必要であるということでございます。申し上げるまでもなく町は農業が基幹産業であるという位置付けの下に一早くこの地域複合営農、集落営農、組織営農というものを取り組んでまいりました。大変まあ内外に高い評価をいただいて今日に至っておるということでございます、このことは特にこの飯島町のような中山間地域では、今まで進めてきた地域複合営農、これによる集落営農を続けていかなければ農業農村を維持していけない、とても維持出来るものではないというふうに認識をいたしておまして、従ってこのことを基本にいたしまして引き続きこうした取り組みというものを複合営農、集落営農というものを基本に継続していく必要があるということで私も思っておりますので、そのようにご協力いただきたいというふうに思っております。

堀内議員

まあ私もそんなように考えますので是非この集落営農を継続していただきまして、町の農業を守っていただきたいと思います、そんなように思います。それでは細かい点についてまたいくつかお伺いしてまいりたいと思います。減反廃止後は米の作付状況によりまして価格の大幅な変動が見込まれます。国としての需給調整はしないということで、自主的に生産者や関係団体が需給調整をしていけということが言われております。まあ価格維持のためには町としてこの需給調整に関係者と一緒に取り組んでいただかないと、今の国から来ている生産調整の数字がなくなるわけですので、皆が主食米を作ったら暴落になるのは当たり前です。是非この点について町が主体性を持って取り組んでいただきたいと思えますが、そのお考えがあるかどうかお伺いします。

町長

あの当然まあそのように、少しあの内容の中身は少し変わってくるかと思えますけれども、生産目標というようなものは国がやっぱりあの示達をしていくというふうに聞いておりますけれども、その中身をどういうふうによりましてという形になろうかと思えます。

具体的にはあのこの内部でJAとも含めて詰めていかなきゃなりませんけれども、その手法、考え方について担当課長の方から以下申し上げます。

産業振興課長 当然あの町独自の生産調整というのはかなり厳しい状況がありますので、県、それから地域のそれぞれの市町村と協力しながら、またあの内部的には営農センターを中心に地域の皆さんと話し合いをしながら、自分たちで独自で判断するというのはかなり厳しいところがありますので、そういった情勢を判断しながら生産調整にあたってまいりたいと思います。

堀内議員 あの今も国から県へ下りてきて県が主体になって各郡単位に配分量を決めたりして取り組んでおりますので、是非一体的な取り組みをして「生産者、お前たちだけで考えろよ」というようなふうに放り出さないようお願いをしたいと思います。それから次の問題ですが、減反廃止後につきましては減反制度が廃止になるわけですので、今まで定着水田これについての活用をお伺いしたいと思います。私の考えでは町の判断で米が作付けられるのではないかなとそんなふうに考えますが、それも含めて考えをお願いします。

産業振興課長 今まであの永年作物等が植え付けられてまいりました定着水田でございますけれども、そういったあの農地につきましては非常にあの立地条件の良いところもありますので、出来る限りあの全体の水田フル活用ビジョンの策定に合わせてそういったところを活用できるように考えてまいりたいと思います。

堀内議員 水稲の作付の？

産業振興課長 水稲の作付についてはあの現状ある水田というのは増加が出来ないという今の農水省の見解でございますので、町の全体の中での調整で水田に戻せるところは戻していくということは可能ということで聞いておりますので、先程申し上げました活用ビジョンの中で、どこを水田にしてどこをまた水田でないところにしていくかということを調整しながら取り組んでまいりたいと思います。

堀内議員 条件が合えば戻せる可能性がある、というようなお考えというようにお伺いしました。是非これからビジョンの中へ反映をしていただきたいと思います。続きまして、効率的な農業経営をするのが所得向上の絶対的条件というように考えます。新たに農地調整組織として農地中間管理機構、これの創設が予定されております。これによると農地の約80%をこの機関が管理するような形になるというように伺っております。またこの中では貸出された農地を入札で配分するというようなことも言われておりますが、町外からの農業参入者の懸念もあります。農地の集団化は効率的な農業経営に欠かせないものと考えております。担い手法人などの現在の農業者の農地は点在をしております、なかなか今までは個々のやり取りを農協が仲介したりしておるんですが、集団化というのは難しい状況にあります。これにつきまして、是非集団化をして効率的な営農体系を作ってやるのが担い手の農業発展の基になると思います。これを町が仲介していただくのがどうも一番いいのかなと、現在農協で管理団体を持っていますがなかなか厳しいところがありますので、是非、町が中心となって対応をしていただきたいと思いますのでそのお考えをお伺いをしたいと思います。

産業振興課長 町が平成24年に策定しました人・農地プラン、こちらに基づきましてあの地域の中心となる経営体に農地を集積しているところであります。国の目指している中間管理機構、こちらに8割を集めていくという計画でありますけれども、その計画につきましてはやは

りこういった中山間地ではなかなかすぐわれない組織であると思います。町では営農センターを中心に集落営農を進めておりますので、出来ればあの地区の営農組合が主体となって農地を集積していくような仕組みづくり、そういったものを考えて引き続きまあ町の進めております集落営農を強力に進めてまいりたいと考えております。

堀内議員 是非、町外から参入してきて虫食い状態にならないように取り組みをお願いしたいと思います。それでは次に営農センターのあり方についてをお伺いをしたいと思います。まず会計についてでございますが、平成23年度に営農センター予算が町の会計から除外をされました。農業者の組織である現在の名前で行くと飯島町農業再生協議会、これへの補助金として1,000,000円が交付され、まあそれ以前も他の組織へ農業関係の他の団体へ補助金が交付されておったんですが、この年からこちらへ交付されるようになりました。営農センターの委員の運営経費報酬、これらにつきましてもこの協議会の方で会計を処理することとされております。営農センターは町の事業でありますし、また一方、農業再生協議会これは農業者の関係する団体であります。先日の12月定例会初日に提案されました町の一般会計補正予算（第4号）では、まちなか活性化協議会委員、この報酬が町の一般会計に計上をされております。営農センター委員も町長より委嘱を受けた委員であり、この営農センターの運営とそれらの経費につきましては町の会計から支給されるのが当然というふうに私は考えますが町長のお考えをお伺いいたします。

町長 今後のまあ営農センターのあり方につきまして、営農センター事業と農業再生協議会事業の区別ということについてでございます。お話にございましたように現在町からは農業再生協議会に対しまして年間1,000,000円の負担金を支出しておると、それで運営していただいております。農業再生協議会というのは主には各農家からの拠出金によりまして、担い手育成関連の補助事業、あるいは耕作放棄地の対策交付金事業、米の生産調整をメインに転作物に関わる交付金事業等の事業主体として活動をいただいております。なお農業再生協議会は営農センターと組織構成は同じということにしているために、現在は予算的には一本化をしておる状況でございますが、平成23年度からこのような体制でございます。特段まあ支障なく経過をしておるといふふうに思いますけれども、本来営農センターというのは町の農業施策全般を研究し企画し運営をしていくというための組織でございますので、実践組織としての農業再生協議会とは区分をしながら町のこの出来る限りの支援をして、共に活動していただくのがいいんじゃないかというふうに思っております。

堀内議員 微妙なお答えをいただきましたが、確かにこれ当然基本的な考え方は違いますので、農業者自ら農業振興していく再生協と区分していただきたいと思っておりますし、また会計についても見直しについてを今後検討をお願いしたいと思います。それではもう1つ、今、再生協のお話が出ましたが、農家負担の軽減についてということをお願いしたいと思います。5年後の平成30年には減反政策が廃止されまして、またこれに伴ってこの4年間交付される飼料作物などへの水田活用直接交付金、この支給も不透明であります。またTPPの行方も不透明の中で中山間の条件不利地域の農業収入、この減少が見込まれます。平成24年度の農業再生協議会の決算の概要ですが、収入のうち農家の皆さんの負担は戸数割が1,000円、水田割が10アール当たり2,000円、畑の面積割が10アール当たり1,000円、これをお願いしております、負担金の合計は16,000,000円ということになっております。支出では農業生産者独自で転作物の補助に3,300,000円、それから地区営農組合活

動に 4,350,000、鳥獣害防止対策に 2,150,000、それからコスモス祭りなどの農村活性化事業これについて 1,500,000、それからあの運営振興事業、苗木代の補助だとか施設の補助だとかそういうものに 2,000,000、それと大きなのが職員の給与ということで事務費が 6,850,000、合計しますと 20,000,000 余の支出をしております。町の補助金を加えましても単年度だけの収入では 3,000,000 円位の赤字ということになっております。ただ現在は今まで扱ってきました互助の繰越金が 20,000,000 位ありますので、これを運用しながら賄ってきておりますが、この数字でいくと 5 年後にはこの繰越も底をついてしまうというふうには見ております。まあ事業の見直しはするとしましても、農家の皆さんからこれ以上負担をしてくれということはいえな時代になってきているのではないかなとそんなふうに思いますので、農村活性化事業なんかや鳥獣害の経費なんかについてはどうも今後負担することが出来なくなるのではないかな、そんなふうに見ております。農業再生協の中では農家は自助・共助を十分果たしておるというふうに思っております。是非この 5 年後には町の方でも応分の負担をしながら町の活性化を進めていただきたい、そういうことで農家の皆さんの負担が増えないように、出来れば減るのが一番いいんですが、そんな配慮を町にお願いしたいと思っておりますがそのお考えについて伺います。

産業振興課長

農家負担の軽減ということでありませうけれども、やはりあの制度の変わる中でこれ以上農家に負担を掛けるというわけにはいかないと思います。先程町長が答弁申し上げましたように、まあ町の農業全般の研究、企画、運営をしていく経費については町で出来る限りの支援を行っていくということでございますので、今後のまあ情勢を見ながら財源の捻出について検討してまいりたいと思います。

堀内議員

まあそういう状況が来ますので何としても是非覚悟をしておっていただきたい、そんなふうに思います。まあいくつかの問題について個々の細かい問題まで伺いをしてまいりました。減反政策廃止は水田農業を主体とする飯島町の農業にとっては大きな転換期ということになります。今後 4 年間で減反廃止後の体制整備が求められており、重要な 4 年間となります。本日は町長のお考えをお伺いをいたしました。また町には減反政策についての正式な情報は何も届いていないものというふうにお伺いしております。不透明な中で本日の質問でございます。今後情報が確認ができ次第、是非、的確な情報をお伝えいただきましてお繋ぎをいただきたいと思っております。営農センターとしましても町と一体となって将来の飯島町の農業農村づくり、元気の出るまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

それでは最後の質問に移ります。栗の里サミットの開催についてを提案いたします。町では平成 17 年より栗の里構想に基づきまして園芸王国推進事業という事業で栗の植栽に約 3,000,000 を交付をしてきております。植栽面積は当初の 20 ヘクタールの目標を達成をいたしまして、その後組織されました月舘平栗の里、七久保栗の森、この 2 つの法人が 8.8 ヘクタールの植栽を行いました。合計しますと 30 ヘクタール近い栽培面積となっております。またこの栗の生産者も組織化されまして、信州里の菓工房とも連携しながら活発な活動をしていただいて、栗の生産地としての地位を固めつつあります。町長は常々あいさつなどで「北の小布施、南の飯島」と言われるようにというようなことで、北の小布施に対抗して飯島町を栗の里としての売り込みを積極的に行ってきたいております。栗菓子の平成 21 年に開業された信州里の菓工房が栗きんとんをはじめとする栗菓子

町長

が好評で、連日大型バスが訪れるなど栗の飯島のイメージも年々定着をしてきております。そこで長野県内だけでなく栗の里を全国に発信し、地域活性化と町おこしのため仮称ではありますが「栗の里サミット」の開催を提案をいたしたいと思っております。全国から栗に関係する皆さんを一堂に会したイベントを開催していただくことが町の活性化のために是非重要な問題ではないかと思っておりますので町長のお考えをお伺いします。

次のご質問は「栗の里サミット」、まあ仮称的にこのことのイベントを開催して、栗で町おこし、活性化を図ったらどうかというご提案をいただいたわけでありまして。お話のように栗につきましても営農センターでも栗の里づくりの推進計画を定めて、信州伊那栗のブランド化確立を目指して、特にあの樹園地等の跡地や遊休農地の活用の有効な対処方法の 1 つとして振興を図っているところでございます。現在生産者を中心とした町全体の栗研究会が平成 16 年に発足をし、営農センターを中心に信州伊那栗の栽培を進める中で、加工・販売を行うこの信州里の菓工房、この建設によって一体化した 6 次産業の取り組みによりまして、生産母体としては一般社団法人の月舘平栗の里や株式会社七久保栗の森といった生産法人も生まれて、生産・加工・販売が一体的に取り込まれている地域に育ってまいっております。そこでご提案の栗の里サミットの開催ということにつきまして、これはまあこれから町が栗、ひとつの文化というような意味でも形成をしていく上でも、生産・販売あるいはブランド化を目指す上でも、大変まあインパクトのあるこの取り組みであるというふうにも私も思います。今後是非まあ関係する皆さん方に呼び掛けを行いまして、まあ昨日、竹沢議員のあの米文化、米サミットの連合体といったようなお話も出ておりますけれども、いずれにしてもこれはあの町の基幹的な作物であり、これから目指す品目でもあるというようなことの中で、まあ一緒に出来るか、別々の方がいいのかちょっと分かりませんが、まあ北の小布施、南の飯島というような決してこれはあの対抗意識の問題でなくてですね、それぞれ連携する中で栗というものを将来にどう繋げていったらいいかというものを全国組織で考えるのが、ひとつのこれは大変意義あることではないかなというふうに思っておりますので、是非実現に向けて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、その折にはいろいろとまたご意見等ご協力をいただきたいと思っております。

議長  
4 番  
中村議員

4 番 中村明美 議員。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1、咀嚼（そしゃく）力アップへの対策、歯科検診、がん検診への町補助制度を拡充し病予防事業の充実を、について 2 点質問してまいります。今、様々な病が私たちの身体を脅かしています。健康が全ての基本と考え、予防事業について今回取り上げました。咀嚼力は心身の健康に繋がることから、噛むことの重要性を全世代に推進していくべきでは、はじめに質問いたします。噛むことの重要性は多くの人を知っていることでもあります。よく 1 回口にしたら 30 回噛むこと、これは食べ過ぎないようにとか消化を助けるためにというようなことを言われておりました。最近、咀嚼、よく噛むことですが、これが健康な体づくりに重要であると、咀嚼も健康管理の上で重要な位置に置かれてきています。飯田女子短期大学家政学科保健養護コース教授の安富和子先生は咀嚼力が子どもの発達時期に重要であることや病気の予防、運動

機能にまで影響を及ぼし、噛む力が強い子はですね、弱い子に比べて走るのも速いそうです。また噛む力は体重と比例しておりますので10キログラムの体重の子は10キログラムの噛む力があるということなんですけれども、今大変園児が噛む力が弱くなっているということで、この安富先生は咀嚼力アップの具体的な例でお話をしてくださいました。まず保育園児に大豆を毎日スプーン1杯、1ヶ月食べさせた結果、体重と同じ力が出るようになったそうです。固い物を噛むことで食べることの習慣が顎の発達を促し、歯並びを正常にすること、よく噛むことで歯の洗浄ができ虫歯の予防になること、脳の発育促進にも大変必要ということなんです。当町小・中学校の歯科担当医の先生に子どもたちの様子を伺いました。まず小学生の児童は虫歯より歯並びがほとんど悪いということなんです。中学生は以前より多少減ってはきましたが県内でも虫歯が大変多いそうです。歯科の先生方も、咀嚼力は健康の影響を及ぼす原因の1つになっているということをお話ししてくださいました。そのようなことを伺って、咀嚼力を高める働き掛けの緊急性を感じます。咀嚼力の低下は子どもに限ったことではありません。食生活も顎の力があまり要らない食品を選ぶ傾向で店頭でも柔らかいものも多く目立っております。大人への啓発活動も重要です。現在当町では高齢者を重点に8020運動を展開し虫歯の予防を行っていることは認識しています。咀嚼力が心身の健康にいかに関係を及ぼすかが分かってきた現在、全世代を対象にこの噛む力を高めるための活動も強化すべきと考えます。次年度の予防事業にこの咀嚼力アップへの活動を強く求めます。町長のこの噛む力の強化ということの認識と必要性をどのように考えているか伺います。

町長 それでは中村議員からは咀嚼力、いわゆる噛む力、この咀嚼力のアップへの対策等で、このことによって病気の予防事業の拡充ということでございます。そしてこの重要性をよく認識をして全世代にまあ推進していくべきだということの考え方につきましての见解でございます。お話のように、またあの専門の先生のお話も含めて、よく噛んで食べることは胃腸の働きを良くしたり、虫歯や歯周病を予防するばかりでなくて、最近、脳の働きを活発にしたり糖尿病やがんなどの生活習慣病のこの発症や悪化防止に大変効果がある、健康づくりに大きく関係することが分かってきたということございまして、そのように認識を私もしておりますが、そこで町の健康づくり計画では歯の健康というものを重要項目のひとつとして掲げております。よく噛んで食べることの大切さを啓発をしておるところでございます。町では従来から実施しております妊婦から高齢者までライフスタイルに応じた様々な歯科保健対策について、各部所でもそれぞれに取り組んでおるところでございますが、今年度の新規事業といたしましては妊婦の歯科検診補助事業を立ち上げまして、乳幼児歯科検診指導及び保育園の年齢の子どものフッ素塗布事業、これも拡大をして行いまして、更に歯科保健対策に取り組んでおる状況でございます。ちなみに国の21世紀における国民健康づくり運動や県の歯科保健推進計画でも噛むことは大変重要項目として取り上げております。今後、町でも歯科医師の先生方とご協力を仰ぎながら上伊那口腔保健センターなどと連携を取りまして、各年代の課題に沿った、噛むことで健康度がアップするという、これに向かって生涯に亘った活動に取り組んでまいりたいと、前向きに考えてまいりたいと考えておるところでございます。

中村議員 上伊那の口腔センターと協力を得て進めるということなんです。町長、あの噛むということは大切なんですけれども、噛む物が大切なんです。ただ噛めばいいということがこの咀嚼

力のアップに繋がることではなくて、噛む力、固い物を噛むとかですねそういうことを推進していくことが咀嚼力のアップの一番の大きな課題になっていて、勿論噛む回数もありますが、その辺のところも重視してですねこの事業の展開をしていただきたいと思っております。そしてこの安富先生は中川村にね今お住まいなんですよ。それで全国的にもこの「かみかみ運動」というのを推進しております、「かみかみマシン」というのも開発、まあ大学また医療関係と協力してなんですけれども、しております。1回あの飯島町でも親町耕地でこの先生をお願いして指導をしていただいた経過もあります。是非、あのこの安富先生をですね講演に招いていくような検討をしていただきたいんですけども、町長いかがでしょうか。

町長 あの今、中川村に先生お住まいのようでございますけれども、非常にあの今教育長やこの課長の中にも同級生もおられるというようなことで、非常にあの面識の広いまたご縁のある方というふう聞いておりますので、いろんな面でちょっとまたご指導をいただくか、まあ講演会等もいろいろあの健康づくり教室もやっておりますので、是非あの一度来ていただいて皆でお話を聞く機会を持つことがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、またその折にはご協力をいただきたいと思っております。

中村議員 ではそのように検討を進めていただくことを希望いたしまして、②の質問に移ります。歯周病が健康を脅かすこと、前立腺がん、肺がん患者は増加傾向で早期発見が急務、町補助制度に歯科検診を加え、がん検診は節目枠を拡充し病気予防事業の充実を、について質問いたします。先程、町長の方からも新事業の紹介がありました。妊婦さんの歯科検診、またですね予防においては今年度の補正で風疹の予防接種を追加していただき、また利用者もあるということでこの事業に対して大変評価するものであります。続いて更に拡充を要望するものですが、まず歯周病は歯に関連しますが感染症であるということ、全身の疾患と大きく関わっていることが分かってきました。町でも予防対策が必要と考えます。この歯周病は早い人では青年期から感染している病気です。しかし歯科検診を定期的に受ける習慣は個人差があり、虫歯の治療時に歯周病を知られることが多く、早期に発見したら虫歯も予防でき、費用、時間的な面でも短縮になると考えます。そこで歯周病による感染者を防ぐ上でも検診クーポンを20歳、成人者からですね5歳刻みで発行し病気予防を図るべきと考えます。続いて、前立腺がんは男性特有のがんで50歳を過ぎた中年以降に多く発生します。日本でも泌尿器科のがんの第1位、他のがんの中で最も増えているがんの1つです。現在日本では前立腺がんで亡くなる患者数は年間7,000人、20年前の約3倍です。ここ10年で前立腺がん増加率は6倍位に増えています。これは肺がんや大腸がんは2倍位なのに対し前立腺がんだけ飛び抜けて多くなっています。男性の場合中年以降になると誰でもがんになる可能性があり、50歳以降になると年とともに階段状に増えていきます。高齢者で見つかる典型的ながんと言えます。前立腺がんが増える背景にはまず社会が高齢化していることが挙げられます。また食生活が変化し特に動物性脂肪の摂取量が増えてきたこと、もう1つは検診の普及によって今まで見つからなかったがんを早期に見つけることができた、このような要因であるそうです。前立腺がんの見つけ方は、早期は無症状の方が多く過しやすいため確かな知識を持って定期的に検診を受けることが求められます。いかに早く見つけて早く治療するかが重要というわけです。現在町は50歳の節目にこの検診の補助を行っていますが、その後は個人負担での検診となっ

ています。5歳刻みで70歳までの節目検診補助の拡充をして、女性特有のがん検診クーポンと同様に男性の命を守ることに重要を置く制度にすべきではないでしょうか。また肺がん検診です。これも50歳節目検診で補助が設けられていますが、発症率が先程も申し上げましたが10年でですね2倍増加しています。高齢化時代に入り健康長寿をまっとうしていただくための制度にしていくべきではないでしょうか。従って肺がん検診、前立腺がん検診の拡充と歯周病検診補助の導入を求めますが、予防事業の拡充をどのようにお考えですか伺います。

町長

まあ更なるこの病気の予防のために補助制度の充実と拡大というご提案でございます。まああのこの2つのご質問いただいて、結論的にはあの是非前向きに取り組んでまいりたいということになるわけでありまして、少しちょっとあの申し上げてまいりますが、まず大人の歯科検診診療でございますけれども、健康推進法の中に40歳から70歳まで10歳刻みで現在歯科検診の項目がございます、国を挙げて虫歯や歯周病の予防対策を推進をしておる現実でございます。飯島町では子どもの虫歯が多いことなどから、子どもや先程申し上げました妊産婦の歯の健康について様々な取り組みをしておる状況でございます。大人の歯の健康につきましては今後検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、新たに次年度につきましては上伊那歯科医師会との連携による無料歯科検診、それと無料歯科相談事業を計画をしたいというふうに思っております。それから一方で前立腺がん、それから肺がん検診の節目枠の拡大についてでございます。当町はそれぞれ検診につきましてがんの危険度が高くなっていく年代を対象として実施しておりますけれども、この2つの検診につきましては現在50歳を節目として無料検診を実施をしておる状況でございます。このほか検診対象の方につきましては概ね検診料金の7割を町の負担として、個人負担を3割いただいて検診を啓発しておるということでございます、だいぶあの成果が上がってきております。まあお話にございましたようにあのがんは飯島町でもその死亡原因の上位にまあ位置しておるという現実がございます。特に40歳から60歳代の年代は死亡率の半分がこのがんであるという大変まあ厳しい状況でございますので、是非まあ早期発見出来るこのがんにつきましては検診を受けていただきまして、早期発見早期治療等というその中で町としても出来るだけのこの検診体制をとっていくということにしたいと思っております。これら、がんにつきましてもまあ財政問題いろいろございますけれども、これもひとつ具体的に新年度前向きに捉えて考えてまいりたいと、節目枠を拡大してまいりたいというふうに考えております。

中村議員

是非とも住民の健康を守るために予防事業の拡充を求めまして次の質問に移ります。2つ目の質問であります。食育推進基本計画2年目の実態と課題について伺います。飯島町食育推進基本計画はスローガンに「いい食、いい人、いい暮らし、」基本理念を「健全な食を土台にし、自然豊かな飯島町の農にふれ、みんなが生涯を通して健康で活力に満ちた暮らしを実現する」と掲げ、制度から2年目になります。この計画策定により食育推進ネットワークの取り組みを一体化し、総合的に食育活動を充実させなければならないとあります。28年度への目標達成に向けどのように連携をとっているのか、計画の進捗よく状況と課題を伺います。

教育長

それではあの食育基本計画を策定した立場からご質問にお答えをしたいと思っておりますが、平成24年の3月に計画を策定したところであります。今年度の取り組みでありま

すけれども、食育推進に関わる各機関の町内の連絡会議を3回行いまして、ネットワークの会議の構成員について、またその規模やメンバーについて再検討をしてきたところです。その中で単体組織の活動取り組みの様子を共有し、連携出来る場所はどこにあるかということを探りながらですね、更に実践的な活動をどういうふうに進めていくかということをチェックし合いながら確認した段階であります。一方これまで既にネットワークの会員の中には、主体的積極的に食育に関わる事業を進めていただいているメンバーもおります。一部紹介をしたいと思っておりますけれども、飯島町の食改、食生活改善推進協議会いわゆる通称「食改」と言われる皆さんでありますけれども、「いいちゃん、いい食キャラバン」を立ち上げてですね、先月の29日東部保育園でそのメンバーによる食に関する劇を行っていただきました。大変ユニークで子どもの実態に合った大変意義深い活動であるというふうに受け止めておりますし、これからも保育園ばかりではなく小学校の低学年の皆さんにも是非この活動を紹介していただければというふうに思っております。一方その保育園でありますけれども、地域の農家の皆さんに協力いただきまして、これは既に何回か取り組んできたところでありますけれども、野菜や果物の収穫体験をいたしました。またあの小学校ではあの学校給食に地元野菜を提供していただいている皆さんと給食を挟んでの交流、これは既に何回か交流しているわけでありまして、食育の視点からですね考え合うということであら先取り実践的な取り組みをして来ていただいたところであります。まああの今年度計画を立てて2年目、1年半経つわけでありまして、まあ反省といたしましてか課題という点で申し上げますと、これらの活動が点といたしまして部分的な取り組みになっていると、まあ全体への広がりといいますか連携して食育を考えるというような面ではややちょっと乏しいかなというふうに思っております。まあ単発に終わらないまあ継続した取り組みをこれからも進めていただけるように推進ネットワーク会議の事務局であります教育委員会でも考えていきたいというふうに思っております。またあの計画の中に目標値、達成目標を掲げてありますけれども、それに向かってですねどういうふうに進めていくかっていうことも考え合っていくことをというふうに思っております。まあいずれにしても私は食育はですねコミュニケーションの大事な要素というふうに考えておりますので、そういう面からも食育を捉えながら進めていくことがまあ課題といたしましてか目標ではないかなというふうに考えております。

中村議員

教育長からは現状を伺いました。実は私も食改の一員として参加をさせていただいております。教育長が今「いい食キャラバン」のお話がありまして、私もそれを第1回ですの見学ですけどもしてまいりました。教育長は実際に行かれたということですのでよろしいのでしょうか。

教育長

活動の予定といたしまして、こういう取り組みが行われるということは承知しておりましたが、実際にその場へ立ち会って活動内容を確認したということはありません。内容について終わった後ですね報告をいただきました。また保育園の保育士、園長さんからもですね大変取り組みは良かったと、子どもに合った活動で良かったというふうに報告を受けております。その面からも大変評価をしているということでもありますのでお願いします。

中村議員

実は、あのこのキャラバン隊の皆さんは第1回目の活動として東部保育園で行ったわけです。野菜の好き嫌いをなくし元気な体を作ろうと寸劇を通して園児に呼び掛けました。子どもたちは大変に嬉しそうに元気に受け答えをし、教育長もお話ありましたが、大変大



成功だったと思います。そしてこれも随時、七久保やまた飯島の保育園にも展開していく予定であります。この教育長がまあ日程の都合もあってですね、ここに参加出来なかったってことが大変残念だったなというふうに思います。初回のね、食改の皆さんが本当に意気込んでですね取り組みをしているものなんですね。もちろん保育園の園長さん、職員の皆さんは教育委員会に所属しているので教育委員会は顔を出しているよということに間違いはないんですけども、まあ所管となっている教育委員会の上に立つ皆さんがですねそこに来て、そして激励をしてくださるということは、そのやっている団体の皆さんのすごく励みにもなりますし、是非あの日程の都合もあると思いますがそういったところも今後ですね是非配慮をしていただきたいというふうに思いますが、教育長いかがでしょうか。

教育長

私もあの努力してですね現場に出向いてですね行くそういう気持ちでおりますが、なかなか日程が合わないということとですね、もしそういう活動が事前にといいますか、前からですねお話があれば調整をして是非に伺いたいなというふうに思っております。いずれにしても先程来お答えしておりますように、大変意義のある活動として私は評価しておりますので、今後そういう活動があるという計画がありましたら是非事前に連絡をいただいて、私も調整して伺いたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。

中村議員

そのようにお願いしたいと思います。それでなんですけれども、このそもそも食育推進計画のですね所管が教育委員会であるということに少々私は懸念を抱いております。今、こども室にまあ所管が置かれているわけですけども、何故この食育のですね究極の目的は町民の健康に繋がる事業であるというふうに考えるからです。健康に繋がるのであれば保健師、管理栄養士が所属している健康福祉課が所管であるべきではないでしょうか。推進計画には5年間は子どもをターゲットに実施とありますが、ターゲットが子どもだからということでこども室に所管を置くのは短絡的に思います。これに至るまでにはいろいろな理由もあったようですが、もう一度ですねこの趣旨を見直して所管を検討すべきと考えますが教育長、また町長のお考えも伺います。

町長

まああの町民の健康を行政の組織として全体で考えていくということは当然必要なわけでありまして、ただまあここにあの食育というまあ育てるという部分があって、しかもそれは小さい躰の時から保育園それから学校教育それから大人へとこういうふうにだんだんいくわけで、基本はやっぱりあの教育段階で生まれてくるんだろうというふうな検討の中から今まで教育委員会の方の所管ということで、そこにまあ保健スタッフも全部、町長部局も加わってやっておりますので、あの違和感というかそれを決してあの私自身はないように思っておりますが、具体的にどういう障害があるかどうかということはまたご指摘をいただければあのそれはそれとして解決していかなきゃなりませんけれども、そういう基本的な認識で今スタートしておりますので、ご理解いただけるかどうか、また教育長の方からもお答えをさせていただきます。

教育長

あの食べるという行為がですね生まれてから死ぬまで当然のことですけれども、よって食育もですね誕生から死ぬまで大切な事柄であるというふうにまず私は受け止めております。その意味からも現在の計画がまあ一番の成長期である子どもを中心に据えて捉えていると、従って当面はまあ教育委員会が中心になっていくことが適當ではないかなと

いうふうに私は考えております。あの加えてですね小さいころから望ましい食文化を身につけていく、そして発達段階に応じた適切な具体的な食育活動、それは保育園であり小学校であり、まああの教育の取り組みとして行うことが私は一番最適ではないかなというふうに思っております。まあ具体的に申しますと、朝欠食、それからですね給食をまあ子どもたちが食べている食材が地元の食材であるということ認識する場、それから食育と直接結びつくかどうかはわかりませんが、農業体験というようなこと、そんなようなことを進める上からでも私はもうしばらくは教育委員会が担って行うことが適當ではないかなというふうに思っております。もちろん食育は農業と結びつくというそういう視点もありますし、健康部分と結びつくというご指摘もあります。従いまして市内のネットワーク連絡会議をですね機能させ充実のまあ音頭取りといえますか事務局幹事局としては教育委員会が行っていくのが一番よろしいのではないかなというふうに思っておりますのでお願いいたします。

中村議員

町長、教育長から伺いました。お2人ともですね、その育てるということから子どもの段階で重要であるのでこれは教育委員会に所管を置くのが適切と考えているというお答えだったように思います。私はもちろん育てることも基本ですけども、もっとその基にあるものは健康ということだと思います。体づくりなんです。このことは教育委員会が所管でどうリードしていけるのでしょうか。子どもも健康、大人も健康、みんなそこに基があります。もちろん農業も商業も皆そこに関わってくるのですが、健康というもの、体づくりというもの、もちろん精神づくりというものが基本なんです。それには教育委員会がどこまでリードしていけるのでしょうか。それが保健・健康そういうところが所管になるべきだと私は思います。子どもにとって健康な食事、健康な食育、どうしていけばいいのかっていうのはまさしく食改のメンバーの人たちが一生懸命考え、そして学校やいろんな一般のところですね行っているんです実際は。考え方はいいと思います。教育委員会であっても。でも実際のところはそういう健康福祉課が担っている部分大きいと思います。また知識もあります。そういうところから私はこの5年間はですねまあ子どもを中心にしながらいろんなネットワークもありますし、していくこともいいと思いますけれども、その5年後ですね是非もう一度その所管というものの考え方、何を重点に置くのかというところにもう一度戻っていただいて、検討をいただきたいのですがその点いかがでしょうか。

教育長

今あのご意見を承りましたので、じゃ替えますというわけにはいきませんが、この計画をですねとりあえずは28年度までの達成目標そこに向けて取り組んでいくと、その先の食育のあり方については機関をどこにするかということはその時点で考えたいというふうに思っております。議員のご意見も参考にしながらですね、あくまでも食育、まあ先程申し上げましたように、食を通してコミュニケーション、産業、健康、すべてを包括した部分でどういうふうに進めていくかっていうことを改めて検討したいというふうに思っておりますのでお願いいたします。

中村議員

体を作る上で食は80%以上を占めているということが言われております。この計画が立てられただけでその活動が滞らないように、また本来の趣旨をですねしっかりともう一度検討いただいて、本当に住民の皆さん、子どもからお年寄りまでですね皆さんが食育というものを取り組んでいけるようなそういう内容にさせていただくことを望みまして次の質

問に移ります。教育委員会の本年度新事業の状況、学力、学校の部活動における実態と今後の取り組みについて4点お聞きいたします。まず新事業、飯島町文化館予約管理システム構築での進捗状況と実施に向けての住民周知について伺います。本年度新事業、文化館予約管理システム構築事業1,890,000円程が予算化されています。これはインターネットで文化館の空き状況を確認し予約できるシステムを構築し、利用しやすくすることを目的にしていますが、このシステム化の進捗状況とその住民周知はどのように行うか伺います。

教育長 それでは文化館の予約システムについてのご質問でございます。飯島町文化館が開館いたしまして今年で20年を迎えます。これまでこの文化館が良質な文化をですね住民の皆さんに提供する場として、またあの多くの皆さんの交流の場として利用していただきました。これからも町民の皆さんには一層親しまれてそして利用しやすい施設になるよう目指して進めていきたいというふうに思っております。その1つとして今ご指摘のありましたインターネットによる予約管理システム、その構築を進めているところであります。まあ住民の皆さんどういうふうに進めていくかというご質問でありますので、担当であります館長の教育次長より、経過それから今後の方向についてご説明申し上げますのでよろしくお願ひします。

教育次長 それでは私の方からご説明させていただきます。この予約管理システムの構築は今お話のあったように、電話等の予約だけではなくインターネットからも空き情報や予約ができるシステムとして、県の緊急雇用対策事業の補助金を活用して「まちづくりセンターいいじま」に委託し、本年の2月から着手してまいりました。昨今の情報ツールの普及に伴い、パソコンだけではなくスマートフォンやタブレットからも手軽にネット予約ができる方針で構築をしてまいりました。ここへきてこの10月からはシステムの構築が完了しまして、試行期間として内部で実際の管理業務と並行してテスト運営を行っております。そこで出された修正案や管理規則等との整合を図りながら改良をしてきています。つい先日には利用団体、利用者向け説明会を開催し本稼働に向けて最終段階の調整を行っております。今後の日程ですがこれから年末にかけてインターネット上に移行調整を行い、年明けの1月7日にはこの予約システムをインターネット上に公開し運用開始する予定であります。実際に利用者に使っていただき、稼働後も随時不具合等を修正していきたいと思っております。議員の皆様にも今議会最終日の全員協議会においてその概要のご説明をさせていただきたいと思っております。なお、住民周知の関係でございますが、広報2月号で予定していますが、その時に特集を組んでお知らせをする予定で準備を進め周知をしてまいりたいとそんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

中村議員 縷々ご説明をいただきました。来年の1月7日から出来るということであります。今あのもう少し具体的な説明があるのかと思つたらなかったんですけど、ちょっと聞くところによりますとですね、この予約にはパスワードがいるというふうに聞いたのですが、このパスワードの取得方法を教えてください。

教育次長 もう少しあの詳しくということでございます。あの空き情報とか施設の案内につきましては誰もが見ることができます。今言われたとおり、予約を入れたい場合はパスワードを登録してもらってするやり方をとっております。でこのパスワードの登録申請はまちづくりセンターの方へしてもらつたような形で考えております。以上でございます。

中村議員 そのパスワードがまちづくりセンターでということなんです、ちょっと聞くところによりますと、このパスワードは実際そのまちづくりセンターへ出向いて取得するというふうに聞いているんですが、その辺はそのような認識でよろしいのでしょうか。

教育次長 ご足労ですが登録申請につきましては紙ベースで申請をしていただきたいとそんなふうに思っております。

中村議員 そうしますとですね、大変システム化して便利になるわけなんですけれども、この第1回目のパスワードの取得が出向かなければならないというのは、町民であればまあいいと思うんですけども、町外の取得したい人にとっては大変ですね不親切なシステムかなあというふうに思ひます。これが出来れば今後ですね、改定出来れば電話とかそのネットでですねパスワードを取得できる、そういう方法を改善できないものかということをお聞きしたいんですが、これは上伊那全体というか、その今までこういうネットでできるシステムになったところは皆1回目はそのようにパスワードはそこに出向いて取るというそういう仕組みになっているのか、または改善出来ないかということをお聞きします。

教育次長 今のところはそういうふうに思っております。というのは1つの理由といたしましてはあのやはり、やたらな方の登録ということも可能になってしまうと、であのそういった不正を防ぐという部分もありまして、やっぱりあの面識を持って判断をしていくということも考えられますので、今のところはあの紙ベースで登録をしてもらつたということをお聞きしております。以上でございます。

中村議員 不正ということがあるというふうに聞いて、ちょっと具体的にどのような不正になってしまうのか、個人情報まあいろいろ、何か無断にいろいろなものに使われたり、遊びに使われちゃうのか分かりませんが、そういうところでも改善出来るような方向も今後ちょっと見つけていただいて、是非町外の方もですね簡単に取得出来るようなそういう方法を目指していただきたいというふうに思ひます。続いてこれも新事業ですけども、授業づくりの研究の実施状況と授業に対する教師の評価、次年度への考えは、について伺ひます。この事業は外部講師の研究実施などを行い教師のスキルアップを図るとありますが、年度内に2回行う、本定例会で質問の中で教育長もまたあの来年度にあるということをお伺ひしました。私も学校側に伺つてきましたが、先生方の評価は個人の教育方法もあるけれども、他の考え方を接して学べたことは自分の視野が広がつたというようなことを伺ひました。でしてこの事業は効果があつたのかなというふうに思ひます。それでですねまあこの費用は210,000円程かけているわけですけども、教師の皆さんからね率直に感想や意見を出してもらえる、そのような雰囲気を作って、そしてこの事業が本当に教育者の皆さんに必要なかどうかということを検討していただいたらどうかということをお伺ひします。そしてあの来年度もこのような事業を進める予定があるのか教育長に伺ひます。

教育長 今年度あの児童生徒のですね学力の定着、それから学力の向上を目指してまたあの先生方のですね授業の指導力アップ、スキルアップを目指した中でですね、授業づくり研究会これはあの飯島小学校を中心に取組んでまいりました。この授業づくり研究会というのは全国的な研究会でありまして、その中心となって指導していただく方があの現在の学習院大学の教授の佐藤学先生であります。まあ実は佐藤学先生はですね、飯島にもかつて若い頃本郷の稲垣先生のお宅へ尋ねられて、ご一緒にこの辺りを歩いたという非常に所縁のある先生であります、それはともかくとしても、この先生が提唱されておられる学びの

共同体の教育方法と授業研究の理念を基に、より良い授業を作り出していきたい、そのための研修であります。これまであの私も伺ってきましたけれども、先進校の授業の様子、それからですねまたあの先進的に取り組んでいる学校から講師を招いて勉強会をいたしました。それが先程お話がありましたように7月に第1回の校内での授業研究会の事業を行ったわけでありまして、学びの共同体の事務局長でありますあの他県の先生でありますけれども稲葉善治という先生がございまして、現場を長く勤められて実践的に取り組んできた先生であります、その先生においでいただいて指導いたしました。まあ授業を通して学校職員全体で勉強し合う、学び合うというまあ気風を高めるというそういうことで行ってきたわけでありまして、更にですね先生方の意欲的な意見も寄せられて12月の18日、来週でありますけれども校内でプレの授業研究会を行い、より良い授業づくりを目指していくという計画であるようであります。更にですねその発展として第2回目のちょっと大掛かりになると思っておりますが、来年の1月18日には上伊那の南部の学校の先生方に参加を呼び掛けて、飯島小学校のこれまでの取り組みを公開してですね、そして意見を求めそれからあの教えていただきながら学びを高めるという計画があるようであります。いずれにしても教育の活動は地味でありますし、なかなかすぐに成果が出るものではありませんけれども、今あの子どもたちが主体的に授業に取り組んでいくという、あるいは創造的な活動を進めていくということにおいてですね、先生方には手応えを感じるという、またですね授業づくりを進めていく子どもたちと授業を作っていく、その面白さ楽しさが分かってきたということ、これは一番の成果だと思っておりますが、このことによって学校の職員が一丸となって1つになって進んでいるという、そういうことが感じられるようになったと、そういうことを意見をですね寄せられております。従いましてあの来年度もこの学びの共同体を中心とした授業づくり研究会は、飯島小学校を核にしてですね進めていきたいというふうに考えております。

中村議員

それではその活動を期待いたします。全国標準学力テストが本年も行われました。飯島の生徒たちの頑張りを学校側から伺いました。学力テストの結果は、教師のまあ教育側のですね結果とも言えると思えます。学力テストの結果を子どもたちの学力強化にどう活かしているのか伺いたいと思えます。まああの定例会の質問の中でも大変学校側と中学校と小学校のそういう関わりの中で学力の向上の動きを受けました。その辺どう活かしているのか教育長に端的にお伺いします。

教育長

学力テストということですが、私はあの学習状況調査という、調査というふうに受け止めております。と言いますのはテストという言葉がですね先行するといわゆる競争が生まれてくる、それから比較が生まれてくる、というまあ負の側面、これはかつてあったことですので、あえて私は学習状況調査というふうに捉えております。でこの結果をですね単一に今年が出来た、出来なかったという捉えではなくてですね、この本来の調査の目的が実はあの指導改善、学習指導要領のまあ改善に繋げるというそういう側面も持っております、この結果から見えてくる結果をですね指導の成果あるいは反省材料に活かしていくという、すなわち児童生徒をどう育てていくかというその大事な1つの視点ではないかというふうに考えております。そこでそういう考え方からですね、この調査が始まった6年前からですね学力向上委員会というのを立ち上げてまいりました。まあこのメンバーは3校の教頭、それから研究主任、それから私と教育次長とまあこれが事務局に

なりまして、これまでの調査結果を受けて飯島町の子どもたちの課題は何かということ調査結果から分析して、じゃこの点をもう少し3校とも力を合わせて揃えて小学校の段階から付けるべきところはここである、あるいは中学校の段階では伸ばすところはこういうところであるというところに使ってまいりました。いずれにしてもそういうように調査を活かしながらですね、まあ結果としてこれが学力向上に繋がるというふうに捉えております。これがですね先程もお答えしましたように授業づくり研究会の1つのきっかけづくりにもなりましたし、またあの日々の授業の見返りに繋げていただくというところで行っております。で先程あの飯島小学校の公開のことをお話ししましたが、実は更にですね1月27日にですね3校の先生方がこの学力向上委員会で分析した飯島町の子どもたちの傾向をですね、もう一度全先生方が集まって研究しようと授業改善に役立つということで、3校の先生方による合同研修会を飯島中学校で行うということで計画を進めております。もしあの様子をご覧になれば見ていただければというふうにも思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長

時間がありません。

中村議員

最後の質問、県はですねあの中学校の朝の朝練を廃止するというような方向で動いているということ、大変保護者の皆様も心配し、子どもたちも心配しております。この辺飯島町はどう考えているか教育長に伺います。

教育長

中学校の朝練習はですね、月曜日は朝と放課後の練習はしておりません。その以外の日朝の部活動それから午後と行っておりますが、この中で問題がよく指摘されているのはですね、朝と同時に午後ですね部活動から社会体育と言ってそのまま繋がっていくところが問題であるということが指摘されているわけでありまして。あの子どもたちの部活動の教育的な意義、側面もありますし、子どもたちの気持ちあるいは保護者の願いということもありますので、現時点で廃止するとかあるいはあの引き続き行うというふうな結論はまだまだ早いのではないかなど、これはあの飯島中学校だけの問題ではなくて近隣のあるいは中体連の、あるいはですねそれぞれの各学校の取り組みもあろうかと思っております、現在あのパブリックコメントを県教委では求めておりますから、是非あの注目をしていきたいというふうに思っております。いずれにしても今までずっと続けてきた部活動のあり方について新たな視点で、皆で考え合おうよという県民の皆が考え合ひましようという気風が盛り上がったことは、私は少なくとも1つの成果ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

10番 折山 誠 議員

10番

折山議員

それでは通告に従いまして3つの項目に亘る質問をさせていただきます。初めに項目1、

厳冬期を迎えるにあたりまして本年度の除雪計画について伺ってまいります。質問要旨1-1、昨年末には伊南バイパスが部分供用開始されまして、幹線道路の除雪範囲が拡大してきております。また近年の局地的な豪雨同様、異常気象による局地的な豪雪・降雪、こういったことも考えられる時代になってきました。一方、長年に亘りまして除雪にご活躍尽力されておりました老舗の企業が閉じるなど、町内の除雪に関わる機動力っていうのは年々低下しているのではないかなというふうに感じられるところであります。高遠原の県道飯島飯田線沿線住民から降雪時の除雪対応、これについて不安視する声をいただきました。特に朝の通勤時間帯の渋滞、悪路による交通事故、この危険性を感じているとのごとでございまして。私自身あのこのところのいわゆる除雪車の出動回数が減っているんでないかというようなことを感じております。そこで国県道、町幹線道路、これらについて本年度町内の除雪対応どのようにお考えになっていらっしゃるのかお伺いをいたします。

町長

それでは折山議員のご質問にお答えをしておりますが、最初のご質問はまあ伊南バイパス等の部分供用開通によりまして大変まあ除雪範囲も増えてきたと、いろいろ地域としても心配をいただいておりますということの中で、本年度の除雪対策にどう考えておるかということでございます。まず現況から申し上げますと、平成24年12月に国道153号伊南バイパス、本郷～石曾根間2.4キロメートルとこのアクセス道路、町道堂前線1.5キロメートルの供用開始となりました。そこで本年の除雪計画では長野県の管理する国県道の除雪延長は22.9キロメートル、飯島の町道の除雪延長は50.8キロメートルというふうになっております。次第に増えてまいりました。伊南バイパスが開通する前の平成23年度では町内3業者、除雪機械10台でもって主要幹線48.5キロメートルを除雪をいたしておりましたが、平成24年度からこのバイパスやアクセス道路の供用開始に伴いまして、除雪エリアが延長拡大することから、国県道や主要地方道の除雪を受け持つ業者の負担を減らして、出来るだけ早く除雪を完了するために除雪に適した重機を保有しておる3業者を新たに加えてですね、町内6業者除雪機械14台で行っております。本年も昨年と同様の態勢で主要幹線道路50.8キロメートルの除雪を今シーズン行う予定で考えておりますのでよろしく申し上げます。

折山議員

同様の機動力を持ってということでお聞きをしましたが、国県道それからあの主要町道こういったもので市町村を超えた圏域的な単位の性格を有する幹線道路、これにつきましてはやはり道路機能の維持、通行車両や歩行者の安全確保、こういったことで極めて重要だと思います。町と県の間で十分協議を重ねていただいております。合理的なまあ除雪に努めていただくよう求めます。それで加えてその結果をCATV、広報等、今のようなお話を是非町民にお知らせをいただいております。ちょっと我慢していただくところもあるかと思っておりますのでまあ理解を賜っていただければなというふうに思います。その上で生活道路やなんかの地域協働こういったことを呼び掛けていただく順序が一番重要なかなというふうに思います。実は私の家の前は県道七久保停車場線で県道飯島飯田線から七久保駅に通じる、またその先には北林飯島線ということで中川の方へ抜けていく、大変あの交通量も多い主要な道路となっております。で、通常ですと7時前後、早ければもう6時頃から6時台から通勤・通学者があるいは自動車、歩行者こういったものが多くなりまして、夜間降雪時これにはあのグレーダーが来ないか、来ても時間帯にその時間帯に間に合わないといった現状が長く続いておりました。それはまあ沿線の皆さんがご苦労して手でやっておったわけ

なんです、ちょっとなかなか体力的にきついということで、私もこれまで状況によって朝の4時から5時、場合によっては遅くとも6時にはトラクターでその間を出来るだけ除雪をするようにしてまいりました。で、町全体の機動力を考えますと、まあその取り組みは今後も継続していかねばならないんですが、それよりもご近所の高齢化が進む中で、自宅周辺の生活道路をまあ自らっていうことに出来ない状況がだいぶ増えてきております。私の年齢でも厳冬期の早朝に風防のないトラクターで長時間運転すると体力的にかなり消耗します。また私の場合はあの構造上ガードレールと自分の機械の間に足を挟まないようになかなか緊張しながら作業をしております。私の所属する新田自治会では自分の周辺は隣組単位で自力で除雪する決まりになっておりまして区分けがされています。自治会長の要請によりまして一斉に行うんですが、なかなか対応できない世帯が増えてきております。そこで次の質問ですが、1-2、人口減少、高齢化に伴いまして今後生活道路の住民による手作業の除雪困難地域が増えてくると思います。その対応を地域や区と協議する時期に今来ているのかなというふうに感じております。この質問の通告後、12月7日長野日報、南箕輪村が除雪ボランティア制度を創設したという記事が掲載されておりました。村では主要村道は村が、それから生活道路・歩道は地元の区が主に管理をしているそうであります。ボランティア登録制度で区長の要請を受けてあらかじめ決められた場所を除雪するということだそうです。まあ手当っていいですかボランティアには自前の機械か、村の機械かで1時間1,000円もしくは1,500円これを支払うということのようです。そのために今年度補正予算を計上し委託料を2,000,000円、除雪機の購入に1,200,000円、保険料を500,000円計上したということが報道されておりました。これは上伊那地方初の制度だそうです。まあこれらを事例の参考として協働のまちづくり、そういった視点の中で、今後まあ耕地、自治会との早い時期での協議を求めるものなんですが町長のご見解はいかがでしょう。

町長

お話をしましたようにこの人口減少、それから高齢化、お年寄りになってまあなかなか体力的に雪かきもままならぬというふうなことがこれから傾向が増えてくると思います。いろんな対応をしていかなきゃならんし、まあ地元とこの辺をどう協議してということが大変大きな課題でありますけれども、まあいずれにいたしましてもこれはあの夜間の除雪の問題もありますけれども、普通の場合でいきますとこの除雪は出来るだけこの車、人通りが増えてくる通勤・通学前にかいてしまいたいというこの考え方の中で、早朝からまあそれぞれお願いをして国県道や主要地方道、それから町の主要幹線道路、広域農道等にもそういう考え方でご協力をいただいてやっておるわけでございます。まあこのためにあのごく身近な生活道路というものはどうしても地元の耕地や自治会や、それからまあ区はもちろんそうでございますけれども、お願いしてこの役割分担の中でまあ言ってみれば協働のまちづくりを進めると、みんなで考えて協力しあってやっていくということの中で、まあ自助、共助、公助の役割分担でこれまでもお願いしてやってまいりました。お年寄りのお宅も勿論でございますけれども、最近やっぱり問題になるのが1つには空き家の前の部分の除雪がなかなか課題にもなってきて、どなたがかくのか、その度全て近隣でということもなかなかえらいんではないか、まあその辺もまあひとつ知恵、皆で話し合っていて、地域ぐるみの中でこういうこともお願いするのが一番いいかと思っておりますけれども、まあ当然のことながらあのそうしたことに對してあのこれまでも、またこれからも、今度

もあの補正予算でまあ機械補装具の 400,000 程補正追加いたしましたけれども、必要なこの支援、予算を含めて地元をお願いをして役割の中でまあ除雪をお願いしていくと、こういう仕組みが飯島町では定着をしておりますので、今後ともそういう考え方でお願いしていきたいなというふうに思っておりますし、それからまあこれからはそうしたあのいろんな福祉もそうでございますけれども、皆さんのボランティアの力をお借りしてやっていくというような南箕輪の例でお話も出ておりましたけれども、これもまああのやはり基本は地域で出来る除雪は地域で組み立てていただいて、それに対してまあボランティアがどう参加いただけるかということの事態になればまたそれはひとつ区や区長さんや総代さん、自治会長さんともお話し合いをしていくということでございますけれども、今のところ飯島町はそういう形ではとっておりますので毎年あの除雪業者も含めた計画の打ち合わせ会議をしております。それでまあ今年はそういうことのでいけるかなというふうに思っておりますけれども、今そうしたご提案ってありますか他の自治体の例を参考にしながら、何とでもこれはあの交通、足の確保というものを事故のないように対応していかなきゃならんということが大前提でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

折山議員

あの私もあの住民協働でよろしいのかというふうに思いますし、ボランティアも地域のボランティアという考え方で自分たちの地域を自分たちで守っていく基本的な考え方は一緒なんですけど、ちょっとまだご認識いただけてないんでちょっと事例を申し上げますと、まあこの近隣の市町村の役場に勤める職員が私の耕地のエリア内にアパートがありましてそこに暮らしていたわけです。ところが豪雪時に車をそのアパートでするのでそこをかく人が誰もいないんですね、それは住民がかけばいいんですけど、それは果てしない作業になりまして結構1日とかいう単位ではちょっと人力では難しいかなと、そんな中でその職員はやっぱり豪雪に阻まれて出勤出来ない状況になってしまっただけで徒歩になってしまった、ということで出ていかざるを得ないというようなことをちょっと私に漏らしたような事例があります。で振り返ってみるとやっぱり機動力がなくてかかれない生活道路結構あるなというふうなことも思っていて、でまた町長にご認識いただきたいのは、今は何とかかろうじてやれているんだけれども、もう数年で動けなくなるっていうその世帯の状況がかなりあります。で、上在、下在って言う言い方はどうなのか分かりませんが、あの中心部からちょっと外れると農耕機械が結構ありましてそれにまあ器具を取り付けて、耕地を挙げてもう取り組まないと出来ない、ところが密集地というところは割合自分たちが手でやればいいという風習が長く続いてきているんで、今までもやってきたから皆がやるんだというその延長線上になっているんですが、中には後継ぎも出来なくてももう高齢で膝が痛くてというお宅も増えてきている、まあこういった状況の中ではそろそろ頭をちょっと切り替えながら、南箕輪がどういう状況の中でこういう取り組みをしたか分かりませんが、飯島町ももっと進んだ厳しい現実が目の前にあるよということを是非心に留めていただきながら、先程申し上げたような内容を協議いただければと思います。

それでは質問事項の2、上水道、下水道事業の効率化について伺ってまいります。質問要旨2の1、上水道給水エリア、この中川村の一部もしくは全部、これと事業統合出来ないかなという提案を申し上げます。でこれはまあ相手があります。両町村でそのような検討を是非していただきたいということをお求めます。平成23年度において平成32年、この時を展望した水道事業経営の方向性と施策推進の基本的な考え方を掲げた飯島町

地域水道ビジョン、これがあるわけなんですけど、これによりますと今の施設はまああの与田切を水源にしている施設については日曾利を除く可住地域全域を対象にしまして、給水人口11,000人を想定し、1日最大給水能力は5,700立米、トンでございます。造水能力ということで思います。これに對しまして実績は平成24年度行政報告書を見ますと、給水人口9,788人、1日平均給水量は2,489トン、立米となっております。これはあの能力の半分に満たない販売量です。で経営的にはこれは当然厳しいのかなということです。で、このビジョンによれば給水人口、給水量ともに平成32年度まで減少が続くというふうに予測しております。平成21年度に赤字経営に転じております。でこれは回復がなかなか厳しいのかなということで原因はリーマンショック、この影響の企業活動の停滞こういったようなことと、人口減少、まあいろんな要素が絡んできております。また企業が自前の水道を使っているといったようなことも大きい要因になっていようかと思えます。そこでそのビジョンでは今後も企業債の償還、それから老朽施設の更新、こういったものが迫っていて、更なる経営の悪化が懸念される、だから経費の削減に努めて定期的な料金改定これを行わなければならない。こういうふうに掲げております。これ言い換えますと今の水道事業を継続していくためには定期的な値上げ、これを続けていかないと回らないというちょっと町民の皆さんも認識を深めたほうがいいのかなと思うのは、いわゆる企業経営でいけば危機的な値上げを繰り返していかなければ会社は回らない状況にあるのかなということが謳われているというふうに理解しております。で、この原因なんですけど、事業者である町の責任って言う要因ではないと思います。世界のまあ景気の動向であったり、一生懸命取り組んだけれども思うように成果が上がってこない、これは日本中の課題であります。人口減少であったり、節水意識の高まりであったり、こういったことのもまあ総合的なことの中での結果でありまして、これは誰を責めるということではなくて、これをどうやったら脱却出来るかということをお真剣に考えていくんだかと思えます。ところであの昨日の質問者の中で大きな声で「伊南は1つなんだ」と、「だから隣接する市の関わる事業については町も共に協力しようではないか」というような質問された議員がございました。全く私も同感でございます。あの特に中川村とは日頃から似たような環境にあるんじゃないかということで気持ちの上でも一心同体というような意識を持ってございます。その中川村でございますが、安定して取水を出来る河川がないようであります。従いまして水道水は井戸に頼っているようであります。その井戸も急峻な地形って言うのはなかなかその安定した井戸水量を取り汲み上げにくいんだようであります。まああの運営、いわゆる造水の力、能力ギリギリで、時にはもう不足する位の状況、いわゆる慢性的な水不足こういったものに悩んでいるようであります。またあの井戸水を汲み上げるポンプの更新、これはもう24時間動きますから、あるいはあのその稼働のための電気料金これはかなりの量の揚水をする、こういったことを考えますと素人の私にも運営面でも結構飯島より厳しい環境にあるのではないかなということを想像するものでございます。能力の半分しか水の売れない飯島町、それから作るのに苦労している隣接する中川村、単純に発想しますとお互いに助け合えば合理的な水道事業運営が出来るのかなというふうに思うわけでありまして。是非2町村の事業統合、これを求めたいと思えます。これにつきましては相手のあることでありますし、またあの水道事業法等法令の縛りもかなり強いもの、命に関わる水ですからかなり強いものがあるかと思えます。両町村の住民福祉向上のため、水

道ビジョンのローリングなど長期の展望の中で是非位置付けていただきまして、事業統合に向けて中川村との協議を早急に町長の側から是非働き掛けていただきたいというふうに要望するものでございます。いかがでしょうか。

町 長

次のご質問は、上下水道に絡んで特に上水道、給水エリアまあ中川村との連携のまあご提案でございます。方向としては統合も出来ないのかと、どうなんだというようなことを含めてでございますが、ご承知の通りあの飯島町の上水道事業は主に、まあ日曾利はあの簡水でやっておりますけれども汲み上げでやっておりますけれども、それ以外はすべてこの1級河川の与田切川の源流を取水地点として、国より1日6,000トンという取水枠の中で許可をもらって、この範囲内で水を作って給水しておるということでございます。樽ヶ沢浄水場一点でもってこれを処理しておるという現実でございます。で、中川村も前々から私もあのいろいろお聞きしておりまして、なかなかあのその原水の問題で厳しい状況にあるということはお聞きしておりまして、これはあの正式なあれではないんですけども、こうした特にあの不足する夏場等、それから冬の地下水の水位が下がるっていうような時につきましては、緊急時のまあ支援協定と、応援協定というような形の中で結んでおりまして、平成14年からこのことに取り組んで、あの期間限定の部分がございませけれどもやっております。これはまああくまでも一時的な支援体制の中で融通をさせていただいておるということでございますので、これがまあきちんとその水道統合をして年間を通して永続的に一本化した形の中でということになると、今もお話がありましたようにいろいろとまあ難しいクリアをしていかなきゃならない問題がございます。第一にこの水利の許可量の問題、許認可の問題、それから水道料金をどういうふうに調整するかといったような問題、それからの給水エリア、基本的には市町村単位の給水エリアというのが今水道法の基本的な考え方でありませけれども、これがまあ跨いだ広域的に出来るのか、これはあの広域水道なんかは上伊那の例が1つあるわけでありませけれども、市町村単位の現行のものではその辺もまあ変更をかけていかなきゃならないと、まあ様々な問題があるわけでございます。まあそう言うっては何も出来ない。ただまあ飯島町といたしましてはあの先人の皆さんが大変まあ苦勞をして簡水時代からようやくあの統合水道という形の中で、与田切を取水として安定給水ができる道が開かれてきておるということでございますので、これをまああの水が余ったので安易にどうもっていうようなわけにもなかなかいかない面もあるかと思ひますので、今後各方面とですねこうしたどうしたらクリアできて、まあお互いにあの助け合ってこの地域をという気持ちは全く同じでございますけれども、いろいろ検討させていただきたいというふうに思ひます。でちょっとあの具体的なそうしたことに関わる法的な部分や中川との状況を担当課長の方からちょっと補足で現況を申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

建設水道課長

それではあの中川との一部統合という中で現況等について、私の方から細部の説明をさせていただきたいと思ひます。中川村につきましては議員おっしゃる通り、7水源ということでそのうちの6水源が井戸というようなそんな状況でございます。それで中川村との一部統合という中の課題、現在考えられますのが、先程町長も答弁の中で申し上げましたが、給水エリアの問題がございます。1つは町村毎の給水エリアでそれぞれ認可を受けているというこの変更の手續きが必要であるということ。それから2番目は水利権の問題がございます。与田切が飯島町の給水エリアに対してこれだけの量が必要だということで

水利権の許可をもらっておりますので、こちらの中川村の分が増えるというこの部分についての水利権の変更申請という、水利権につきましてはなかなか難しい部分があるかなというふうに事務方では考えておる状況でございます。3点目といたしまして飯島町と中川村で給水原価、又はその供給単価ということで、水道の水を作って配るこの単価がそれぞれ違いますので、エリアが1つになった時には料金の調整が必要になるかというふうに思っております。それと4点目といたしましてはやはり相手方のある問題ということで中川村との調整、これが4点目として挙げられるかと思ひます。それから5点目でございます。先程議員、水道事業会計の経営状況のお話をさせていただきましたが、ここ10年程償還のピークの時期ということで設備投資がなかなか難しい状況にあるというのがやはり事実でございます。そうした中で浄水場の耐震化あるいは配水池の耐震化、老朽排水管の更新等の課題を設備投資の課題を持っておるという状況でございます。こうした中で中川村への配水ということで新たな設備投資をしなくてはいけないというこら辺の問題、現在の中では5つ程課題があるかと思ひます。ただあの町長の方で申し上げましたとおり、調整をするという協議をしていくという中でございますので、また中川村では水道ビジョンの策定を現在行っておるというような状況もございませますので、そこらも含めた中で調整をとる必要があるかと思ひますので、状況とすればそんなことでございます。よろしくお願ひいたします。

折山議員

ちょっと安心しながらお聞きしておったんですが、クリアできる課題だなというふうに今思っておりました。あの難しさはあるんですが、簡単に言えば私が申し上げたのはこういうことを申し上げました。余っているから中川に水を分けるのではなくて、うちの水道の経営的な危機がこのビジョンによれば示されているから、それを脱却するための手法として今度は真剣になって本腰を入れて、難しい問題を1つずつクリアしながら是非取り組んでいただきたい、こういうことを求めたものでございませますのでよろしくお願ひします。まああの重ねて申し上げれば水は富める人も、貧しい人も必ず必要であります。それでその料金の改定を度重ねての運営ということを突きつけているということは、直ちに弱者の生活を直撃するというその背景を持っておりますので、ちょっと私のそういうことも含めて求めたわけですので、あの課題はよく分かりました。が、法律に違反するというようなふうにはお聞きをしませんでしたし、駒ヶ根以北については広域水道の取り組みを行っているようなことがありますので、まあそれぞれの認可の変更、こういったものを一応踏んでいけばお互いに何とかなるのかなというふうなことでお聞きをしましたのでまあ是非、熱烈なる取り組みをお願ひしたいと思ひます。

次の質問要旨2-2、公共下水道、農業集落排水事業を一本化する取り組みはできないか、この質問に移りますが、これほとんど同じ内容であります。で、上水道の方はですね多分許認可、変更かけていけばできると思うんですが、この農集を端的に言えばこの小さな人口10,000人を割るような町の中で農業集落排水が3つ、公共下水道が2つ、どう考えても不合理、これは誰が考えてもそうだと思うんですね。でもこれはやむを得ないんですね。町民の望むその施設を作るためには所管省庁が異なってそれだけのいわゆる区分けをしなければ補助が得られなかった、あるいは下水道のいわゆる生活排水の浄化そのものが出来なかったこういった時代での建設であったかと思ひます。で、これこそ法律の変更といったようなことを求めていく、制度の変更といったようなことを求めていく必要

があるかと思うんですが、あのこの上水道のことも含めて、この下水道のこともそうなんです、あの新人議員3名はこの夏でしたかあの大津の方へ議員研修に行かさせていただきました。4人の講師の方がいらして、まちづくりの事例研修をさせていただいたんですが、その中で三鷹市長、女性なんです、清原慶子さんという方、これまちづくりの中でやはりあの現実にまちづくりをしていこうと思うと制度や法律の壁があって、三鷹市の実状に合ったまちづくりが出来ないんだと、で、彼女はどうしたかっていうと自ら関係省庁へ足を運んで何年も掛かって、三鷹市の実状に合う制度に変えてもらいましたと。そのおかげでようやくこんなまちづくりができました、という研修を受けさせていただきました。またもう1人あの飯田であの市街地の再開発をやっていますね。あそこであの関わったプランナーの方でこれは高橋完治さんという方ですが、この方もやっぱりあのその市街地の再開発で飯田市の個別の、あれ3連棟の蔵だか何かをまちづくりのシンボルとしてこう補助事業をもらってやりたい、これはやっぱりあの制度の縛りがあって出来なかった。これもまちづくりの三法の変更をお願いする位の意気込みの中で、法が変わって対象となっていた、だからあの再開発が出来た、いわゆるこの皆さんが通じて言っていたのは、制度や法律の中で地域づくりをやっていこうとすると十分なものが出来ないけれど、実情を訴えて制度を変えていってもらおうそのことであのかなり充実したまちづくりが出来るんじゃないか、だから頑張ってくださいと、議員の皆さんも頑張れよとこういったような講演でございました。で、そういった意味でこの下水道、農業集落排水事業、所管官庁の差を乗り越えて繋ぎ込めるのであれば公共の方へ繋ぎ込むことが絶対に将来は有利だというふうに考えますので、経営があの農集をやっているところは全て厳しいらしいです。うちも多分そうだと思います。ですからまあそんな視点もちょっと今すぐということとはとても無理なんです、視点として持っていて明確に位置付けて、上京される折に所管省庁の方へ是非お取り組みをいただければなというふうに思います。長野県の方でも同様にあの町村と農集の繋ぎ込み、これは力を合わせて進めているような向きもあろうかと思えます。まああのそういったことも活用しながら未償還元金の返還がない、受け取った補助金の返還もない、その中で繋ぎ込みができるような手法って補助制度の本来の目的の本質を見極めながら担当者に訴えていけば国も動かせるんじゃないか、それで今がアベノミクスでかなり規制緩和進んでいます。また国の財政難の中で効率的な行政運営をしようという改革も進んでおります。タイミングは今なんではないでしょうか。そういったことをご提案申し上げます。簡単に意気込みをお聞かせいただければと思います。

町長

まああのこの下水道につきましても当時まあこの事業着手以来、それぞれのまあ国の許認可の前提での指導を受けたり、それから町では下水道マップという1つの3方式の中で水洗化を図っていくという、この基本計画の中でやってきた経過がいろいろございます。今になって試みてあの時代にこう取り組めばどうだったかなということもあるわけです。ありますけれども、当時としてはまあ最善最良の事業選択の中で進められてきたというふうに認識をいたしておるわけでございます。結果として非常にこの下水道事業というものは大変な莫大なお金がかかることであるし、町民負担も後世に亘って続いていくという大きなまあプロジェクトといえばプロジェクトであるわけでありまして、何とか維持していかなくやならんと。私もまあ常々あのこのエリアの中で、合併浄化槽の方は別にいたしましても、公共と農集、終末的な部分はかなり共通する部分もあるもんですから、ひと

つ必要な所によってはこのパイプ繋ぎができないものかということを考えております。でそれはそのさつきちょっと水道の問題とはあの違うって言いますか、あの基本的には制度の問題それから所管官庁が公共は国土交通、農集は農林水産というように違いもありますし、それから経営母体も全然違います。農集は自ら地域の皆さん方が運営していくというようなこともございますし、まあ料金体系は町は一本化しておるわけでありまして、そうしたことによるこの収支の問題もいろいろ別々にあるわけでございますので、それを統合するという事はなかなかあの時間もかかったり、合意を得ていかなくやならぬ実態があるといったようなこともございますが、非常にメリットはあるというふうに私も思っておりますし、それからあの下水道協会の会長さんというのは実は斑鳩の小城町長が全国組織のトップをやっております、私もあのメンバーに入れていただいたりして、いろいろあの関係省庁の皆さん方と懇談する機会がありまして、こちらの方は少しあの国も前向きにいま捉えつつある課題であります。全国的にまあ三鷹の例やおっしゃいましたけれども、地域の実情に合った要するに経営効率をもうちょっと上げていかないと、後世の住民負担が多くなるんだぞということも認識をいただいておりますので、少しずつあの道が開けていくのかなという実感を持っておりますので、是非これはですねあの全部一度にというわけにはいかないかもしれませんが、必要なこの終末の中においての管を結ぶというようなこと、それでそれがことによって公共と農集とどういうふうに維持管理の問題が出て来るかっていうことも整備しながら、これは前向きに検討していく必要があるというふうに常々思っておりますので、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

折山議員

あのそういう考えでこれはすぐではない、長期のビジョン中でやはりあの飯島だけではなくて、他の農山村部の農集をやっている自治体と力を合わせてということだと思います。このあの質問はですね実はちょっと時期は忘れちゃったけれどもあの前村長、宮田の清水村長と2人で食事をする時があったんです。で宮田村が今一番頭が痛いのは、もう下水道施設の更新時期に入ってきて、その財源の捻出が一番痛いということで、あのうちよりも財政力のある宮田村でそこに直面している。ですから私どもも何か下水道の更新という先のような気がするんですが、必ずそんなに遠くない将来に訪れる目の前の課題になるんだということで、まあ喫緊の、いわゆる取り組む喫緊のタイミングではないかなとそんなようなことで申し上げました。

それではあの時間がございますので、それじゃ次の質問項目へ移らせていただきます。敬老福祉金の支給対象について伺います。適用除外要件の見直しをということであの申し上げましたが、私事で大変恐縮なんです、父が88の米寿を迎えました。町長に訪問していただきまして、敬老福祉金とお祝いのお言葉を賜りました。たまたま私、蕎麦の泊まりの遠征で留守をしておりまして大変失礼をいたしました、翌日帰ってきて父から話を聞いて「良かったね」と親子ともども喜んでいたところでございます。ところがその直後にあるご婦人から、知人は町からお祝いをしてもらったけれど、私のところにはお父さんと言うんですが、まあ夫のことですが、お父さんはもらえなかったと悲しかったとこういったあのお話がありました。そこでまあその件についてはあの担当者にお繋ぎをして、担当者自らあの出向いていただいて説明をしてまあ納得をいただいております、でそのことはいいんですが、この制度、いわゆる敬老福祉金というこの制度、本来あの自立のまちづくりの

中では健全な財政に向けて段階的にこれ制度廃止をしていくという多分位置付けがなされておったんですね。ただし、あのやはりその自立のまちづくり方針の中でもこの件についてはあの多分町長の思いやりかと思えます。いくら財政厳しくても88歳、100歳、ここを迎えた皆さんには町から何らかの節目を、そして福祉金を添えてお祝いの言葉を述べようではないか、そういった町長の熱い思いがあってこの88と100についてだけは残されたのかなというふうに捉えております。それでこの制度そのものも、そういうまあもらえない人もあるというこの現存する制度も意味合いはよく理解出来るんですね。どこが外れちゃったかという、この方の場合は福祉サービス、施設サービスを受けていた、これはあの条例の中に明確にその段階で受給権がなくなるというふうに書いてあるんです。で、意味合いは長年に亘って飯島町にご尽力いただいてありがとうございますと、弱くなって介護が必要になった時には町も税で負担をして、安心して介護を受けていただけるように目いっぱい支えてまいります、一方そうした施設サービスを受けていない皆さんについては、些少ではありますが福祉金という名目で一定年齢に達したらお持ちをし、またあの感謝の気持ちを込めて何らかのお役に立てていただければ、こういった2つの二本立ての考え方はあったのかなというふうに思います。で、そのことはあの大変あの町の政策としては素敵なことなのかなというふうに評価するものでありますし、いわゆる町長のそういうお考えも支持申し上げます。が、ただその財源があるもんで私もちょっと申し上げがちょっと弱くなっちゃうんですが、この介護が必要になって施設サービスを受ける方もよく考えてみると、本当に若い時代、ここへ税を払い、この地域の協働に汗を流し尽くしてきた方でございます。お祝いという名称はないんですが町長は多分、副町長も手分けで出向かれてお祝いの言葉も添えられていると思うんです。でお祝いということになるとお隣のお父さんは88になってお祝いの言葉ももらったけれど、うちはなかったというちょっと悲しい、寂しいっていうその奥様の気持ちも理解出来るものであります。そこでまあ出来ればというよりも強く求めたいんですが、せっかく町長そういう思いで残されたこの制度であります。財源もそんなに多くないような気がいたしますので、まあそういう長年町に尽くされた方が施設のサービスを受けておろうがおるまいが、金額を下げようが何しようが、町長、副町長が手分けで持参をされて労ってお渡しすることをだめだという町民は少ないように思いますので、まあ多くの町民から支持をされることではないかと思っておりますので、等しく当該年齢に達した全町民が、その時に正副町長のお顔を見られるようなその機会を残していただきたい、制度をそのように改正していただきたいことを求めまして、答弁を求めて私の一般質問を終わります。

町 長 次のご質問はまあ敬老福祉金の支給の問題でございます。ちょっと議長のお許しを得て、冒頭ありましたあの折山議員の知人の中で、漏れた方がいたと、であとで職員が対応して了解いただいたということは、その方があの福祉施設に入っておったというその適用除外の方のことを言われたという解釈でよろしいでしょうか。

折山議員 そうです。

町 長 あ、そうですか。それじゃ質問の延長線上の、あの漏れてしまったという意味ではないんですね。

折山議員 漏れたということではなくて適用除外があったということです。

町 長 それじゃお答えをいたします。まあこの制度として今行っております敬老福祉金の支給

の件でございます。今年度平成25年度の敬老福祉金の支給は100歳の方が7名、節目でございます。それから88歳の節目の方で61名の方々のお宅を訪問して、理事者直接この支給を行ってまあ長寿をお祝いをしておるという事業でございます。100歳の方は50,000円、88歳の節目の方は10,000円というふうでお願いしてございます。で今お話のこの適用除外要件といたしましてまあ条例上、介護保険法の規定による施設介護サービス、それから特例施設介護サービスの支給を受けている方については支給対象外というふうになっておりまして、ずっとこの制度がまあ至っておるわけでございます。お話の方も含めて今年88歳の高齢者9名の方が施設入所をされておりましたので該当になりませんでした。で、まああのこれはいろいろかつて行政改革やなんかでずっともう85歳以上は毎年この敬老福祉金という支給事務をやっておりましたけれども、やはりメリハリをつけたということの中と、まあ行政財政改革の一環もございまして、無理をお願いして節目支給に絞り込んだという経過があるわけでございます。その意図するところはやっぱりこれはあのその長寿をされた方の祝意を表すということでございます。でただそこにはあの直接・間接に福祉の施設に入所される方については、非常にあの多くの介護運営の費用の中で施設財源を投入しておるとい町会の会計事情もあるわけでございますけれども、その方たちのまあ祝意を受けるということでは、そういう迂回はしておりますけれども各施設で敬老会をやっていたり、それから祝い品を交付をしていただいております。ことがほとんどの施設でなされておるわけ、まあ間接的ではありますがその祝意の気持ちは町の施設の中、あるいは町外もあるかもしれませんけれども、あの表されておるといふうに解釈をしております。今日に至っておるといことを是非ご理解いただきたいというふうに思います。まあそんな考え方の中から今、今日ここでそのことを適用除外をしてそのことを新年度からというわけにはまいりませんけれども、是非そのところをご理解をいただいて、直接、間接にはその祝意は伝わっておるといことをご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

折山議員 終わります。

議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に基づいて4項目に亘って質問を行います。最初の項目は資源ゴミリサイクルに対する町の考え方を問うものであります。その第1番目の質問としまして、まず町内のゴミの分別は適切に行われているかということについてお尋ねしたいと思います。一般廃棄物の処理責任は基礎自治体、つまり市町村ということになっておりまして、まあ地方財政が厳しい中でその負担というのはかなりの額に上ると承知しております。最近減つ



たとはいえ、確か3年前位で日本全国で大体 1.8 兆円位、1つの産業を形成する規模のお金がですねこの廃棄物の処理のために使われている。で長野県が 220 億円ということでしょうど220万人位ですので、県民1人当たり年 10,000 円ということになるかと思えます。ただ飯島の場合には都市型ではないので多分 1 億円じゃなくてその半分位でしょうかね、0.5 億円位じゃないかと思えます。まあいずれにしましてもまあ相当な金額が使われているということで、あのこれまで町としてもゴミの分別・減量化等に取り組んできていただいていると思えますけれども、まずその現状についてどのように把握しておられるか、例えばゴミの種類、あるいはこれまでの推移、今後の見通し、まあそういったところと全体的なお考えについてまずお伺いしたいと思います。

町 長

それでは浜田議員のご質問にお答えをしてみたいと思いますが、まず資源ゴミのリサイクルに対する町の考え方ということの中で、町内のゴミの分別状況、適切に行われているかどうかということも含めてでございますが、平成15年度から開始をいたしました家庭ゴミの処理費の有料制度の移行時から、現在、あの分別方法を継続をしております、適切な分別のために昨年4月、資源物・ゴミの分別ガイドブックを全戸に配布をさせていただきまして、廃棄する容器等の素材が多様化していることから本年1月に上伊那広域連合が3,000世帯の抽出調査によりまして抽出をしてアンケートを実施をいたしました。燃やせるゴミにおきましても分別、たまには迷うというご意見、世帯が14%程ございました。この収集種別毎の分別状況でございますけれども、容器包装リサイクル法の対象となる資源プラスチック、この回収では、平成24年度の処理過程においていわゆる再生処理されない廃プラスチックが4.6%程混入をしておったという結果が出ております。それから燃やせるゴミにつきましては昨年9月に組成調査を行いまして資源化の可能な包装紙等の雑誌類が6.9%含まれていたということになっております。埋め立て処理をしております廃プラスチックの回収では、汚れが落ちないものも含めまして資源プラスチックが4.9%混入しておったという数字が出ております。当町の資源ゴミのリサイクル率につきましては上伊那郡下市町村の中ではトップクラス、トップでございます、これは環境衛生自治会を中心に地域で取り組んでいただいております結果であると大変まあ感謝をしております。従ってこのように資源化の可能な資源ゴミリサイクルにつきましては、ゴミの分別がより適切に行われるように、今後におきましても環境衛生自治会を中心に地域での分別収集に是非まあご努力をいただくということをお願いしながら、総体的に現在の当町におけるゴミの分別状況は概ね適切に行われているのではないかとこのように受け止めておる次第でございます。

浜田議員

町内のゴミの分別は概ね適切であってしかも上伊那でトップレベルと、まあ大変ありがたい状況だというふうに思っております。私自身もあの実は耕地の中で環境衛生自治会に協力してですね、ちょうどあの期の役の変わり目はかなり乱れますので、あの現場の写真撮って再度全戸に徹底したりということをやっておりますけれども、やはり現状は絶えず努力をしないと維持出来ないのかなということを改めて感じている次第です。まあそんな中であの上伊那広域連合のゴミ処理の基本計画第4次というものがこの12月に発表されました。で、これはちょうど私が一般質問の提出した後でしたので、この内容についてはあのまあ今回の一般質問でお答えを求めるわけにはいかないわけですがけれども、一方では

この質問に直結した記述がありましたので、特にその点についてお尋ねしたいというふうに思っております。もう1つその背景をちょっと申し上げなければいけないんですけども、実はあの委員会で視察研修に行った折ですね、いずれ委員長の方から報告があると思えますけれども、他のゴミ処理施設で再生可能プラスチックをですね容器以外をゴミとして燃しているという施設がありまして、私は大変ショックを受けました。であの今回のこのゴミ処理基本計画をずっと眺めてみましたらですね、廃プラスチック、黒色文字袋についてですね新ゴミ中間処理施設の稼働時に分別区分を燃やせるゴミに変更するという記述がありまして、私はこれは大きな問題ではないのかなというふうに思っております。で、勿論これまでも黒文字の袋というのは埋め立てされているというふうには聞いておりますけれども、実際以前、大田切の中間処理施設を拝見した時にですね、あのその中からリサイクル可能なものは取り出しているという説明を受けたような気がしました。改めて確認したらそれは中間処理施設でやっているのではないんですけども、その引き取り業者の方でその中から再生可能なものを分別するというふうに聞いたのでですね、もしここで黒文字袋のものは全て燃やしてしまうということになると、この努力が失われてしまうのではないかと、これは数字の中に出てこないかもしれませんが、一歩後退ではないかと、まあそんなふう考えるわけでありまして、でそういうことになるのかどうか、あるいはそれを防ぐ手立てはないのか、この辺りについてご見解をお伺いしたいと思います。

町 長

この現在検討中の新ゴミの中間処理施設では、資源プラスチックは正しくまあ資源としてリサイクルされていく計画であるかどうかということで、過日あの次期計画の全容も発表して、このことにつきましてはまた機会を改めて報告、全容をお示しをしてみたいというふうに思いますが、またあの補足して課長の方から若干触れさせていただきますけれども、まずこの再生利用推進のために現在実施しております分別収集を是非これは継続をしていくという前提でございます、資源プラスチックは容器の包装リサイクル法の対象となるプラスチック容器類として、紫色の文字の指定袋で収集をしていくと、それから平成28年度には資源プラスチックにつきましても、上伊那広域一本化処理のために箕輪町のクリーンセンター八乙女へ搬入をいたしまして梱包して再生処理業者に引き渡すという計画になっておるわけでございます。建設を計画しております新ゴミ中間処理施設におきましては、再生利用できない廃プラスチックを助燃料として利用することから、各家庭での分別排出の際に資源プラスチックが混入しないように、よりまあ分別精度の向上、それから住民の皆さん方への周知と啓発とご協力を是非お願いしていかないとこのように考え方でございます。具体的には担当課長から少し掘り下げてご説明をさせていただきます。

住民税務課長

今あの町長が答弁をした通りでございます。あの黒の袋については一部やはり中に再生品が入っておる可能性がございますので、伊南行政、現状では太田切へ一旦集めて、それから太田切から処理業者へ運んでいますが、最終的な処理業者の中で分別をして、資源として活用出来るものは資源の方へ回り、そうでないものについては埋め立て処理をしているというのが現状でございます。で今後におきましても今、町長答弁した通り、現状の分別方法についてはきちんとやっていただくことが資源ゴミを資源として活用するところに結びつくというふうに認識をさせていただきます。ただ、今、町長言ったように、新ゴミ中間処理施設が稼働した折には今の黒の廃プラスチックについては助燃剤として活用していき

たいと、と言いますのは、議員先程申されたそのゴミの種類の問題でございますけれども、このゴミは非常に水分が多いということで、先般一緒に視察をさせていただいた施設については固いゴミが多いということで、比較的その水分の少ないゴミだったように記憶をしております。どうしても水分がある関係で火力を補うということになりますと助燃剤が必要でございますけれども、廃プラスチックについては有益な助燃剤になるということで、その方が効率的な運営が出来るであろうということで現状はそんな計画になってございます。ただこれにつきましてもやはりあの分別をきちんとしていただくということが前提でございますので、安易に資源プラスチックになるプラスチックを燃えるゴミの袋の方に入らないように今から地域の皆さん方にご理解をいただき、そんな体制作りを現状を堅持してまいりたい、そんなふうにと考えております。

浜田議員

ちょっとあの質問が飛躍したかもしれませんが、あの今のご答弁をまとめさせていただきますと、今まで通りの紫の再生プラは従来通り再生されるということですね。ただ、しかしながらこれまで黒文字の袋に入っていた廃プラだというふうに住民が思っていたもので、これはあの先程の町長のご報告の中では4.9%が再生可能であったということでありまして、実はこの4.9%も含めて今後は助燃剤として燃してしまう、そういうことになるというふうには私は理解したんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

住民税務課長

現状よりも分別の精度が高まればその部分が少なくなる、現状のままですと今言われたように4.6%は確かに燃されてしまうと、まあ4.6%が飯島町の数字でございますけれども、伊南行政組合平均では5.17%でございます。あのまあ分別率飯島町は先程町長トップと言いましたけれども、上伊那の中ではトップでございますので、これをより精度を高めるような努力を所管としてはしてまいりたいと考えているところでございます。

浜田議員

あの細かい数字を議論しているようですけれどもですね、あの申し上げたいのは今まで廃プラスチックという形で分別していたものがですね、燃やせるゴミということで安易にそちらの方に流れるようなことがないのかと、ここについては十分な歯止めをお願いしたいということであえて指摘しているわけです。それともう1つ、この12月付、今月付の報告の中でいくつか気になることがありまして、それとの組み合わせの中ではですね実はあのまあ非常に甘い計画で、町にとってもゴミ処理費用にとってですねこの数字でいいのかというふうな疑問も若干感じましたので、そのことの指摘も含めてですねその分別について力を入れるべきではないかということをお願いしたいというふうに思います。この25年12月付の資料というのは本当にまだ見たばかりなんですけれども、実は大変がっかりしました。その理由がですね、その前の3次計画というのが21年度から4年間に亘ってあるわけですが、実はこの3次計画の中で目標計画というのがですね、もう最初から狂っぱなしだったわけですね。で、初年度から家庭ゴミは計画よりも3%実績が少なかった、で、事業系ごみに至ってはですね初年度から14%も実績よりも少なかった、もう楽々目標をクリアするような非常に甘い見通しの下で第3次計画が進められてきた、で、ところがこの報告書の中にはそれに対する総括は一切ありません。で、その3次計画に基づいて次のこの今回の12月の4次計画が出てきていると、まあこんな構図になっているわけです。前の総括もなしに、しかも非常に甘い見通しに対する検証もなしにで

すね第4次計画を作っている。この第4次計画も大変な問題でありましてですね、この間に人口は6%減るという予測になっています。ところが景気が回復するのでゴミはむしろ放っておけば6%増えるだろうと、つまり人口1人あたりのゴミの量は12%も増えるのだと、これが基本的なフレームになっていてそれを努力して減らす方向にもっていくと、つまり人口減少ほどゴミを減らさないというのがこの第4次計画になっているわけです。で、この数字がですね、あの単なる数字のお遊びでは済まされないのではないかというふうに私は思っているんですが、何故かというところ現在の新ゴミ処理施設の規模がですね、この第3次計画の予測に基づいて行われているわけです。でこれ自身が非常に甘かった。それに続いて第4次計画が策定されているんですけれども、これも景気が回復するからということで家庭ゴミについても、事業系のゴミについても、多い方へ多い方へと修正した上で努力目標を掲げられていると、で、こんなことをすればですねゴミ処理施設はかなり高額なものにならざるを得ない、見込みが5%違えばざっくりと私は5億円位施設の費用が増えるのではないかというふうに思っておりますし、当然町の負担も増えるわけです。まあそういう意味でですね、質問の項目の中には入れておりませんが、今の廃プラスチックが正しく処理されるかどうかという目標と併せて、是非この数字を町としても精査していただきたい。そうしなければ町の負担は増える一方だというふうに思います。あの昨日、今日の一般質問で様々な補助についてですね町は力を入れるべきだということはいろんな議員の方から出ておりますけれども、それに比べて桁違いの負担がですね、このゴミ処理施設の甘い見通しによって増えかねない、まあこういったことを是非認識していただきたいと思います。でそれと同時に先程のあの答弁ではですね、自動的に助燃剤としてあの黒い袋といいますか、あの廃プラスチックを燃すということになっておりますけれども、これについても人手を掛けてでもですね、細分別する値打ちがあるんじゃないかというふうには私は思っておりますので、この1項目の2番目の項目に対する要望としてですね、是非そのことも検討いただきたいというふうに思います。つまりただあの燃やせるゴミであるから助燃剤として放り込むのではなくてですね、その中で再生可能なプラスチックについては人手を掛けてでも取り出すべきではないか、こういうことを申し上げるのはですね、実はあのゴミについての先進国ドイツと日本の姿勢が全然違うということを今回気が付いたからです。先程日本のゴミ処理のコストが大体1.8兆円というふうに申し上げました。ドイツは5兆円です。2倍以上のお金をゴミ処理に掛けています。じゃあそれだけゴミが出ているのかというところですね、実はドイツは日本のゴミ量の4割です。つまり4割しかないゴミに対して2.5倍のお金を掛けています。非常に丁寧にゴミ処理をやっている、むしろ雇用を確か240,000人というふうには環境省のデータに出ていましたけれども、丁寧にあのゴミの処理を行うためにですね国家がお金を掛けて雇用も作り出してきれいな街をつくっている。まあこれがドイツの現状で、あの大規模な自動化された熔融炉でもってですね人手を減らしてゴミを見えなくするというのではなくて、国中が丁寧にやるという思想にむしろ立つべきではないかと。で上伊那はむしろそういうふうにはゴミに対する対策を進めるべきではないかというふうに考えております。で、ということですね是非検討していただきたいと思っておりますけれども、見解はいかがでしょう。

住民税務課長

まず1点、あのゴミ処理基本計画のことでございますけれども、あのまあ人口は減る、だけどゴミの量は増えると、あの入り口と出口だけ見ればそんな数字になっています。経

過についてはあの各町村の積み上げと人口動態等で予測したもので、まあゴミの今まで出た実績、24年度までのゴミのそれぞれの排出量の実績も勘案してございますけれども、これなかなか予測することは非常に難しいというふうに考えております。でその中で人口は減ってまいりますけれども、ひとつ世帯数は増えるんじゃないかというような予想をしてございます。世帯が増えれば、まああの極端な言い方をさせていただければ、世帯が1つの場合はスーパーへ行って魚を買ってきて出るパックは1つでございますけれども、世帯が2つになれば2つになるというような、そんなようなこともございまして、若干世帯の増の中ではゴミが少し増えるのかなという、最終的にはあの上伊那の廃棄物の審議会の委員の皆さん方にも中を精査をしていただいて、よろしかろうという答弁の中で出た数字でございます。ただ全部が正確ということは非常に難しいわけでございますけれども、それを具体化していく中でどういうふうにするかというのがやはり大事かなというふうに思っておりますので、議員指摘されたあの分別、それから基本的な考え方は助燃剤でございますけれども、助燃剤に持っていく前にどうするんだと、もっと精度を高めるんだというのは具体的には今後まだ中身を詰める余地がございますので、そんな点についてはあの手順と出来るような体制を作るようにまた上伊那広域連合の方へも要望をしながら、そんな体制作りができればというふうに考えております。

浜田議員

先程の人口動態もですね、実は細かく見ると各市町村毎に使っている情報が違うんですよ。まあそういったことですか、世帯数の影響ですとかですね私から見ると非常に数字の詰め方も甘いし、全体として大きくなっているように思います。負担するのは飯島町です。是非飯島町としてですね厳しく数字は見ていただきたいと思っておりますけれども、あのまあ努力していただくということでもありますので次の項目に移りたいと思っております。

2番目の質問はですね自然エネルギー条例の制定を提案するものであります。でまずその質問の背景を説明いたします。今年3月の質問の続きということにもなりますけれども、飯島町で大手の建設会社さんが大変自然エネルギーの活用に関心でありまして、先般ああの新聞で取り上げられておりました。その社長さんから大変面白いお話を聞いたのでちょっとご紹介をしたいと思いますけれども、飯島町には空からお金が降ってくるというお話です。でそれを特殊なザルで受け止めるとですねそれがお金として貯まるんだと、何も受け止めないと地面に落ちて消えてしまう、なので町の皆さんとんどんその特殊なザルを使ってですねお金を貯めたらいいのではないかと、まあそういうお話であります。ところがあの町外の方がですね飯島町にもザルを置かせてくれと言ったら、そのザルをここに置いたらいい、あそこに置いたらいいということを紹介している人がいるけれどもおかしいのではないかと、まあそんなお話を社長がしておりました。言うまでもなくその特殊なザルというのはソーラーパネル、空から降ってくるお金というのは太陽光ですけれども、飯島町が自分たちの地域に生まれているエネルギーをですね、自分たちのためにもっと使うべきではないかとまあそんなお話だったというふうに思います。昨年総務省のワーキンググループが自然エネルギーの緊急シンポジウムを開いたことがありました。その中でこういう報告がありました。風力発電有力地域としては青森、秋田が非常に有名なわけです。津軽海峡を吹き抜ける風ということですね。ところがここに設置されている風車の90%が県外資本。ほとんどの発電の売り上げ料金は東京資本に持って行ってしまわれていると。でその報告書はですね、自然エネルギーを地域外部の利潤獲得に終わらせてはならないのだ

ということを結論として発表してました。ところが、この風車の話というのは飯島町にとってはすでに他所事ではなくなっているというふうには私は思っています。すでにこの町内でもかなりの町外の方がですね、ソーラーパネルの設置の最適地の土地確保に動いているという情報が入っております。一般質問でもそれに近いお話が先日あったかと思いますが、非常に大きな問題だと考えております。でこれは本来町に回るべき、町民あるいは町内企業に回るべきお金がですね、よそに出ていってしまうという先程の青森、秋田と同じ問題がですね既に飯島町でも動きになっているという点ですね、町の経済にとっては決してプラスではない。それから2番目に、これはあのソーラーの場合20年間ということでもありますけれども、その跡地はどうなるのかという当然不安もあります。で、地目の変更によってですね、あのその貸主の方が後程固定資産税を沢山払わなきゃいけないというふうなネガティブな面もあるかもしれません。何よりも私が一番心配していますのは系統連携ですね、中部電力への売電に大きな制約が掛かるという問題であります。でこの近隣で飯島町だけが変電所がないわけですね。あの団地のために作るという計画が、あの工業団地がそれほど進まなかったために変電所の建設に至らないまま今日に至っていると。で一番川下の方から発電した電気を上流に流そうとしますとですね、川下は非常に電線が細いわけですから中部電力としては受け入れられないと、まあこんな問題が起こるわけです。でこれを町外の業者が先にやってしまうと、これから我々が町内資本あるいは町内であの何か会社を作り上げるなり何なりしてですね、電力会社に電気を売ろうとしても、既に町外の発電所があるためにですねこれからそれ以上売れない、我々が例えば水力発電所を作っても繋ぐ先がない。そんなことであの町の中にはですね、もう町内では無理じゃないかという噂まで耳に入る程ですね、そういった粹取りが進んでいると、まあそんなふうな情報が入ってきています。で、3月の時に町長はこういうふうに答弁をされました。自然エネルギーは地域のものだと、まずもって飯島町のものだと、これは私は行政の長として非常に見識を示したものだとして評価しています。そうであるならば、私たちはですね飯島町が直面している、要するに町外に町の中の資産が利用されてしまうことに対して一定の歯止めはかけるべきではないかと。もっと具体的に言えば自然エネルギーが飯島町であることを条例として示すべきではないかと、まあこんなふう考えるわけですがけれども、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町長

次のご質問は自然エネルギー、まあ具体的に条例ということに触れての、まあ自然エネルギーは地域のものであるという認識の上に立って、条例等の一定の歯止めを考えるべきであるというご提案とご質問でございます。少しあの町が今後進めていこうとしておる、またいかなければならないこの自然再生エネルギーの取り組み方と、それからどうこれをあの地域に還元をしていくべきかということの組み合わせの中で申し上げてみたいと思っておりますけれども、昨年の12月にまあ策定をいたしました飯島町環境基本計画でございます。ここでは太陽光の利用、それから太陽熱の利用、それから小水力発電等々町内の資源を活用して持続可能な再生可能エネルギーの地産地消の地域活動を取り組むことを明確化した計画を策定をいたしました。自然エネルギー資源の活用を地域として取り組むということは単にあの売電等による収益を得るだけでなく、エネルギーの地域使用、地域間連帯、それから産業活性化、雇用促進の波及効果等々、これらの地域への収益還元がなされて初めてこの継続的な地域づくりが期待されるんじゃないかという認識の上に立っていること

は事実でございます。一例で申し上げますと、また後程あのお話が出るかもしれませんが、平成21年に環境モデル都市に選ばれました飯田市の例がございます。環境文化都市宣言を行う中で、自然エネルギー活用等での先駆的な取り組みを経て、今年4月に市民が優先的に活用が出来て、自ら地域づくりをしていく権利を付与した再生エネルギー導入の条例というものを全国で初めて制定をしたということでございます。まあ条例化した飯田市におきましては地域の自然エネルギー事業を取り組むためのこの地域に基礎を置く根拠地域団体が複数存在ということがございますし、それから市民出資の事業資金が事業に活用できる現実があるというようなこと。更には事業による利益が地域に還元される仕組みがなされている、見通しがあるというようなこと、いわゆるまあ言ってみれば地域条件が整備をされた中でのまあ条例化だというふう聞いております。当町におきましては、今年8月に飯島町自然エネルギー推進協議会、議員さんまあ先駆的な立場でいろいろまあご苦労いただいておりますけれども、これが発足いたしまして地域住民による自然・エネルギー事業化のための基礎づくりにまあ取り組む組織活動がようやく始まったということございまして、自然エネルギーの資源の活用において住民の意思を尊重し、地域の権利を明らかにして、地域に根ざした自然エネルギーの活用のための理念や、基本的原則はこれその前提としてどうしても必要であろうというふう認識をしております。飯島町の自然エネルギー資源を町内の事業者が利用することは利益が地域に還元される、先程のお話があったようにでございます。地元そのまま還流をしていくという結果になるわけでありまして、まあこれがあの町外業者の場合には、償却資産の設置課税というような問題はありますけれども、やはりこの得られた利益は町外にまあ流出してしまうということが当然のことながら出てまいります。まあ多くの町村がこういうケースが多いわけでありまして、まあそこであのこの条例化という問題であるわけでございますが、この今の飯島町の置かれておるこの組織的にも少しまあ途についたという段階でございますので、もう少しこの地域条件が整備する必要があるのではないかということで、今すぐその条例化という形でなくて、昨日もあの橋場議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、いわゆるこのガイドライン的な考え方を持って、内容的には少し担当課長の方から説明申し上げますけれども、結果としてそのことに一応歯止めと方向性が出されるような仕組みをとりあえず考えていって、行政指導も含めてまあ取り組んでいったらどうかと、こんなような考え方で現在検討しておりますので是非ご理解をいただきたいというふうに思っております。

産業振興課長

それではあの現在検討しておりますガイドラインの概要について説明をさせていただきます。あのまあ部署的にはそれぞれいろいろな部署で合同で検討しながら、最終的に昨日答弁申し上げましたように26年の4月までに制定をしていきたいということで考えております。まずあの一番の基本になる考え方でございますけれども、これについてはあの自然エネルギーは再生可能エネルギーということで、地域の持続可能なまちづくりに欠かせないものでありますので、これは推進していくという立場でございます。ただ先程申されていますように、やはりあの地域の資源はそこに住んでいる住民皆さんの全ての財産であるという観点に立ちまして、まあそれを守っていくこと。それからもう1つは、この2つのアルプスに囲まれた美しい景観を守っていきたく。その2つを主眼に置きまして、ガイドラインということで今研究をしているところでございます。まあある程度概要は出

来ておりますけれども、まだ細部に亘って詰めていくところがありますので検討しているところでございます。であの中身としましてはあの太陽光、それから水力発電、それから風力発電ということでこの3つについて、ある程度の規模のものについて地域住民の皆さんのそれぞれ意見を聞きながら、事業者が計画をしていくという仕組みづくりをしていきたいというのが1つであります。それからもう1つは景観の面で、ある程度こうそういったものが出来ると景観を壊してしまうということがありますので、そういったあの計画をまああの再検討していただくような抑止地域というところを設けていきたいということで、例えばあの千人塚公園ですとか与田切公園といった景観の良いところ、それからまあ2つのアルプスが見えるような地域については、出来るだけ計画を変更していただくような抑止地域というようなことを設けていきたいということで、その2点を中心にガイドラインを設計しているところでございます。あのいずれにしてもこのガイドラインによって事業者の営業行為を止めるということは出来ませんが、地域の皆さんがその計画を自分たちのものとして考えながら、それが自分達のものになるのかならないのか、また地域の発展にとって有益なのかということ自ら考えていただく1つのガイドラインというような形も考えておりますので、そんなことであの4月には策定をしまいたいというふうに考えております。

浜田議員

趣旨は分かりました。しかし、あの私が感じている危機感とは随分スピード感覚が違うなというふうにつくづく思うわけでありまして。町内から伝わってくる情報はもっと危機的なものではないかというふうに考えています。でまあ先程町長が飯田のお話をされましたけれども、確かに飯田市は先進都市ということですね、あの条例の中身も大変濃くて、いろいろな資金の融資ですとか技術的な支援ですとかそういったことも含めて条例化されているので、私はそれ自身を今飯島でただ物真似して何か出来るんだというふうには思っておりません。ただその中身の中であの急がなければいけない部分があるんじゃないかということで、あえて条例化ということをお願いしました。急ぐべきだというのが1つの理由です。で、飯田市のホームページの中でこの条例に対するQ&Aというのが出ていまして、かなり踏み込んだ表現をしています。ちょっと朗読しますとですね、「現在、固定価格買い取り制度を利用して大企業が参入して全国で大規模なメガソーラー発電所の開発が進められています。全国レベルで見れば再生可能エネルギーの普及は多いに役立つのですが、飯田市から見れば発電所の売電利益はすべてその参入企業の収益となり、多くの場合は大都市の大事業地に送られることになる。で、発電資源が存在する飯田地域においては地主に借地料が支払われる程度しか恩恵がない。本来、飯田に降り注ぐ太陽光その他はですね地域住民が皆で利用するものであるから、第一義的にはその地域の住民全体が恩恵に浴するべきである。」まあこういったことが書いてあります。公の組織の文章としてはですね、かなり踏み込んだ言い方をしているなというふうに思っています。でそういった中であの地域環境権という権利をですね定義して、地域の住民の合意がそういったあの発電の建設にも必要であるということは明確に謳っているわけですね。そういう意味でまずガイドラインよりはですね、あの遥かに踏み込んでいるというのが1点。それからもう1つは条例ということになりますと当然まあ議会の承認も得ることになると思いますが、行政が一般的にガイドラインでやるということと、それから条例の重みというのは当然違うと思います。で個人のまあ利用可能性が非常に低い土地をですねその借地料で

もって安易に貸してしまうということではなくて、町の総体的な意思として町のエネルギーを活用するということを条例で示すということではですね、やはり相当な重みの違いがある、行政と議会が一致して取り組む姿勢を明確にするんだということだというふうに思いますので、私としては再度、あの単にガイドラインということではなくてですね、飯田の全部を適用すべきだとは考えませんが、少なくとも地域環境権についてですね可及的速やかに条例化すべきではないかというふうに考えます。改めて町長としてのお考えを聞きたいと思います。

町長 まああの先進地取り組みであります飯田市のこの環境権の触れて、まあ条文でいきますとこれ見せていただきますと3条にその環境権が謳われておるわけでございます。まあこれはあの考え方といたしましては飯島町の町民の立場に立ちましても重要な権利であるというふうに認識をいたします。自然は町のものというこの理念、これはやはりあの同じ考え方でいかなければならないというふうに思います。で飯島町の自然エネルギー資源の優先的利用はまず町民にあるべきであるという、このことも同じであります。そこでまああの再生エネルギー事業に取り組むための仕組みづくりを整えながら、議員も言われますように、地元の再生可能エネルギー資源を優先的にまあ利用して地域づくりを行う権利は町民にあるという考え方の下に、もう少しあのいろんな条例と言いますと全体的にもう少し網羅した飯田市の例もあるわけでございますけれども、このいわゆるエネルギーの部分で当面どうこうまとめあげて1つの方向としていっていかうのは、当面はガイドラインでいけるというふうに確信をしておりますので、いずれまた状況によってはこれはあの条例化、もう少しいろんな多面的なものを盛り込んだ条例にしていく必要があるかと思えますけれども、当面はそうしたこのエネルギー問題に対する環境問題、それから地域でもって受け入れられる条件整備というものは、ガイドラインの制定の中で十分対応できるだろうという考え方をもちまして、今そのように検討しておるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

浜田議員 スピード感覚という点から言うと私は大変不満であります。あのじゃあ議員発議の条例にするかということも視野に入れるのかなということですが、これは本来であればやはり行政がそれなりに主導権、責任を持ってやっていただきたいというふうに思います。まあただこれ以上やっても水掛け論に終わりますので、私としてはそれでは間に合わない恐れがあるということを改めて指摘して、次の項目に移りたいと思います。

これもすでにあの答弁の中で一部触れられていますが、景観条例の制定を提案するという内容であります。どんな物事にも当然プラスとマイナスというのがあります、先程から議論している自然エネルギー、水力発電でさえまあ自然を改変するという点ではですね生態系の配慮などいろいろなものが求められるわけですが、私はソーラーパネルはそれ以上だというふうに考えています。県内でも上田市であの東京の業者との間に地域住民との間に紛争が生じているという報道が1ヶ月ほど前ですか、これはあの森林を切り倒してそこにソーラーパネルを建てると。で元々CO2を吸収する森林を切り倒してソーラーパネルを建てて何が自然環境だという、単なる収益のためだけの事業に反対するのは当然だと思いますけれども、あのいずれにしてもですね、特にソーラーパネルというのは発展途上の技術であるだけにいろんな問題を含んでいると思います。1つは太陽光が非常に薄いエネルギーだということで広大な面積を必要とすること。それからあのまあこ

ういう技術というのは非常に進歩が速くてですね、まあだいたいIT技術というのは7年で10分の1の値段になるといわれています、普及期に入ると。これはあの30型の液晶テレビの値段、10年前にいくらだったか思い出していただくと分かると思いますけれども、その位のスピードで物事は進むわけです。ですので20年後にこのソーラーパネルがどんな姿になっているかということ想像するとですね、実は大変寒々としたものを覚えます。で、陳腐化して野ざらしになった施設を元に戻すようなことができるのか、こんなことに我々は直面するかもしれません。でそういったことですね、あの景観というのは非常に長いレンジで物事を考えなければいけないので、これについても早い時期から町の景観全体を守るということを自然エネルギーの活用と平行で進めなければいけないというふうに考えるわけです。失われた景観というのは容易に復元できません。それでまあ先程課長の方からも答弁ありましたけれども、例えば富士宮市ではですね地域の75%がソーラー抑制地域に指定されている、まあこの位のことは既に早く手を打っているところもあるということでもあります。ただあの先程のようなあの環境権とちょっと違まして、これはもっと住民の合意形成というのに時間をかけなければいけない問題だと思いますので、全員がここはいい、ここは悪いという納得が必要だということではですね、2番目に申し上げたあの地域環境権とは違うテンポで進むのかもしれませんが、いずれにしてもそう遅くない時期にこの環境についてですね是非住民の中での討論を巻き起こして合意出来るルールというのを作るべきではないかというふうに思いますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

町長 環境条例の制定に関してのご提案でございます。これはあの国の環境法の規定に基づきまして、現在は長野県が景観行政団体として県の全域、これを景観計画区域として条例に基づき運用をしているところでございます。当然のことながら飯島町もそのエリアに入っておると。そこであの自然エネルギーに係る部分を含めて、まああのソーラーとも含めたこの環境問題につきまして、町は現在あの「さわやか環境条例」というのがまあ自然保護それから生活環境含めてあの環境行政の一体化した1つの条例の指針が条例としてあるわけでございますので、ただここにはあの制定次元のずれがございましてエネルギーに対応する記述がございません。従ってこれとどういふふうにもまあ整合性をとって全体としての環境維持をこう条例の中で地位置付けていっていかうことは、ひとつあの早急にしていかなきゃならない部分でもあろうと思っておりますので、ちょっとその辺を調整、整合をさせていただいてですね、このおっしゃるような景観、飯島町の恵まれた景観全体をひとつ保全というか、住民の共通の認識の下にこの条例の下にしていけるような方策を考えていく必要があるのではないかと考えてございますので、少し時間が掛かりますけれども、それから先程のガイドラインとの兼ね合いをどうしていくかというようなことも含めてですね、今後の検討課題として進めてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

浜田議員 是非あの具体的に進めていただきたいと思っております。で先程申しましたようにこれについてはですねあの是非町民の間での議論の場を作って、皆さんの納得の中で、しかし具体的に決まるような形での検討をお願いしたい。抽象的な言い方をしますとあの大変区別が分からなくなりますので、そんなことをお願いしておきたいというふうに思います。時間も押してまいりましたので4番目、あの全然別の項目になりますけれども、町のインフラ老

朽化対策費をどのように見通しているかということでもあります。これはあの財政的には将来負担比率ですとかですね、様々な比率で将来の負担を見ているわけですが、これはどっちかっていうと現金レベルの話であって、インフラとしてですねあのどう見ているかというのはどうも私どもにはまだよく見通していないような気がいたします。そういう意味で例えば今後まあ5年、10年見通した場合に大体どの位の経費負担が必要になるのか。それからあの保全にしてもですねあの実際に問題が起きてからの保全というのはどうしても高くつくというふうに思います。で、出来るだけ予防保全、出来れば予知保全というもっと進んだ技術もありますけれども、あの最初お金が掛かるように見えるけれども、早めに手を打っておけばですね実は後の負担が非常に軽くなるというようなそんな技術もありますので、まあその辺りについての全体的なお考えをお聞きして私からの質問を終えたいと思います。

町 長

最後のご質問はまあ町のインフラ老朽化対策についてどういう見通しで、特にまあこれから5年、10年先をどう見ておるかということでございます。あとまあ2分というようなことの中で恐縮でございますけれども、あの現金レベルのことも含めてですね一通りあの今の実態をお話し申し上げて、ご質問にお答えするという形でひとつご承承いただきたいと思いますが、まずあの町のインフラ、これはまあ社会資本というふうに呼んでおりますけれども、これはあの道路や河川、水路、上下水道、あるいはいろんな公共施設の建物、これは大変多岐に亘っております。管理の方も各所管で行っておるわけでございます。一般会計について申し上げますと、新公会計基準による財務諸表の作成を平成23年度決算から取り組んでおりますけれども、資産の老朽化比率というのがございまして、24年度決算ベースで62.7%というふうになっておるところでございます。財務諸表から見るとやはり老朽化施設も共に進んでおることが言えるかと思います。それから公共施設の主に建物について昨年度10年先までの公共施設にかかる改修の見込みを取りまとめた公共施設の修繕計画というものを策定いたしました。この計画は毎年実施計画のローリング作業に合わせて見直しをかけるように取り組んでおるところでございますけれども、この実施計画やこれらの個別計画などから集計した今後10年間の施設の修繕、必要な金額は、事業費ベースでまいりますと約4,850,000,000円というような多額な現金ベースを見込んでおるわけございまして、内訳につきましては公共施設関係で約1,500,000,000円、このうち公営住宅、町営住宅の修繕に421,000,000程見込んでおります。それから道路、河川関係で約640,000,000円程、それから水路関係、土地改良関係で2,460,000,000円、それから上下水道事業関係で約250,000,000ということで、まあ全体では4,800,000,000円余りというまあ膨大な数字になりますけれども、何としてもこれは後世に亘って維持をしていかなきゃならないということでございますが、ただあの下水道事業関係は農業集落排水事業、建設まだ10年経過いたしましたけれども、経過年数、耐用年数が短いということの中からカウントには入れてございません。そんな状況がこれからの必要見込みでございます。それからお話ございましたあの予防保全、予知保全ということで、まあ出来るだけ早くこれはあの手立てをしていかないと、また費用が遅れるほど膨大に繋がっていくというこのお話はもっともございまして、少しあの申し上げさせていただきますが、年数経過による施設の傷みや倒壊、それから設備の故障などによって町民の皆さんの人命や財産、これに対して危害が出来たりすると大変ご迷惑することになりまして、

何としても必要な改修改善はしていかなきゃならないということございまして、まあこれを手を加えて更に長寿命化して持たせていくということが必要かと思えます。具体的に申し上げますと公共施設につきましては耐震補強や大規模改修などを有利な補助や起債を活用して実施をするなどして、予防保全、いわゆる浜田議員言われる予防保全に取り組んでおるということでございます。また情報機器等のまあ細かいといいますが備品等につきましては、定期点検や保守などを実施をして、必要があれば機器更新や部品の交換をして早めに対応しておるということもしてございます。それから道路・橋梁につきましては平成24年度に全橋梁、町では128橋あるわけでございますけれども、この点検とそれから橋の長さが10メートル以上の橋梁34橋について、橋梁の長寿命化修繕計画を作成をいたしまして予防保全の取り組みを始めたところでございます。この計画で修繕を計画的に行いますと約1,900,000,000円コスト削減となるという見込みを試算結果として出ておりますけれども、特に本年からは重要度の高いこの中央道に架かる橋より着手をしております。それから道路舗装につきましては幹線については本年度点検を、それから主要幹線の道路構造物の照明などの付属物も入れまして来年度の点検実施をするということにしてございます。またあの河川構造物については補助制度や国からの指導も今のところございませんので、詳細点検には今のところ入っておりません。まあそしてあの全体的な予防保全による計画的な修繕は一部でまだ始まったばかりでありまして、先が長いわけでありまして、軽微なものについては使用に耐えなくなった時からすぐ更新・保全をしていくというようなこと、更には全体的な施設の予防や予知保全に対する実施を継続して実施をしていくというこの考え方を基本に持っておりますので、出来るだけ早めの対応をして経費節減にもなりますし、それから安全な社会資本の維持存続ということの観点からも精一杯努力をしてコスト削減にも繋げていきたいとこのように思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

議 長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

〔質問席の演台交換〕

議 長

再開いたします。

9番 三浦寿美子 議員

9番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に介護保険制度による町民と町への影響について質問をいたします。12月5日、参議院本会議で社会保障改革プログラム法が賛成多数で可決をいたしました。国が行うべき医療、福祉、介護、保育など国の手から切り離していくもので、国民の健康で文化的な生活を営む権利、生存権を保証した憲法25条第2項の「国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に反するものであると考えます。命、暮らしのセーフティネットである社会保障制度を少子高齢化と財源を理由に国の責任を放棄するものです。一番身近な地方自治体の財政状況や裁量で国民の命、暮らしが左右されることとなります。社会保障が削られることは医療や介護、障害者支援、生活保護など弱い立場の人のサービス利用などをはじめ、金銭的、精神的にも負担増を迫るものです。このような大企業、大金持ちに優しく、物言えぬ弱者から搾り取る仕組みを十分に審議されないまま成立をして

しまいました。私は強い憤りを感じております。来春4月から8%に増税される消費税は社会保障のために使うとしていましたが、蓋を開けてみれば、2%が社会保障の財源となっています。全く理不尽な増税と一体の社会保障の大改悪です。介護保険制度の見直し案の中には要支援1、2の人を介護予防サービスから外す方向が示され、地域包括推進事業へ平成30年3月までに段階的に移すとされております。介護事業関係者や行政関係者から現在示されている改正案の問題点が指摘をされ、不安の声や内容への反発が広がっています。こうした世論に押されて厚生労働省は11月14日要支援事業を全面的に市町村へ移すことを撤回をし、介護保険サービスとして訪問看護、リハビリ、ショートステイ、訪問入浴などを継続するといたしました。しかし訪問介護、通所介護は市町村に移管することを変えていません。介護度が軽い要支援の人が重度にならないようにするためには、必要な介護サービスを継続して利用することが大事だと考えております。厚生労働省の見直し案が現実になった場合、町にどのような影響が想定されるとお考えかお聞きをしたいと思えます。

町 長

それでは議会最後の一般質問であります三浦議員の質問にお答えをしております。まず、介護保険制度の見直しによる町への影響でございます。今度の見直しによりまして町としてどういうふうにまあ事務的な対応が変わってくるのかということも含めまして、少しあの順を追って申し上げてまいりますのでお聞き取りいただきたいというふうに思います。現在、飯島町では要介護認定を受けている高齢者は約500人、その要支援1、2の方が約100人おられるわけでありまして、この方々が現在受けることができるサービスのうち、訪問介護サービスと通所介護サービスを介護保険給付費からではなくて、町の事業として実施する方向が打ち出されておることになります。全国一律で受けることができるサービスから市町村毎の事業に移行する内容というふうになっております。そこでまあ介護予防訪問介護サービスとしてヘルパーの派遣、それから介護予防通所サービスとして各事業所で行われるデイサービスというのがあるわけでありまして、この2つのサービスを町の事業とすることによって介護保険給付の抑制が図れるとは思いますが、サービス利用者が今までと同じサービスを受けようとする場合には、利用料金の設定や自己負担額の決定などそれぞれのサービス提供事業所との契約事務等の事務量は大変まあ煩雑になっていくというふうに見ております。それからまた支援1、2の方が受けられるサービスのほとんどが介護保険サービスでありますので、事業の仕組みをご理解いただくことも大変混乱し時間も掛かることだろうというふうに考えております。現在のこの地域支援事業補助事業において市町村事業として取り組むわけでありまして、今までの該当者は介護認定をされていない高齢者が対象でしたので、さらに介護認定をされた支援1、2の方の支援事業を含めると、その事業規模は膨大になるということが言えると思えます。町への負担はこうした煩雑で膨大な事務量の増加が予想されまして、サービス支出の決定や自己負担額の決定による財政的負担についてはまだ明確にはなっておりませんが、昨年の利用実績で申しますと要支援1、2の方の訪問介護サービスの件数は212件、介護給付費は約3,900,000ということになっております。また通所介護サービスの件数は739件で介護給付費は28,200,000円でありました。こうしたことからこの介護保険給付費からこの2つのサービスが減少するわけでありまして、町の事業となった場合の事業内容などが詳細はまだ決まっておきませんので、今具体的に申し上げることは、その影響は

三浦議員

お示しできませんけれども、非常にあの事務量と共々にまあ膨大なものということもございますけれども、まあ制度改正がなされた今、町といたしましては住民サービス低下があってはならないという前提の下に慎重に的確に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

ただいま町への影響について見解をいただきました。介護保険制度の見直しは社会保障制度改革国民会議の報告書をもとに厚生労働社会保障審議会の介護保険部会が進めてまいりました。12月下旬には審議会の答申が出る見通しと、認知症の人と家族の会の副代表である審議委員の勝田敏子さんからお聞きをしております。9月定例会の一般質問の中、そしてただいま町長からも言われましたけれども、社会保障制度の改革案についていかなる制度改正が行われてもサービスの低下があってはならないという大変心強い答弁であります。町では介護予防に力を入れた政策を進めてまいりました。現在も進行しております。今回は事例は省きますが、軽い認知症の人にとって通所介護を利用することは認知症を重くしないために有効であると家族や関係者からも聞いております。諏訪中央病院の名誉院長である鎌田実さんは、「介護や医療は金食い虫だと安倍政権は考えているようです。消費税増税分を医療や福祉に振り向けるという約束だったのに介護費も医療費も抑制する政策ばかりです。介護保険では要支援の人への訪問、通所介護を市町村の事業に移して事業費の上限を決めボランティアを使って効率化するという。認知症を進行させないためにも専門的な知識や戦略が必要なのに費用の削減を市町村にやらせ、現場の意欲を削ぐ政策だと思います。これでカットする費用は1,600億円、一方で国土強靱化には200兆円も使い、湯水のようにコンクリートの塊を作る。国民を幸せにする税金の使い方でしょうか。」と言っておられます。現在は要支援でもサービスの利用に制限はあるものの、要介護の人と一緒に専門的知識を持った資格者からサービスを受けています。また職員体制は制度で決められているため介護報酬が減らされて厳しい中でも事業所の人的体制もある程度充実をし、そうした中でサービスを受けることができています。町が事業主体になったとき要支援の人や今のサービス内容を低下、後退させないで訪問介護や通所介護の利用を続けるためには、先程町長、後退させなくてはならないと言われましたけれども、どんなことが必要になるのか改めてお聞きをしたいと思えます。

町 長

まああの今申し上げましたように、現在サービスを受けておられる方のサービス低下があってはならないということは再三申し上げておる通りでございます。今後まああの社会保障制度改革の内容を十分詰めを見ながら必要な対応をしてみたいと思えます。あのまあ具体的にどんなことというのはまだ固まってまいっておりませんので、今、事務量の問題やらそれから個々のまあ1、2支援の対応がどのようにまあ変化してくるのかというようなこともちょっとまだ十分把握しきれておりませんが、各自自治体とも。そんなことを十分勘案をしてこれからやってみますけれども、いずれにしてもあのこの消費税アップ分今回3%、これの大部分はこの社会保障制度のために使うんだという最初の基本的な考え方があるわけでありまして、3%のうち2%位しか回らないというようなことも言われておりますけれども、是非まあ国におきましてはですね、その原点に立って国の責任においてやっぱりこれは財源的にはひとつ面倒を見てもらうべきものであるというふうに思っております。でないとな町の財政はとてこのそれでなくても増えていく社会保障費関連費に対して対応できないということでもあります。事務量も増えて財源も伴わないと

三浦議員

いうことではたまったものではございません。そんなことでひとつ努力してまいりたいと思っております。

本当にあの社会保障というものは国がきちんと、やっぱり国民の税金を使ってしていくものだというふうに思っております。町長と同じ見解だと私も思います。まああのこれからやっていくことは制度改正がされても要支援1、2の方たちの介護度が上がらないように、また一人ひとりの状況に気配りをしたサービスが提供されなければなりません。そのためには有資格者の配置は必須でありますし、通所介護ではサービスを提供する場所や送迎も必要になってまいります。本当にサービスを低下させない対応が出来るのか心配であります。そうした中でまあ例えまあ飯島町が対応出来てもそれでいいというふうにはいかない問題ではないかというふうに思っております。それはただいま町長からもお聞きしましたのでそういうことだと思います。で、そうした中で私は介護保険制度が始まった時を振り返ってほしいと思っております。現在の要支援は要介護1に位置付けられて今よりも充実したサービスを利用することが出来ていました。しかし今では利用できるサービスは限定をされ、介護保険料は年金から天引きをされるようになりました。更に介護が必要になっても介護保険制度を利用させない仕組みを作ろうとしているのが社会保障改革プログラムであるというふうに認識をいたします。そのプログラムをもとに介護保険制度が見直されようとしております。介護予防も大事な取り組みであり、そして介護が必要になった時それ以上重くしない取り組みも大変重要な取り組みです。今までの努力を制度改正で後戻りさせてはならないというそうした思いが、今の厚生労働省の見直し案、全く分かっていないというか、そのことは無視をした内容になっているというふうに私は思っておりますが、この厚生労働省の見直し案について町長の見解いかがでしょうか、お聞きをしたいと思います。

町長

今現在あの細部の詰めを見直し案の中で進めておるわけでありましてけれども、この厚生労働省の案、あの決してお話にあったようにあの介護を本来受けられるべき人を少しでもこのはじき出すというような考え方でこの保障制度をやっておるというふうには決して私どもは思っておりません。要はどういうふうにあの将来に亘ってこの制度維持ができるかということの中でまあ議論をして、より手厚くこの充実したというふうに立っていただいておりますものと確信、信じておるわけでございますけれども、今、諮問機関等でその詰めがなされているということでございますけれども、一部あの聞こえてくる具体的な内容で申しますと、介護サービス費の自己負担額が所得によって1割から2割に上昇するといったようなこと、それから特別養護老人ホームへの入所基準の見直しや、要支援の方々のサービスの一部を市町村へ移譲するといったようなこと、それから町民の皆さんの負担増が強いられる内容やサービス低下に繋がる内容については決してあの福祉の向上へ繋がる見直し案ではない、というふうにも感じておりますので、最終的な1つの方向付けを待って対応してまいりますけれども、まあこれらのことは非常にあの各全国の自治体とも危機感を持って今捉えておるところでありまして、従来に増してこの支援の必要な方に十分この支援が行き届くように、常に町民益を考慮しつつ、すでにあの県や、県もそうでございます、それから全国の町村長大会、この間ございましたけれども、地方6団体挙げてこの連携の下に今後の動向に注意しつつこれを国に強力に要請をしておるところでございます。そうしたことと共に町といたしましても必要な今後ともそのような対応をしてまいりたい

三浦議員

と考えております。

まあ町長は社会保障を切り捨てていくというようなふうには思っていないというふうにもおっしゃいましたけれども、前回の介護保険制度の見直しの時のことを覚えていただけるでしょうか。あの私今と同じような時期に厚生労働省がこのような改正案を持っているということでどうするのかと、どういう見解かというような質問をしたと思います。その時にやっぱりまあ厚生労働省はそのようなことはしないだろうという町長の見解だったように私は覚えております。あの確かにそうした審議会の中やそういうところで十分審議をされているだろうというふうに思われているかもしれませんが、先程あのお名前を申しましたけれども、認知症の人と家族の会の勝田敏子さんはその中の25人いる審議会委員の中の、本当にそうした立場の利用者の立場でそこに出ているのは私と高齢者の会というかそういった立場の方と、もう1人は地方自治体の代表の方と言われましたかね、3人位だと言われました。あとはまあ学者さんというか知識者というか、まあ本当に介護を利用したい、利用している人のそういう立場の方は3人だけだと、そのように言っておられました。そういう中で先程も申しました社会保障改革プログラム、法案が法律として通りましたけれども、それでは社会保障を削っていくという内容が主になっております。それを基に介護保険も見直しがされていくわけですので、具体的に言えば介護保険に掛ける国が持ち出す費用を減らしたいというのが根本にあります。そのために介護保険からではなくもうあの各市町村に少しずつ、いずれは要介護、今1、2の皆さんも介護保険から締め出されるとそういう方向になっています。そうなった時には本当に飯島町の介護が必要な人、介護予防しなければならない人たちの将来が本当に心配ですし、町の財政も危機的な状況に陥るのではないのでしょうか。そういう受け止めを是非していただきたい。いつもそう言いながら結果は本当に、私がそうなるのではないかと書いていたことが現実になっているということを是非受け止めていただきたいと思っております。あの先程も町長は県もですし、また町村会でも国に対して要請をしているというふうに言われました。私も今日は毎回していることですが、介護保険制度の見直しの時期には是非また町長には国に強く要望をしていただきたいということを言いたいということでやってまいりました。厚生労働省は世論に押されまして訪問看護、ショートステイなど市町村の事業から外すことにいたしました。これはやはり先程も言いましたけれども、大きな関係者や市町村そしてそれを利用しているそういう皆さんの大きな声が厚生労働省を動かす力になったということです。前回の介護保険の場合は通ってしまいましたけれども、ご存じの通り、大きな声の中で一部今回の改正の中では手がつけられなかった、そういう内容もありました。当然私はこの介護保険、国が負うべき性格のものであるというふうに捉えておりますし、そういう中で市町村の事業として一部を移管すると、市町村に移管するということはとんでもない話であるというふうに私は捉えております。そういう中でやはり私は介護保険から訪問看護、通所介護を切り離すなという大きな世論をもっともっと大きく作っていくためにも、私は率先して町長自ら厚生労働省を動かす力の原動力になってほしいと、本当に強く思うわけで是非あの自らもあの大勢の中の1人でなく、飯島町からも是非大変に困るんだという声を発していただきたい。そのように思って期待をしているところですが、町長いかがでしょうか。

町長

まああの大きな国の組織に立ち向かって、私1人の力というわけには到底まいりません



けれども、同じあの認識は共有しておりますので、全力でその1人として投げかけていきたいということと、それからあの決して切り離す、見放すということではないというふうに信じております。これはあの日本の国の全体の福祉の問題でありますから、一国の関係省庁だけが違った方向で進むなんていうことはあり得ないことと思います。要は確かにあの増大し続けるこの社会保障というものを何かの形でこう歯止めをしながら、全体としてこの維持していくという思いはあると思います、当然のことながら。またそうしていかなければならないというふうに思いますけれども、それにはやっぱりあの今現場主義だけでなくでですね、やっぱりこの予防介護、予防医療、予防保健というところにシフトをして力を入れていくというその表れでもあるんだということで、そこに対しては国も非常にまあ力を入れて、あの各自治体、飯島もそうでございますけれども、そういうことによって全体のパッケージとしてその介護なり、福祉なり、医療なりを考えていく時代に入っているのではないかと。まあ一旦介護になってしまうということ以前に、その予防というところに力を入れていくというふうに国の方向が見えておりますし、町も自治体もそういうことだろうというふうに思っております。いろんな事業に取り組む中でそのことも果たしていきたいと思っております。

三浦議員

予防は介護予防は大変重要なことですので私もそういうふうに先程も申しましたが、思っております。しかしだからといって今現在、またこれから生まれてくるであろう介護が必要になった人を、じゃあ市町村で持てばいいといえば、やはり先程も町長が言いましたが、それは国が財政的に面倒をみる、金を出すのは当たり前だというふうにおっしゃいましたが、それを切り離して市町村にまあその部分をまずは要支援からというのが方針ですので、あの町長の私は受け止めは甘いというふうに感じるところです。とにかく介護が必要になった人が重くならないように、必要な人が重度にならないようにすることも介護保険制度の中で重要な役割を占めているというふうに思います。今までもそういう中でまあ要介護から要支援になって制度が変わりましたが、その要支援1、2の皆さんは今この制度の中でホームヘルパーをお願いして生活援助をしてもらったり、一緒に支えられて生活してきたり、また必要なデイサービスの中で機能訓練をしたり、また会話をすることで認知症も重くならず済んできたというようなことを考えると、そこにはやはり専門的な知識のある人、またその人その人一人ひとりの状況に応じた対応があったからこそであって、その努力が介護度の重い人を生み出さない、そういうことに繋がってきたというふうに思っておりますし、実際にそういう立場の方たちからそういうお声を聞いているので、今日先程もそんなふうに事例は申しませんがというふうにお話をしました。あのまあそれが今度の介護保険制度の見直しで市町村に移管された時に、今までと同じようにその皆さんに同じサービス利用が出来るような体制がとれるかという、それをするにはまあどの様に法律が変わってくるか分かりませんが、町がそれだけのことをしなければ、その介護の低下、後退をさせないなんていうことは出来ないと、今と同じことがそのまま継続されていくような事業をしていかないと、それは考えられないことではないでしょうか。ということは本当に飯島町にとって大きな財政負担も伴うそうした事業が変わっていくということになります。介護保険の中で進められる事業ではなくなって、町の一般会計の中の財政負担になっていくのではないのでしょうか。そうした事業をこれから新たに町が行っていかねばならないという事態がこれから生まれてくるという制度が変わってく

るわけです。で、このようなことがあっては、本当にただでも厳しいという財政の中で延々とこれからその事業を続けていくなれば、大変な事態になるというふうに想定されます。ですからとにかくもう大きな声を上げて、町民もまたそうした関係の団体の皆さんも、また先程町長、私1人ではと言われましたけれども、町全職員、町中でやはりこの制度は国が持つべきものだという声を上げて、まあそういう制度に市町村に移管されないような取り組みをしていかないと、本当に大変な事態が生まれるのではないかと、そして一番犠牲になるのはやはりそれはその介護保険を利用するそういう皆さん、いずれ我が身かもしれないという、本当にあの想像も出来ませんが、そういうことも例えば明日そうなるかもしれないというようなことを抱えながらそういうことになるわけですから、本当に大変な事態が生まれるというふうに私は考えております。是非そういう思いで国に対して、市町村に移管をしないで介護保険の中で訪問介護、通所介護、実施をしていただくように要望を強くしていただきたいというふうに思います。私もそういう取り組みを今でも署名活動やらそんなこともしながらずっと取り組んでおります。是非皆さん一緒になってそのところは力を合わせないと飯島町の財政の危機になるというふうに、私は本当に危機感を持っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

町長  
三浦議員

そういう思いでひとつ精一杯対応してまいりたいと思います。

是非一緒に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。それでは2つ目の質問をいたします。生活保護基準の見直しの影響についてであります。既に生活保護費は削減をされております。受給者は一層厳しい生活を強いられております。通告後の12月7日、自民党、公明党、民主党、維新の会、みんなの党などの賛成で、生活保護法と生活困窮者自立支援法が成立をいたしました。一部の生活保護者バッシングでいかにも全ての生活保護費受給者が悪者であるかのような許しがたい報道をされたのはついこの間のことのように思います。そして実態とはかけ離れた議論で保護費が削減をされました。今まで口頭でも出来た申請が、今度は申請書を提出を義務付けられハードルが一層高くなります。更に扶養義務者に対する調査が強化されたため保護をあきらめ困窮者の増加も心配をされることです。また生活困窮者自立支援法の成立で生活保護が受けにくい状況になることも懸念をされております。生活困窮者をさらに苦しめる許しがたい悪法であると思っております。生活保護法の改正はこの制度だけに留まらないことが問題になります。生活保護基準は国保税、要保護、保育料などなど多くの制度の算定基準となっております。住民にどのような影響が出るのかお聞きをしたいと思います。

町長

次のご質問は生活保護基準の見直しの影響についてでありますけれども、生活保護法による保護の基準、これはあの生活保護基準、これはあのお話のように見直されまして今年8月1日から適用されておるところでございます。生活扶助費を中心に額の改定がなされたというものでございます。生活扶助費につきましては平成27年度まで段階的に引き下げを行うということとされております。この基準は、国や県それから町の福祉制度をはじめとする様々な制度の対象の判断基準となっておりますことから、国においてはそれぞれの制度の趣旨や目的、それから実態等十分考慮しながら、出来る限り影響が及ぼさないように対応していくということとされておまして、地方自治体においても国に準じた取り組みが要請をされてきております。当町におきましても各種制度の中で生活保護世帯への支援を定めているものもございしますが、今回の改正によりまして適用がされなくなった方

は1人もございません。なお平成60年度以降の税制改正におきまして、生活保護基準に連動しております個人の住民税の非課税限度の額の見直しが計画をされておるといふに聞いておりますが、現時点でどのような程度の規模の見直しなのかははっきりしていません。ただ内容によっては住民への影響が出てくるということも予想されますので、その動向については大変注視をしておるといふ現状でございます。

三浦議員

ただいま町長からお聞きをいたしましたけれども、生活保護基準が今町長も言われました平成27年には減額をされていくと、ですので平均10%減額されるというふう聞いております。生活保護の基準額が算定されている課税最低限がですね下がることになりまます。今まで非課税であった人が非課税限度額が下がるために所得は増えずに課税対象になると、税負担が必要になるという状況になるのではないのでしょうか。今まで非課税枠の中で受けることのできた高額医療費や高額介護サービス、保育料などの対象から外れてしまう人は出来て生まれてしまう、そんなことはないように出来るということなんでしょうか今の町長の答弁は。今でもこうした厳しい社会状況の中でギリギリの生活をせざるを得ない、そういう状況の中で配慮が私は必要であるというふうに思っておりますがどうでしょうか。

町長

あの住民税非課税世帯、課税限度の引き上げというようなことの中で影響が出てくる分についての詰めがまだちょっと出ておりません、制度的にですね。でこれはあの出来るだけ影響をなくしていくと、いろんなあの社会保障制度の基準の根幹の部分でありますので、それが出来るだけ影響をさせないようにするというようにまあ国は言っておるわけでありまますけれども、それが具体的に国が果たして全額補填をするのか、地方の財源を一部持つのかというようなことはわかりませんが、いずれにしてもそういうことでは町は困るわけでありまますから、今後の動向を注視しながら、また先程の問題と同じですけれども、是非国のこの消費税等社会保障制度費用の財源の中でひとつそうした面も取り組んでほしいと、またそういうこともまた言っていかなきゃならんというふうに思っております。

三浦議員

まだ国の方向がきちっと決まってきたいないということですが、まああの非課税の限度額が変わるといふことで、限度額が低くなれば今まで所得が変わらなくてもやはりそこに課税されてくるという人が、そのまんま今のそうした状況の中で言えば当然そうなっていくんですね。そうしますとやはり今まではあの非課税であるから高額な医療費になった場合でも、課税ですと80,000ですかね、高額医療費。ですけども非課税の方の場合は30,000位でしたかね。あのかなり少ない金額が高額な医療費で支払えば医療を受けられるというようなことだったと思います。たった1円そこで違っただけで課税枠が変われば課税対象となって、あらゆる面で影響を受けるということで、生活保護を受けている人以外でもやはりそのところが基準になるわけですから、大変な問題が住民の中に起きてくるというふうには私は受け止めております。まあそれが介護保険でもそうですし、保育料それから就学援助の要保護費、それから大きくいうと賃金にも影響するというふうにも言われておりますので、様々なところにこの生活保護費の基準が影響というふうには受け止めております。まあこうしたことが今の貧困を助長したり、更にそうした生活困窮者の方たちを追い詰めるようなことを避けなければならないというふうには私は思っております。まああの是非町長も先程国に対して要望をしていくというふうには言われましたが、現行の生活保護基準で対応出来る、そうしたことが必要であるというふうには思っておりますので、そう

した要望をしていっていただきたいというふうには思いますが、改めてそれについて今後の対応について対策、町長はどのように、やはり先程の県とかまあ町村会の中でのということでしょうかね。

まあそういうことで所信は分かりましたので聞かずに次に行きます。ということやあの私この生活保護基準というのは本当にあのまあ飯島町の住民のまあ生存権に関わるという本当に重大な問題であって、今回の生活保護法の改正というのは大改悪というふうには受け止めております。まああのこれから国の方針がどのようになっていこうとも、是非あの住民の命や暮らしを守る砦となるという地方自治体の立場で対応していただきたいというふうには思いますし、是非あの国に対しては何としても改善を求め、要望をし続けていっていただきたいと思いますが、最後にその点について町長の所信をお聞きして質問を終わりたいと思います。

町長

まあ現況の状況それから今後の対応につきまして、精一杯まあ危機感を持って、これはあの町の財政にも関わる問題になってまいりますし、それから町の福祉の水準のことにも関わってくる問題でございますので、私はじめ全国の市町村長の立場とともにまあ強力に要請をしまいたいというふうには思っております。そこであのそのことを申し上げながら、まあ具体的なあの対応の中で現在町では13世帯、17人の方が生活保護を受けておるわけでありまます、8月1日の生活保護基準の見直しによりまして生活保護の対象から外れた世帯というのは1件もございません。このことはまあひとつご理解をいただいて、それから更にまた当町をはじめ上伊那のどの市町村におきましても、新たな生活保護の申請について新基準での判定によっても申請を却下された例はないというふうには聞き及んでおります。なお生活保護が受けられなくなるのは、この地域での最低生活費を上回る収入を得られるようになった場合でありますので、本人が承知をせず納得せず急にその生活保護の対象から外れるというようなことは決してあり得ないというふうには思っております。そしてこの基準となるこの最低生活費は、世帯構成、これは人数や年齢によって違ってまいります、そして居住をしている地域によっても違ってまいります。またあの母子世帯あるいは障がい者のおられる世帯によっても違ってきまして、これらについては別途加算も含まれますので、個々にはいろんなあの複雑な状況によってこの基準が決まってくるといふことがあるわけでありまますけれども、いずれにいたしましてもこの対策としては生活保護の廃止される事例が発生したことの、まああるかないか分かりませんが、その都度誠実に的確に対応して、財源の伴うものであれば国に対して強力に要請をしていくということには変わりございませんので、ひとつよろしくご理解いただきたいと思ひます。

三浦議員

質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時12分 散会

平成25年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年12月17日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 請願・陳情等の処理について

日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成25年12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成25年12月17日

追加日程第1 発議第 9号 「国民的議論を踏まえない「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第10号 「「特定秘密保護法」の慎重な運用を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第11号 「生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書」の提出について

追加日程第4 発議第12号 「介護保険制度の要支援者給付を市町村事業とすることに反対する意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 北沢正文  | 2番 坂本紀子  |
| 3番 本多昇   | 4番 中村明美  |
| 5番 浜田稔   | 6番 久保島巖  |
| 7番 橋場みどり | 8番 竹沢秀幸  |
| 9番 三浦寿美子 | 10番 折山誠  |
| 11番 堀内克美 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 宮沢卓美 |
| 議会事務局書記 | 市村晶子 |

## 本会議再会

開 議  
議 長

平成25年12月17日 午前9時10分

おはようございます。

町当局並びに議員各位には、大変ご苦勞様です。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件また付託案件につきまして大変熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。

去る9日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件につきまして、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

それではこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。

議会閉会中に各委員会の視察研修が実施されておりますので、各委員長から報告をいただきます。はじめに総務産業委員会からお願いをいたします。

北沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは総務産業委員会の視察の内容についてご報告を申し上げます。10月の11、12日に実施をいたしました。視察としては3箇所程行ったわけでありまして。順次ご報告を申し上げます。まず第1は廃棄物の処理であります。一般廃棄物の処理は快適環境維持のため行政の大きな課題であることから、ごみ処理の先進地を視察をいたしました。視察先につきましては中津川市環境センターであります。この施設については平成16年3月に竣工され、施設の概要としてはガス融溶炉技術により環境への負荷を最小にリサイクル性の高い施設としてパンフレットに記載されております。回収した蒸気により自家発電及び温水の活用、場内浴槽及び熱交換による市民病院のボイラーへの熱源としての実験を行ってまいりました。それからごみ問題に関する情報発信基地となる啓発プラザ、粗大ごみのリフォーム、リサイクル体験などの運営を行っております。設備の能力としては可燃物の焼却の関係でございますけれども、炉形式については流動床式ガス化融溶炉でございます。処理能力としては98トン、これを49トンの炉が2基建設され24時間稼働し、中津川市の住民83,000人のごみを焼却している施設であります。発生する熱エネルギーの利用としては発電として蒸気タービン発電機900キロワット、施設の電力の半分を賄っておるという内容でございます。その他熱利用としては場内浴槽、これはあの一般住民に開放されておまして約20名位が入れる浴槽が設置をされております。それから熱輸送システム実証実験ということで、これは別の事業で行われておりますけれども、蓄熱装置を作りまして専用車によりまして市民病院に熱を輸送し、空調や給油の熱源として活用し、二酸化炭素の発生を削減するといった実証実験でございます。それからもう1つは不

燃物処理施設でございますが、処理形式については破碎・圧縮併用方式でございます、処理能力17トン、1日5時間稼働という内容であります。それからリフォームとしては再利用可能な家具等はリフォームして販売、再利用を図るという内容でありまして、余談でございますけれども施設内にペットの火葬場が設置をされておましてこれも時代かなとこんな状態で見えてまいりました。ごみ焼却炉には助燃剤が必要でございます、これは計画では1トン10リッターでございますけれども、この石油については10リッター以下で推移をしているということでございます、この要因としてはこの中津川市のごみについてはごみの水分量が少ない硬質のごみであると、そんなことが影響しているのではないかなというように見てまいりました。それからスラグの関係でございます。配分をガラス粒状化したものでございますけれども、これについては有価物としてのリサイクルが進んでおまして、各自治体の理解が進んで最近ばかりでございます、アスファルトやコンクリート製品の材料としての活用が行われているとこういった内容でございます。高温で処理し廃棄ガス量も少なくダイオキシン類を含めた有害物質の排出はごく少ないとこんな状態でございます。事業系のごみにつきましては有料で、10キロ90円、それから一般のごみについてはこれから検討されるということでございますが、まだ有料化はされておられません。それからこの施設としては下水道汚泥、これは50%乾燥のものだそうですがこれを焼却対象としていると、発電については主に動力源として使用し資源の有効活用をという点で行っているという内容でございます。それからこの施設の助燃剤としてですね、ペットボトル以外のリサイクルプラスチックは焼却をされておりました。焼却処理はメーカーに長期包括契約で委託をし、26名の4班、2局体制で行っているという内容でございます。焼却炉の建設にあたって随意契約で決めたためその処理をめぐって審議会に100条委員会が設置された経緯がある施設でございます。研修を終えて感じたこととございますけれども、焼却方式の1つの方式として実際の現場を確認することができた。啓発プラザは補助対象の建物であるが有効に活用されているかどうか疑問を感じたとこんな点でございます。

続きまして2番目の視察先でございます。木質バイオマスの活用ということで間伐材などの森林資源を活用した発電施設の先進地を視察し、木質バイオマスエネルギー利用の実態を検証するところといった目的で視察を行いました。視察先については白川町でございまして「森の発電所白川町東濃ヒノキ製品流通協同組合」こちらの方を視察をさせていただきました。概要としては間伐材のほか製材屑、おが屑、建築廃材、それからまあ木の根っこ、それから流木など、木屑を燃料とし粉碎機でチップを作り、これを燃料として蒸気ボイラーで蒸気を作り発電をするという内容でございます、蒸気ボイラーについては7.5トン、時間当たりの蒸気ボイラーが設置をされておりました。発生した蒸気のうち約6トンが蒸気タービン発電機に送られ発電をするという内容でございます、発電機については出力が600キロワット、400キロワット分は構内利用、残りは売却というような内容で計画されたそうであります。蒸気の一部についてはこの製品の乾燥をさせる木材乾燥に利用されるということでございます。実績といたしましては600キロワットのうちフル稼働いたしますとやはりその炉の傷みが出るというようなこともありまして、現在500キロワットの出力で24時間運転を行っているという内容でございます。木質バイオ燃料の入手の困難さと耐火レンガの取り換え等のメンテナンスコストを考慮してこの発電

を行っているという内容でございます。最高時には年間340万キロワットでございましたが、現在300万キロワットで運営しているという内容でございます。売電と廃材等の受け入れ、製品の乾燥全体で採算を取っているということで、売電だけではとても無理だという内容でございます。それからまあこの組合については材を販売しているわけでありまして、まあこういった全体の環境からエコ製品としての宣伝効果があったというような効果があったというふうに報告をいただいております。その他、運転の留意事項としてはこの時間当たり10トンの軟水、これが確保が必要であるという内容でございます。それから残灰の処理についてはこの施設では年間10,000,000程、山口県宇部市に送りセメントの材料としているという内容でございます。これはこちらの方が埋め立てより安いという内容だそうです。間伐材の採算についてはトン7,500円位の採算でない間伐材の採算は取れないというわけでありまして、ここは時たま間伐材を製品としても利用しながら、また燃料としても使用しているという内容でございます。燃料の確保としては木屑ボイラーの普及による木屑の減、こういったことが最近ありまして、それからもう一つは近隣の施設増によりまして燃料の確保が非常に難しくなっているのが現実であるということでございます。採算規模については5,000キロワットといわれているが、このためには300立米/日の森林伐採が必要となるということで、この材を乾燥させてボイラーに入れるには約3ヶ月かかると、そういったことを想定すると相当規模の貯木が必要になるということございまして、私どもも間伐材の貯木の現場を見たわけでございますけれども、相当のボリュームのものが、これが1週間分だよということでありました。これはまあトラックに換算いたしますと毎日50台前後の燃料輸送トラックがですね往復するような施設でない採算が取れないとこんななお話でございました。この場所ではないわけですが、全国で20箇所程の計画があり、長野県内でもこの我々を除いてまだ8回程視察の申し込みがあるという内容でございますが、まあこの説明いただいた方によりまして、まあその燃料の問題その他において、発電を主目的とする施設についてはその大半が断念をするのではないだろうかこんな見方をしておりました。今年は国内の製紙業の減産、住宅建築の増による解体の増、公共施設の増で根屑などが出ておりまして材は燃料についてはだいぶ今年を出ているという内容でございます。研修を終えて感じたことでございますけれども、目的で売電採算をとるとした場合については説明してくれた渡辺専務理事は否定的でございまして、この内容については慎重に検討する必要があるというふうに感じたところであります。

それから3点目でございます。視察目的は消防・救急デジタル無線の現状でございます。国によりまして消防・救急無線のアナログからデジタル化への移行が推進されておりまして、実証実験が行われ2年が経過した消防本部の状況を視察をいたしました。視察先としては岐阜県消防本部であります。これはお隣の瑞穂市消防事務委託を含めまして47万人、231平方キロの管轄をしている消防署でございます。平成23年4月に消防・救急無線デジタル化運用開始を行っております。国によりまして実証実験の対象施設でございまして、いわゆる無線のデジタル化でございます。規模については基地局が3、車載が79台、可搬型無線機が16台これは5キロワット、それから携帯用無線機1キロワットのものが36台、その他消防車には消防団の車両を含め受令機が60台設置をされておりました。それから諸用の受令機が15台というような規模でございました。検証結果でございますが、

アナログとの違いでございますけれども、山陰それからビル陰があるがアナログとの大差はないということでございます。それから秘匿性、まあアナログの場合には無線傍受が比較的可能でありまして秘匿性が少ないというふうに言われておりますけれども、これについてはこのデジタルの方が秘匿性に優れておりまして個人情報保護の利点、そういった利点では優れているという内容でございます。それからその代わり費用が高額であり修理に時間も要するとこんなような欠点もあるようであります。運用後の留意事項としては若干スイッチを入れてから音声の発生まで一呼吸おかないとまあ通常の送受信ができないということでございますが、住民からの119番通報これについてはアナログとは変わりがないと、音声は明瞭でありデータ通信を利用するアプリケーションの試験結果についてもこれは通常の通信と同じ状態で行えるということでございます。現在この本部ではこのデータ通信については鎮火情報40文字以内、まあこれを行っているという内容でございます。それからやはり不感帯は出てしまうということで、それについてはMCAの無線機等に対応しているという内容でございます。携帯無線機は現場で200メートルの範囲内で相互受信に使えるということでございます。研修を終えてでございますけれども、今まで消防無線として使用してきたアナログによる周波数の使用期限が平成28年5月31日までであり、デジタル化の移行はせざるを得ない状態であります。上伊那広域消防本部（仮称）で計画しているデジタル化について今までとほぼ同じ運用が可能であることを確認をしております。なお、これのデジタル化とは別にこの消防本部では119番通報時の位置情報通知システムの運用が開始されておりまして、まあこれは119番の通報があると地図上にその通報者の位置が示されるという内容でございます。まああの携帯電話、iP電話のうち050の電話番号で始まる電話サービスこれを除いたものについてはそういった位置確認できるという仕組みでありまして、実際にその場で運用を我々も実験をさせていただきまして見てまいりました。以上、報告を終わります。

議 長

次に議会広報委員会からお願いいたします。

中村議会広報委員長。

議会広報

委員長

議会広報委員会の研修報告をいたします。議会広報委員会では10月3日、4日と山梨県昭和町視察と同県身延町広報コンサルタント深沢徹先生のクリニックを受けてまいりました。昭和町は標高262メートル、面積9.14平方キロ、世帯数は7,827、人口18,700人と当町に比べ面積は8分の1、人口は倍以上、商工業が主な産業ということでしょうか、人口も年々増加傾向と恵まれた経済状況であります。広報では平成23年度全国最優秀賞を受賞してから毎年上位に輝いております。議会だよりの特徴として議会クイズ、議会モニター通信、昭和町に住んでみては、など町民との距離感を解消できるように配慮をしております。また山梨学院大学との懇談会を開催しており、特徴ある議会内容は大変参考になりました。編集作業において当委員会と大きく違うのは事務局や専門家の関わりが多く、委員会は主に文書編集のみのようなものでした。当町のように全ての編集構成をしている委員会は少ないようで、委員会のやるべき作業については今後の検討課題に感じました。次に委員会構成替え時に実施している深沢先生のクリニックでは、先生からは冒頭で、飯島の議会だよりは昨年第27回町村議会広報全国コンクールで上位3分の1以上のAクラスに位置しており、長野県参加の中では最も高い評価を得ました。また

6 2号では内容、技術ともに着実な成果を上げられていることを確信し大変に嬉しく思っておりますとの評価をいただくことができました。これはひとえに代々の委員会の努力のたまものと感動を覚えました。飯島議会だより6 2号を基にした指導では、表紙の写真は力動感もあり全体構成もよい。主な5つのアドバイスにおいては、見出しでは意欲が湧く見出しを、重要性の低いものは掲載はなくてもよいのでは、一般質問は大変に優れた記事、写真選択、配置も適切ですが、トップ見出しが全部横パターンはやや単調であり変化をつけてはどうか、表記では「べき」は「べきだ」の終止形に、軍隊用語の「何名」ではなく「何人」に、全体的に立派な出来栄であるがもう少し遊び心もあったらよいのではないかと、その他編集委員会は常任委員会にしてはどうか、など広報の隅々のチェック、また活発な質問にも丁寧にご指導をいただき大変充実した研修会となりました。この視察研修内容を今後の広報活動に活かしてまいりたいと思います。以上、報告といたします。

議長 各委員会におかれましては視察研修大変ご苦勞様でございました。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

先程申し上げましたとおり、去る9日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情の審議につきましては各委員長よりそれぞれ委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論採決をしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。はじめに総務産業委員長からの報告を求めます。北沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長

それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会の審査報告を申し上げます。12月9日の本会議において当委員会に付託された案件を審査するため、12月13日、本委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました25陳情第13号「陳情書」について、提出者は本郷区長、千村芳朗氏であり、参考人として同氏並びに本郷区議会議員の皆さんの出席を願い現地踏査の上、審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な意見について申し上げます。地元としては切実な問題が陳情されている。議会が採択しても実施は町であることを理解いただいた中で対応を願いたい。通学路については早く行うことが必要。何かあってからでは遅いので取り組むべき。財政上の関連は問われるが議会が受けた以上は概算の見積りを求めることも必要。出来るところから実施することが必要だが本郷公民館西側道路砂防工事は支障木の伐採など緊急予防措置は早急に行うべき。なお採択にあたり討論全体のまとめとして要望事項についてはいずれも切実な課題であり、町当局におかれては地元との懇談を十分行い解決の方向に向けて、すぐ出来なくても当面の代替対応や地元を交えての懇談の中から解決に向けた将来の展望を示すべきである、との集約に至りました。

続いて次に25陳情第15号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」の審査結果についてご報告を申し上げます。本陳情の提出者は上伊那医療生活協同組合代表者、小林伸陽

氏であり、参考人として上伊那医療生活協同組合支部運営委員、安心まちづくり委員、高坂重富氏の出席を願い説明を求め審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な意見について申し上げます。不採択すべきものとしての意見は、陳情者の願意は国会で審議中の特定秘密の保護に関する法律を制定しないことを求めるものであり、すでに成立しているので不採択とし、法律の内容については違うところで行うべき。特定秘密保護法は必要と考えるが不安なところもある。本陳情は不採択とし別の意見書を出すのがよい。我が国を取り巻く安全環境が厳しさを増している中で情報の保護能力は西欧先進国に比べて遅れている。外国や国際機関から情報の提供を受けるまでの信頼が築けていない。特定秘密保護法は国民の安全や国益を絶対に漏れないようにするものとするとともに、国内外から情報を入手し政府の安全保障や外交政策に役立てるものが目的であり法の制定を支持する。陳情書にある事項については第三者機関の設置などされるとしており、この法律は情報管理のあり方について政府を制限する法律であり国民の権利を制限する治安維持法とは法の目的が全く違う内容であり、陳情条項には該当しないので不採択が適当である。採択すべきものとしての意見でございますが、陳情書の趣旨は制定しないことを求めるもので、成立した以上は廃止を陳情していると解するべきであり、そのうえでこの法律は不備がある。秘密事項の指定と解除が恣意的に行われ、且つ国民には何が秘密であるか明示されない。罪刑法定主義に反する。国民の主権を侵害する。制定の過程が議会制民主主義に大きく外れている。とりわけこの法律が必要である前提は、これまでの法律で取り締まれないことがあるということであり、このことが説明されていない。この前提が崩れている以上、特定秘密保護法は制定されるべきではないので本陳情を採択すべきである。以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

9番

三浦議員

それでは委員長にお聞きをいたします。秘密保護法の成立前にこの陳情は出されました。参考人が来て説明をしていただいたということですので、参考人の説明の中ではこの秘密保護法反対の理由について、またもしくは成立後成立してしまったのでどういうふうに望んでいるかとか、そういったことがどのように説明をされたのかお聞きをしたいと思えます。

総務産業

委員長

説明者でございますけれども、まあ1つは法律が制定されたので元々この法律には反対でございますので、いわゆる廃止について継続して考えていただきたいという内容でございました。

議長 他にございませんか。

2番

坂本議員

この法律は新聞それからジャーナリストなど多くの方たちの反対の中の意見が出されていましてけれども、その国民の多くの人たちがそういう状況であるということに対する議論はなされませんでしたか。

総務産業

委員長

先程の主な意見で申し上げた通りであります。なおこの陳情の趣旨につきましては国会開会中の審査において法律の制定をしないことを求める陳情でありましたので、その趣旨

に沿って審査を行いました。

議長 他にありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。北沢総務産業委員長、自席へお戻り下さい。次に社会文教委員長からの報告を求めます。  
竹沢社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審議するため、12月13日、本委員会を開催いたしました。去る12月9日の本会議において本委員会に付託されました25陳情第17号「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書」について、公益社団法人認知症の人と家族の会長野県支部代表、伝田景光氏より提出がありました。参考人として同公益社団法人認知症の人と家族の会長野県支部事務局の関靖氏の出席を求め説明を願いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見について申し上げます。まず、要介護の人と要支援1・2は一緒に介護保険の恩恵を受けている、市町村事業になりますとサービスが低下し介護度が上がる、市町村の事務が煩雑で財政負担が増える、本来は国が社会保障制度として行うべきだ。次に飯島町では要支援1・2は増えており現在163人いる、町事業となると財政負担も多くなる、町内に民間の介護施設も増えている中、国が後退することなく制度を維持してほしい。また在宅で介護を受けるのが究極の目標である。市町村事業にするとサービスの差が生じ市町村移行には反対である。などの意見でありました。

次に25陳情第16号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書」について、上伊那医療生協、小林伸陽氏より提出がありました。参考人として同上伊那医療生協常務理事、下平まち子氏と理事、三沢澄子氏の出席を求め説明願いました。内容を慎重に審議した結果お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審議の過程で出された主な意見につきましては、まず反対意見として、社会保障の財源が限られている、生活保護制度も多少の犠牲をお願いしたい、生活扶助基準引き下げはやむを得ないので本陳情は不採択すべきである。次に賛成意見として、生活扶助基準を引き下げるのは国保税の減免基準、住民税の引き上げ基準、介護保険料と利用料、保育料、最低賃金、就学援助制度などに影響する。生活保護は憲法25条の権利であり安心して文化的な暮らしができることを望み賛成とする。また生活保護制度の生活扶助基準を今年の8月に引き下げた、これを受け各種団体が見直しを求めており国への不服審査請求や要請を行っている、消費税も8%に導入されるわけで採択すべきである。更に政府は生活保護を一方で削り、もう一方でインフレターゲットを進めている。生活保護の不正受給を浮き彫りにしているが本質は一番苦しい生活をしている人を見つめていく生活保護制度が成立をして大切であり弱者を守るため採択に賛成である。などの意見でございました。以上、社会文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢社会文教委員長自席へお戻り下さ

い。

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに討論・採決を行います。  
初めに25陳情第13号「陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから25陳情第13号「陳情書」について採決いたします。  
お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って25陳情第13号は採択することに決定しました。

議長 次に25陳情第15号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

5番 浜田議員 手元に配布されました請願・陳情報告書の内容でありますけれども、審査の過程の数字はですね賛成が4、反対が1と記述されております。で、委員会の結果は不採択というふうになっております。これは文書として非常に矛盾したものでありますので、討論の前にこの訂正を求めるものであります。

議長 ただいま浜田議員から提出されました25陳情第15号議案に反対する動議ついて、これを議題とすることに賛成の方は挙手を願います。  
(賛成者挙手)

議長 賛成者がいますので飯島町議会会議規則第15条の規定によりこれを議題とすること決定しました。

議長 ここで暫時休憩といたします。  
(暫時休憩)

議長 北沢委員長。

議長 あの解釈をちょっと間違えておりまして申し訳ございません。これについては本会議再開後、私の方で陳謝申し上げて訂正をお願いしたいと思っております。

議長 それでは会議を再開いたします。  
北沢委員長。

総務産業委員長 12月13日付の請願・陳情審査報告書、総務産業委員会の常任委員会の審査報告書の内容について陳謝申し上げながら一部訂正を申し上げたい、お願いしたいと思います。25陳情第15号平成25年12月9日「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」、この審査経過の賛成・反対の部分でございますけれども、解釈をちょっと間違えておりまして、この賛成4、反対1、これの訂正をお願いしたいと思います。この本制定に反対する陳情書、この部分でありますけれども、反対する陳情書でありますのでこの陳情書の採択については反対が4、賛成が1ということで訂正をお願いしたいと思います。大変申し

訳ありませんでした。

議 長 他にございませんか。  
討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから25陳情第15号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」について採決します。お諮りします。

9番  
三浦議員 ただいまの討論というのはあの動議についての話だと思っていましたが、いまあの特定秘密保護法についての制定に対する陳情書そのものに対しての討論はまだなされ、動議が出たためになされていないというふうに私は、これからそれがあると思いましたがそうではないのでしょうか。

議 長 三浦議員に申し上げます。議長は「討論はありませんか」という発言をいたしました。それで「なし」というご意見がありましたので打ち切りました。

議 長 それでは暫時休憩とします。  
議会運営委員会を開催しますので別室へお集まりください。議会運営委員会委員は、  
(暫時休憩)

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。  
議会運営委員長の発言を求めます。  
久保島議会運営委員長。

議会運営  
委員長 ただいまの議会運営につきまして協議につきましてご説明をいたします。議長はこの25陳情第15号に対して討論はないかというふうにとったわけですが、議員の中に先ほどの報告書の記載誤りの訂正に対する討論と解釈した人がいるようでございます。従いまして議長の特段の判断によりまして元に戻し、この25陳情第15号の討論から再開いたします。そのように決定いたしましたのでよろしく願いいたします。

議 長 それでは会議を再開いたします。  
25陳情第15号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」について討論を行います。  
討論はありませんか。

9番  
三浦議員 それでは「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」について賛成の立場で討論をいたします。12月6日の夜、参議院本会議で特定秘密保護法は自民・公明両党の賛成多数で可決成立をいたしました。その過程は到底納得できるものではありませんでした。11月26日衆議院本会議に緊急上程をし、自民、公明、みんなの党などの賛成多数で可決、12月5日参議院国家安全保障特別委員会では野党側の猛抗議の中で委員長の声も聞こえず、議事録にも記載がないという極めて異常な状況で自民、公明両党による審議打ち切り、強行採決が行われ可決、翌日の夜には参議院本会議でまたもや強引に可決をしてしまいました。国民の8割の反対、慎重審議すべきとの世論と抗議の声を無視した、また信毎等各紙が連日反対する各界の声明など危惧の声、記事も連日のように出ております。この中で国民の代弁者であるべき国会議員の姿は国民を欺く偽善者そのものの姿だったと私はみま

した。今は強行採決などへの批判、一般市民のデモをテロ呼ばわりするなど、一連の石破自民党幹事長発言から特定秘密保護法が一般国民も取り締まる思想、信条、知る権利を奪う危険な法律との認識が更に強まっております。法律成立後も日に日にその危機的状況に各界から反対声明や法律撤廃に賛同の声が上がっているのは紛れもない事実であります。一般問題になるのは何が秘密かも秘密になるということであります。一般国民への影響はないといいますが、すでに情報が秘密とされたために一般国民から犠牲者が出ています。例をあげれば福島原発爆発直後に放射能拡散予想システムは稼働しており、情報が開示されれば住民は安全な方角に避難でき被ばくを免れたと言われております。また自衛隊訓練での心身に疑問を持った自衛隊員の家族が起こした裁判は、情報公開を求めた資料は黒塗りで、理由はわが国の安全を害するというものでした。当議会でも反対の意見書を提出したオスプレイの飛行訓練区域には長野県も入っております。日米両政府が新潟、群馬での来年2月から3月の共同演習を調整しているとのニュースが秘密保護法成立と合わせるように出てまいりました。法律が施行されれば長野県内この伊那谷でオスプレイの演習が計画されても知ることができません。知ろうとすれば犯罪、当然マスコミの取材も犯罪となり懲罰の対象となります。戦前戦中の体験をした人たちからは当時の治安維持法と同じ、もっと酷いものとの声も聞きます。12月12日信毎の報道に国民を監視する組織犯罪処罰法を改正し、共謀罪の新設を検討するとの報道がありました。これが秘密保護法の本質であり国民の思想・信条の自由を奪う恐ろしい法律です。平和憲法を戦争のできる憲法に変えることを掲げている安倍政権の強引な手法で成立した特定秘密保護法は、戦争ができる国へと向かう危険極まりない憲法蹂躪の法律であり到底認められません。直ちに撤廃すべきです。国民の基本的な人権、生存権よりも重たいものはありません。日本国憲法は政府が国民を欺き暴走し日本国民とアジアの多くの人々の命を奪った戦争の反省の上に、二度と戦争はしないと宣言したもので、国民が主権者であり政府の暴走を縛るためにあります。陳情は法律成立前に提出されたものでありますが、成立後であっても現状からみて私は採択すべきであると主張をいたします。反対を撤廃に置き換えることに何ら問題はないと思います。若者や子どもたちの未来がかかっています。正しい目で特定秘密保護法の本質を見抜き住民の声を国政に届けることが飯島町議会のすべきことであり、私は飯島町議会として将来に禍根を残さないよう望むものです。陳情を採択し特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を飯島町議会の総意で提出することを望みます。以上、申し述べまして賛成討論といたします。

議 長 反対討論はありませんか。

6番  
久保島議員 ただいまの三浦議員の発言からも分かるように、恐れがある、懸念がある、そういう心配があるという全く根拠のない意見が多いわけですが、マスコミも自分の取材が制限されるというふうには言っておりますが全くそんなことはない。よく法案を読んでいただければ分かるわけですが、何の心配もない法案、また国際社会において守るべき秘密は必ずあるわけですが、そのことによって国家の安全、国民の生命財産を守っていくということが盛られている。まあ限定される公務員に対する厳罰処置において守らなければならない秘密を守っていかうという姿勢であり、なんら一般国民を束縛したり阻害したり発言の自由を奪ったりするものでは決してありません。従いまして必要欠くべ



からざるこの法律は必ず制定すべきものであるというふうに思います。従いまして、この制定に反対する陳情については不採択適当であるというふうに認識いたしております。

議長 他に討論ありませんか。

2番

坂本議員

私はあの賛成の立場で討論いたします。先程言われました、この法律は公務員というふうなことをおっしゃっておりますけれども、それを確実に明示したような、現法律の中では明示してはおりません。これは一般人から公務員全てに係るものと私は解釈しております。また世界では情報においては開示する方向にあります。開示をして国の情報は国民のものという考えの中、軍備においても情報を開示しながら世界各国が戦争回避に向けて努力しています。また総理が言う他国並みの秘密保全体制が必要だと言っておりますけれども、憲法で戦争放棄を定めていない国、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスなどはスパイ罪や公務員による秘密の漏えいに対する処罰はどこの国でも抑えた内容となっておりますが、日本におきましては非常に即それが異議申し立ての手続きも明記されない中、処罰されるような内容の明記となっております。また本人だけではなく第三者のそそのかしやほう助も処罰が定められている点で、アメリカと際違った相違があると思います。よってこの秘密保護法制定に反対することに賛成するものです。

議長 他に討論ありませんか。

5番

浜田議員

この請願を採択すべきものとの立場から、陳情ですね、討論いたします。大きく3項目9項に亘って申し上げます。私はこの議論について常任委員会の審議でも申し上げました。しかし残念ながら私の認識している限り、私が指摘したことに対して正面からの反論はいただけなかったように思います。今日の会議は本会議であります。当然ここでの議論の過程は公開されるものであります。従いましてこの飯島町議会が秘密保護法に対して賛成・反対の立場からそれぞれどのような討論が行われたのか、これはきちんと記録され、正しい議論が行われて公表されることを心から希望するものであります。ではまず第1点、この法律の内容が著しく不備であるということがこの法律に反対する最初の理由であります。まずこの立法の必要性が説明されていません。日本はスパイ天国である、あるいは今の東北アジアの様々な緊張を考えれば秘密の漏えいに対する様々な措置が必要である、こういった極めて一般的な議論が行われていますけれども、当然のことながら国家はある程度の機密を保持することはあることも私も承知しております。しかしそれを取り締まるための法律は十分に今までも準備されています。もちろん罰則を伴う法律であります。国家公務員法、地方公務員法、独立行政法人法、それから中小企業に関しても、探偵業についてもですね、あるいは通信の傍受に対しても罰則を伴う秘密はあります。で、この特定秘密保護法によってのみ取り締まられるような事案がこれまであったのか。これについては安倍総理も森担当大臣も一言も説明出来ていません。この2人が説明したのは過去15年間において5件の秘密漏えい事件があった、しかし現実にはその中で有罪になったのは1件だけであります。それも現行の法律で取り締まれる範囲であると。従いましてこの秘密保護法によってのみ取り締まれる犯罪とは一体何なのか。これについてこれまで説明されたことは1回もなかったこと、このことを私は指摘しておきたいと思っております。これが必要であるというふうに主張される方は、どういう場合に既存の法律で取り締まられず、どうい

う場合にこの秘密保護法で取り締まられるのか是非例示を挙げていただきたい、このように考えます。

それから2点目、秘密事項の指定と解除は極めて恣意的であって、しかもその秘密の内容は国民に明示されない。これは条項のどの項目をもってみてもですね明示されるという記述はありません。非常に異常な法律であります。アメリカの法律においては秘密規程をする場合には、担当の大臣がですねその秘密が必要である理由、それからそれがどのような問題を引き起こすか、こういったことをすべて文書にしたためて管理する、こういうことになっております。それから公文書の担当者がその文書の管理を行う、こういうことが担保されているわけですが、日本のこの秘密保護法については一切そういった規定がない。これが2番目であります。

それから3番目が罪刑法定主義に反するということでもあります。罪刑法定主義というのは言うまでもなく、国民はあらかじめ定められた法律に違反したことによってですね裁判にかけられる、こういうことでもあります。ところが秘密保護法の場合には秘密保護の規定の内容を明示するルールがありませんから、我々が如何なるものが秘密であるかということを知る機会がありません。にも関わらずそれに違反すれば逮捕される、こういう極めて異常な法律であります。これは日本の立件主義の下で行われてきた罪刑法定主義とは決して相容れない法律だというふうに思います。つまり以上まとめましたように3点、この法律の内容が法としても極めて不備である、これが大きな第1点であります。

それから第2番目、国民の主権を侵害する法律であるということでもあります。まず国民主権というのは国民に十分な情報が提供されて初めて主権を行使することができるわけがあります。それに対して、放射能問題も先程同僚議員から出されましたけれども、我々が知る必要がある問題が十分に伝えられてこそ日本の国民が主権を行使することができる、その機会が大きく損なわれるということでもあります。この秘密保護法はとかく説明される場合には国を守るために必要な事項が漏れるからと、これが常に例示として挙げられていますけれども、その逆の場合はほとんど議論がされていないように私は思います。一番端的に現れたのは福島原発の時でありました。このとき日本の衛星は上空からの写真を撮影していました。ところがこれは秘密事項であるということで国民に知らされず、原発事故の終息に対して大きな障害になりました。つまり我々が知るべき情報がですね開示されていなかったわけです。その代わりに経済産業省は民間衛星から買った画像を東京電力に配布するとまあこんなことをやったわけであります。本来国民を守るべき情報が開示されなかった。これのこと要するに全く逆の場合についてこの法律についてはですね何らかの措置も持っていないとこのように考えます。それから3番目、国民主権の3番目でありますけれども、この秘密保護法は第5章において秘密保持者の適正評価という条項を設けています。これは秘密保持者と指定されるとその家族関係あるいは飲酒癖、こういった個人情報すべて収集されなければいけない、およそプライバシーの保護とは相容れないような条項が5章の数項目に亘って盛り込まれている。大変危険な法律であるというふうに考えます。

大きな3番目、この秘密保護法の制定の過程が、そのものが議会制民主主義と真っ向から対立するようなやり方で進められてきたということでもあります。この保護法の成立前、1年前には衆議院選挙が行われました。それから7月には参議院選挙が行われました。与

党はこの選挙公約の中で秘密保護法については一切触れていませんでした。およそ立件主義の下で自らの思想を隠して選挙を行う程恥ずべきことはないとは私は考えております。なぜこれを堂々と掲げて選挙に臨むことができなかつたのか。ここにまず制定過程の大きな問題があると考えます。2番目、福島で公聴会が行われました。この公聴会においては自民党推薦の参考人も含めて慎重な審議を求めました。しかしにも関わらずその翌日、衆議院においては強行採決が行われました。民意を聞くふりをしながらそれを一切本会議の中に反映する思想を持たない、これが一体、議会制民主主義なのか、大きな疑問を感じざるを得ません。そして3番目、審議を重ねるために慎重審議を求める世論は増加していました。これはありとあらゆるマスコミや何かの調査結果を見れば明らかであります。つまり審議によってですね国民の理解はますます得られなくなっていくた、これが実際の経過ではないでしょうか。で、もし本当に必要なことであるならば継続審議をしてもこの法律を成案にする、これが政府のとるべき措置だったのではないのでしょうか。結局のところ国民の大きな合意を得ることなく強行審議、途中で審議打ち切りという形で成立させたこの法律はですね、もし日本が国を守るというのであれば国民の大きな合意を形成をなしには守れないわけであります。一編の法律で国を守ることはできないと思います。その大きな国民の合意形成を実現出来ないような政府がどうして日本の国を守ることができるのか。ここに秘密保護法の本来の国を守る思想とはかけ離れた実態があるのではないかと、こんなふうに考えます。従いましてこの秘密保護法は直ちに撤廃、この思想に基づいた意見書の採択を強く求めるものであります。

議長

反対討論はありませんか。

(声なし)

議長

討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから25陳情第15号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」について採決いたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立少数です。従って25陳情第15号は不採択とすることに決定しました。

議長

次に25陳情第16号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

4番

中村議員

私はこの生活保護制度の生活扶助基準引き下げ見直しを求める陳情に対し反対討論をいたします。5年毎に行われる生活保護の生活扶助基準などの見直しの時期にこの25年度はあたっております。生活保護費のうち生活費に相当する生活扶助と一般低所得者世帯の消費支出を比較し、その水準の特性化を図ります。現在、生活保護受給の高齢者世帯では

低所得者世帯の生活水準を下回り、子どもがいる多人数世帯ほど生活保護が上回る傾向が認められています。この逆転現象の解消とこれまでの物価下落分を反映し、扶助基準の適正化を行うことになるというもので、この見直しはあくまでも保護費の削減ありきではないということであります。現在問題となっている不正受給対策の厳格化や自立、就労支援の強化とセットで行われ、また生活保護の受給に至る直前の方を含む生活困窮者を支え支援するための法整備でもあるため、この陳情の採択に反対といたします。

議長

9番

三浦議員

賛成討論はありませんか。

私はこの陳情、生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。先日私一般質問でも行いましたけれども、この生活扶助基準が引き下げられることによりまして、生活保護世帯だけではなくこの生活保護基準が基準とされる国保税やまた住民税、就学援助、保育料、また高額医療費など様々な分野において最低基準が基準とされて算定されますので、課税される、また保育料が増える、また場合によっては利用が制限されるなど様々な問題が起きてまいります。私はこのような生活扶助基準の引き下げには断固反対するものであり、この陳情に対して賛成をするものです。

議長

2番

坂本議員

他に討論はありませんか。

賛成の立場で討論いたします。今、町内では平成23年度15世帯、平成24年度11世帯、今年度12世帯の17人ということで、当町の町的生活困窮者の方たちはそれぞれ60歳を超えた方たちが多く、また高齢者の方や療育手帳などを持っておられる方が4人程おられ、決してテレビで言われているような不正受給者とは無縁な方たちで、皆様日々の生活を切り詰める中、生活しておられます。またこのような年齢だとこの生活保護から抜け出し一般生活に戻られた方はおられないと聞いております。またこういう状況に陥った方々はなかなかあの仕事に戻ることが出来なく、生活保護の状況が長く続いておるのが実態であります。よってあの生活保護基準を引き下げるとは非常にこういった方たちにも影響を与えてきます。また消費税8%という来年度からのことが決定されております。そういう中で引き下げはあの非常に厳しいものとなっておりますので、引き下げの見直しを求める陳情書を採択していただきたいと思っております。

議長

1番

北沢議員

他にありませんか。

私はこの陳情書に反対する立場で発言をいたしたいと思っております。まああの生活保護制度というのは我々の生活の最低の生活を保障する制度でありまして、これはなくてはならない制度であることは認識をいたしております。まああのどこにその最低レベルの線を引くかということについては非常に難しい問題があるかと思っております。まあこれは1つ考えれば年金を受給しながら生活している方の中にも、生活保護ぎりぎりの方もいらっしゃると思いますので、どこで線を引くかということについては、先程申し上げましたように非常に難しい部分がございます。ただ年金制度がこれでもし切り詰められていくとすれば生活保護という部分と逆転することも考えられますし、この生活保護は適正に判断をして行われるべきものというふうに考えております。ただもう1つ言えば、生活保護基準は本当に食べる

まあ最低限度の生命を維持する、まあこの部分にプラスα人間らしい生活を加味したものでありますので、例えば義理とかそういったものについてはこの生活扶助の中にはないわけでありまして、地域社会がそういったものに対する理解をしていく、こういったことが是非必要ではないかというふうに考えるところであります。そういったものしながら生活保護基準については適正に運用されるべきものと。それからもう1つは、確かに国の制度の中において保育料だとか要保護、準要保護の学校の支援、こういったものがそういった方向で示されることは事実でありますけれども、最終的にそれらを決めるのは今、国の法律ではなくて市町村であります。要保護についても市町村の要綱によってそのいわゆる基準を定めて決めていると。保育料についても然りである。まあ従って今言われているその直接影響のある部分、それらについては今後町の政策によってその部分が決まっていくということですので、この生活保護基準が必ずしもそこに影響するという事は断言できないと思います。従って現況下では適正にこれが現在の生活レベルとして判断されたものというふうに解しまして、私は現在の生活保護基準をまあ皆が温かく見守る、そういったことによってカバー出来るんじゃないかというふうに考えます。

議長  
5番  
浜田議員

他にありませんか。

この陳情を採択すべき賛成の立場から討論いたします。生活保護は食べれるぎりぎりプラスαというのは私にとっては非常に目新しい初耳に近い解釈であります。憲法25条の保障するところによれば、人間らしい生活を営む全てのことが盛り込まなければいけないんだというふうに考えております。今から10数年前、規制緩和の大合唱が行われた時がありました。その時に様々な規制緩和の中で社会から落ちこぼれる人たちが出てくる、こういう世論の不安に対して政府はどういう答えを言ったかという、セーフティネットを強化するから大丈夫だと、まあこういう話だったわけでありまして。しかしそのセーフティネットを強化するという一方で、例えば派遣労働が次々に緩和され、それから最低賃金も引き下げられたまま、つまりバックグラウンドとなる生活レベル全体が低下をしているのが日本の現状ではないでしょうか。現実にはセーフティネットの強化は行われてきませんでした。で今たまたま社会全体が落ち込んだところを基準にして生活保護のレベルを決める、これは全く逆転した現象であって、本来、正さなければならぬのはOECDの国々からみても最低限の時間給、最低賃金法、あるいはOECDの各国からみても一番低位に属する日本の雇用規制、こういったところを直すことが優先であって、そのマイナスのところを基準に生活保護を考えるとこのほど逆転した発想はないと思います。そういった意味でこの陳情を採択すべき、このように考えます。

議長  
10番  
折山議員

他にありませんか。

私もこの陳情を採択すべき立場から発言をさせていただきます。ちょっとあの議論に誤解がある部分があるかと思っております。この今回のこの引き下げをしようという背景の1つに消費者物価指数これがまあ下落していると、だからまあその部分を見直そうということがひとつ背景にあったかと思っております。ところが中身を見ていきますと、いわゆる生活保護世帯の消費動向というものがあります。それに合わせて一般の世帯とその動向に合わせて物価指数を比較していくわけで、全品目ではなくて生活保護世帯に関わる品目に絞り込ん

でいくとって、そのいわゆる指数を比較してみたところが差があるから今回改定しようというふうな背景があるんですが、中身を見ますとですね、簡単に言うとここ3年間電化製品というものは7割近く下落しているんです。で、要はそういうものが生活保護世帯の消費動向の中に品目として含まれている結果、かなり過大な、下げているという消費物価指数の低下があるという厚生労働省の数字に基づいての今回の削減が1つあるということで、デスクトップパソコンだ、これは74%の下落なんですね。今回のその下がる率の中にこういったものが背景になっておりまして、物価下落率のトップ10は全部電化製品なんです。あるいは教養娯楽に関わるものなんです。で、一方、上昇のトップ10は何かって言いますと、トップ10の中に4つ入っています。これ野菜です。方や食品は値上がりしている傾向にあるわけなんです。で、先程委員長の報告にもありましたが、そういったこれからまあアベノミクスで物価も上がるだろう、周りの人件費もいわゆる給与も上がっていくだろうという状況の中で、方やこういった背景をもとに生活水準を切り捨てていくという動きはこれは正しくないんじゃないかというふうに思います。これが1点。

2つ目は不正受給者がいると、だからその部分でもって、マスコミ報道で先程から議論にありますテレビを通じた報道で多くの方が一般受給者に対して厳しい目を向けるようになりまして。そのことを背景に切り下げる力が大きくなるとすればこれは間違いであります。本来人の生きていく水準というものをどこに定めて、周りの社会状況がこうだからということで上げ下げするではないんですが、取り締まることと本来守らなければいけないことは全く別の視点で捉えていくべきだというふうに考えます。また多くは高齢者、障害者、子どもを養わなければならないのに働けない方たちが、ほとんどが保護世帯なんです。その人たちの生きる権利、生きる水準というものをあまり安易に切り下げてはならないし、今その要因はないというふうに思いますので、この陳情の趣旨に賛成をしてみたいと思います。以上です。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから25陳情第16号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立を願います。

議長

〔賛成者起立〕

お座りください。

起立多数です。従って25陳情第16号は採択することに決定しました。

議長

次に25陳情第17号「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書」について討論を行います。討論はありませんか。

4番

中村議員

私はこの陳情書に対して反対の立場で討論をいたします。この内容を見ますと市町村に全て、要支援者がですね市町村の事業に移管されることによって、財政上や事務上の負担も軽視出来ないと思っております。この辺についてちょっと私もですねこの11月14日に開催

された社会保障審議会介護保険部会の内容を見てみました。そうすると少し違いがあるように思います。ここで懸念されている内容はまず市町村に財源がいくというその考えなんですけれども、実はですね田村大臣が言っていますけれども、これは取材者に対してなんですが、まあ取材者が財源が自治体の方に移管するのではないかということに対して、財源は介護保険から出ますので割合も今現在と全く変わりません。介護保険サービスに関しての支給がなされるということでもあります。ですから今と財源上は変わらないということでございます。また介護予防給付の見直し地域支援事業という項目の中に移管後の事業も介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も現在と変わらないというふうにあります、この陳情内容と違うように思います。また事務上の負担に対してもなんですけれども、事務上の負担も軽減出来るような、国がいくつかですけれども、細かくは申し上げられませんが、大変事務上の費用についてもですね現行よりも見直しを考えて対策を打っております。でもう1点、この要支援の事業が町村の主体によって行われるという方向になるわけですが、これは1次予防事業と2次予防事業、これがですね別々でなくして今度は一体的に出来るという、地域、要するに元気な高齢者と2次予防事業対象を分け隔てなく住民運営の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するというふうにあります、一番あの懸念されているその財源問題、またあの要支援者外しの本質になっているのではないかというふうなことがあります、決してそうではなくして要支援者と一般の人たちがですね一緒に支援というか、受けられるようなそんな、かえってコミュニケーションが深められるような地域の独自性に任されていく、そういうものに拡大していくことになっていくように私は認識いたしました。ですのでこの要望書に対して反対いたします。

議長  
2番  
坂本議員

他にありませんか。

私はこの意見書を採択をして賛成する、提出する立場の賛成に対して意見を述べます。まああの今、中村議員が言われましたが、しかしこれは現在審議中の内容でございますが、この意見書の内容はですね、あの審議の過程の中でこのまあ要支援1・2の部分に関して市町村に移譲するというので、そういうふうになったらとても困るということの、要するにまだ決定はされておませんが、そういう方向性の中でそれをやめてほしいという意見書となりますので、これを上げてまあ市町村の事業に委ねるということをしなくてほしいという、それがはっきり謳われております。それで介護保険というのは本質的に何故できたかという、社会が公的に要介護高齢者の介護生活支援の社会化を目指してやろうという中で介護保険が成立してきましたが、それがまあ初期の段階よりかもどんどん介護者が増える中、お金が掛かるようになりまして、それを社会化してきたことから自助という方向に転換する中でこういう考え方が出てきたと私は思っております。それともう1つはあの先程の市町村の事業に委ねるということになりますと、その市町村の財政の問題が関わってきて、その中で全国一律のサービス、現在行われている全国の一斉のサービスが市町村ごとに違ってくるという可能性も含んだ中での、そういうふうになる可能性もあるということで、そういうふうにしたためにもこの意見書を上げてまああの国がそれを担保していくというふうには私は考えており、この意見書に賛成するものであります。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから25陳情第17号「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。

起立多数です。従って25陳情第17号は採択とすることに決定しました。

議長

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。  
会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を11時20分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時20分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしたとおり、坂本紀子議員、中村明美議員、折山誠議員、三浦寿美子議員から計4件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第4として議題にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って議案4件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長

追加日程第1 発議第9号「国民的議論を踏まえない特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議長

2番 坂本紀子議員

2番

坂本議員

国民的議論を踏まえない特定秘密保護法の廃止を求める意見書の趣旨説明をいたします。政府は先の臨時国会で特定秘密保護法を衆院約46時間、参院約22時間という短い審議時間で12月6日に強行採決しました。この法律は我が国の安全保障に関する防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動の防止、について特定秘密事項を指定するとしています。

しかし過去における公務員の情報漏えい事件は15年間に5件で、そのうち実刑判決になったものは海上自衛隊員の1件で懲戒10ヶ月であり、刑事事件として重大とは必ずしも言えず、この法律の特定秘密に該当するものはこの1件だけと審議中の答弁で総理は答えております。上智大の憲法学教授の高見克則氏は法律の中でもっと秘密の対象範囲を絞り込めるはずなのに、秘密の網を広く張り、国民の知る権利に影響を与えるような法の作り方はおかしいと指摘しております。このように政府が危惧する情報は現行の守秘義務に対する多くの法律で十分守られてきております。例を挙げれば、国家公務員法、地方公務員法、自治体法、弁護士法、司法書士法、刑法の中の秘密を侵す罪、など、通信分野においては郵便法、電気通信事業法、電波法などです。よって早急にこの法律を制定する必要があったのか私には理解できません。この特定秘密保護法では何を秘密に指定するのか今も具体的に示されておらず、80分野、40万件といわれる広域な情報と言われております。マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰される恐れがありマスコミを委縮させます。この法律の第22条では国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮しなければならないとありますが、国民の知る権利を保障するとは明記されておられません。国民にとって不利益なものです。処罰の対象は一般の人から全ての公務員に関わるものなので、国会議員の国政調査権も制限されます。また秘密の取扱者は適正評価の条項で全ての私生活が調査されますので、プライバシーの侵害も起こります。世界の方向は情報開示に動いており、国の情報は国民のものという考えの中、軍備においても情報を開示しながら世界各国が戦争回避に向けて努力しているのが現在です。総理が言う多国籍並みの秘密保全体制が必要だと言っておりますが、憲法で戦争放棄を定めていない国、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスなどはスパイ罪や公務員による秘密の漏えいに対する処罰はどこの国でも抑えた内容となっております。またアメリカは秘密指定対象事項は8項目に類型化し非常に限定的です。そして秘密にしてはいけないものが明示されています。秘密指定する場合はこの秘密の情報が開示されると国家安全保障上どんな損害があり、どんな結果が生じるか記述してから秘密指定する制約があり、日本のように行政機関の長の裁量という曖昧なものではありません。また上院、下院の特別委員会が秘密指定の乱用の審査をしたり、内部からの異議申し立てが奨励されたりしております。日本の秘密保護法は行政機関の長が行った秘密指定は国会をも拘束しておりますし、異議申し立ての手続きも明記されておられません。そして公務員の秘密漏えいについて日本は本人だけでなく、第三者のそそのかしやほう助も処罰が定められている点で、アメリカと際だった相違があります。このように数々の懸念を含むこの法律には日本弁護士連合会、それからマスコミ関係者や出版人、労働組合、また益川敏英、小林よしのり、田原総一郎、白川英樹など3,500人を超える学者の会、また日本婦人団体連合会、外国特派員協会、国際ジャーナリスト連盟、国際ペン、など多くの団体や海外からも反対意見が表明されております。また政府の国会答弁では曖昧な点が多いことはマスコミが指摘しているところです。よって国民の主権に関わる法律を国民的議論を踏まえずに制定したことに抗議し、また法律の内容にも不備な点もあり廃止することを強く求めます。県内では多くの議会から廃止の意見書が出されております。議員各位におかれましては、党派に関わりなく地方議員として住民側に立った思いの中で良心に従って判断していただき、多くの方のご賛同をいただきたいと思っております。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

5番 浜田稔議員。

5番

浜田議員

秘密保護法の基本的な問題点については別の請願書のところで何点か申し上げましたので、別の角度からこの問題について賛成の討論を行いたいと思っております。この法律は日本国内は勿論のこと、海外からも大変危険視されて評価されています。例えばドイツではドイツの雑誌では日本はいよいよ封建時代の国に戻った、こんな論評が載っています。アメリカの代表的なメディアであるワシントンポスト、あるいはニューヨークタイムス、更にはブルームバーグ、これはあのどちらかというところと財界の投資会社の報道でありますけれども、いずれも日本が大変危険な法律を作ろうとしているとこんな危惧を抱いている。まあこんな意味でですね、世界の日本を見る目は非常に閉鎖的かつ秘密主義の国家になりつつあるというまあこんな評価というふうに考えています。これは日本の経済、政治にとってもですね非常に不幸なことであるというふうに思います。それからもう一つは、この法律がですね制定されればこれは日本のアベノミクス自身にも反する流れを生むのではないかというふうに私は考えます。ある現役の官僚があインタビューでこういうことを言っていますけれども、この法律によって日本の官僚は劣化するであろうと。それは何故かと言うとですね、お互いの省庁間の摺り合わせが行われるに際して、それぞれが膨大な機密事項を持っているわけでありますから、腹を割った話合いは当然出来ないわけであります。場合によってはあの敵対する相手を刺すために秘密を暴露したという手段さえ可能なわけであります。秘密の項目はおよそ40万件に上るといふふうに言われておりますから、到底これをですね各省庁が公平に所有することはできないわけで、お互いに地雷原を歩むかのように情報公開しながら様々な事務事業や何かを作り上げなければいけない、こんなような国家体制の下でですね、どれだけ自由な発展的な国家政策が打ち出せるのか、これが疑問の1つであります。更にこういった法律はですね産業も委縮させるでしょう。今日、日本を支えてきたIT産業は多くの通信や何かの秘密事項秘密技術を持っています。それなしには成り立ちません。例えばこの庁内のLANもですね暗号化されています。これが軍事秘密に結びついた場合にはですね、それに関わる技術者たちは当然多かれ少なかれ制約を受けることとなります。まあそういったことも含めて秘密社会、監視社会が産業の発展とどういう関係があるか、これは現在も人工衛星と称してミサイルを打ち上げている国、あるいはですね軍事政権独裁時代であった韓国、台湾、この時代にそれぞれの国々が決して産業的に発展しなかったことを顧みれば明らかです。あの国々が発展したのは独裁政権が倒れ、資本が安心して投資することができ、そして技術者たちがフリーなディスカッションができ、その結果産業を育てる結果であった。ところがこの秘密保護法はそれに真っ向から反対する、世界から見ても唾然とするようなですね密告社会、秘密社会を作り上げることに他ならない。これはアベノミクスそのものを裏切る法律である、まあそんなふうにも考えます。そういったことを付け加えて賛成討論といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

6番  
久保島議員

私はこの意見書の提出に反対するものでございます。特定秘密保護法はですねグローバル社会にあって必要欠くべからざる法律でございます。複雑な世界情勢の変化に対応するために正確で的確な情報収集が必要となってまいります。従って極秘にしなければならない情報を漏えいを防ぐという法律がないと、我が国には明かされない情報があったというふうに聞いております。明かされない情報ですからこれが何であったかはわかりません。その事実を述べよというふうなことをよく言われる方がいらっしゃいますが、それが分からないから困っているということでございます。我が国の国土の安全を確保するために国民の生命財産を守るために守らなければならない秘密、現在も40万件存在しています。これは常識です。いまさら特定秘密が指定されたから増えるわけではありません。何でも知りたがるマスコミに対して行き過ぎた取材を制限するということが織り込まれたことによって、知る権利が侵されると大騒ぎをしています、これは当たり前のことです。卑劣な手段や働きかけによって攻撃される公務員を守っていくというふうな場面もございます。秘密を広げたり拡大するというものではありません。マスコミに踊らされてはいけません。4年3ヶ月前、政権交代が必要だと言ってマスコミが大騒ぎしてどうなったか、その結果は火を見るより明らかです。冷静な判断が必要なところです。身近な例で大変申し訳ないんですが、高坂町長も東京や名古屋に出張され、省庁や出先機関と交渉等をしてきています。しかしその内容について交渉先や調整中のこと、その他ありますので、先方のこともありますから全てを明かすことはありません。それをまた我々は探ろうとも何とか聞きだそうともしません。これは信頼をしてお任せしているからです。やがて結果が出た時には報告があるわけです。まあしかしその中でも多分秘密にしておかなければいけないことには触れないはずでございます。このように身近にもそういったことは存在する。一般社会でもそうです。この話は内緒にしてねっていうことを振れ回っているような人や、嗜好きのいわゆる巷のスズメですね、この人たちには我慢できないかもしれないんですけども、人として守らなければならない秘密はごく普通に存在しているわけです。まして国、ここにおいては防衛や外交に秘密があるのは当たり前のことです。国家の防衛上や外交上の重大な秘密をもし私に明かされたとしたら私は困ります。そんな重大な責任を課せられるわけですから聞かないほうがいいに決まっている。お任せしておく、そのことの方が幸せだと、聞かない方が幸せだということは存在するということです。何でも聞きたがるものじゃない。恐れがある、懸念がある、不安があるということを言い出したらどんな法律だって一緒です。道路交通法だって同じじゃないですか。スピードの出そうな車を買ったからあの人はスピード違反をするに違いないと言って捕まりますか。そんなことはあり得ない。この法律がそんな懸念や不安や恐れで運営されることはまずありません。人のことを疑うことしか出来ない人たちは心配を強調していますけれども、まず信じて任せる、そういう信頼関係の構築、国も国民もお互いに努めてまいりたい、その意味からもこの特定秘密保護法案の廃案には断固反対し制定を求めるものでございます。

9番  
三浦議員

私は国民的議論を踏まえない特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出に賛成をするものです。先程も陳情に対して賛成討論をいたしましたので細かい部分については言いませんけれども、私は戦前、戦中、大変に治安維持法によって多くの一般の市民、また戦争

を反対した皆さんが虐殺され投獄をされたという事実を多くの方から話も聞きますし、いろんな書籍またそうした歴史的な情報によって知っております。今度のこの秘密保護法はまさにそうした内容に盛り込まれているというふうに私は思いますし、先程久保島議員からは反対の討論がありましたけれども、曖昧なこと、また信頼をしるということ自体が今の安倍内閣、この秘密保護法を成立させた安倍内閣に対して私は信頼をしておりません。信頼出来ないところの強行採決、十分な審議もされないで成立をした法律に対して信用出来ないのは当然であります。私はこの法律の廃止を求めて意見書に賛成するものです。

議長  
5番  
浜田議員

他にありませんか。

本意見書に賛成する立場から討論を行います。私はいくつか現在の秘密保護法の問題点を列挙しました。それに対して残念ながらこの議会の場でですね、その1つひとつの項目に対しての反論は私の理解している限りではなされていないというふうに感じております。指摘した点のいくつかを掻い摘んで申し上げます。1つは、必要性が説明されていないことでありました。つまり既存の法律では守れずにこの法律では守れるという事例を1つも挙げるのが出来ていないことでもあります。どういう場合にこの法律のみ取り締まれるのか私には全く理解出来ません。で、先程明かせない情報があったように聞いていると、しかしそれは秘密だから知ることが出来ない、そういう説明であるならばですね何の証拠もないわけですし、しかもその明かすことの出来ない情報が国家にとって重要なものであったのか、あるいは権力者にとって重要であったのかさえも国民は判断することが出来ない。こんなことが許されているのかというふうに私は考えます。国が様々なものを秘密にするのは必要だからという議論がありますけれども、そうでない例はいくらでもあります。例えばアメリカがベトナム戦争を行う時にトンキン湾事件というのがありました。で、後でこれはフレームアップ、でっちあげだったということが公にされています。それからご存じのイラク戦争の時、大量破壊兵器があるとまあこういう情報が世界中に流されました。で、ブレア首相なんかはあの裁判にもかけられた、まあここに至っているわけですけども、これは権力にとって都合の悪いことを秘密として隠した最適の例です。これによって多くのアメリカ国民、イラン国民が命を落とし、未だに国の復興が成り立っていない。つまり国にとって大事な秘密というのは物の両面があるわけでありまして、当然守るべき秘密はあるでしょう。しかしその逆の秘密もあるでしょう。でこのバランスを調整するために何を求められるかといえば、当然一定の年限を経て、で適正に開示されること。最終的には国民の目にさらされることがその条件のはずであります。それが60年先、しかもその中でも7項目は永遠に秘密にすることも出来る、これほど問題を隠し続けるような条項の中で国民の知る権利は決して保証されないのではないかというふうに思います。以上をもって賛成討論といたします。

議長

反対討論はありませんか。

討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号「国民的議論を踏まえない特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のお

り決定することに賛成の方はご起立願います。

議 長 [賛成者起立]  
お座りください。  
起立少数です。従って発議第9号は否決されました。

議 長 追加日程第2 発議第10号「特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
4番 中村明美議員。

4番 中村議員 それでは特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書に対する趣旨説明をいたします。内容は意見書とほぼ同じであります。この特定秘密保護法が12月6日に成立しました。しかしこの審議の過程においては、国民の関心が高まり漠然たる懸念を表明する声も多くなりました。これは国民への説明が不足していたことによります。今なお法律の施行に対し不安を抱いている人が多くおります。従って政府においては法施行までに政府が今後の対応で公文書管理法の改正など国民との約束に対応していくこと。第三者機関の設置等の仕組みや整備を遺憾なく行い、国民の不安に対し懸念を払しょくできるよう丁寧に説明をしていくことを強く要請するものであります。議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願いたします。

議 長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
3番 本多昇議員

3番 本多議員 特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書に賛成する立場から討論いたします。特定秘密保護法は国民の知る権利の侵害、秘密の範囲の曖昧さなど、私も報道等の情報から懸念しております。しかし国家の機密を守ることも必要です。国民の知る権利を守っていくことも必要です。十分なチェック体制の確立と関連法の整備をし、国民が懸念している不安を払しょくしてから施行していただきたい。よって特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書に賛成いたします。全議員の賛同をお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 浜田議員 それでは意見の提案者に質問を行います。この意見書には国民への説明が不足であるというふうに記述してあります。そこで2点伺います。1つは提出者はこの特定秘密保護法が国民への理解が不足のまま施行されたと、採択されたというふうに認識しているのかどうか。それから2番目、であればこの法の中に瑕疵があるのかないのか、要するにこの法は完全であるのか、要するに法の中に欠陥があるのかあるいは無いと考えているのか、その2点についてお伺いいたします。

4番 中村議員 まず国民への説明ということですが、時間的には別にあの説明をするというか、審議の時間が短いとは感じておりませんし、説明もですね不足していたとはいう声が多い

ということで、そういうことがあるのだらうということで、この意見書になったわけでございます。あと国の中のこの法案に対して不備があるようには思っておりません。

議 長 他にありませんか。

議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。これから討論を行います。討論はありませんか。

9番 三浦議員 私は特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書に反対の立場で討論をいたします。先程提案説明がありましたが、国民への説明が不足したまま国会の審議が終了したと、施行にあたっては国民の多くが施行に対し不安を抱いているので慎重な運用をと、説明も不足しているというふうにありました。私はこのような内容で国民が理解をしていないと、不安を感じている、慎重審議を求めている中で、ただ慎重な運用を求めるという意見書では納得できません。また特定の秘密の指定における恣意性を排除するなどの適正な運用を資するため、独立した立場で検証する第三者の設置等の重層的な仕組みや関連法の整備を遺憾なく行い、国民の不安に対し懸念を払しょくすべく丁寧に説明をすることを強く要請するとありますが、このような内容であるからこそ廃止をし十分な国民の討論・議論を経て、その上での審議があれば、その中で成立するとなればそれはまた別であります。今の段階でこの法律そのものが成立したこと自体が問題であり、私は廃止すべきものと考えておりますので、この意見書には、この意見書を飯島町議会として提出することには反対をいたします。

議 長 賛成討論はありませんか。

7番 橋場議員 特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書に賛成の立場で申し上げます。この秘密保護法は必要であると考えております。国民の説明が不足したまま成立されたため国民の多くが不安を感じています。それは私もそうであります。その不安もマスコミ報道によるものが大きいと考えておまして、報道されているものが全てだとは思えません。国民の知る権利を守る必要もあれば情報を守る権利も必要であると考えます。バランスのとれた運用を明確にし、丁寧な説明をされることを求めます。成らぬことは成りません。このことによりこの意見書に賛成いたします。

議 長 他にありませんか。

5番 浜田議員 この意見書に反対する立場から討論を行います。この意見書では今後独立した立場で検証する第三者機関の設置や重層的な仕組み、こういったことが書かれていますけれども、この仕組み等については国会の審議中に再三指摘されたところであります。もしこの法律が適正なものであるならば、何故このことを条項に書き込まなかったのか、もうこの1点だけでこの法律の疑わしさは十分ではないでしょうか。ただの附則で努力義務として書いただけ、国民の知る権利を最も縛るべきポイントについて本来の条項の中に盛り込まなかった、このような秘密保護法は速やかに廃止されるべきであるというふうに考え、この意見書に反対いたします。

議 長 他にありませんか。

2番

坂本議員

私もこの秘密保護法の慎重な運用を求める意見書を飯島町議会として提出することには反対であります。先程中村議員の方からありました、法の中には欠陥があるのかないかという質問で、不備があったとは認めていないということでございますが、私はこの特定秘密保護法そのものに欠陥があると思っております。これを制定したことで国民やまた国家公務員など多くのまた情報に触れる人たちにとっては、プライバシーの問題やその他不備のある点があると思います。それとともに先程マスコミの取材で不安になっていると言いましたけれども、憲法学者は全ての歴史の中からあのあらゆる法律に関して研究をしている学者たちが、この特定秘密保護法ということ、この法案の内容に対して不備があるということを報道関係に言っております。それは事実だと大半が言っております。まあこれの中に賛成をしている学者は3, 500名を超えていると言っておりますので私はこれを議会全体の総意として国会に提出することに反対いたします。

議長

10番

折山議員

他にありませんか。

大事なあの法案の審議でありまして、先程からある議員から態度を表明するのなら本人の考え方を示せと、こういった強い要請に応じて発言をさせていただきますが、私はこの本意見書の議決に賛成する立場で討論申し上げます。本来、私はあの秘密っていうのは無いことが一番いいというふうに基本的には考えております。しかしながら今緊急したあのアジア情勢でありますとか、ご承知の通り情報戦争がもう世界中で行っておるわけでありまして、中国ではもう日本では予測できない程の頭脳集団がパソコンを駆使してインターネットを駆使して世界の情報を集めようとしておるわけでありまして、なんでそうしようとするか、自分、国防ということの中で如何にその情報というものが自国に有利なのか、これ認識しておるわけでありまして、従いまして従来先程来議論のありますように、従来法の中で抑制できる秘密の保持、これにはちょっと時代からいうと少し法整備の強化が必要ではないのかなという認識が働く方がこの法案の整備に入ってきたということでありまして、一方で先程議論のとおり、このことによりかつての大本営発表のように時の為政者の都合のいい情報だけが出されるそういう時代が来ては困る、この心配も当然であります。で、ここで先程の陳情の採択の時に委員長の方で申し上げましたのは、法案は既に通っております。しかもその国会はもう長期政権になる見込みが強いわけでありまして、この中で廃止を呼び掛けることも皆さんも大事かと思っておりますが、今の状況の中で何が効果的かという現実在即した手法を我々はとるべきではないか。その中ではやはり運用にあたって慎重であるべきだというこの意見書の趣旨に賛同して賛成するものであります。以上です。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号「特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書」の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立多数です。従って発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第11号「生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

議長

(議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番 折山誠議員。

10番

折山議員

それでは生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出に関わる提案趣旨の説明を申し上げます。先程来議論の中で大体出尽しているかと思いますが、重複しますがお聞きいただければと思います。生活保護基準の一部改正に伴い、政府は消費者物価指数の動向などを勘案して、主に保護世帯の生活費にあたる生活扶助基準を本年度から3年間で段階的に最大10%下げることと決定し、8月から適用されております。この見直しに関わる物価指数は生活保護世帯の消費動向の実態が反映されていない厚生労働省方式、これによるものでありまして、その点を多くの識者が指摘しているところでございます。詳細については先程申し上げている通りでありまして、特に影響しているのは電気製品、下落率70%を超えるようなこういったものが数字の中に反映している。方や生活保護世帯の食糧費に関わる支出のウエイトというものは3割にも及ぶものであります。この部分については上がっているものが多いわけでありまして、ベスト10の品目の中の9品目は食料品関係の品目でありまして、うち、先程申し上げました4つは野菜類であります。こういったことで直接今の物価は生活弱者に対して厳しい状況にあるということをお忘れはならないというふうに思います。今回の改定では子どものいる多くいる世帯、ここへの切り下げが大きく、この皆さんが特に影響を受けていくものになっております。もう1つ忘れてはならないのは、我々は生活保護世帯というとマスコミの報道をされてふてぶてしくテレビに映っているあの健康で頑丈そうな若い人たちをイメージしてはなりません。この対象者は高齢者であり、障がい者であり、子ども連れのいわゆる母子世帯であり、いわゆる生活困窮者の皆さんであることを忘れてはなりません。この皆さんの今申しているような、我々の生活の環境がさほど良くなっていない時期に関わらず、生きる権利の水準を引き下げていくというこの行為はこれは許してはならないというふうに考えます。以上の背景から憲法第25条に規定された理念を守るべく、この決定事項の見直しを国に強く求めていく、先程は多数の賛成でございましたが、ただいまの私の説明によりまして全会一致でこの案件をご議決いただきますようお願い申し上げます。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

9番 三浦寿美子議員。

9番

三浦議員

それでは生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書の提出について、賛成の立場で意見を申し上げます。折山議員の提案されました生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書は、私は先だっても一般質問の中でも質問をいたしました。生活扶助基準が引き下がることによって生活保護世帯、非常に今でも厳しい中、更に厳しいそうした状況が生まれてくるというふうに認識をしております。こんなことがあってはならないというふうに



思っております。また生活扶助基準は住民税の非課税基準となっているために、所得に応じて算定される国保税、介護保険料、利用料、保育料、就学援助費、高額医療費、高額介護サービス費など基準の引き下げにより影響を受けることとなります。所得は増えずに課税対象となり、更に連動して様々な制度で負担増あるいは利用ができなくなることが懸念されております。また国民の生活水準が下り最低賃金や年金にも影響すると言われております。生活保護制度は憲法25条で保障をされている最低限度の健康で文化的な生活を営む権利を保障する最後のセーフティネットであります。よって生活扶助基準を引き下げないよう見直しを求め、安心して生活できる生活保護制度の整備を求める意見書の提案に賛成をするものです。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから発議第11号「生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第4 発議第12号「介護保険制度の要支援者給付を市町村事業とすることに反対する意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
9番 三浦寿美子議員。

9番 三浦議員 それでは介護保険制度の要支援者給付を市町村事業とすることに反対する意見書を関係機関へ提出することについて提案説明をいたします。介護保険制度は平成12年4月に施行をされ、3年毎に改定をされてきました。厚生労働省の見直し案には要支援1・2の訪問介護、通所介護事業を介護保険制度から外し、市町村の支援事業に移管するという内容が盛り込まれております。今、平成27年度改定となる介護保険制度の見直し作業が社会保障審議会介護部会で行われております。12月下旬には答申が出される見通しであります。これは介護保険制度の根幹に関わる重大な問題です。この制度が実施されますと訪問介護、通所介護のサービスを低下させないためには飯島町の負担が必要となります。現在、訪問介護212件、3,900,000円、通所介護799件の28,000,000円が掛かっているというふうに、先日の一般質問でも町長答弁にありました。大きな財政負担と煩雑な事務が増加することとなります。また対象となる要支援1・2の人が受けられるサービスは市町村の財政力や裁量で格差が生まれることが懸念をされております。社会全体で介護を支える

制度として生まれた社会保障としての介護保険制度の目的から見ても、要支援1・2の訪問介護、通所介護は市町村事業にすることなく、介護保険制度の中で今まで通りの対応をするように求めるものです。関係機関に意見書を提出することを提案し、全員の皆様の賛同を求めます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
2番 坂本紀子議員。

2番 坂本議員 賛成の立場で意見を述べます。介護保険制度は先程も言われましたように2000年に施行され12年が経過いたしました。介護が家族や地域だけで支えるものではなく、社会が公的に介護高齢者等の介護、生活支援を行う介護の社会化を目指したのが介護保険制度の成立でした。しかし当初の3兆2,000億円余りから2008年に6兆4,000億円余りとなり、2025年には団塊の世代が後期高齢者となる介護保険財政がひっ迫する見込みとなっております。今年8月6日の平成23年度における介護改定を、今検討中の社会保障制度改革国民会議では社会化から自助への転化の考えの中で、負担増、給付抑制を打ち出しています。その中で要支援者を介護保険制度の給付対象から市町村の支援事業に委ねると提案されております。このことは先程から言われてます全国一律のサービスから市町村任せにしようとするもので、またこれがサービスの低下となる可能性もあり、また各市町村にある宅養老所や社会福祉法人などの運営にも影響されます。また事務上の負担も市町村負担となることが考えられます。よって介護保険制度の要支援者給付を市町村事業にすることに反対するものです。このような意見書を多くの方々の賛成で上げていただきたいと思っております。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

議長 1番 北沢議員 1点お伺いします。ここにあります市町村の財政負担や事務上の負担、この問題が強調されているわけですが、介護保険制度は介護保険料を払う皆さんの財源で運営されている部分もあるわけですが、介護保険制度そのものはこの市町村移管された場合に総額が減額になるのか、その点については今どんな審議がされているのかちょっと伺いたいと思います。

9番 三浦議員 ただいまの北沢議員の質問に十分に答えられるかどうか分かりませんが、現在、介護保険制度そのものから外そうというあの見直し案が政府の諮問を受けて、社会保障審議会の介護部会というところで審議をしている段階であります。であの国としては介護保険に関わる財源の今後の負担を減らしていく方向で検討をしている中での、まあ今回の介護保険の見直し案というふうには私は受け止めておりますので、実際に必要な利用に対してあの財源としては少なくなるのではないかというふうには私は思っております。

4番 中村議員 この市町村の財政負担や事務上の負担が増加させるものであり、サービスの市町村格差を生むことが懸念されるということが書かれております。私のこの社会保障制度審議会の現状の中の案の中には、財源的なものはですね移行後も介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらないというふうにあるんですが、この懸念されるこの元はど

9番  
三浦議員

こから見られるのかお聞きいたします。

今回の制度の示されている制度の案の中で示されているものは、今までは要支援そのものが全て介護保険から外される方向で検討が途中まではされてきました。その中で介護事業に関わる関係者の皆さん、また市町村の中でのそれは反対だという大きな声が続々と上がってきまして、そういう中で訪問看護、リハビリなどなど、そうしたものについては介護保険の制度の中から要支援を外すことは撤回したというような状況もあります。そして一番、90%近くが介護保険のあの制度の中での利用の中に、持ち出しになるものは訪問介護と通所介護、いわゆる訪問ヘルパー制度とサービスとそれからデイサービスですね、その部分が非常に大きなお金が介護保険制度の費用の中から持ち出されるということで、その点について出来るだけ歯止めをかけたいというのが政府の方針だというふうに受け止めております。そうした中でこの市町村の財政の負担、事務事業の負担というのは先だって私の一般質問の中で町長も答弁しておりますが、非常に事務的には煩雑な事務が求められているというふうにお聞きをしておりますし、懸念をしているというふうに受け止めております。また市町村の格差という点ではこの事業そのものが介護保険制度から訪問介護と通所介護は介護保険制度そのものから外れるということですので、これはあの例え国からの交付があるとしても、この事業そのものに対して必要なだけの財源が町に来るというような保証は全くありませんし、そうしたことが今現在審議をされているということですので、あの定かなことを私がこう決まりましたということはこの場では言えませんのでよろしくお願ひします。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号「介護保険制度の要支援者給付を市町村事業とすることに反対する意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って発議第12号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長

それでは12月議会定例会の閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。去る9日から本日まで9日間の会期をもって開催をされました12月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。併せて議案審議や一般質問を通じていただきました貴重なご意見ご提案などを胸に留め置きまして、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと考えております。

さて、国政においては多くの国民世論が十分な審議と説明もなく、反対や拙速、独善的な手法であるとの思いもむなしく、その意に反して特定秘密保護法案が可決成立をいたしました。このことに対してその手法において今後の国民本位の政治を行うとした安倍政権の政治姿勢に一抹の不安を感じているところではありますが、いずれにいたしましても成立後の記者会見で安倍総理自身ももう少し丁寧な説明をすべきであったというふうに言うておりますように、この法律の施行、運用にあたっては当議会でも先程意見書採択をされたけれども、国民への十分に説明責任を果たし真の国民益のために慎重な、後世に禍根を残すことのない対応を求めるものでございます。またこの12日に政府の税制調査会は平成26年度税制改正大綱を決定をいたしました。内容的には消費税率アップの影響に対応する個人、法人の所得税、住民税、自動車税、軽自動車税をはじめ国民生活や地方の行財政運営に係る様々な部分での負担の増減、それぞれ要素があるわけではありますが、いずれにいたしましても新年度予算編成を控えて交付税を始め地方行政推進に係る地方財源の確保のために、国は最大限の配慮を行うとともに、そのこと強く要望をしております。一方、シンガポールにおいて開催をされましたTPP交渉の閣僚会合が、この10日、年内合意を断念した形で閉幕をいたしました。最大の焦点となっております輸入品にかかる関税の撤廃問題であります。日本政府は米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖などの重要5項目はこれまで聖域として強く主張し、関税撤廃の例外にする方針でありましたが、アメリカなどとの交渉では未だに合意に至っておりません。来年1月に再び閣僚会合が開かれるとのことではありますが、日本の米などは国の根幹を成す農産物として、農家ひいては日本国民の暮らしを守るためにも何としても関税撤廃の例外にすべく、今後も強く主張をしていってほしいと考えております。

さて、今年是国内においては伊豆大島をはじめ全国各地で痛ましい大きな自然災害がありました。一方、国外においてはフィリピンを猛烈な台風が襲い、高波による甚大な被害が発生をいたしました。このような状況ではありましたが、幸いにも当町においては春の凍霜害以外には自然災害がなかったことに心から感謝とともに一安心をしているところであります。

ところで今年1年の世相を表す漢字としては「輪」という字が選ばれました。日本全体が輪と成ったチームワークで、2020年東京オリンピックや富士山の世界遺産登録が決定をしたこと、台風や豪雨などの災害で支援の輪が広がったこと、東北地方の団結で東北楽天ゴールデンイーグルスが初の日本一になったことなどが理由に挙げられております。この漢字を揮毫した清水寺の森清範貫主は、国民が1つの輪になってこの困難な時代を乗り切っていく心を持ってほしいと言っておられます。まさに飯島町におきましても行政と議会がこの車の両輪である2つの輪「輪」となって、町のため町民のために取り組んでいかなければならないという思いを改めて強く感じたこの一文字でございます。

さて今年も余すところ2週間となりました。迎える平成26年は災害のない平穏で明るい年となることを切に願うところであります。年明け後にはロシアのリゾート地ソチにおいて2月7日から23日まで冬季オリンピック、3月7日から16日までは冬季パラリンピックが開催されます。日本人選手の頑張り活躍を期待し、そのことにより日本全国がより明るくなることを大いに期待をいたしておるところでございます。

最後になりましたが、議員各位にはこの1年間のご苦勞ご協力に対しまして心からお礼

を申し上げますとともに、いよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。12月議会定例会閉会のごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成25年12月飯島町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

午後 0時30分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員